

弘前市歴史の風致維持向上計画

(第2期)



平成31年3月策定

令和2年3月変更

令和3年3月変更

令和4年3月変更

令和5年3月変更

目次

序章

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画策定の体制	2
(1) 体制	2
(2) 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会	3
4. 計画策定の経緯	4

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境	6
(1) 位置	6
(2) 地形・地質	7
(3) 気象	8
2. 社会的環境	9
(1) 市域の変遷	9
(2) 土地利用	10
(3) 人口動態	11
(4) 交通機関	12
(5) 産業	13
(6) 観光	16
(7) 食文化	17
3. 歴史的環境	18
(1) 古代	18
(2) 中世	19
(3) 近世	20
(4) 近代	22
(5) 現代	38
(6) 弘前の歴史にゆかりのある人物	41
4. 文化財の分布状況	45
(1) 指定等文化財の分布状況	45
(2) 国指定等の文化財	47
(3) 県指定の文化財	55
(4) 市指定の文化財	60
(5) 指定等文化財以外の文化財	62

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

1. 維持・向上すべき歴史的風致	65
2. 維持・向上すべき歴史的風致の内容	66
(1) 弘前さくらまつりに見る歴史的風致	66
(2) 弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致	83
(3) 宵宮に見る歴史的風致	100
(4) 津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致	115
(5) お山参詣に見る歴史的風致	126

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	135
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題	135
(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する課題	136
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題	136
2. 既存計画との関連性	137
(1) 弘前市総合計画	137
(2) 弘前市都市計画マスタープラン	138
(3) 弘前市景観計画	139
(4) 弘前市中心市街地活性化基本計画	141
(5) 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画	142
(6) 弘前農業振興地域整備計画	143
(7) 史跡津軽氏城跡保存管理計画	143
(8) 史跡大森勝山遺跡保存管理計画	144
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	145
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針	145
(2) 歴史的建造物や街並みと調和する周辺環境の整備に関する方針	145
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針	145
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	146

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の位置及び区域	147
(1) 歴史的風致の分布	147
(2) 重点区域の位置	149
(3) 重点区域の区域、名称及び面積等	150
2. 重点区域の指定の効果	156
3. 良好な景観の形成に関する施策との連携	157
(1) 都市計画	157
(2) 景観計画	160

(3) 屋外広告物条例	162
(4) 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区	165
(5) 史跡津軽氏城跡保存管理計画	166
(6) 青森県立自然公園条例	167
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	
1. 弘前市全体に関する方針	168
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	168
(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針	169
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	170
(4) 文化財の周辺環境に関する方針	171
(5) 文化財の防災に関する方針	172
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	172
(7) 埋蔵文化財（史跡含む）の取り扱いに関する方針	173
(8) 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制	174
(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の 状況及び今後の体制整備の方針	176
2. 重点区域に関する具体的な計画	177
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	177
(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画	180
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	182
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	183
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	184
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	187
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画	189
(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の 状況及び今後の体制整備の具体的な計画	190
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針	191
2. 歴史的風致の維持向上に資する事業	194
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び管理の指針 となるべき事項	
1. 歴史的風致形成建造物の指定方針	216
2. 歴史的風致形成建造物の管理方針	223
参考資料	226

序章

1. 計画策定の背景と目的

弘前市は、津軽の統一を遂げた弘前藩の藩祖津軽為信つがるためのぶがこの地に築城を計画し、弘前のまちの礎を築いて以来、約400年に及ぶ歴史の中で、岩木山を始め四季折々の装いをまとう豊かな自然や、弘前城を始めとした藩政期の歴史的建造物、明治・大正期の洋風建築など多くの地域資源が、各時代の趣を伝えながら調和することで歴史的な街並みを形成している。また、これらと一体となり繰り広げられる歴史や伝統を反映した人々の活動が加わることで、弘前ならではの風情、情緒、佇まいが醸し出されている。これら先人によって培われてきたかけがえのない資産は、市民に誇りや愛着といった郷土愛を育むほか、弘前を訪れる多くの人々を惹きつける魅力にもなっている。

市は昭和53年(1978)の弘前市仲町伝統的建造物群保存地区なかちょうの選定を大きな契機として歴史的街並みの保全を図り、歴史まちづくりに取り組んできた。バブル期を経て、歴史的な街並みの変化が目立つようになり、平成2年(1990)には独自に都市景観条例を制定するなど景観政策に取り組んできたが、地域資源を最大限に活かした魅力あるまちづくりを進めるために、都市計画、文化財保護、農林政策などの政策領域を越えた連携、横断的・複合的な視点での施策の展開が必要不可欠となっていた。

平成20年(2008)5月、国では、歴史上価値の高い建造物と、そこで営まれる人々の生活により創り出される良好な環境を維持、向上させ、都市の健全な発展及び文化の向上を目的として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)」を制定した。

当市は第1期計画となる「弘前市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成22年(2010)2月に国の認定を受け、計画に基づいた歴史的風致の維持及び向上に関する事業に10年間取り組んできた。

取組では、旧第八師団長官舎(弘前市長公舎)、旧紺屋町消防屯所等、歴史的建造物の保存修理によりその後の活用につなげたほか、無電柱化や道路等の修景など、景観の向上に関する事業、祭礼行事や伝統工芸の継承にかかる支援、弘前城石垣整備事業や弘前城築城400年祭など歴史景観資源の啓発に関する事業等を実施してきた。

その結果、歴史資源や景観に関する市民の意識の向上、外国人観光客の増加が見られるようになった。

一方で、少子高齢化や人々のライフスタイルの変化により、歴史的建造物及び周辺環境の保全への対策や、当市ならではの伝統産業や伝統文化に携わる人材の不足など、その対策が求められていることから、第1期における課題を整理し、弘前特有の歴史

序章

的風致を後世に伝えるべく市民とともに歴史まちづくりをさらに推進するため、第2期計画を策定するものである。

2. 計画期間

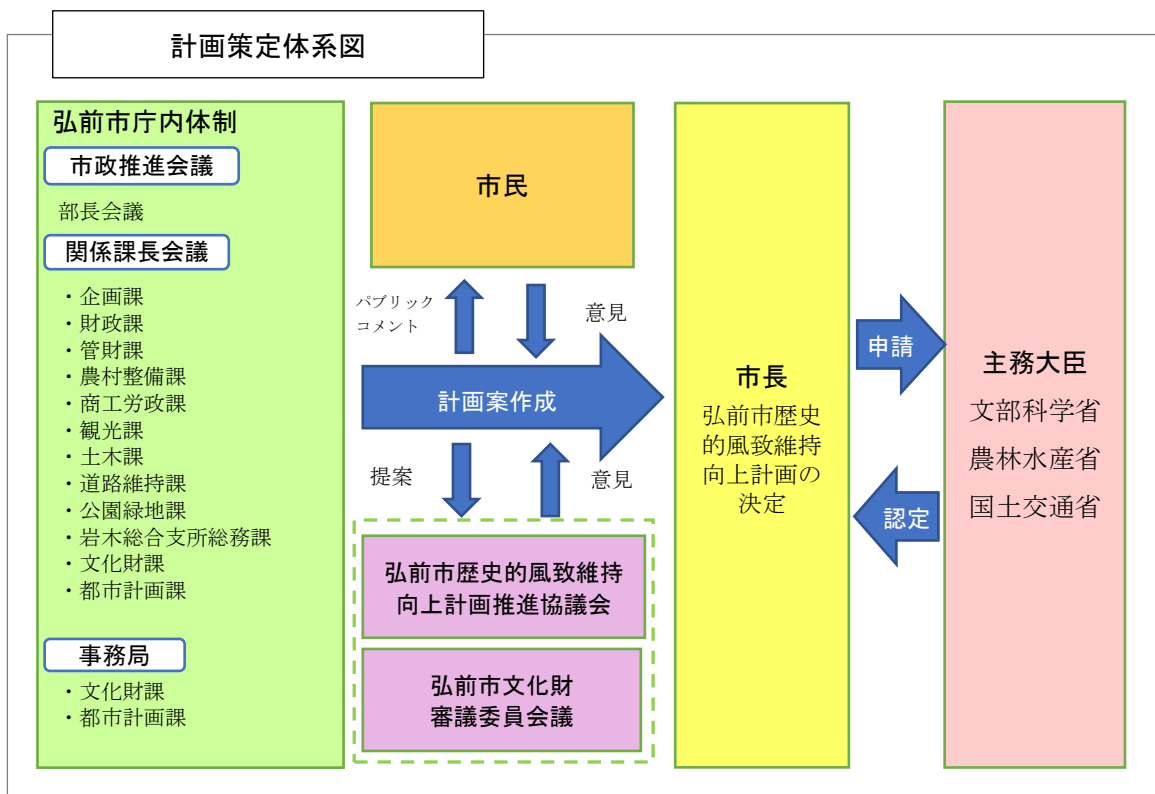
本計画の期間は、平成31年（2019）度から令和10年（2028）度までの10年間とする。

3. 計画策定の体制

(1) 体制

本計画の策定にあたっては、事務局である都市計画課と文化財課の連携により計画案の検討・作成を行い、庁内の関係部局による検討を行った。

また、法定協議会である弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画案の検討を行うとともに、弘前市文化財審議委員会への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見等を経て策定を進めた。



(2) 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会

法定協議会である「弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置している。

【弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会委員名簿】

委員の構成	所属等	氏名
学識経験のある者	弘前大学特任教授 弘前大学教育学部講師	瀧本 壽史 大谷 伸治
重要文化財建造物等の所有者等	長勝寺 石場旅館所有者 弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会	須藤 龍哉 石場 久子 今井 二三夫
青森県の職員	青森県都市計画課長 青森県文化財保護課長	田中 秀樹 稲葉 克徳
公共団体等を代表する者	(協)弘前文化財建築研究所 (公社)弘前観光コンベンション協会 (一財)弘前市みどりの協会	澤口 正光 小笠原 清寿 小林 勝
公募による市民	公募委員 公募委員	葛西 茉莉 小山 秀晃
市の職員	弘前市都市整備部長 弘前市教育部長	天内 隆範 成田 正彦

令和5年(2023)3月現在

4. 計画策定の経緯

【第1期計画】

日付	項目（会議名など）	主な内容など
平成20年（2008）11月4日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行	
平成21年（2009）12月22日	歴史まちづくり計画の認定申請	
平成22年（2010）2月4日	歴史まちづくり計画の認定	
平成23年（2011）3月30日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成24年（2012）3月28日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成25年（2013）3月29日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成26年（2014）3月7日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第1回 変更申請
平成26年（2014）3月31日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第1回 変更認定
平成27年（2015）3月31日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成28年（2016）3月18日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第2回 変更申請
平成28年（2016）3月31日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第2回 変更認定
平成29年（2017）11月28日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第3回 変更申請
平成29年（2017）12月8日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第3回 変更認定

【第2期計画】

日付	項目（会議名など）	主な内容など
平成30年（2018）6月28日	関係課長会議	
平成30年（2018）12月7日	弘前市歴史的風致維持向上計画 推進協議会	
平成30年（2018）12月5日 ～平成31年（2019）1月4日	パブリックコメント	
平成31年（2019）2月6日	市政推進会議	
平成31年（2019）2月14日	文化財審議委員会議	
平成31年（2019）2月26日	歴史まちづくり計画の認定申請	
平成31年（2019）3月26日	歴史まちづくり計画の認定	
令和2年（2020）4月1日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和3年（2021）3月31日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和4年（2022）3月10日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和5年（2023）3月3日	歴史まちづくり計画の（変更） 認定申請	第1回 変更申請
令和5年（2023）3月30日	歴史まちづくり計画の（変更） 認定	第1回 変更認定

序章



岩木山

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1)位置

弘前市は、青森県の南西部、津軽平野の南部に位置し、市域は 524.20 km²、東西に約 37.6 km、南北に約 32.7 kmの広さを有している。

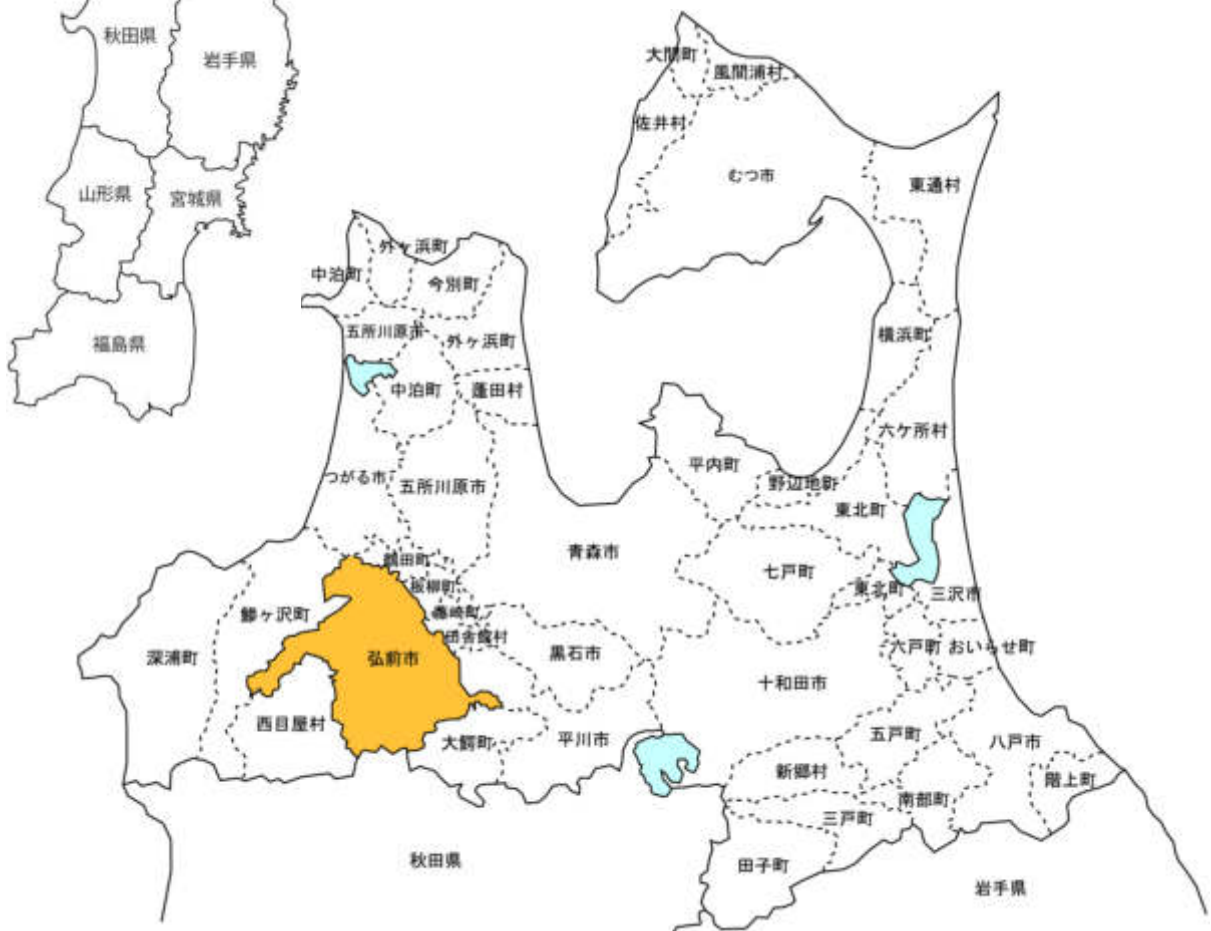
北はつがる市、鶴田町、板柳町、南は大鰐町、秋田県大館市、東は藤崎町、田舎館村、平川市、西は鱒ヶ沢町、西目屋村と接している。

東経 140 度 9 分～140 度 36 分、北緯 40 度 28 分～40 度 45 分に位置する。

【東北六県位置図】



【青森県内市町村位置図】



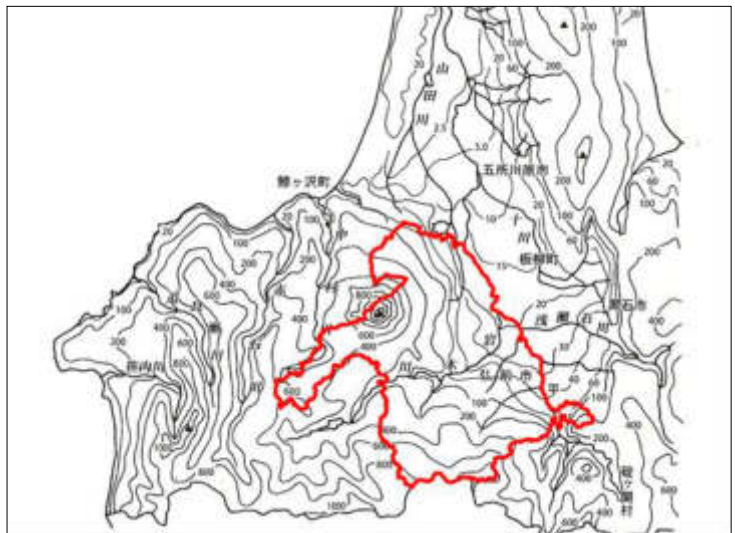
(2) 地形・地質

東側は奥羽山脈の八甲田連峰、西側は「津軽富士」とも呼ばれる霊峰岩木山、南側は、秋田県にまたがり世界遺産に登録されている白神山地に囲まれ、盆地状をなしている。

市内は、低地から台地、丘陵地、山地と変化に富んだ地形を示し、平野部には、白神山地に源を發し、やがては、十三湖を経て日本海に注ぐ岩木川が流れている。岩木川には、平川と浅瀬石川が合流しており、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の田園地帯となっている。また、平野部周辺の丘陵地帯には、生産量日本一を誇るりんご園地が広がり、それを取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれている。



弘前市周辺の地形

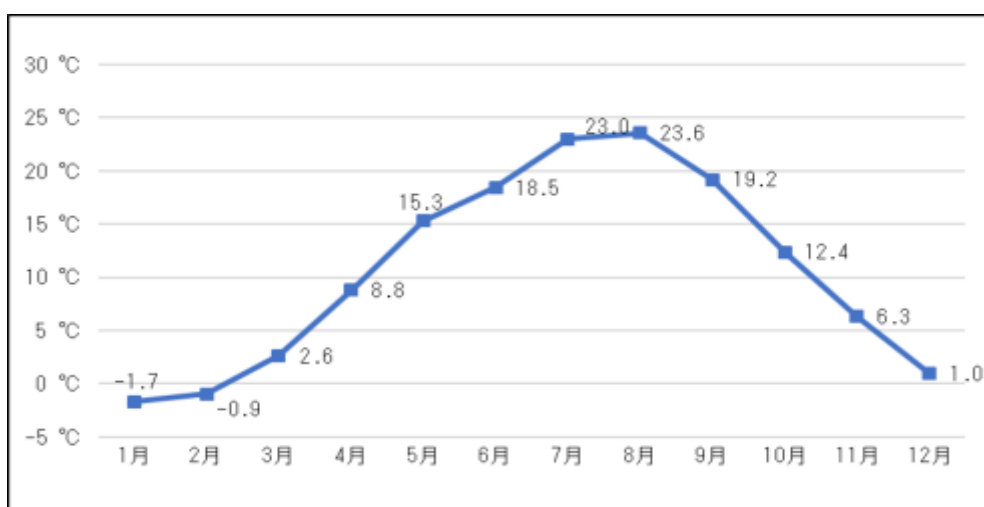


標高図

地質は、岩木山地には火山噴出物のいわゆる火山泥流が分布し、低地（平野）には岩木川及び平川によって運ばれた沖積堆積物（ちゅうせきたいせきぶつ）がかなり厚く発達しており、これら両地質は人工による地質変更が容易であるという特質を持っている。また、南部丘陵地帯はシルト岩からなり砂岩・酸性軽石凝灰岩・礫岩を挟む東目屋層と呼ばれる特徴的な固形堆積物によって覆われている。弘前台地を形成する第四系洪積統（こうせきとう）の地層は氷河時代の堆積物で、未固結の礫、砂及び粘土からなっている。

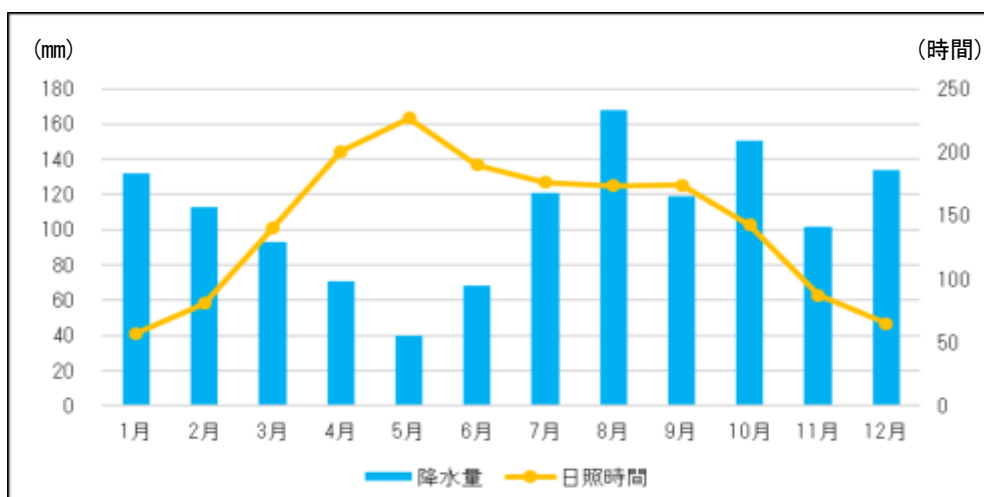
(3) 気象

日本海側の内陸部に位置する弘前市の気候は、平成25年(2013)から平成29年(2017)までの年平均気温は10.7度、平均年間降水量は1,312.1mmで、夏は梅雨の影響が少なく比較的乾燥して気温が高いものの、冬は季節風の影響で西北西の風が強く、降雪量が多いという日本海側特有の気候となっている。また、三方を山に囲まれている内陸の盆地地形にあるため、気温の年較差が大きいことも特徴である。全国有数の豪雪地帯と言われている青森県にあっては、比較的温暖で恵まれた地域である。



【月別の平均気温(平成25年(2013)～平成29年(2017))】

(資料:気象庁)



【月別の平均降水量と平均日照時間(平成25年(2013)～平成29年(2017))】

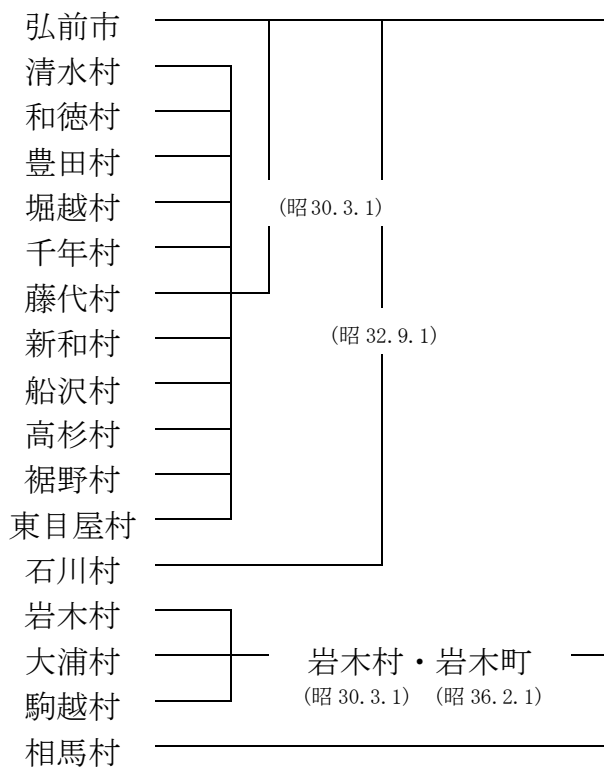
(資料:気象庁)

2. 社会的環境

(1) 市域の変遷

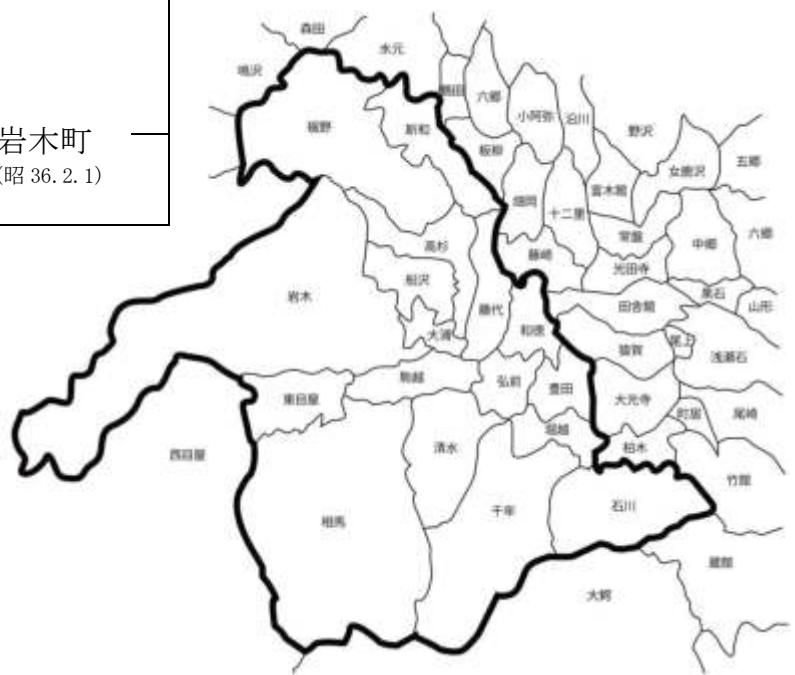
明治22年(1889)4月に市町村制が実施され、全国30市とともに市制を施行し、本県の中核的役割を果たしてきた。昭和30年(1955)、32年(1957)には、周辺12町村と合併。平成18年(2006)2月には、弘前市、^{いわきまち}岩木町、^{そうまむら}相馬村の3市町村が合併し、現在の新しい「弘前市」が誕生した。

明治22年(1889)
市制町村制施行
当時の名称



弘前市
(平18.2.27)

<合併前の市町村位置図>

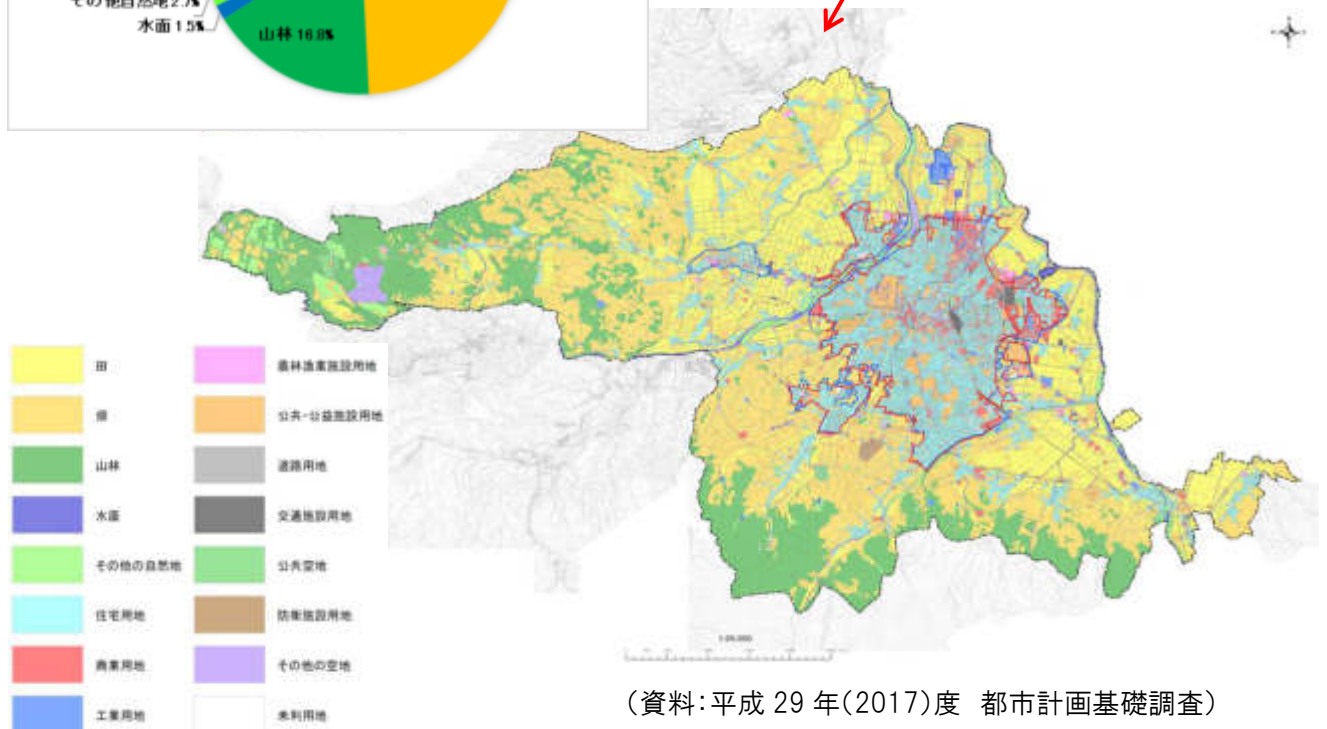


(2)土地利用

本市の土地利用は、大きく、都市部、農村部、山間部の3つに区分される。都市部は、旧弘前市と旧岩木町の市街地部分で、旧弘前市の市街地は、さらに中心市街地とその周辺に広がる市街地に分かれる。

都市計画区域は、市内全域 52,420ha のうち、約 34%にあたる 17,897ha を指定しており、その内訳は、田畑が 49.2%、山林が 16.8%、住宅用地が 14.2%、商業用地が 2.4%、工業用地が 0.9%、公共・公益施設用地が 3.5%等となっている。

【都市計画区域内土地利用状況割合】



(資料:平成 29 年(2017)度 都市計画基礎調査)

(3)人口動態

明治22年(1889)4月1日に、全国30都市とともに市制を施行した当時の人口は約31,000人で、その後、昭和30年代の近隣町村との合併により、150,000人台となった。平成18年(2006)2月27日、弘前市、岩木町、相馬村の合併を経て、平成30年(2018)4月1日現在は約172,500人となっている。

国勢調査によると、平成7年(1995)をピークに人口が減少傾向に転じている。65才以上の割合も年々増加しており、平成27年(2015)には29.4%にまで上昇しているなど、人口減少、少子高齢化の現象が顕著^{けんちよ}となってきた。

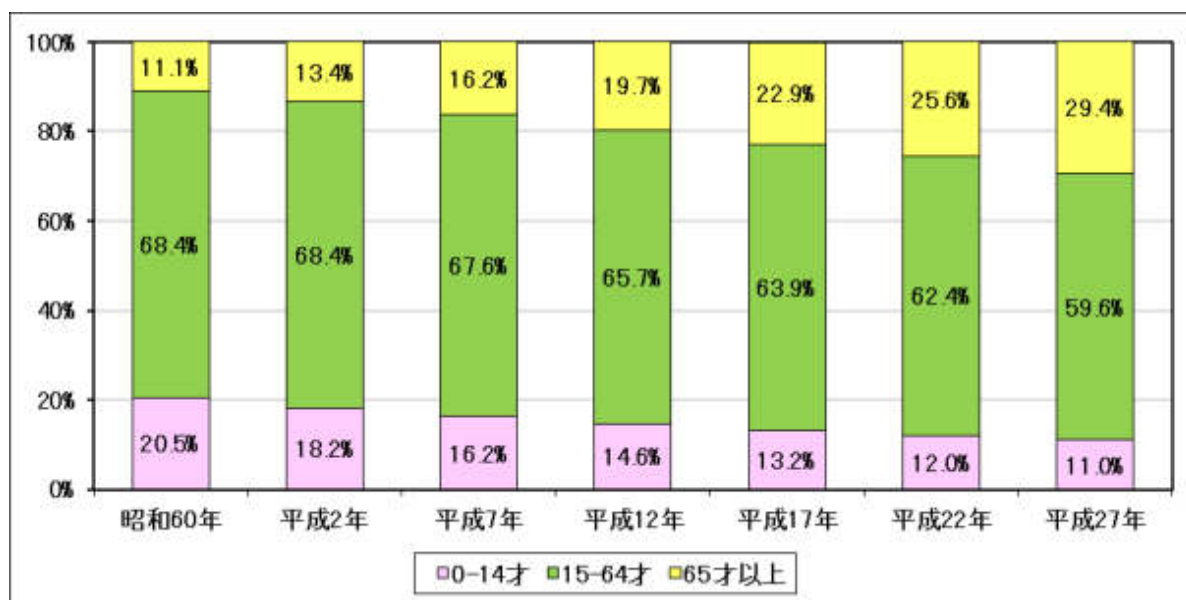
【人口の推移(年齢別)】

(単位:人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0-14才	39,630	34,703	31,465	28,251	25,051	21,829	19,410
15-64才	132,014	130,750	130,944	126,925	120,732	113,183	105,062
65才以上	21,341	25,591	31,451	37,954	43,199	46,401	51,830
合計	192,985	191,044	193,860	193,130	188,982	181,413	176,302

※年齢不詳は含まない。

【年齢別人口構成比率】



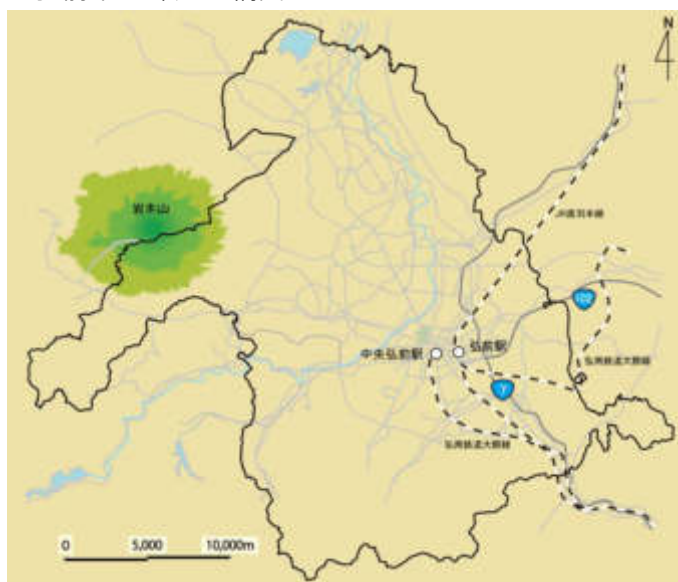
(資料:国勢調査)

(4) 交通機関

広域的な道路網として、東北自動車道が国道102号と黒石^{くろいし}インターチェンジで、国道7号と大鰐^{おおわに}・弘前インターチェンジでそれぞれ連結している。また、市内東部を南北に縦貫する国道7号は青森市と秋田市を結んでいる。市の中心部から、主要地方道、県道が農村部、隣接市町村に向けて放射状に伸びている。

公共交通機関では、鉄道がJR奥羽本線の弘前^{おうま}駅は青森市、秋田市方面と、さらに、弘南鉄道弘南線の弘前^{こうなん}駅は黒石市と、弘南鉄道大鰐線の中央弘前駅は市の南部地域及び大鰐町と結んでいる。また、バスはJR弘前駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏や仙台市、盛岡市をつなぐ高速バスが運行されているほか、市街地及び農村部や隣接市町村を結ぶバスルートが高密度に形成されている。

<弘前市近郊交通網図>



<弘前市広域交通網図>



(5) 産業

当市は、日本一の生産量を誇るりんごを始めとする第1次産業を中心に、第2次、第3次産業との結合を図りながら、地域資源を最大限活用した産業の振興を図っている。

産業別就業人口比率の推移を見ると、第3次産業が増加傾向であるのに対して、第1次産業は減少傾向にある。ただ、第1次産業就業者の割合は、平成27年(2015)度の全国平均(4.2%)と比較すると3倍超(15.4%)と高くなっている。

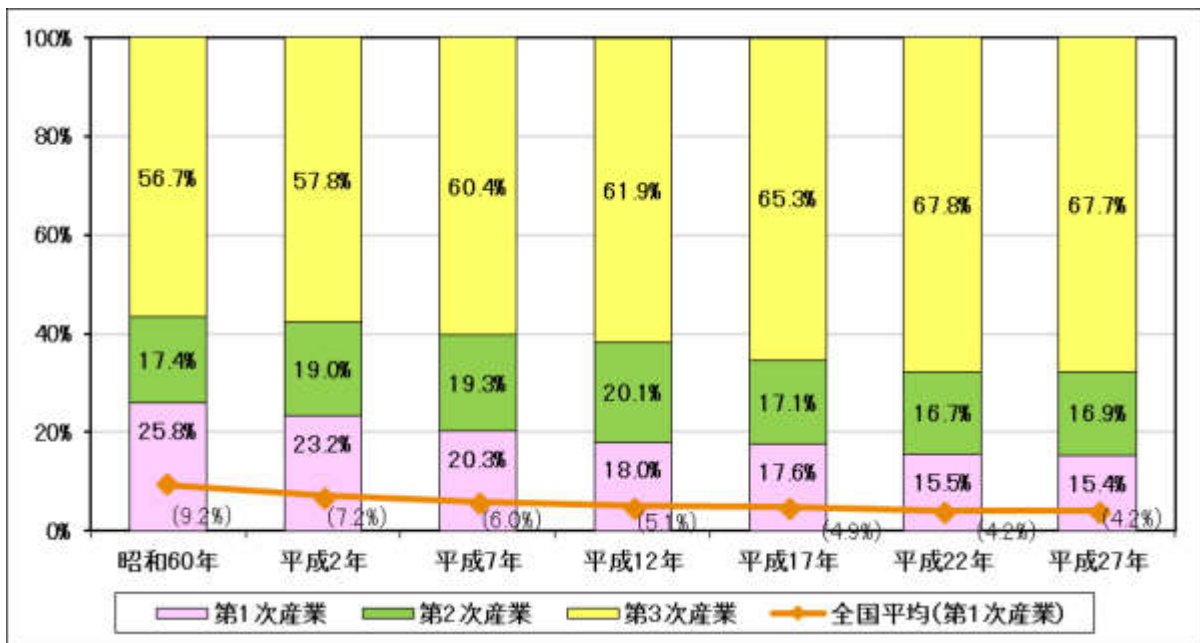
【産業別就業人口の推移】

(単位：人)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	23,353	21,584	19,526	17,211	15,853	12,670	12,316
第2次産業	15,758	17,666	18,591	19,137	15,330	13,609	13,579
第3次産業	51,294	53,671	58,036	59,016	58,644	55,357	54,242

※分類不能の産業を除く。

【産業別就業人口比率】



(資料：国勢調査)

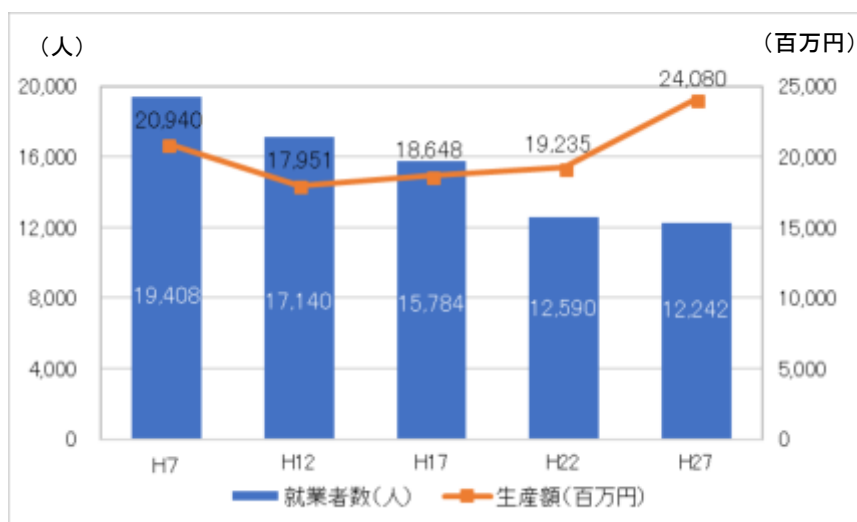
① 農業

当市は豊かな自然に恵まれ、古くから米とりんごが生産されてきた。特に明治期以降のりんごについては、全国のりんごの約20%を生産するなど、全国有数の農業都市となっている。また、米は県内有数の良質米地帯だが、生産調整の強化により作付面積は減少傾向である。このほか、モモなどの果樹やトマト、枝豆、大豆など多彩な食糧が生産されている。

農業就業者数は年々減少しており、平成7年（1995）から平成27年（2015）まで20年間で7,166人減少しているが、農業生産額については年代により増減が見られ、一方的な減少とはなっていない。



【農業就業者数・生産額の推移】

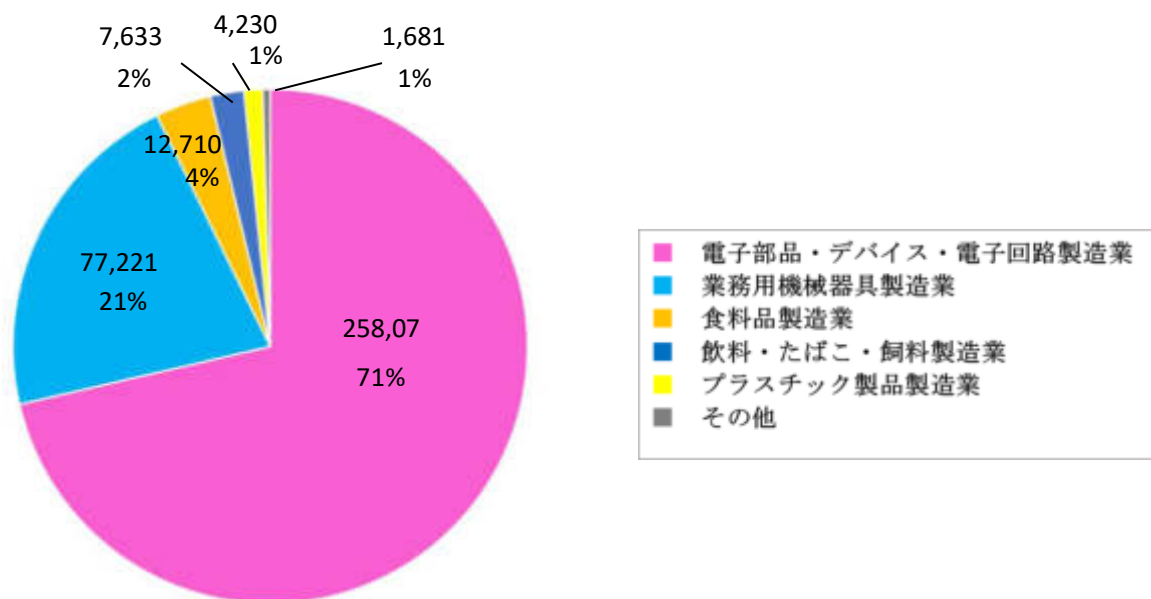


(資料:国勢調査、青森県市町村民経済計算)

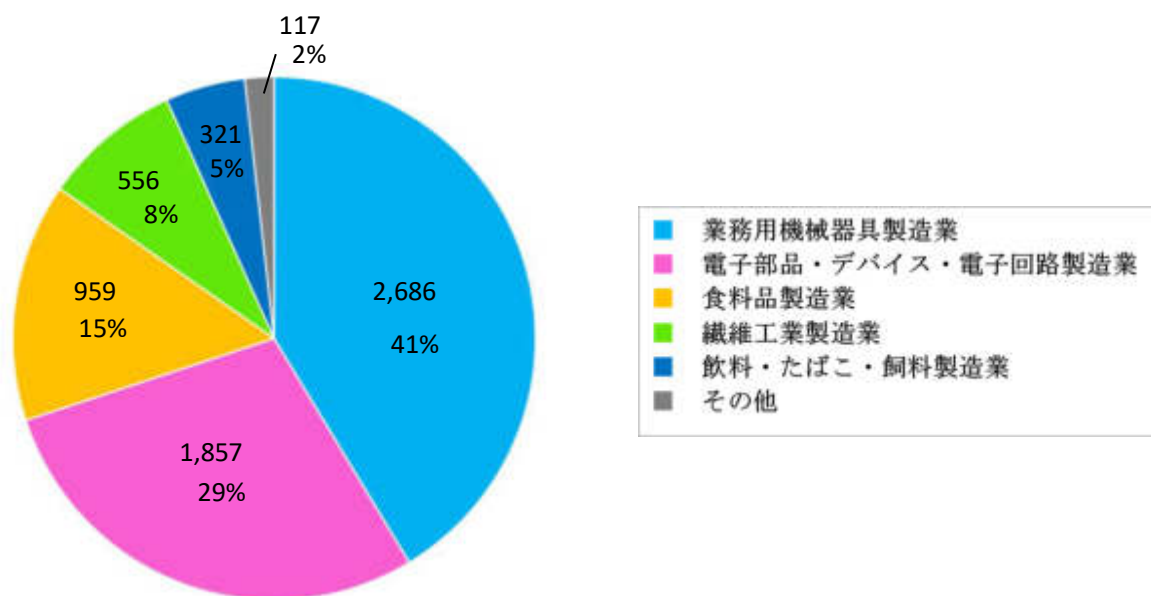
② 工業

当市における従業員4人以上の事業所数は、153事業所、製造品出荷額等が多い産業は「電子部品・デバイス・電子回路」「業務用機械器具」で全体の8割を超え、従業員数は5割を超える。この多くが誘致企業によるもので、本市における主要産業となっている。次いで「食料品」、「飲料・たばこ・飼料」となっている。

【製造品出荷額等】(百万円)



【従業者数】(人)



資料：平成30年青森県の工業（工業統計調査結果書）

(6) 観光

本市は、弘前城跡を始めとする歴史遺産と美しい自然に囲まれており、豊かな観光資源を有している。春は毎年200万人を超える市民や観光客で賑わう「弘前さくらまつり」、夏は「弘前ねぶたまつり」、秋には「弘前城菊と紅葉まつり」や「お山参詣^{やまさんけい}」、冬は北国の冬を楽しむ「弘前城雪燈籠まつり」と、四季それぞれの情緒豊かなまつりを主体として、通年観光を推進している。

当市の観光の拠点となる「弘前市立観光館」は弘前城追手門の向かいに位置し、観光客や市民に観光情報の提供や、伝統工芸品の販売、郷土料理のレストランなどを併設し年間約51万5千人が訪れている。

相馬地区にあるロマンチックピアスキー場は初～中級のファミリー層向けで年間約1万5千人が利用、岩木地区にある岩木百沢スキー場はファミリー層向けコースに加え、中～上級者向けのコースを兼ね備え、年間約3万1千人が利用し、北国の大自然を満喫できる施設として人気となっている。

また、近年では観光客のニーズが多様化し、歴史や自然だけでなく地域の生活文化そのものも魅力となっており、ガイドとめぐるまちあるき観光も盛んになっている。平成29年(2017)の青森県観光統計及び市観光課によると、同年には約224万人の観光客が弘前市を訪れ、約41万5千人が市内に宿泊している。



弘前さくらまつり



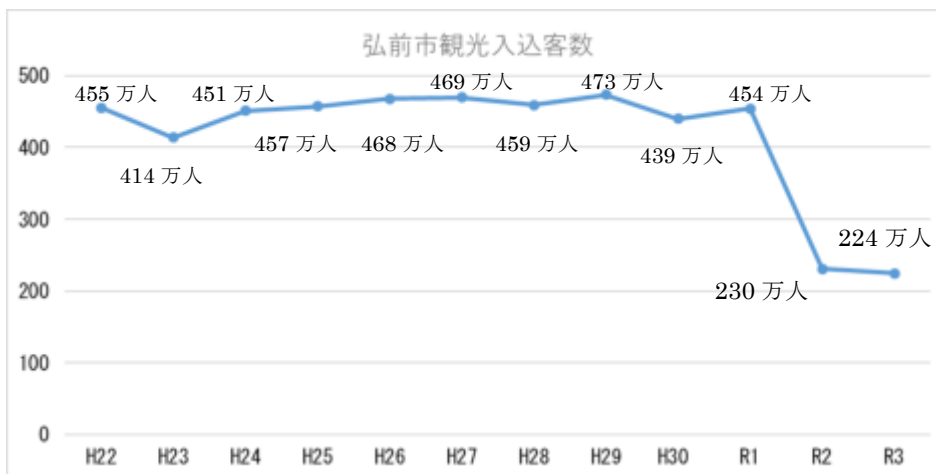
弘前ねぶたまつり



弘前城菊と紅葉まつり



弘前城雪燈籠まつり



(資料：青森県観光入込客統計)

(7)食文化

■^{だけ}嶽^{いわき}きみ

^{だけ}岩木山麓、^{だけ}嶽高原で栽培されるトウモロコシは昼夜の寒暖差が生み出す甘みと濃厚な味わい。収穫期には農家の直売所が道路沿いに並び、買い求めるお客さんで麓まで混雑する。



■いかめんち

イカのゲソを包丁でたたき、玉ねぎ、にんじん、小麦粉等と混ぜて揚げる家庭料理。



■^け粥の汁

にんじん、大根、ゴボウ、ワラビ、しみ豆腐、こんにゃくなどを1センチ角に切り煮込み、大豆を入れて、味噌で味付けする煮込み料理。



■ミズ（山菜）の水物

ミズに生姜や細切り昆布を入れ、出汁で食べる。



■大王

白あんを食紅などで染め、型で抜いた津軽の駄菓子で、^{えんま}闇魔大王が書かれた板紙のクジを引くと「子」か「親」が書かれており、「親」を引くと大きなサイズの菓子をもらえる。



■お稲荷さん

津軽の稲荷ずしは甘く、紅ショウガで赤く色着いている。



■カラncaranアイス

青いリヤカーで、宵宮や学校の運動会、弘前公園や岩木山神社等で売っているシャーベット。



3. 歴史的環境

(1) 古代

1 津軽地方の形成

弘前における人類最古の痕跡は後期旧石器時代までさかのぼり、岩木山北東麓にある史跡大森勝山遺跡ではナイフ形石器（県の指定有形文化財（考古資料））等が出土している。また、ここからは、全国で唯一全容が明らかな縄文晩期初頭から中葉の環状列石が確認されている。

縄文時代の遺跡では、後期の代表的な遺跡として、弘前市十腰内の十腰内(2)遺跡がある。ここからは、線で描かれた文様を主体とした土器や重要文化財に指定されているイノシシ形の土製品が発見されている。

弥生時代では弘前市三和の砂沢遺跡から、日本最北の水田跡が発見され、この時期（紀元前3世紀頃）には稲作が行われていたことを示している。なお、出土した土器や石器・土製品が重要文化財に指定されている。

平安時代には平野部から農耕を営む集落跡が数多く発見されており、また、岩木山北麓では大規模な製鉄遺跡が発見されている。なお、市内からは蕨手刀¹も発見されているが、この遺物は集団の中で長として権力を保持していた者が存在していたことを示している。「津軽」という地名は、『日本書紀』に「津刈」・「津軽」・「都加留」・「東日流」などと書かれているが、『日本書紀』に、斉明天皇元年（655）の津茹蝦夷6人に冠位を授けたとあるのが初出である。なお、阿倍比羅夫や坂上田村麻呂などの蝦夷討伐にかかわる伝説を持つ土地や社寺が数多くあるが、津軽地方が明確に陸奥国に属したのは、12世紀頃と考えられている。

<弘前市遺跡位置図>



十腰内(2)遺跡から発見された猪形土製品

¹ 奈良～平安時代初期に使われた鉄製の刀で、柄頭が早蕨(さわらび)の芽を巻いた状態に似ていることからこう呼ばれた。

(2) 中世

1 安藤氏と津軽氏

文治5年(1189)源頼朝が奥州合戦を制するが、同年12月に平泉の藤原氏に属していた大河兼任が大規模な反乱を起こした。大河軍は津軽地方などで合戦を続けたが、「有多宇末井の梯」(現・青森市)において敗北した。以後、奥州惣奉行制によって津軽地方も鎌倉幕府によって管轄されるようになる。これにより、それまで全国政権による統制下に入ったことのない津軽地方も、内国化が急速に進んでいくことになる。津軽地方では関東に本拠を置く有力御家人たちに地頭職が与えられ、現地の住人を代官等として登用したが、13世紀半ばには、大部分が北条得宗領化し、得宗被官である曾我氏や工藤氏などによって経営された。

その中で、津軽生え抜きの武士から地頭代官へ抜擢され、さらには、蝦夷管領として、蝦夷支配や夷島流刑執行、北方世界との交易の統制を任せられるまでに成長した安藤氏が、三津七湊の一つに数えられた十三湊に拠点置いて、環日本海交易によって大きな勢力を誇った。

鎌倉幕府が滅んだ元弘3年(1333)から、津軽地方も動乱に巻き込まれ、朝廷方と幕府方、そして、南朝方と北朝方との間で抗争が繰り返された。南北朝合体後、三戸南部氏が津軽地方へ進出し、安藤氏と抗争を繰り返した。その過程で、南部氏20代当主の南部信時により津軽地方へ派遣されたのが南部光信である。光信は、現在の西津軽郡鰹ヶ沢町において延徳3年(1491)種里城を築城する。この光信が津軽家の始祖となる。

光信は、さらに、文亀2年(1502)鼻和郡賀田(現・弘前市)に大浦城を築き、子・盛信を置いた。盛信以降、為信に至るまで同城に居城し、やがて、勢力を拡大しながら南部宗家から独立的な行動をとるようになる。

『津軽一統志』(享保16年(1731)完成の弘前藩初の官撰史書)によれば、為信は、元亀2年(1571)堀越城を前線基地として、南部氏の津軽支配のために派遣されていた南部高信(南部家26代当主となった信直の実父)の居城である石川城を攻略したのを皮切りに、津軽地方に割拠していた諸勢力を次々に駆逐し、天正18年(1590)までに豊臣政権によって津軽領有を認められ、津軽氏を名乗るに至った。ここに津軽氏は、近世大名として出発することになった。



中世の城・湊の位置

(3)近世

1 城下町弘前の形成

津軽為信は文禄3年(1594)、支城だった堀越城を大改修して、本拠を大浦城から移した。しかしその後、領国支配において、居城や城下の規模を確保できる適地として、岩木川と土淵川にはさまれた高台地での築城を計画する。

この地に高岡城(弘前城)が完成し、堀越城から移転したのは弘前藩2代藩主津軽信枚の慶長16年(1611)のことである。

この後、城郭内の整備が行なわれる一方、城下の建設も進められた。家臣団の城下集住が行なわれ、商工業者も領内のみならず全国各地から集められた。

17世紀前半の「津軽弘前城之絵図」(弘前市立博物館蔵)には、弘前城を中心に、北には足軽町や小人町・禰宜町・町屋が町割されていて、八幡宮(現・弘前八幡宮)や伊勢太神宮(現・神明宮)がある。東には、町屋・小人町・侍屋敷・寺院街が土塁に囲まれて町割され、東照宮・薬王院がある。西には城に接して樋の口川が通り、その西側には誓願寺と町屋が壕に囲まれている。南には、町屋と足軽屋敷、長勝寺を中心とした寺院街が並んでおり、さらには、城内の三之丸、四之丸にも侍町が町割されている。

東方は土淵川、西方は岩木川、北方は大久保堰が流れ、また南方には、慶長18年(1613)から造成された南溜池があり、この自然及び人工的な地形によって囲まれた地域が、当初の弘前城下であった。

城下に大きな変化が見られるのは、慶安2年(1649)に起きた城の東側にある寺院街の火災である。この寺町大火と呼ばれる火災によって、城の東側の寺院街が焼失し、跡地には新たに町割が行なわれた。翌慶安3年(1650)に南溜池の南側に新寺町が町割され、新たに寺院街が形成された。

寺町大火後、弘前城下に大きな変化を及ぼしたものは、侍屋敷の郭外移転と18世紀後半の武家の農村への移住であった。



「津軽弘前城之絵図」(正保2年)に加筆

前述したように、弘前城内には、侍町が町割されるなど多数の侍屋敷が存在していたが、4代藩主信政のぶまさの時代である17世紀の後半から、藩主権力の確立とともに、城内の機能を政所と藩主一家の私的空間として整理する動きが見られるようになる。その動きは、元禄8年(1695)の飢饉ききんによる財政悪化を要因とした家臣団の大量解雇が行われ、元禄9年(1696)から城内の整理が本格化したことから、空家が増えて城内の町割を大きく変化させた。



「弘前惣御絵図」(元禄の絵図)

侍屋敷の郭外移転は、宝永2年(1705)と同6年の移転で終わる。この結果、城の東側に下級藩士を中心とする侍町が形成され、さらには、新たな町割も行われて、城下の拡大や変容につながり、弘前城は政務機関と藩主家の私的な空間に専用化された。

また、信政の時代におおてに、弘前城の大手(正面)が北から南へ変更されている。それまでは、城の北側の亀甲町かめのこうまちに面した北の郭北門くるわ(通称亀甲門)を大手としていたが、参勤経路が矢立峠やたてとうげを越えて秋田領へ入る羽州街道うしゅうになったため、大手も変更された。これによって、城の南側の本町や街道沿いの土手町等どてまちが発展していった。

寛政4年(1792)、藩士及び藩財政の困窮を解決する方策として、藩士を城下から在方ざいかたへ移住させて直接生産活動に従事させ、農民から直接年貢ねんぐを徴収することで藩士財源を藩財政から自立させることを目的とした藩士土着令が出され、大量の家臣が在方への移住を命じられた。これにより、城下町弘前の性格や景観は大きく変容する。城下町に残された家臣は上級家臣のごく一部と下級家臣のみとなり、城下町弘前は縮小再編成されることとなった。

主として、城の東側の町域と宝永年間に形成された侍町が消滅し、町屋でも消滅する場所が現れ、城下は閑散とした状態に陥った。

寛政10年(1798)の土着廃止令によって、城下に藩士たちが戻り、縮小していた町が復活する。その際、禄高ろくだかにより、移転先や住居規模の規定が設けられて、町割や景観に影響を及ぼした。人口は、飢饉や政策的な移住などによる減少を除けば、ほぼ35,000人程度で幕末へと至る。

現在、藩政時代の町割をもっともよく残しているのは、弘前城跡の北側に位置する仲町地区である。仲町地区は、地割の様子をよく残し、道路沿いに連続するサワラの生垣、点在する薬医門や板塀、茅葺や板葺の主屋など、武家町の景観をよく伝えていて、昭和53年（1978）に伝統的建造物群に選定された。築城当初、城の北側の大手先に町割された武家町を始まりとし、現在に至るまで、町割当初から残る地割を基本にした住環境が形成されている。



寛政の絵図

(4)近代

1 弘前の文明開化…東奥義塾とキリスト教

明治4年（1871）7月、弘前藩は廃藩置県によって弘前県となったが、同年9月には、弘前県は青森県と改称されるとともに、県庁も弘前から青森へと移された。

翌明治5年（1872）の学制頒布により、従来の旧藩校などはいったん廃止となり、学校教育体制確立に向けた布達^{ふたつ}が次々と発せられ、弘前では、同年11月、私学である東奥義塾が開学した。

旧藩校の伝統を受け継ぐ各地の学校が公立となっていく中で、国や県からの補助を受けない私学の開学を可能にしたのは、旧藩主承昭^{つぐあきら}による財政援助が大きかったと言われている。

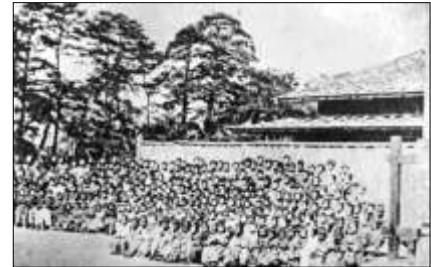
東奥義塾は公立の教育体制がなかなか整わなかった津軽地方において、小学校教育や女子教育も手がけるなど、先進的な学校であった。特に、その教育を特徴付けたのは、開学当初から同校で教鞭をとった外国人教師たちで、このほとんどがキリスト教メソジスト派の宣教師であったことから、同校は津軽地方にキリスト教が広まる拠点ともなった。中でも、弘前においてキリスト教や西洋文化の紹介に大きな功績を果たしたのが、アメリカ人ジョン・イングである。

イングによるキリスト教の伝道の功績としては、明治8年（1875）6月に行われた14人の東奥義塾生への洗礼である。その中には、芦川得一^{あしかわとくいち}（県会議員・青森市長）、佐藤愛磨^{あいまる}（外交官・宮中顧問官・男爵）、伊東重^{しげる}（医師・弘前市長・代議士）らが

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

含まれていた。その後も、珍田捨己（外交官・枢密顧問・侍従長・伯爵）や山鹿元次郎（弘前教会牧師・弘前女学校・東奥義塾理事長）などが洗礼を受けている。

この明治8年（1875）6月の受洗は全国的にみても早いものであり、ロイ・L・ジョーンズによる小崎弘道・海老名弾正などのいわゆる熊本バンド²よりも1年早く、札幌バンドのウィリアム・S・クラークによる新渡戸稲造・内村鑑三などの受洗よりも2年早いものであった。同年10月には、弘前に教会が初めて組織される。



東奥義塾生集合写真
(明治9年(1876))

イング夫妻は、このほかに、キリスト教の人権思想からくる男女平等思想や、讚美歌を始めとした西洋音楽を伝え、それまで、津軽地方では知られていなかったりんごや西洋の野菜、編み物なども伝えている。

このキリスト教の布教は、弘前における洋風建築と密接に関係している。

最も早く建てられた洋風建築は、明治7年（1874）に本町に建った佐々木元俊³邸（平成9年（1997）解体）であったが、弘前は、キリスト教伝道の先進の地ということもあり、早くから洋風の教会堂が建築されていた。

最も早いキリスト教関係の洋風建築は、明治15年（1882）に百石町小路の現在地に建築された天主堂（現カトリック弘前教会）である。



カトリック弘前教会

現存するカトリック弘前教会会堂は明治43年（1910）に再建されたもので、イタリアロマネスク様式でまとめられ、尖塔や半円形アーチの開口部が特徴的な建物である。また、内部には、神の人間への救いの歴史や弘前のシンボルである岩木山、五重塔、りんごなどを描いたステンドグラス⁴や畳敷きがあることも特徴的である。

明治30年（1897）に再建された弘前美以教会堂（現日本基督教団弘前教会）はゴシック様式の建物で、正面玄関には高くそびえる尖塔があり、玄関を始め各開口部はポインテッドアーチ、四方はバットレスで飾ら



日本基督教団弘前教会教会堂

² キリスト教青年団。

³ 佐々木元俊（ささき げんしゅん）（1818～1874）弘前の町医者であったが、江戸で蘭学を学び帰郷。藩医として領内に種痘接種を広めた。

⁴ 昭和59年（1984）、カナダのカーロン神父により製作、寄贈されたもの。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

れていた。明治37年(1904)の焼失後、同39年(1906)に建てられた現在の建物は、熱心な信者であり、クリスチャン棟梁と呼ばれた^{さくらぼこまごろう}桜庭駒五郎の設計であった。

明治33年(1900)には、山道町^{やまみちちょう}に日本聖公会弘前昇天教会が建てられた。大正9年(1920)に改築された現存の聖堂は、煉瓦造平屋建てでゴシック様式でまとめられている。設計は、現在、愛知県明治村に保存されている京都河原町の聖ヨハネ教会堂と同じJ・M・ガーディナー(アメリカ人。宣教師、建築家)であると言われている。正面右寄り上部の三葉飾りのアーチにある鐘は、大正9年(1920)にアメリカで製作されたもので、定刻に鳴らされる2点鐘は、長らく市民に愛されている。

また、教会堂の建設に伴い、日本聖公会弘前昇天教会司祭館(明治33年(1900))、東奥義塾外人教師館(明治34年(1901))、弘前学院外人宣教師館(明治37年(1904)登記)、日本基督教団弘前教会牧師館(明治37年(1904))等の司祭や牧師のための住居建設も行われるようになった。これらは、構造・造作ともに洋風であるが、履き替え玄関や畳敷きがあったりするなど、一部和風の要素も取り入れられている。



日本聖公会弘前昇天教会教会堂



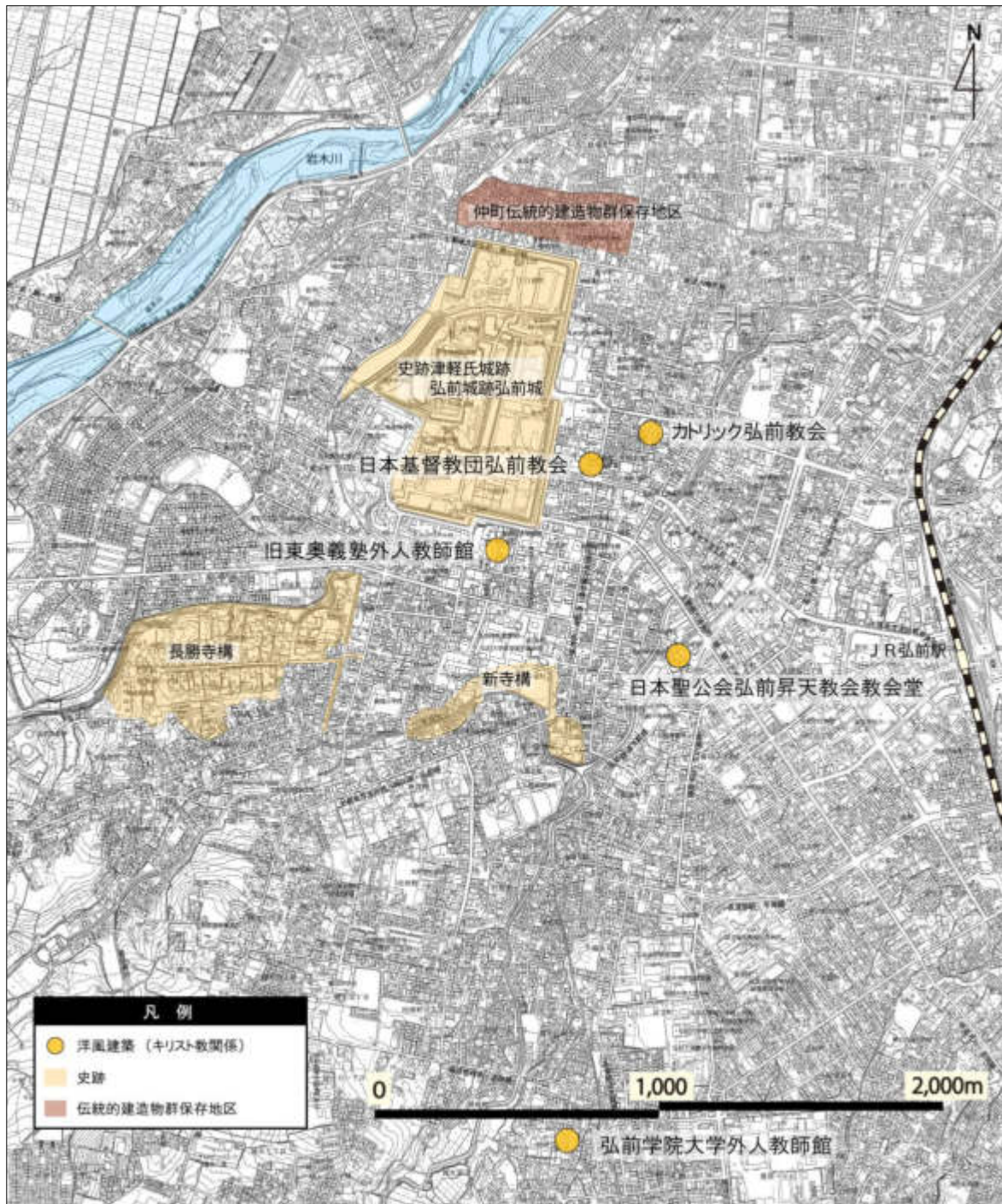
旧東奥義塾外国人教師館



弘前学院外人宣教師館

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

＜キリスト教関連の洋風建築物の位置図＞



2 弘前りんごの誕生

りんごが初めて弘前に紹介されたのは、明治8年(1875)のことである。

旧弘前藩士の菊池楯衛きくちたてえらが、明治新政府の殖産興業政策の一環として配布されたりんごの苗木を試植した。菊池は北海道開拓使などでりんご栽培の技術を学んで普及に努め、「青森県りんごの開祖」と



岩木山とりんご

呼ばれている⁵。

また、りんご栽培の発展にもキリスト教宣教師が大きく関わっている。明治16年(1883)に青森県、北海道の巡回教師となったフランス人宣教師ウルバン・フォーリーは、りんご剪定や肥料、その他の栽培指導を行った。東奥義塾とうおうぎじゅくが招いたウォルフやジョン・イングはりんご栽培を弘前に伝えたと
言われ、以後、りんごの栽培は、先覚者たちの努力と研究によって成功の道を歩み、各所にりんご園ができるようになった。

りんごは生食用として優れ、加工用としても用途が広がったため、士族達が新規の事業として取り組み、やがて、地主や商人も参加し、りんご園地は拡張していった。

明治23年(1890)、東京で開催された第3回内国勸業博覧会で、弘前のりんごは有功2等賞を受ける。その後、次第にりんごの商品価値が認められ、鉄道の開通などもあって、東北から北海道・関東・関西まで販路を広げていく。

明治31年(1898)頃から、りんごはさまざまな病虫害に遭い大打撃を受けるが、明治37年(1904)頃からは、りんごの袋掛けふくろか(有袋栽培)や薬剤散布の導入、新しい剪定方法が研究されるなど栽培技術が著しく進歩し、産業としてのりんご栽培が発展していく。



明治40年代のりんご園

それに伴い、栽培用の道具も充実していった。代表的なものとしては、明治37年(1904)頃、弘前で初めて製作されたとされるりんご剪定鋏ばさみがある。この技術は、弘前の伝統工芸・津軽打刃物つがるうちものはものとして、現在でもりんご剪定鋏や包丁等の製作に活かされ



りんごの収穫

⁵ 「新編弘前市史通史編4」(弘前市 2005)

ている。

昭和初期には、我が国におけるりんご生産の約7～8割が、津軽地域を中心とした青森県産で占めていた。弘前では、高杉、裾野、新和など岩木山麓の集落にもりんご栽培が広がっていき、台地の清水、千年、沖積地の藤代等では大根、菜種等の畑が一斉にりんご畑に変わるなど、地域の農村景観は大きく変貌していった。

残雪の岩木山を背景に、山麓まで一面に広がるりんご園で華麗に咲き誇る白いらんごの花の景色は、昭和初期から、現在に至るまで変わっていない弘前ならではの景観で、「青い山脈」等で知られる弘前出身の作家石坂洋次郎は小説「わが日わが夢」

(1946)の中で故郷である津軽を、『物は乏しいが空は青く雪は白く、林檎は赤く、女達は美しい国、それが津軽だ。私の日はそこで過され、私の夢はそこで育まれた。』と述懐している。今では、津軽人のふるさととも言えるこの景観を広く紹介することを目的に、りんご花まつりがりんご公園において最初に開催されたのは昭和39年(1964)

である。現在では、さくらまつりの直後に行われる弘前の春のもう一つの風物詩として定着しており、上記の石坂の言葉も記念碑として刻まれ、りんご公園内に置かれている。



りんご花まつり

3 軍都弘前の隆盛

弘前が軍都としての歩みを始めることになったきっかけは、日清戦争にあった。

日清戦争は、日本の勝利に終わったが、ロシア・ドイツ・フランスの三国干渉に遭い、遼東半島を返還することになったため、日本国内では、「臥薪嘗胆」を合言葉に、これまで国内治安の維持を主たる目的としてきた軍隊を、外征軍として育成しようとし、師団を拡張した。

明治29年(1896)の陸軍管区改正により、第七師団から第十二師団まで六師団を増設することになり、弘前には第八師団が置かれた。この結果、これまで仙台の第二師団に属していた青森・岩手・秋田三県は、新たに第八師団に属することになる。

第八師団のほとんどの施設、歩兵第三十一連隊、騎兵第八連隊、工兵第八連隊(明治42年(1909)に盛岡へ移転)、野砲兵第八連隊、輜重兵⁶第八連隊、憲兵隊、予

⁶ 水食料・武器弾薬・各種資材など様々な物資を第一線部隊に輸送して、同部隊の戦闘力を維持増進することが主任務である部隊。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

備病院（のち衛戍^{えいじゆ}病院⇒陸軍病院）などは市の南郊に設置され、兵器支^し廠^{しょう}と陸軍火薬庫は弘前城旧三の丸に設置された。

また、旧弘前偕行社（重要文化財（建造物））は、堀江佐吉^{ほりえ さきち}⁸が請負って明治40年（1907）に建築された洋風建築で、主に将校の社交場や物販・厚生施設として活用されていた。

県庁が青森市に置かれて以来、政治の中心が青森に移り、経済的にも衰退の途をたどっていた弘前は、軍都として再び発展していくことになるが、当時の弘前の様子を、作家田山花袋は次のように描写している。



旧弘前偕行社

『 県庁を青森に取られて次第に衰へた津軽歴代の城市、商業も工業も活気を失って半歳を深雪の中に埋められる淋しい市街も、日清戦役後、第八師団の増設と共に新しい活動の気は到る処に充ち渡つた。劍鞘を鳴らして勇ましく街道を歩み行く青年士官の群れは、^{すく} 齢なくとも古く衰へた屋敷町の津軽少女の眼を^{そばた} 聳しむるに十分であつた。』（田山花袋『生』第18章）

こうして、師団の開設とそれに先立つ明治27年（1894）の弘前～青森間の鉄道開通によって、おびただしい外来の転住者と物資の流通が招来され、弘前の経済も活況の兆しを見せるようになり、土手町・元寺町・百石町など新たな商業地が形成されていった。

兵営が設けられた市の南郊、清水村の富田や館野、桔梗野^{ききょうの} 一帯の田園地帯は新しい市街地^{しみずむら とみた たての} になり、兵営に近接する富田町^{しんてらまち}、新寺町^{すみよしちょう}、住吉町^{すまきち} 界限には、将校や下士官のための下宿屋、兵隊相手の飲食店、小料理屋などが建ち並んだ。

鍛冶町^{かじまち}、銅屋町^{どうやまち}、桶屋町^{おけやまち}など藩政時代からの職人町も、新たに軍用品の注文を受けて活況を取り戻した。



中土手町(明治30年(1897)代)

⁷ 帝国陸軍において、陸軍軍隊が永久に一つの地に配備駐屯すること。その土地を衛戍地^{えいじゆち}と称した。

⁸ 堀江家は祖父佐兵衛の代からお城大工を務め、脇棟梁を務めた父伊兵衛の長男として佐吉は弘化2年（1845）に弘前に生まれる。函館で洋風建築の技術を身につけた後、旧第五十九銀行本店本館等の洋風建築を多く手がけた。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

また、和徳町^{わとくまち}、松森町^{まつもりまち}、駒越町^{こまごしまち}、浜の町^{しげもりまち}、茂森町など、近郊の農村の出入り口に当たる町筋は、呉服商、古着屋、小間物屋、日用雑貨店、飲食店などが立ち並び、農家を顧客に繁盛し、賑わいを見せた。

当時、町の建物は商家も住宅もほとんど葺葺^{まさぶ}の屋根であったが、師団開設に伴う経済効果により、次第に洋風建築や蔵造りなど都会風の外観に変わっていった。洋風建築では、教会関係の建物のほかに、明治16年(1883)に角三宮本呉服店^{かくさん}、明治25年(1892)に弘前市役所庁舎、翌年には弘前警察署などが建てられ、堀江佐吉により明治37年(1904)に第五十九銀行本店本館(重要文化財(建造物))が建築された。

商家では、明治27年(1894)の和徳町の久一呉服店^{きゅういち}をはじめ、蔵造りの建物が商家の間で流行し、同33年(1900)には百石町の樽沢屋^{ひやっこくまち}と土手町の仏師本間が、同36年(1903)には和徳町竹清が建築された。その他に、明治26年(1893)に、「角み」呉服店^{かく}が、蓬莱橋^{ほうらいばし}から下土手町^{したどてまち}に移転して3階建ての洋館を建て、同34年(1901)には、代官町から「角は(支店)」^{かく}が同じく下土手町に進出し、3階建ての洋館作りの偉観^{いかん}を競った。

また、本町5丁目の酔月楼^{すいげつ}、椽ノ木^{とち}(本町坂から辻坂までの一帯)の峰月館^{ほうげつ}、桶屋町辻の新若松楼などの料亭、さらに、弘前随一の高楼と言われた一番町^{いちばんちょう}佐々木旅館の三階楼集雲館など、それぞれ粋を凝らした高楼建築¹⁰が建ち並んだ。

明治39年(1906)には、当時最も斬新な洋館建築と評された旧弘前市立図書館(現在追手門広場



椽の木峰月館(明治40(1907)年)

に移築、県の指定有形文化財(建造物)が、追手門前の外堀近くの東奥義塾^{とうおうぎじゅく}に隣接して建築された。

師団の諸施設は、現在の弘前城付近ないし弘前大学付近に集中しており、その敷地は広大であった。

明治41年(1908)には、歩兵第五十二連隊が増設され、大正14年(1925)まで設置されていた。

旧第八師団長官舎(現喫茶店、登録有形文化財(建造物))が追手門前に建設されたのは、大正6年(1917)で、官舎は堀江佐吉の四男斎藤伊三郎^{いさぶろう}が施工した。

太平洋戦争では、弘前市は結果的に空襲を受けなかったが、一部、弘前駅周辺の建物が、建物疎開¹¹により取り壊された。戦争末期にはアメリカ軍による空爆が激し

⁹ 台形の板(こけらいた)の厚みのある方を下に、羽重ねにして屋根を葺くこと。

¹⁰ 重層の建築物のこと。

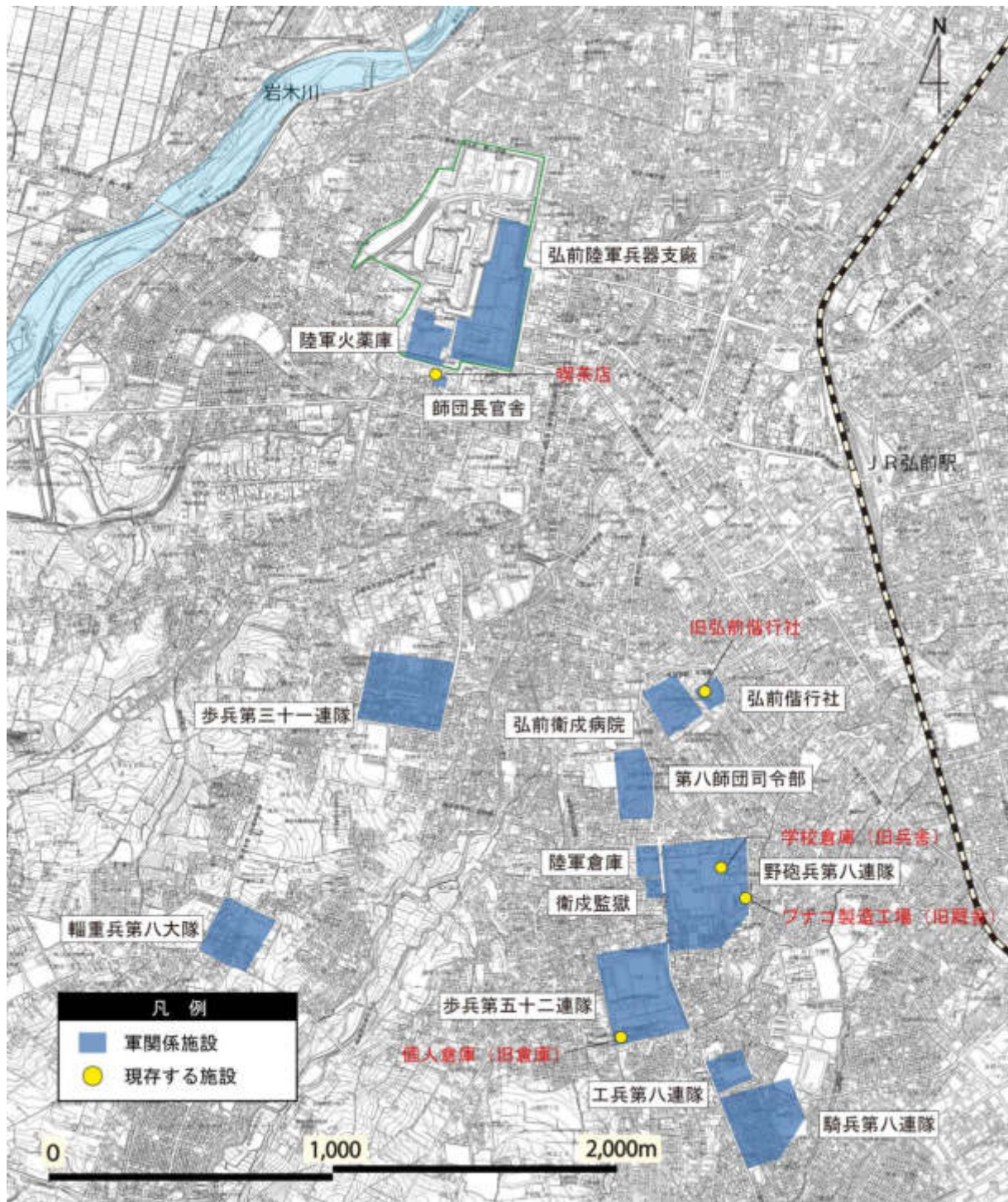
第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

くなり、青森県内では、青森、八戸^{はちのへ}、三沢^{みさわ}の軍事施設が襲撃され、青森市では市街地が空襲を受けた。当時の弘前市では、市街地の空爆を想定して、市街地中心部の大部分の建物を対象にした第二次建物疎開を計画したが、実施される直前に終戦となった。弘前市は単に空襲がなかったことに加え、建物疎開の規模も小さかったことで、弘前城天守や弘前市の出身で日本商工会議所会頭であった藤田謙一^{けんいち}の別邸（藤田記念庭園）などの歴史的建造物や、戦前の街並みが残されたといえる。

¹¹ 空襲対象となるような建築物を取り壊し、道路・水路などを確保すること。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

<第八師団関連施設の配置>



4 近代建築の巨匠 まえかわくにお 前川國男

当市の歴史的な街並みを形成する特徴的な要素として、市内に数多く残されている前川國男が手がけた建築物が挙げられる。

前川國男は、日本を代表する近代建築の巨匠で、代表作に東京開都 500 年の記念事業で建築された本格的なオペラ劇場と小ホール、音楽資料室などからなる東京文化会館などがある。

前川は、昭和 3 年（1928）に東京帝国大学工学部建築学科を卒業後パリへ渡り、巨匠ル・コルビュジエの下で 2 年間、モダニズム建築について学ぶことになるが、その際、後見人となったのが、弘前藩士の娘であった母の兄、佐藤尚武^{なおたけ}である。

佐藤尚武は、国際連盟帝国事務局長としてパリに駐在し、前川がル・コルビュジエアトリエに入る際に後見人として自宅に預かった。

その後、前川は佐藤尚武を通じて、当時、駐仏武官としてパリに在住していた弘前市出身の木村隆三^{りゅうぞう}と親交を深めることになり、自身の処女作となる「木村産業研究所」の設計依頼を受けることになる。

以降、前川と弘前市の関係は緊密となり「弘前中央高校講堂」や「弘前市庁舎」など、数多くの公共建築物を手がけ、現在、8 点もの前川建築が市内に残されている。

【市内に現存する前川建築】



木村産業研究所
(1932)



弘前中央高校講堂
(1954)



弘前市庁舎
(1958)



弘前市民会館
(1964)



旧弘前市立病院
(1971)



弘前市立博物館
(1976)

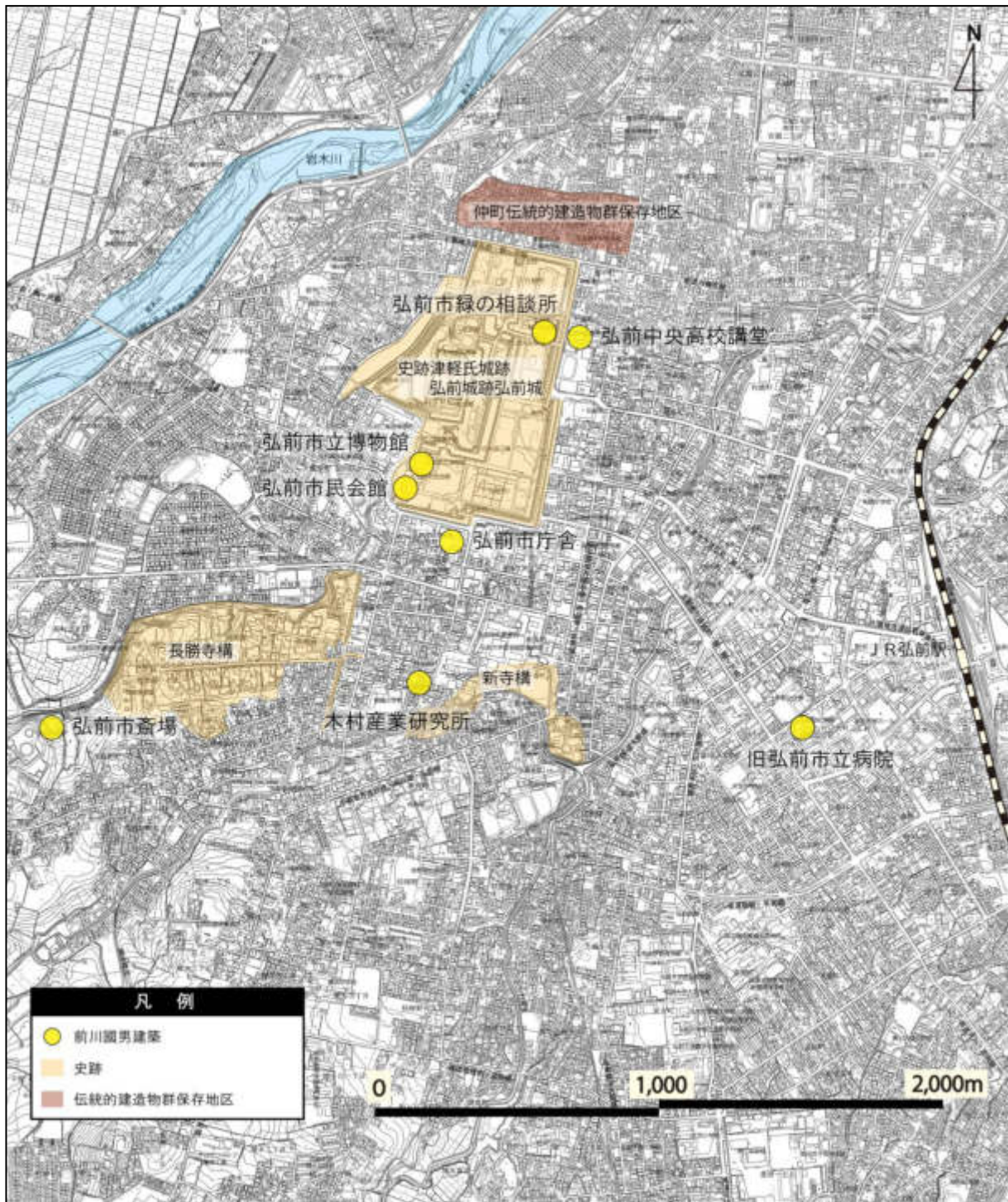


弘前市緑の相談所
(1980)



弘前市斎場
(1983)

<前川建築の位置図>



5 弘前の酒造界近代化の先駆者 福島藤助と近代建築

弘前は、藩政時代から戦前にかけては、清らかな水と寒冷な気候ゆえ酒造りに適した地として、東北地方を代表する酒の生産地であった。

弘前の城下町は岩木川と土淵川に挟まれており、このわき水を仕込み水にして酒を造り、発展していった。

この弘前の酒造界を代表する人物が、明治から大正時代にかけて活躍した福島藤助¹²である。福島藤助は明治40年(1907)に酒造りに適した清水が湧く清水村富田字吉田野(現在の吉野町¹³)に福島酒造を、さらに、大正7年(1918)には近接する富田字名屋場(現在の富田三丁目)に富名醸造を設立した。

福島酒造では清酒「吉野桜」を、富名醸造では清酒「富名正宗」を造り、その販路は弘前市にとどまらず、青森県内や北海道など県外へも移出され、特に小樽には直営の販売店を設け、そこから樺太にも輸出していた。

福島藤助が誇る業績の一つとして、「四季醸造」の導入がある。酒造りは、「寒造り」といって冬の厳寒期に造る方法が一般的で、当時の日本全国の造り酒屋はこの方法を採用していたが、福島は、季節に関係なく年中いつでも酒造りができる四季醸造を導入した。



旧福島酒造発電所(吉井酒造発電所)

吉田野の工場には、製氷機、蒸気機関、精米機、細菌学研究設備が備えられ、冷却装置も設けられて醸造場を一定の温度に保つよう工夫された。これらの設備と独自の醸造法によって、四季を通じた醸造を実現した。

福島藤助による四季醸造の導入は、純粹酵母仕込み¹⁴による四季醸造法で、大正末期の日本酒造業界では革命的と言えるものであった。

また、福島藤助は、冷却装置運転等のための動力を自力で賄うために、大正13年(1924)に当時の相馬村紙漉沢(現在弘前市紙漉沢)に水力発電所を建設し、生産量の増大とともに、東北随一の酒造メーカーとなった。

一方で、巨額の工費を要した水力発電所建設などの設備投資が負担となり、しだ

¹² 福島藤助(ふくしま とうすけ)(1871~1925)は、弘前市西茂森町出身。大工から酒造業に転じる。近代的工場生産による醸造では1万石の製造高を達成した。酒造業にとどまらず、食品製造業、製糸業、印刷業などにも進出し、当時の弘前を代表する経済人でもあった。

¹³ 福島酒造の清酒「吉野桜」が町名の由来となっている。

¹⁴ 酒母なしで酵母を培養して仕込む方法。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

いに福島酒造や富名醸造などの一連の事業は福島家から離れることになった。

吉野町の福島酒造の酒蔵は、その後、日本酒造工業、朝日シードル株式会社を経て、ニッカウキスキー弘前工場として昭和40年（1965）までシードルを生産していた。富田三丁目の富名醸造は弘前銘醸^{めいじょう}（株）に引き継がれたが、昭和60年（1985）に清酒醸造が廃された。

現在、藤助の酒造り自体を継承するものはないが、藤助が好んだ赤煉瓦造を始めとする多くの建築物が弘前に残されており、富名醸造の赤煉瓦の酒造蔵は、弘前大学に隣接する弘前銘醸の倉庫として現在でも使用されている。

藤助が初めて酒造蔵を建てた場所^{しげもりまち}（茂森町）には、現在、酒小売店である「酒舗カクイ成豊^{なりとよ}¹⁵」（弘前市趣のある建物）が建っており、街道筋にあった酒屋としての趣を醸し出している。



旧富名醸造(弘前銘醸倉庫)



酒舗カクイ成豊

¹⁵ 酒舗カクイ成豊は、藤助の義理の弟である成田豊助が創業した。平成20年（2008）弘前市趣のある建物に指定された。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

また、総建て坪 2,200 坪で敷地面積 3,700 坪、建物は工場と倉庫を含め数棟からなる福島酒造の巨大な工場群が建っていた吉野町には、現在、その一部の赤煉瓦倉庫が残されている¹⁶が、これだけの規模の清酒工場は戦前では日本有数のものと考えられる。

吉野町は弘前の商業の中心・土手町^{どてまち}に隣接するが、土手町から赤煉瓦倉庫へは、日本聖公会弘前昇天教会^{しょうてん}（県の指定有形文化財（建造物））脇の当時から変わらぬ小路を通る。赤煉瓦倉庫へ着くと、広々とした緑地、西側を流れる土淵川、川に沿って走る弘南鉄道^{こうなん}の線路などに囲まれるノスタルジックで静寂な空間が広がっている。この風景は、今や弘前市を代表する景観となり、多くの市民に親しまれている。

また、このかつて工場・倉庫として使われた建物では、弘前出身の美術家・奈良美智^{ならよし}の展覧会が平成 14 年（2002）から平成 18 年（2006）に渡って計 3 回開催されるなど、市民に愛され活用が期待される産業遺産になっており、令和 2 年（2020）4 月に弘前れんが倉庫美術館としてリニューアルした。



弘前れんが倉庫美術館脇の小路

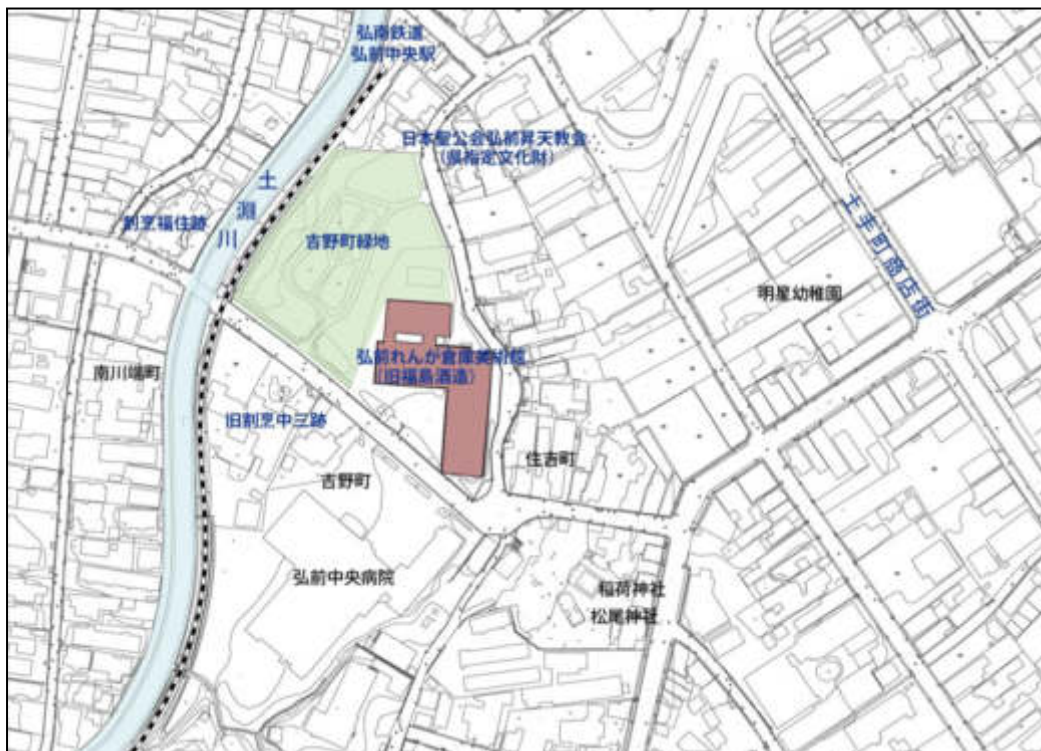


弘前れんが倉庫美術館

¹⁶ 現在は弘前市により、所有・管理されている。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

<旧福島酒造(現弘前れんが倉庫美術館)周辺>



(5)現代

1 終戦による師団の解体と学都としての歩み

第二次世界大戦後の我が国では、GHQの指令と新憲法の制定を受け、軍事施設の解体が進められた。弘前では、軍事施設及び軍事施設跡地の多くが学校施設に利用された。

被服倉庫は、弘前市立商業学校（現・県立弘前実業高校）の移転の際に一時使用され、弘前偕行社^{かいこうしゃ}は弘前女子厚生学院（現・弘前厚生学院）に払い下げられ、野砲兵第八連隊の旧兵舎は私立柴田女子高校（現・柴田学園高校）の校舎として一部使用された。

野砲兵第八連隊の敷地規模は約16万㎡で、兵舎、倉庫、砲舎、厩舎^{きゅうしゃ}など、28棟以上の施設が配置されていた¹⁷。これらの施設は、学校施設や病院施設として使用されていたが、そのほとんどが取り壊され、わずかに現存している建物としては、厩舎が弘前の新しい工芸品・ブナコの工場として現在も使用されている。

第八師団司令部は、終戦後、国立弘前大学農学部が内部を改造して使用した（昭和42年（1967）に解体）。

追手門前の旧第八師団長官舎は、戦後進駐軍の軍政官官舎として使用され、昭和26年（1951）に市が大蔵省^{おおくら}から払い下げを受けた。瓦葺きの屋根、玄関前の切妻破風^{きりづまはふ}¹⁸などは、建築当時のまま保たれている。

戦後の弘前市では、いち早く高校や大学など高等教育機関が開校していき、現在は、国立大学法人弘前大学を始めとして4大学、2短期大学、10の高等学校を有する学都として生まれ変わったが、これは、終戦により主を失った軍用地や施設が主に学校用地や施設として、活用することができたからとも言える。



野砲兵第八連隊



旧第八師団長官舎

¹⁷ 『弘前市地図』1909 北辰社

¹⁸ 切妻部分にできる三角形の造形のこと。建物の短辺側、あるいは屋根の棟と直角である面を「妻」という。建物の「妻」側から出入りするものを妻入りという。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

【第八師団関連施設の跡地利用】

	施設名称	所在地	転用施設	現状 (青字は建造物が現存)	備考
1	弘前偕行社	御幸町8	弘前女子厚生学院	旧弘前偕行社	重要文化財 (建造物)
2	師団長官舎	上白銀町1	弘前市長公舎	喫茶店	登録有形文化財 (建造物)
3	師団長副官官舎	下白銀町1			
4	第八師団司令部	文京町	国立弘前大学農学部	国立大学法人弘前大学 農学生命科学部敷地	
5	弘前憲兵隊本部	〃	国立弘前大学	国立大学法人弘前大学 敷地	
6	歩兵第四旅団司令部	〃	〃	〃	
7	弘前連隊区司令部	〃	〃	〃	
8	第八師官軍法会議	〃	〃	〃	
9	歩兵第三十一連隊	桔梗野 2・3 丁目 中野 2・3 丁目	弘前市立桔梗野小学校 住宅地	弘前市立桔梗野小学校 住宅地	
10	歩兵第五十二連隊	中野 2・3 丁目	弘前市立商業高校 グラウンド 住宅地	青森県立弘前実業高校 敷地 住宅地 個人倉庫	
11	騎兵第八連隊	松原東 2・3 丁目	マーケット 住宅地	マーケット 弘前市立松原小学校 住宅地、商業地	
12	野砲兵第八連隊	豊原 1・2 丁目 北園 1 丁目	東北女子短期大学 柴田女子高校 東北栄養学校 弘前市立第三中学校 病院施設ほか	学校法人柴田学園施設 倉庫 (1 棟) 弘前市立第三中学校 ブナコ製造工場	学校法人柴田学園の敷地内に兵舎が残っており、倉庫として使用されている。
13	輜重兵第八大隊	清水 3 丁目	住宅地、倉庫	住宅地	
14	工兵第八大隊	松原東 1・2 丁目	住宅地	住宅地	
15	第八師団通信隊	豊原 1 丁目	東北女子短期大学	学校法人柴田学園施設	
16	被服倉庫	中野 1 丁目	弘前市立商業高校 住宅地	弘前市立文京小学校 住宅地	
17	衛戍監獄	〃	〃 〃	〃 〃	
18	兵器支廠	下白銀町	国立弘前大学教育学部	弘前公園門	
19	弘前衛戍病院	富野町 1	国立弘前病院	国立病院機構弘前病院	
20	第八師団糧秣倉庫	豊原 2 丁目 三岳町	住宅地	住宅地	
21	射撃場	館野 1 丁目 原ヶ平字山中	クレー射撃場	りんご園地、田 住宅地	
22	練兵場	大開 1～3 丁目 鱒ヶ沢町長平町	住宅地 りんご園地ほか	住宅地 りんご園地ほか	
23	号砲台	文京町	住宅地	住宅地	
24	陸軍墓地	原ヶ平字山元	りんご園地	りんご園地・弘前大学農場	長勝寺に移葬
25	水源地	悪戸字芦野	水源地	水源地	

2 近年の歩み

昭和30年(1955)、32年(1957)には、地理的・歴史的に共同生活圏を形成してきた周辺12町村と合併し、りんごと米の田園都市、全国一のりんご生産圏として大きな発展を遂げた。

平成元年(1989)には市制施行100周年を迎え、記念事業として追手門広場に市の文化、観光、教育の拠点として市立観光館、弘前図書館、郷土文学館を新設し、旧弘前市立図書館を移築した。また、旧東奥義塾^{とうおうぎじゅく}外人教師館を修理した上で公開した。そのほか、日本商工会議所会頭を務めた藤田謙一^{けんいち}が大正10年(1921)に完成させた庭園を復活させ、藤田記念庭園としてオープン。

人口の減少や少子高齢化の進展、日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況など、地方を取り巻く環境が大きく変化しており、これらの課題に的確に対応し住みよい地域社会を実現するため、平成18年(2006)2月27日、弘前市、岩木町、相馬村の3市町村が合併し、新しいまち「弘前」が誕生し、津軽地方の経済・文化をけん引している。

また、平成23年(2011)には弘前城築城400年の節目を、平成30年(2018)には弘前さくらまつり^{かんおうかい}(観桜会)100周年を迎え、多彩なイベントを開催、歴史まちづくりを活かした地域の活性化に取り組んでいる。

(6) 弘前の歴史にゆかりのある人物

つがるためのぶ
津軽為信（天文19年（1550）～慶長12年（1607））

キーワード 藩主・築城・岩木山神社

弘前藩初代藩主。大浦城主として、津軽地方の諸勢力との抗争を繰り返し、勢力を拡張した。天正18年（1590）頃、豊臣政権によって津軽領有を認められた。文禄3年（1594）に、堀越城を修築し、居城を大浦城から堀越城へ移した。慶長8年（1603）に、高岡（現・弘前）に町割を命じて、城下の建設に着手した。同年に百沢寺大堂（現・岩木山神社拝殿）を造立した。慶長12年（1607）に、京都において客死。近世大名家津軽家の初代として、津軽領有に成功し、豊臣政権下においても、肥前名護屋への在陣などの軍役を遂行し、関ヶ原の戦いへの参陣などを経て、弘前藩の基礎を築いた。



津軽為信

つがるのぶひら
津轻信枚（天正14年（1586）～寛永8年（1631））

キーワード 藩主・築城・長勝寺・岩木山神社

弘前藩2代藩主。父・為信の死去に伴い藩主となる。慶長15年（1610）から築城に着手し、慶長16年（1611）に完成した。長勝寺構や南溜池の造成を行い、惣構を構築し、城下町弘前の基礎を築いた。長勝寺三門や本堂、百沢寺山門（現・岩木山神社楼門）、東照宮本殿などをはじめ、現在弘前に残る、近世初頭の重厚な建造物群は、信枚の代によるものが多い。



津轻信枚

つがるのぶまさ
津轻信政（正保3年（1646）～宝永7年（1710））

キーワード 藩主・高照神社・岩木山神社・伝統工芸

弘前藩4代藩主。明暦2年（1656）に家督を継ぐ。元禄期の大名「七人傑」（『近世人鏡録』）の一人に数えられた人物で、内外共に名君としての評価が高かった。家臣団の再統制、領内経済の再編、新田開発や、漆器生産や養蚕をはじめとした諸産業の振興などに努めて弘前藩政の基礎を固めた。また寛文蝦夷蜂起への出兵、幕領検地や日光東照宮の公役負担など、対外的な功績をあげて、「中興の英主」として尊崇された。下居宮（現・岩木山神社本殿）を建立し、弘前城本丸東側石垣を築き上げ、



津轻信政

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

城内にマツを植栽した。好学の藩主として知られ、兵学は山鹿素行^{やまが そこう}に師事し、山鹿流兵法の奥義である「大星伝」^{たいせいでん}を授けられた。また、吉川神道に傾倒し、「高照霊社」の神号を受けた。死後、その遺命により、岩木山麓に「高照霊社」^{たかてる}として祀られ、社殿群が代々の藩主によって建立され、現在の高照神社の社殿空間が形成された。

津軽寧親^{つがるやすちか}（明和2年（1765）～天保4年（1833））

キーワード 藩主・天守・仲町

弘前藩9代藩主。6代黒石津軽家当主から、寛政3年（1791）に、8代藩主津軽信明^{のぶはる}の養子として家督を継ぐ。信明の着手した「寛政の改革」を継承し、荒田復興、藩士土着政策を進める一方で、凶年の備えとして穀物を貯蔵する備荒貯穀制度^{びこうちよこく}をつくり、城下に粃蔵を建て、在郷においては郷蔵を増やした。寛政9年（1796）に藩校の稽古館を開校して学問を奨励した。寛政9年以降は、ロシアの南下に伴って、度々蝦夷地警備出兵。その功績により、弘前藩は、文化2年（1805）7万石、文化5年（1808）10万石に高直り¹⁹し、自身は従四位下に昇進した。文化7年（1810）には、本丸南東隅に天守を再建した。

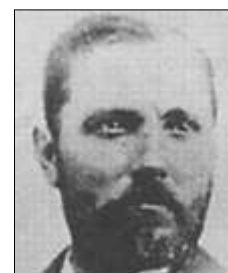


津軽寧親

ジョン・イング（天保11年（1840）～大正9年（1920））

キーワード 洋風建築

メソジスト派牧師として米国イリノイ州で生まれる。南北戦争に従軍後、インディアナ州アスベリー大学に学んで宣教師となり、中国で伝道。帰国途中の横浜で東奥義塾^{とうおうぎじゅく}の第3代外国人教師として招かれ、明治7年（1874）に弘前へ。塾生らをキリスト教に導き、自らの母校に留学させるなどして多くの俊英を育てた。草創期の本県りんご産業の振興にも足跡を残した。



ジョン・イング

¹⁹ 領主自ら幕府に願い、領知高の変更を行うこと。領知高は元々大名の軍事的な負担能力を示す数値であったが、時代が落ち着くと藩主の家格を示す数値となった。

^{ほりえ さきち}
堀江佐吉（弘化2年（1845）～明治40年（1907））

キーワード

洋風建築

祖父の代からお城大工を務める堀江家の長男として生まれた堀江佐吉は、その卓越した技能で旧第五十九銀行本店本館（重要文化財（建造物））、旧弘前市立図書館（県の指定有形文化財（建造物））、旧弘前^{かいこうしゃ}偕行社（重要文化財（建造物））など、斬新かつ華麗な洋風建築を数多く手がけた。



堀江佐吉

^{さくらば こまごろう}
桜庭駒五郎（明治4年（1871）～昭和35年（1955））

キーワード

洋風建築

鍛冶職人の3男として生まれた桜庭駒五郎は、日本メソジスト教会の初代監督となった本多^{ほん た よういつ}庸一の教育思想に感化され、教団の奉仕活動に取り組んだ。クリスチャン棟梁として知られ、弘前学院外人宣教師館（重要文化財（建造物））や日本基督教^{きりすと}団弘前教会教会堂（県の指定有形文化財（建造物））のほか、日本各地で社会教育施設や宗教施設建築に関わっている。



桜庭駒五郎

^{ふじたけんいち}
藤田謙一（明治6年（1873）～昭和21年（1946））

キーワード

洋風建築

明治法律学校（現 明治大学）を卒業後、大蔵省に奉職したが、のちに実業界に転身し、各種企業に参画。日活社長をはじめ多くの企業を経営し、大正15年（1926）、東京商工会議所第3代会頭に就任。やがて日本商工会議所会頭を務めるなど、日本の財界に重きを成した。



藤田謙一

^{まえかわくに お}
前川國男（明治38年（1905）～昭和61年（1986））

キーワード

近代建築

昭和3年（1928）に東京帝国大学を卒業しフランスへ留学、近代建築の巨匠ル・コルビュジエのアトリエに入る。帰国後、パリ在住時に親交があった木村^{りゅうぞう}隆三から木村産業研究所の設計依頼を受け、前川國男の名で最初の建物を手がける。日本全国に数々の建築作品を残し、多くの賞を受賞。弘前市内には木村産業研究所をはじめ、弘前中央高校講堂や斎場など、初期から晩年までの8つの作品が残る。



前川國男

写真撮影：廣田治雄

提供：前川建築設計事務所

いけだげんべえ
池田源兵衛

キーワード

伝統工芸

弘前藩抱えの塗師。父は、小浜（現・福井県小浜市）出身（初代・池田源兵衛）。2代源兵衛は、はじめ、蒔絵師山野井四郎右衛門に師事したが、元禄10年（1697）に江戸に上って、青海太郎左衛門の門人となった。8年間の修行により、一子相伝の青海波塗を伝授されたという。師匠の青海太郎左衛門の死後、その名跡を継ぎ、青海に改姓した。宝永元年（1704）に帰郷。源兵衛が習得した技術は、代々受け継がれて独自の発展を遂げ、千変万化の津軽塗の技術として、現在に伝わっている。

やまだこうぞう

山田皓蔵（天保9年（1838）～大正7年（1918））

キーワード

伝統工芸

旧弘前藩士。明治維新後、士族授産のため「漆器授産合資会社」（旧田中屋の前身）を設立、津軽塗を広めた人物である。明治の廃藩置県で藩の保護を失い津軽塗工芸が廃絶の危機に立たされていた時期、一つ一つ手作りだった津軽塗工芸品を規格化することにより量産に向けた体制を整え、危機から救った。



山田皓蔵

ふくしまとうすけ

福島藤助（明治4年（1871）～大正14年（1925））

キーワード

造り酒屋

16歳で大工職に従事。明治29年（1896）に酒造業に転じ、酒の醸造法研究に生涯魂を傾けた。大正11年（1922）、福島醸造株式会社を創設。四季醸造の実現は酒造界に一大革新をもたらした。この間、弘前商工会長、弘前商業会議所議員、弘前電燈株式会社役員など要職を務め、地域経済発展に貢献した。



福島藤助

きくちたてえ

菊池楯衛（弘化3年（1846）～大正7年（1918））

キーワード

りんご・さくら

弘前市鷹匠町の出身で旧弘前藩士。青森県のりんご産業発展の基礎を気づいた人物で「青森県りんごの始祖」と言われている。明治8年（1875）、国から無料で配布されたりんごの苗木を士族を中心に配り、試作させた。現在津軽地域に広がりんごが栽培されているのは楯衛による苗木の配布がきっかけとなっている。



菊池楯衛

とのさきかしち

外崎嘉七（安政6年（1859）～大正13年（1924））

キーワード

りんご

明治20年（1887）からりんご栽培を志した。明治38年（1905）には病虫害を防ぐため、初めてりんごに袋をかけ、翌年（1906）には県内全域に袋かけが広がった。また、病虫害の防除として、ボルドー液を採用したり、低い樹形の推進、古くなった枝の更新、せんていばさみ剪定鋏の共同開発など、新技術を広め、りんご産業の発展に尽くした。「青森りんごの中興の祖」、「りんごの神様」と言われている。



外崎嘉七

4. 文化財の分布状況

(1) 指定等文化財の分布状況

本市には指定等文化財が272件存在している。国の指定文化財が38件、伝統的建造物群が1件、青森県の指定文化財が62件、市の指定文化財が149件ある。

有形文化財は、弘前城天守を始めとした弘前城内の建造物をはじめ、弘前城跡周辺並びに岩木地区の岩木山神社及び高照神社いわきやま たかてるに多くが集中しており、弘前藩ゆかりの建造物が多くなっている。

また、無形の民俗文化財は、城下町で行われる弘前のねふたと岩木山神社を起点として行われている岩木山の登拝行事とうはい（通称「お山参詣」やまさんけい）、そして藩政時代から継承されてきた神楽や獅子舞、祭礼行事となっている。

そのほかの分野の指定・選定文化財も、この弘前城跡並びに岩木地区の岩木山神社及び高照神社に集中し、残りが市内に散在する分布状況を示している。

このほか、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が3件、登録有形文化財（建造物）が15件、登録記念物（名勝地）が3件、重要美術品が1件ある。

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

【弘前市所在の指定文化財等】

令和5年(2023)3月1日現在

種 類	国		県		市		
	指定・選定 ・認定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	
有形文化財	建造物	23	15	17		13	
	絵画			3		10	
	彫刻			8		15	
	工芸品	4		12		41	
	書跡・典籍			1		7	
	古文書					2	
	考古資料	2		2		31	
	歴史資料					8	
無形文化財	1		1		2		
民俗文化財	有形の民俗文化財			1		2	
	無形の民俗文化財	2		6		8	
記念物	遺跡	2				3	
	名勝地	4	3	1			
	動物、植物、地質鉱物			10		7	
伝統的建造物群	1						
重要美術品	1						
計	40	18	62		149		
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3						

(2) 国指定等の文化財

弘前市には、現在、国の指定・選定文化財が40件存在する。その内訳は、建造物23件(45棟・3基)、工芸品4件、考古資料2件、無形文化財1件、無形の民俗文化財2件、遺跡2件、名勝地4件、伝統的建造物群1件である。建造物は、弘前城天守を始め二の丸辰巳櫓・二の丸未申櫓・二の丸丑寅櫓・二の丸南門・二の丸東門・三の丸追手門・三の丸東門そして北の郭北門からなる弘前城内の建造物が含まれる。国の指定文化財の多くは、この弘前城と津軽家の菩提寺である長勝寺並びに岩木地区の岩木山神社及び高照神社に集中しており、弘前藩ゆかりの建造物が多くなっている。

藩政時代から連綿と弘前で作り続けられている津軽塗を製作する技術が無形文化財の指定を受け、保持団体として津軽塗技術保存会が認定を受けている。

また、無形の民俗文化財の内訳は、城下町を中心に運行される弘前のねふたと岩木山神社を起点として行われている岩木山の登拝行事(通称「お山参詣」)となっている。

そのほかの分野の指定・選定文化財も、この弘前城跡並びに岩木地区の岩木山神社及び高照神社に集中し、残りが市内に散在する分布状況を示している。

このほか、登録有形文化財が15件、登録記念物が3件、重要美術品が1件ある。さらに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が3件所在する。

主な指定文化財等の概要は以下のとおりである。

【津軽氏城跡弘前城跡】(史跡)

津軽氏城跡は、弘前藩初代藩主津軽為信が計画し、二代藩主津軽信枚によって築かれた、弘前藩津軽家累代の居城である。本城と、総構である長勝寺構と新寺構とが、史跡として指定を受けている。城は、南北に長く東西に短い矩形であり、南から延びる台地の北端部に主要部を構えている。本丸、北の郭、二の丸、三の丸、四の丸、西の郭の6つの郭から構成される平山城で、本丸の四周に石垣が積まれているほかは、すべて土塁に囲まれている。北、東、南の三方には三重に水堀がめぐらされ、西側は、蓮池と、かつて岩木川であった西堀に守られている。築城時の城郭の大部分がほぼ旧態をとどめているだけでなく、天守をはじめとした城郭建築もよく残されており、全国的に見て、近世城郭の規模を示すものとして重要である。



津軽氏城跡弘前城跡

【弘前城】(重要文化財(建造物))

重要文化財は天守のほか、3棟の櫓と5棟の城門からなるが、三の丸東門のみは、昭和28年(1953)に単独で重要文化財指定を受けている。城内の重要文化財の指定を受けている建造物は、2件9棟となる。

天守は、弘前藩九代藩主津軽寧親やすちかが櫓造營の名目で幕府の許可を得て文化7年(1810)に完成したものである。

城内には、築城当初からの城門5棟と隅櫓3棟が現在も残っているが、北門は他に比べて規模が大きく銃眼がないなど外観がやや異なっており、為信が攻略した大光寺城の門を移築したものという伝承がある。



弘前城

【長勝寺】(重要文化財(建造物))

津軽氏の祖である大浦光信おおうらみつのがの菩提を弔うため享禄元年(1528)に種里たねさと(鯉ヶ沢町)に創建され、大浦城おおうらじょう、堀越城ほりこしじょう、弘前城と、大浦氏(津軽氏)の居城とともに移転した。現在地への移転は、弘前城築城に伴い城の南西に禅林三十三ヶ寺を移して長勝寺を曹洞宗惣そうらく禄としたことによる。



長勝寺本堂

境内には、本堂・庫裏くり、三門さんもん、御影堂みえいどう、津軽家霊屋たまや五棟などの重要文化財が残り、往時の伽藍空間がらんを今日も体感することができます。

【長勝寺構(禅林街)】(史跡)

史跡津軽氏城跡弘前城跡を構成する長勝寺構は、慶長期の築城とほぼ同時期に、領内各所から寺院を集住させて形成したものである。土塁により城下と区切られ、枳形が現在も残るなど、弘前城総構を構成する出城的な性格をもって築かれた区画である。津軽家の菩提寺・長勝寺を中心に、「禅林三十三ヶ寺」と通称される曹洞宗寺院が立ち並んでいる寺院街は、黒門から長勝寺へ至る通りと、宗徳寺を最奥とする赤門からの通りとに大別される。寺院配列と地割については、よく旧態を残している。



長勝寺構(禅林街)

【革秀寺本堂・津軽為信霊屋】(重要文化財(建造物))

革秀寺は、弘前藩初代藩主津軽為信の菩提寺として創建され、本堂は江戸時代初期の建築である。屋根は入母屋造の茅葺で、大棟は箱棟で両端に鬼板が付き、銅板の中央には卍紋、左右に津軽家の家紋である杏葉牡丹が施されている。



革秀寺本堂

津軽為信霊屋は、為信死後の慶長13年(1608)建立の記録がある。文化年間に現在の妻飾や柱上部、天井などを極彩色とする修理が行われた。外壁は金箔押で津軽家の家紋である杏葉牡丹が描かれている。

【東照宮本殿】(重要文化財(建造物))

東照宮は、弘前藩二代藩主津軽信枚が弘前城内に勧請したのがはじまりで、寛永元年(1624)に現在地にうつり、本殿は同5年(1629)に建てられたものである。



東照宮本殿

外観は素木造の簡素なものだが、勧請時期の早さや東照宮建築の北限として、歴史的意義が非常に高いものである。

【石場家住宅】(重要文化財(建造物))

石場家は現在は酒屋であるが、藩政時代からワラ工品を扱ってきた商家で、当主は代々「清兵衛」を名乗っていた。建物の建築年代は明らかではないが、形式手法からみて、江戸時代中期と推定される。この住宅は規模が大きく、**斬**で角材に仕上げた大きな梁や、指物を使用するなど豪勢な構えとなっており、また、座敷部分の造



石場家住宅

作も優秀で、津軽地方の数少ない商家の遺構として貴重なものとなっている。軒から庇を長く張り出し、下を通路にする雪国独特の「こみせ」が今でも残っている。

【旧弘前偕行社】(重要文化財(建造物))

陸軍第八師団の将校らの親睦・厚生施設として、弘前藩九代藩主津軽寧親の別邸があった九十九森跡に、明治40年(1907)に竣工した建物である。

構造は、翼棟付きの木造平屋建てで、小屋組はキングポストトラスを用いている。屋根は寄棟造の棧瓦葺で、



旧弘前偕行社

正面中央部に載せたマンサード屋根と、第八師団の「八」をもじた「蜂」の装飾が施されたポーチ付き玄関は、鉄板葺となっている。

【弘前学院外人宣教師館】（重要文化財(建造物)）

弘前学院に派遣された米国婦人宣教師の宿舎として明治39年（1906）に建設された。小屋組は主にキングポストトラスを用いているほか、外壁は下見板張ペンキ塗りで窓に鎧戸がついている。また、内部の天井、壁は漆喰塗で、応接室の窓上蛇腹にはアカンサス紋様の飾りがついている。外人宣教師館の様式を知るうえで貴重な建物であり、北奥の洋館として優れた建築である。



弘前学院外人宣教師館

【津軽塗】(重要無形文化財(工芸技術))

津軽塗は弘前市を中心に津軽地方に伝承されている漆器製作技術である。弘前藩4代藩主津軽信政により、塗師などが招致され漆芸技術が発達し、様々な変わり塗を用いた製作が行われるようになった。その特色は変わり塗の多様さであり、その代表は「仕掛け漆」や「種漆」を用いる各種の研出変わり塗である。また、複数の技法を併用したり文様を描き加えたりすることによって、無数の表現が可能となる。変わり塗の高度で多様な技術が、同一地方にまとまって伝承されている点でほかに類をみないことから、平成29年（2017）に重要無形文化財の指定を受け、津軽塗技術保存会が保持団体の認定を受けた。



津軽塗

【弘前のねぶた】(重要無形民俗文化財)

弘前のねぶたは、山車を大型の灯籠で、扇型や人形型の組ねぶたを、笛や太鼓の囃子につれて「ヤーヤ、ドー」の掛声をあげて大勢が曳く。ねぶたは各町内会、愛好会、職場団体等がこれを運行するが、ねぶたの骨組、絵、囃子等に携わる人々は、市内全域にわたっている。大小数十のねぶたの中には古体を残したものも多い。全国各地で行われている盆行事の「眠り流し」に属する行事であると考えられている。



弘前のねぶた

【岩木山の登拝行事】(重要無形民俗文化財)

岩木山の登拝行事は、「お山参詣」と通称される、津軽一円から集団で岩木山を目指す登拝行事である。各集落から集団で、御幣・幟ごへい のぼりを立てて、登山囃子にあわせて、唱え言をうたいながら徒歩で岩木山神社に集まる。登拝者は夜中に出発して、山頂の奥宮に御幣・お神酒を奉納し、御来迎を拝む。収穫感謝や生業の無事を祈り、家内安全を岩木山に願う、地域的特色のある行事である。



岩木山の登拝行事

【津軽の七日堂祭】
なのかどうさい

(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財・県無形民俗文化財)

農作物の作柄や天候を占う年初めの行事で、柳の枝や、牛王宝印ごおうほういんを用いた作占いや豊作祈願などを行う。全国的に見られる年の初めや小正月にその年の作柄や天候を占う行事の一つであるが、津軽地方では伝承例の少ない行事であり、「御柳おんなぎ」や「臼鍋餅うすなべもち」などの特色ある儀礼も見られるものである。弘前市内では、旧暦1月7日に岩木山神社、旧暦1月29日に鬼沢地区の鬼神社で行われている。



津軽の七日堂祭

【大森勝山遺跡】(史跡)
おおもりかつやま

大森勝山遺跡は、岩木山北東麓の標高140m前後の台地上に立地する、縄文時代晩期初頭から中葉(約3000年前)の環状列石と大型の竪穴建物跡などを主体とする遺跡である。北東北周辺では縄文時代後期前葉(約4000年前)に大型の環状列石が盛行するが、より新しい晩期に属する大森勝山遺跡の環状列石は全国的にも希少な事例であり、また、当該期の環状列石として全容が明確な唯一の事例としても貴重である。



大森勝山遺跡

令和3年(2021)7月に世界遺産となった「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である。

【瑞楽園】(名勝)
ずいらくえん

「大石武学流おおいし ぶ がくりゅう」は、近代に入ってから津軽地方を風靡した、庭園の流派であり、その代表ともいえる弘前市宮



瑞楽園

館地区にある瑞楽園は、昭和54年(1979)に名勝として指定を受けている。旧家對馬家の庭園として、明治23年(1890)から、築庭が始まり、昭和11年(1936)まで整備を継続して完成した枯山水の庭である。茅葺の主屋前面を広くとり、飛石、礼拝石、手水鉢ちようずばちなどを配し、奥に枯滝、枯池を設け、石橋を架している。背後は低い築山となり、庭の西寄りに鳥居がある。南東部にやや高い築山を築いて巨石を組み、その間に小亭を設け、石塔を配す。西寄りの築山に据える立石の背後に碑文があり、庭園由来が刻まれる。大石武学流宗家3代が関わった庭として、その流派の特徴を端的に示す庭園である。

【弘前市仲町伝統的建造物群保存地区】(重要伝統的建造物群保存地区)

弘前城は当初、北の郭北門(亀甲門)を大手としており、その北側には、亀甲町という町人町をはさんで、大手の防御のために、武家町が町割された。昭和53年(1978)に伝統的建造物群に選定された仲町は、その武家町のほぼ3分の2にあたり、北側は大久保堰で画す。



弘前市仲町

仲町の地割は藩政時代の姿をよく伝え、武家住宅は道に面してサワラ生垣等をまわし、冠木門や薬医門を設け、「ツボ」と称する庭の奥に、寄棟造・茅葺や切妻造・板葺の主屋を配している。生垣や黒板塀の続く景観はよく保持されており、西側の岩木山の眺望とともに、城下町の風致を色濃く残している。

【旧弘前藩諸士住宅】(重要文化財(建造物))

弘前藩の武家住宅台帳「御家中屋鋪建家図」(宝暦6年(1756))に笹森家として掲載された住宅で、仲町伝統的建造物群保存地区内に現存する最古の武家住宅である。平面構成などに弘前藩の武家住宅の標準的な姿を示すとともに、全国的に例が少ない同時期の遺構として価値が高い。



旧弘前藩諸士住宅

【猪形土製品】(重要文化財(考古資料))

昭和35年(1960)に、弘前市内の縄文時代後期の遺跡である十腰内とこしな(2)遺跡から出土したものである。猪形土製品は、縄文時代後期から晩期にかけて、北海道から東北にかけて散見されるが、豊猟の儀礼などの縄文人



猪型土製品

の精神活動に関わる遺物であると考えられている。本土製品は、他の土製品に比して、きわめて大型であり、かつ、猪の姿形を写實的に造形した優品である。「いのち」の愛称で、市立博物館のマスコットキャラクターとして活躍している。

【木村産業研究所】(重要文化財(建造物))

現存する日本最古のモダニズム建築で、建築家^{まえかわくに}前川國男が、ル・コルビュジエのもとで学んだ後、日本で最初に手掛けた作品である。水平を強調した外観に、白亜の外装等、当時のモダニズム建築の特徴がよく現れている。近代建築の巨匠として知られる前川國男の作品であり、モダニズム建築の価値を認識する非常に意義のあるものであり、前川の作品としてははじめて、重要文化財(建造物)として登録されたものである。



木村産業研究所

【旧第八師団長官舎】(登録有形文化財(建造物))

大正6年(1917)建築の登録有形文化財で、第八師団長官舎として使用されていたが市役所建築に伴い三分の二が解体されて、残りが市長公舎として活用された。玄関を切妻破風とし、外壁はモルタル塗りである。内部は応接室、会議室、控室の洋室と、縁側付き二間続きの和室からなる。応接室の白漆喰塗、腰壁は豎羽目板など、大正時代の洋風高級住宅を偲ばせる。平成24年(2012)度に現在地へ^{ひきや}曳家の上で保存修理を実施し、現在は喫茶店が営業を行っている。



旧第八師団長官舎

【弘前市庁舎本館】(登録有形文化財(建造物))

前川國男が弘前で手掛けた三作目の建物。水平を強調してモダニズム建築の特徴を示しつつ、目の前に建つ弘前城追手門と呼応するように、二層の深い軒を出し、柱や梁をあらわして意匠的な協調を図ろうとしている。それまでの前川建築に見られなかった、大庇と呼ばれる深い軒や、外壁のレンガ・ブロックは、後の前川独自の表現へとつながっていった。前川の建築の転換点を示す重要な建物であり、平成27年(2015)に登録有形文化財(建造物)に登録された。



弘前市庁舎本館

すいめいそう きゅうたか やけべつてい
【翠明荘(旧高谷家別邸)】(登録有形文化財(建造物))

津軽銀行頭取を務めた、実業家・高谷英城が別邸として建築したもので、日本館(昭和9年(1934))、洋館(昭和9年(1934))、奥座敷(明治28年(1895))、土蔵(明治28年(1895))などからなる登録有形文化財である。厳選した材料と、職人の卓越した技術による豪華な作りが特徴で、日本館には銘木や技巧を凝らした彫刻欄間がふんだんに用いられている。洋館は、外壁にスクラッチタイル、内部に大理石を張るなど、しゅうしゃ瀟洒なつくりの建物である。敷地内には、日本庭園を囲んで、土蔵やあずまやが建つ。贅を尽くした建物群は、城下町の風致に重みを加えながらも、落ち着いた佇まいをつくっている。



翠明荘(旧高谷家別邸)

【旧制弘前高等学校外国人教師館】(登録有形文化財(建造物))

大正14年(1925)に、堀江佐吉のもとで働いていた川元重次郎の施工で、旧制弘前高等学校の外国人教師の宿舎として建てられたもの。平成16年(2004)に、国立大学法人弘前大学敷地内に移築された。木造二階建ての端正な洋風建築で、背後に平屋の附属棟が続いている。一階の外観は、鎧下見板張に両開き窓、二階外観はモルタル塗りに上げ下げ窓と変化をつけている。



旧制弘前高等学校
外国人教師館

ようきえん ようきあん
【揚亀園・揚亀庵】(登録記念物(名勝地関係)・市指定文化財(建造物))

実業家・中村三次郎により、大石武学流宗家が作庭した庭園。大正8年(1919)に、弘前市内の呉服商から譲りうけた離れ座敷を庭園の東北隅に茶室として移築し、「揚亀庵」と名付けて庭園を完成させた。石で護岸された複雑な汀線からなる池を中心に、敷地の東端に揚亀庵を配置し、西橋になだらかな築山を造成している。揚亀庵の縁先からは、池の水面を前景として、その背後に控える築山の樹間から弘前城の老松と岩木山を借景とする。揚亀庵は、明治16年(1883)に建てられたもので、弘前市内では珍しい明治期の茶室の遺構として貴重であり、市の指定文化財(建造物)となっている。



揚亀園・揚亀庵

【旧菊池氏庭園(弘前明の星幼稚園庭園)】(登録記念物(名勝地関係))

弘前で薬店を営んだ菊池長之の別邸に作庭された大石武学流庭園。昭和10年(1935)に、歩兵第三十一連隊大隊長として弘前に赴任した秩父宮の御仮邸に決定し、主屋はそれに合わせて増改築が行われた。当時の主屋と庭園の様子は、『秩父宮御仮屋写真帖』に記録されている。昭和22年(1947)に主屋が焼失し、庭園を含む敷



旧菊池氏庭園

地が昭和29年(1954)に聖母被昇天教会へ譲渡された。以後、庭園全体に芝が張られ、池には水が入れられないなど、幼稚園の敷地としての整備がなされている。

礼拝石の前面の池には、円形の中島を配し、東南の池岸から石橋が架けられている。池の水面は西へと延び、築山の南からさらに西北の方向に延びている。築山の斜面には、三つの景石をくの字形に配置した枯滝石組のほか、その左後方に富士山形をした遠山石が据えられている。

【成田氏庭園】(記念物(名勝))

昭和7年(1932)に、有力なりんご農家・成田幸吉の依頼で大石武学流宗家によって作庭されたもの。枯山水で、ごく狭い地積でありながら巨石、巨大灯籠等を巧みに配して、借景の岩木山と一体化した深山幽谷の景観をつくりあげている。また、大石武学流の作庭技法が地割でも石組でも十分認められ、大石武学流庭園の様式美を最もよく表現している。



成田氏庭園

(3) 県指定の文化財

県の指定文化財60件の内訳は、建造物16件(16棟)、絵画3件、彫刻8件、工芸品12件、書籍1件、考古資料2件、無形文化財1件、有形の民俗文化財1件、無形の民俗文化財5件、名勝地1件、動物、植物、地質鉱物10件である。

主な文化財等の概要は以下のとおりである。

【旧弘前市立図書館】(有形文化財(建造物))

実業家の齋藤主^{さいとうつかさ}や堀江佐吉^{ほりえ さきち}らが、日露戦争による利益還元を目的にして建設して市に寄附したもので、設計・施工は堀江佐吉による。明治39年(1906)竣工。左右に配した八角形の双塔のドームや正面の屋根窓などルネサンス様式を



旧弘前市立図書館

基調としながらも、寺院建築に見られる木鼻を用いるなど和風様式も取り入れている。外観は石積基礎に白漆喰塗、屋根は煉瓦色の鉄板で覆われている。

【旧東奥義塾外人教師館】(有形文化財(建造物))

東奥義塾は、藩校であった稽古館を母体とし、明治5年(1872)菊池九郎らによって創立された私学である。新時代を担う人材養成のため英学主体の教育を実施し、メソジスト派宣教師ジョン・イングを始め、同派の宣教師が次々と教師として着任した。その後、明治23年(1890)に外人教師用の住宅が建てられたが、同32年(1899)に焼失し、翌33年(1900)に現在の建物に再建された。イギリス積のレンガ基礎、キングポストトラスの小屋組、下見板張ペンキ塗りの外壁、ベイウィンドー、内部の暖炉など洋風感覚があふれている。



旧東奥義塾外人教師館

【円明寺本堂】(有形文化財(建造物))

円明寺は、明応8年(1499)油川(青森市)に創立され、後に弘前藩初代藩主津軽為信に寺禄を賜って弘前に移り、現在地には慶安3年(1650)に移ったといわれる。現在の本堂は、火災焼失後の仮本堂として明和元年(1764)に再建されたものと伝えられ、青森県内に現存する浄土真宗の本堂建築として最古のものである。



円明寺本堂

【袋宮寺本堂】(有形文化財(建造物))

袋宮寺は、弘前市茜町にある熊野宮の別当寺であったが、明治初期の神仏分離により廃止されて現在地に移った。

この本堂は、隣接する報恩寺の無量院観音堂であったが、袋宮寺の移転により本堂として用いられた。報恩寺と同じ宝永元年(1704)建立と伝えられる。外部に彩色はないものの、内部の柱などに彩色が施され、裳階付きの形態や各部の手法に優れた、三間四方の境内仏堂とも呼ばれる形式である。



袋宮寺本堂

【十一面観世音立像】(有形文化財(彫刻))

寄木造漆箔彫眼よせぎづくりしっぽくちょうがんで像高 595 cmの津軽地方最大の近世彫刻である。「背高観音」の別名せいたかかんのんで呼ばれている。延宝 5 年 (1677) に弘前藩 4 代藩主津軽信政のぶまさの命で制作され、同年 8 月に建立した無量院観音堂に納められた。



十一面観世音立像

【報恩寺本堂】(有形文化財(建造物))

報恩寺は、明暦元年 (1655) 江戸で死去した弘前藩 3 代藩主津軽信義のぶよしの菩提を弔うため、翌 2 年 (1656) に弘前藩 4 代藩主津軽信政が創立したもので、以後、歴代藩主の菩提寺となった。現在の建物は宝永元年 (1704) の信義五十回忌にあたって再建されたことが棟札むなふだによって知られる。現在は、藩主の墓塔は長勝寺に移転しているが、弘前藩の歴史に深く関わってきた寺院である。



報恩寺本堂

【本行寺護国堂】(有形文化財(建造物))

本行寺は、弘前藩初代藩主津軽為信が京都の日建上人につけんしょうにんを迎えて堀越城中に創立し、後に弘前寺町に、さらに慶安 2 年 (1649) に現在地に移ったものと伝えられる。護国堂の創立沿革の詳細は不明で、建立年代は享保元年 (1716) 頃とされる。側廻りは丹塗で、内部の柱や組物などには極彩色の文様の痕跡が残る。華麗な装飾であったことが窺うかがわれる 18 世紀前葉の珍しい形式を示す仏堂である。



本行寺護国堂

【日本基督教団弘前教会教会堂】(有形文化財(建造物))

現在の教会堂は、明治 37 年 (1904) 焼失の教会堂に代わり、明治 39 年 (1906) 12 月に完成したものである。設計は、弘前学院外人宣教師館の設計者とも伝えられるクリスチャン棟梁、桜庭駒五郎による。フランスゴシック風の双塔形式で、白のオイルペイントで仕上げ、四方に控柱を設ける。ドリップストーンドリップストーンの付いた窓は尖塔アーチとして、上部をトレサリーで飾っている。



日本基督教団弘前教会教会堂

【日本聖公会弘前昇天教会教会堂】(有形文化財(建造物))

大正9年(1920)に建てられた、イギリス積の赤レンガが印象的な建物である。小規模ながら、ゴシック様式のバットレスや鐘楼・バラ窓を持つレンガ造の重厚な教会堂は、チューダー様式のデザインが取り入れられている。特に、トラスにアーチを組み合わせた小屋組み尾に支えられた身廊・祭壇は厳かな雰囲気満ちている。鐘楼のトレフォイルに納められた聖鐘の鐘の音は、長らく地域のシンボルとして親しまれてきた。



日本聖公会弘前昇天教会教会堂

【旧岩田家住宅】(有形文化財(建造物))

仲町伝統的建造物群保存地区の東端にあり、寛政時代末から文化年間(1800前後)に建てられたものと考えられる。数度の改造を受けているが、主要構造部材などはほぼ建築当初のままである。弘前城下の中級武士の住宅で、また敷地利用も旧態を保ち、当時の生活を知ることのできる貴重な遺構である。



旧岩田家住宅

【旧伊東家住宅】(有形文化財(建造物))

仲町伝統的建造物群保存地区の西端に位置する、元藩医の居宅であり、構法や部材などから、19世紀初頭の建築と考えられている。市内元長町に建てられたものだが、昭和54年(1979)に現在の場所に移築復原したものである。間取りや空間構成に、武家の住宅や町屋とは異なる特徴があり、弘前の藩政時代の建物の特色を示す一つの典型である。



旧伊東家住宅

【岩木山神社社務所】(有形文化財(建造物))

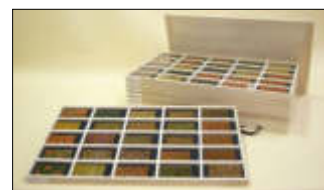
藩政時代、下居宮の別当寺であった百沢寺の本坊もしくは客殿と考えられる建物で、現在は社務所として使用されている。弘化4年(1847)の建築で、「御座ノ間」など藩主の参詣を想定したつくりをしている。大規模な入母屋造の茅葺屋根の景観は、岩木山神社境内の歴史的風致に欠くことのできないものである。



岩木山神社社務所

つがるうるしぬりていた
【津軽漆塗手板】(有形文化財(工芸品))

江戸時代後期から明治前期にかけて意匠の見本として塗られた手板であり、514枚あり、弘前藩主津軽家の旧蔵である。藩政時代から明治初期にかけて、多様な技法で漆器が生産されていたことを示す資料であり、研ぎ出し変わり塗技法に加え、細筆で文様を手描きしているものなどがあり、現在伝承されていない技法が確認された。津軽塗技術保存会の調査研究により、過去の技法の再現が行われている。



津軽漆塗手板

ねざきはおおねざきりゅうきんぶうりゅうしゃくはち
【根笹派大音流錦風流尺八】(無形文化財(技芸))

弘前藩9代藩主津軽寧親の命により、吉崎好道が、文化12年(1815)に、いちがつじ一月寺(現・千葉県松戸市)に入門して習得し、以後、弘前藩の藩士が継承してきたものである。ふけしやくはち普化尺八の伝統に属する流派であるが、伝承された曲に地域性が強く、奏法も独自である。全国的に稀有な技芸であり、弘前の武家文化を現在に伝えているものである。



根笹派大音流錦風流尺八

ほうのうかくえま
【高照神社奉納額絵馬】(民俗文化財)

弘前藩4代藩主津軽信政を祀る高照神社の拝殿には、歴代藩主や家族、そして重臣たちに奉納された絵馬が掲げられている。全部で54枚残る絵馬は、江戸定府のお抱え絵師や、幕府表絵師などによるもので、質、量ともに津軽地方に残る絵馬としては群を抜いている。藩政期の信仰と絵画芸術を知る上で貴重である。



高照神社奉納額絵馬

ていしょうじていえん
【貞昌寺庭園】(記念物(名勝地))

元禄年間(1688~1704)に弘前藩4代藩主津軽信政に招聘された、数寄者・野本道玄作庭と伝わる庭園で、岩木山や岩木川、里山など、津軽平野の風景を描写した縮景式の庭園である。「一文字の庭」と呼ばれるが、庭の池が一の字に見えることや、後背の山並みが一の字に見えることなどの説がある。庭園全体の3分の1を、平坦な芝地が占め、後方東から南へ細長い池が横たわる。



貞昌寺庭園

(4)市指定の文化財

市の指定文化財は149件ある。建造物14件（13棟・1基）、絵画10件、彫刻15件、工芸品40件、工芸品（古美術）1件、書跡7件、古文書2件、考古資料29件、歴史資料8件、無形文化財2件、有形の民俗文化財2件、無形の民俗文化財9件、遺跡3件、記念物7件である。

主な文化財等の概要は以下のとおりである。

【^{さざえ}栄螺堂】（有形文化財(建造物)）

天保10年（1839）頃、弘前の豪商中田^{なかたかへえ}嘉兵衛の寄進により創立され、『津軽^{こきん}古今偉業記』によれば大工は秋田屋安五郎なる町大工であったと記されている。内部は右回り廻廊と直進階段を併用して昇降する。六角堂と俗称される。



栄螺堂

【^{にゅういじんじやしゃでん きゅうびしやもんどう}乳井神社社殿(旧毘沙門堂)】（有形文化財(建造物)）

乳井神社は、中世の津軽に力を持った福王寺の後身と考えられ、社殿は弘前藩三代藩主津軽^{のぶよし}信義が明暦元年（1655）に毘沙門天堂として建立したものとされている。元々はこけら葺だったが、文政3年（1820）の修理の際に茅葺に変更され、現在は鉄板葺である。



乳井神社社殿

神仏習合時期の貴重な遺構であるとともに、小屋組の木を縄で結ぶなど、古式の建築様相を色濃く伝えている。一棟を前後に仕切り内外陣としていたが、現在はもとの内陣を幣殿、外陣を拝殿としている。

【旧藤田家住宅】（有形文化財(建造物)）

大正時代は日本の住宅建築の変革期で、居間及び個室が現れ、「中廊下型平面」が成立し定着した。玄関から続く中廊下が住宅を分断し、片側に台所などのサービス部分を、片側に居住区を配列する形式で、旧藤田家住宅はその特徴をよく伝えている。棟札により大正10年（1921）の建築であることが知られ、小説家太宰治が旧制弘前高



旧藤田家住宅

校在学時の3年間を過ごした家でもある。現在は当初の建築場所から約100メートル南東に建物の向きを変えずに移築され、「太宰治まなびの家」として公

開されている。

【旧青森銀行津軽支店】（有形文化財(建造物)）

市内に現存する洋風建築では最古のもので、洋風小屋組が既に造られている。明治16年(1883)に豪商宮本甚兵衛が角三宮本呉服店として新築し、その後、大正6年(1917)に銀行店舗に改装された。昭和52年(1977)には2回目の大きな改修がされているが、明治洋風建築物の当初の特徴を遺す貴重な建物である。



旧青森銀行津軽支店

蔵部分と店舗部分と統一性を持たせ、腰壁は煉瓦積みとし、白漆喰とのコントラストを構成している。現在は美術展示施設「百石町展示館」として広く開放されている。

【吉田松陰来遊の地 附 松陰室】（史跡）

吉田松陰が宮部鼎蔵と共に弘前に来たのは、嘉永5年(1852)である。このとき二人は、藩の儒学者伊東広之進(梅軒)宅を訪ねて藩の軍事や教育について説明を受け、また国事を談じた。



吉田松陰来遊の地
附 松陰室

明治39年(1906)、伊東広之進旧宅を隣家の医師伊東重が購入してここに養生幼稚園を創立するとともに、松陰らが会談した部屋を「松陰室」と命名した。現在は幼稚園舎から切り離されて、伊東広之進旧宅のうち玄関から座敷(松陰室)にかけての部分が保存され、今日に伝えられている。

【曹洞宗津軽山革秀寺】（史跡）

慶長12年(1607)弘前藩初代藩主津軽為信は京都で没し、翌年その子信枚が遺骨を郷里に持ち帰り、菩提寺として革秀寺を建立した。本尊として仏像ではなく藩祖の位牌を据え、その境内を浄域とすることによって自ら父祖尊崇の範を示した。



曹洞宗津軽山革秀寺

この寺院は、祖先崇拜を領内に徹底させるために実施した藩の政策を示す重要な地域であり、境内には、近世初頭の建築である本堂や、豪華絢爛な彩色に彩られる津軽為信霊屋などの重要文化財(建造物)が所在する。

(5) 指定等文化財以外の文化財

当市には文化財には指定されていないものの、歴史と文化が息づく情緒豊かな建物が数多くある。これら当市の風情を醸し出している古い建物を「趣のある建物」として38件指定し、市民や観光客に発信している。

【御料理なる海】

天保4年(1833)建築。質屋として建築された蔵は、明治時代には銀行の金庫蔵として活用され、現在では1階は懐石料理店として営業している。



つばた文庫
(御料理なる海)

【津軽藩ねぶた村(蔵)】

慶応元年(1865)、藩の米蔵として建てられ、後に小学校の校舎や味噌蔵としても活用された土蔵は、現在では津軽塗やこぎん刺し、弘前こけし、津軽焼、津軽凧など弘前の民芸品の工房として活用されている。



津軽藩ねぶた村(蔵)

ひらの
【平野】

大正期建築。土淵川沿いにたたずむ門構えが目を引く建物。大正時代に民家として建てられた建物であるが、昭和30年(1955)から割烹として営業されている。



平野

めいじょう
【弘前銘醸煉瓦倉庫】

大正7年(1918)酒蔵として建築された赤煉瓦倉庫で、当初あった8棟のうち4棟は今なお倉庫として使用されている。春には隣接する弘前大学の桜並木と美しいコントラストを見せる。



弘前銘醸煉瓦倉庫

第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景

【重要文化財(建造物)】

地図 対照番号	名 称 等	所 在 地
1	弘前八幡宮 本殿	八幡町一丁目
2	唐門	
3	熊野奥照神社本殿	田町四丁目
4	石場家住宅	亀甲町
5	革秀寺本堂	藤代一丁目
6	津軽為信霊展	
7	誓願時山門	新町
8	東照宮本殿	笹森町
9	弘前城天守	下白銀町
10	二の丸辰巳櫓	
11	二の丸未申櫓	
12	二の丸丑寅櫓	
13	二の丸南門	
14	二の丸東門	
15	三の丸追手門	
16	北の廓北門(亀甲門)	
17	三の丸東門	
18	旧第五十九銀行本店本館	元長町
19	長勝寺 三門	西茂森一丁目
20	御影堂	
21	本堂	
22	庫裏	
23	津軽家霊展 5棟	銅屋町
24	最勝院五重塔	
25	旧弘前偕行社	御幸町
26	弘前学院外人宣教師館	稔町
27	岩木山神社 楼門	百沢字寺沢
28	拝殿	
29	本殿	
30	奥門	
31	瑞垣	
32	中門	
33	高照神社 本殿	高岡字神馬野
34	中門	
35	西軒廊	
36	東軒廊	
37	拝殿及び幣殿	
38	随神殿	
39	廟所拝殿	
40	廟所門	
41	津軽信政公墓	
42	旧弘前藩諸士住宅	若堂町
43	木村産業研究所	在府町

＜配置図(次ページ)対象図＞



【県の指定文化財(建造物)】

地図 対照番号	名 称 等	所 在 地
1	旧伊藤家住宅	若堂町
2	旧岩田家住宅	若堂町
3	日本基督教団弘前教会教会送堂	元寺町
4	旧弘前市立図書館	下白銀町
5	旧東奥義塾外人教師館	下白銀町
6	熊野宮本殿	茜町一丁目
7	三尊仏及びその厨子堂	西茂森一丁目
8	久祥院殿位牌堂	西茂森一丁目
9	日本聖公会弘前昇天教会教会堂	山道町
10	旧青森県尋常中学校本館	新寺町
11	袋宮寺本堂	新寺町
12	報恩寺本堂	新寺町
13	円明寺本堂	新寺町
14	本行寺護国堂	新寺町
15	巖鬼山神社本殿	十腰内字猿沢
16	岩木山神社社務所	百沢字寺沢
17	乳井神社の五輪塔	乳井

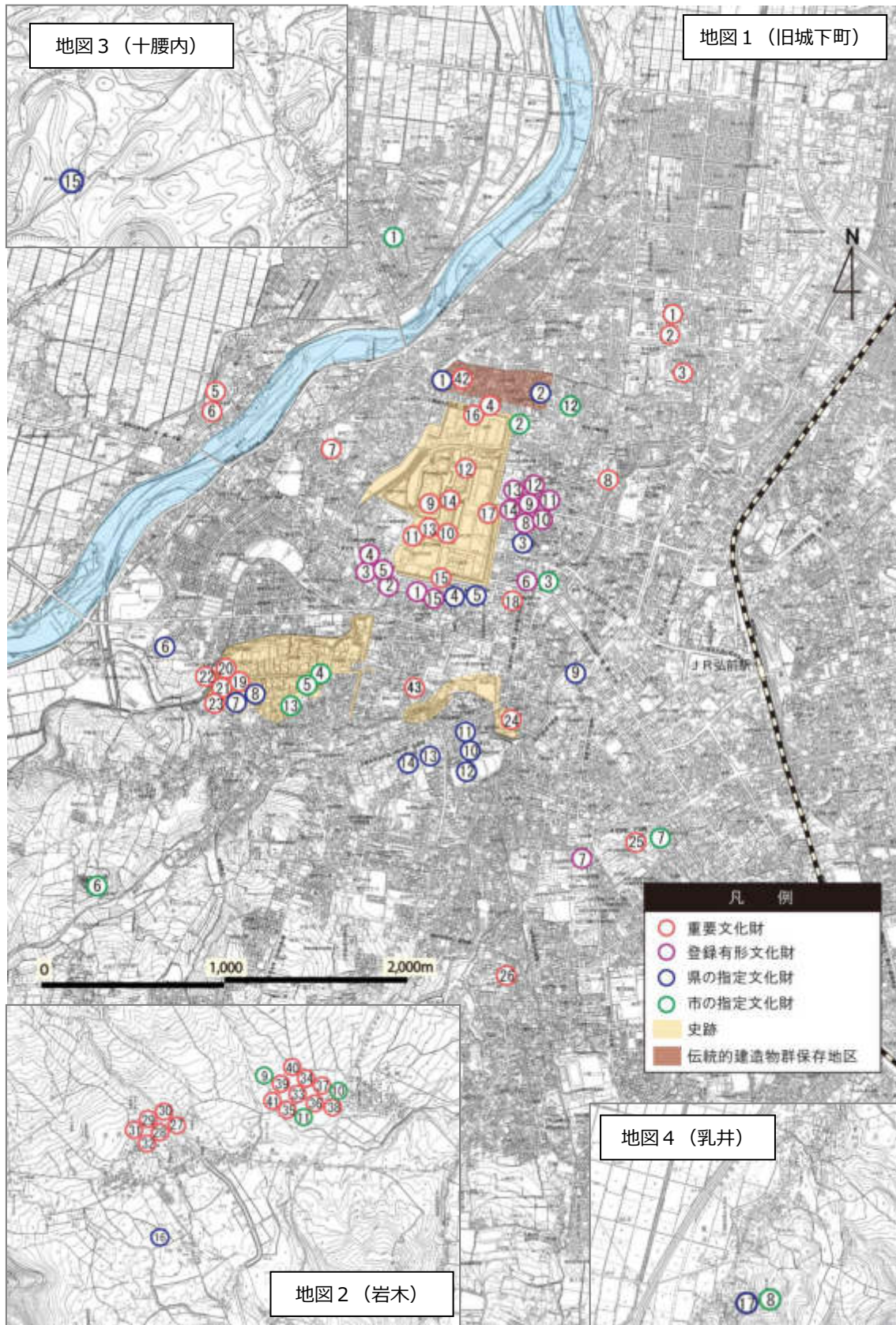
【市の指定文化財(建造物)】

地図 対照番号	名 称 等	所 在 地
1	旧石戸谷家住宅	浜の町東二丁目
2	揚亀園 揚亀庵	亀甲町
3	旧青森銀行津軽支店	百石町
4	黒門	西茂森一丁目
5	栄螺堂	西茂森一丁目
6	旧小山内家住宅	清水富田
7	旧藤田家住宅(太宰治学生時代の下宿)	御幸町
8	乳井神社社殿(旧毘沙門堂)	乳井
9	藤原信政公霊所(瑞垣・木柵・山門)	高岡字神馬野
10	高照神社 文庫	高岡字神馬野
11	高照神社 神饌殿	高岡字神馬野
12	平川家住宅	若堂町
13	普門院本堂	西茂森二丁目

【登録有形文化財(建造物)】

地図 対照番号	名 称 等	所 在 地
1	旧第八師団長官舎	上白銀町
2	旧藤田家別邸 洋館	上白銀町
3	和館	
4	倉庫(匠館(旧考古館))	
5	冠木門及び両袖番屋	元寺町
6	旧弘前無尽社屋(三上ビル)	
7	旧制弘前高等学校外国人教師館	文京町
8	石場旅館	元寺町
9	乳井神社社殿(旧毘沙門堂)	
9	翠明荘(旧高谷家別邸) 洋館	元寺町
10	日本館	
11	奥座敷	
12	土蔵	
13	門	
14	四阿	上白銀町
15	弘前市庁舎本館	

＜文化財(建造物)分布図＞



第1章 弘前市の歴史的風致形成の背景



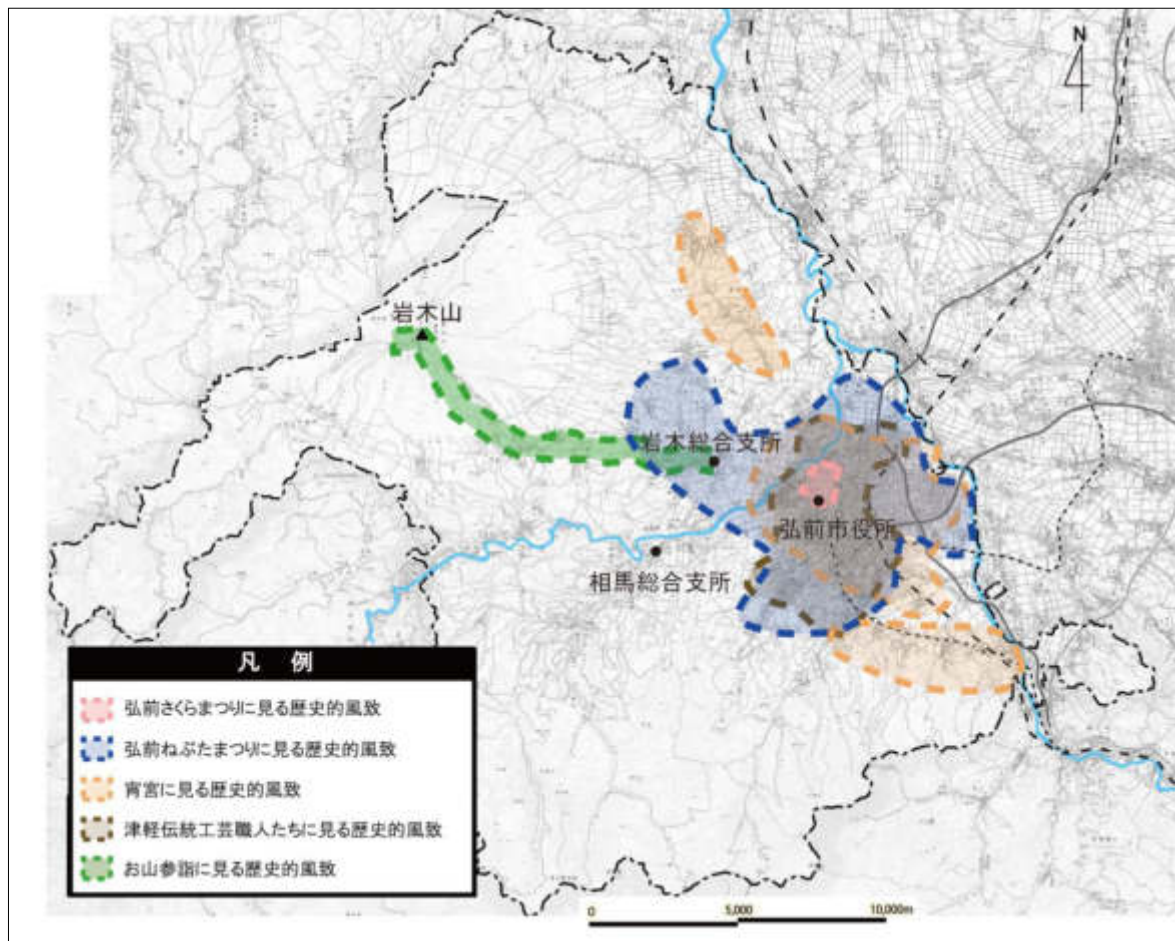
旧弘前市立図書館

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

1. 維持・向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

弘前市における維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。



2. 維持・向上すべき歴史的風致の内容

(1) 弘前さくらまつりに見る歴史的風致

1 はじめに

弘前市は、弘前藩2代藩主信枚がこの地に築城して以来、約400年にわたり弘前城を中心に据え、まちづくりや人々の暮らしが営まれてきた。明治28年(1895)に城跡が公園として市民に開放されて以来、四季折々の行事が開催されているほか、教育・文化施設も整備されていることから、当市のシンボルとして広く市民や観光客に親しまれている。

弘前公園が一年で一番の賑わいを見せるのが、毎年、4月下旬から5月初旬にかけて行われる弘前さくらまつりの期間で、大正期から約100年続くさくらまつりは、地域の人々だけでなく多くの観光客に親しまれている。

昭和初期に、弘前で暮らした太幸治は小説「津軽」の中で、弘前城の本丸から眺めた弘前のまちを次のように語っている。

『 あれは春の夕暮だったと記憶しているが、弘前高等学校の文科生だった私は、ひとりで弘前城を訪れ、お城の広場の一角に立って、岩木山を眺望したとき、ふと脚下に、夢の町がひっそりと展開しているのに気がつき、ぞっとした事がある。私はそれまで、この弘前城を、弘前のまちのはずれに孤立しているものだとばかり思っていたのだ。けれども、見よ、お城のすぐ下に、私のいままで見た事もない古雅な町が、何百年も昔のままの姿で小さい軒を並べ、息をひそめてひっそりうずくまっていたのだ。ああ、こんなところにも町があった。年少の私は夢を見るような気持で思はず深い溜息をもらしたのである。万葉集などによく出て来る「隠沼(コモリヌ)」というような感じである。私は、なぜだか、その時、弘前を、津軽を、理解したような気がした。この町の在る限り、弘前は決して凡庸のまちでは無いと思った。 』

学生時代の3年間をここ弘前で過ごし、『ここは津軽人の魂の拠りどころである。』と評するほどに弘前に愛着を抱いていた太幸にとって、弘前城とその城下に広がる街並みは特別な存在であったことがわかる。

また、ほぼ同世代の弘前出身の詩人、一戸謙三は、全編を津軽弁で書ききった「弘前(シロサギ)」という詩の中で、弘前のまちや弘前公園への想いを次のように述べている。

この詩には、弘前の人々の心に強く訴えかけてくるものがある。それが人々が方言を理解できるからなのか、あるいは、方言に込められた情景に肯けるからなのか定かではないが、弘前のまちと弘前公園に対する想いを情熱的に描写している。

『 何處 <small>ド</small> サ行ても、 おら達 <small>ダツ</small> ねだけア 弘前 <small>シロサギ</small> だけアエンたどゴア何處 <small>ドゴ</small> ネある！ お岩木山 <small>ユワキヤマ</small> ね守らエで、 お城 <small>フロダ</small> の周りサ展 <small>マツ</small> がる此のあづましいおらの街……』	何処に行っても、 おれ達にとって 弘前のような所が何処にある！ 岩木山に見守られて、
--	---

お城の周りに広がる心地よい自分の街

一戸は、弘前のようなすばらしい場所はほかにどこにあるのか？と声も高らかに問いかける。そして、弘前の四季折々の情景を描写しているが、弘前公園が最も華やかになる五月を描写した部分では、

『 五月 <small>ゴグワツ</small> ネなれば…… 松 <small>マツ</small> の林どお隅櫓サ青空かぶさて、 あの公園、お城！ 何方見でも日本一の櫻 <small>サクラ</small> だネ！ 菱 <small>サクラ</small> ア浮がぶ堀サ映さるその櫻 おッとらどしたその眺め…… ああ日本國中さがしても、 こした公園だけア何處 <small>ドゴ</small> ねある…… 』	5月になれば…… 松林と隅櫓に青空が覆って、 あの公園、お城！ どこを見ても日本一の桜だ！ 菱が浮かぶ堀に映るその桜 おっとりしたその眺め…… ああ日本国中探しても このような公園は何処にある……
--	---

と述べ、最後に『弘前だけアエンたドゴア何處ドゴねも無ムのセ！』（弘前のようなところは何処にも無いのだ！）と結んでいる。

2 建造物

2-1 弘前城

弘前城跡は、築城から現在に至るまで、城郭がほぼそのままの形状で残されていることから、全域が国の史跡に指定（史跡津軽氏城跡弘前城跡）されているほか、天守、3棟の櫓（二の丸丑寅櫓、二の丸辰巳櫓、二の丸未申櫓）、5棟の城門（二の丸南門、二の丸東門、三の丸追手門、北の郭北門、三の丸東門）全てが重要文化財に指定されている。

なお、弘前城跡は、鷹揚公園、鷹揚園とも呼ばれる。明治41年（1908）、弘前公園に皇太子（後の大正天皇）が来た際に、鷹揚園と命名され、弘前市都市公園条例の名称にもなっている。

【天守】(重要文化財(建造物))

弘前藩 2代藩主津軽信枚が最初に築いた天守は、本丸南西隅に建ち、五層であったが、寛永4年（1627）9月5日、落雷により焼失したと伝えられている。

現在の天守は9代藩主寧親が櫓造営の名目で幕府の許可を得、文化7年（1810）に完成したもので、本丸東南隅に建つ三重三階の独立天守で、破風や懸魚を白漆喰とした切妻屋根をもつ張出を1階、2階の東・南面に設けているが、本丸側の北・西面や内部は質素に作られている。

石垣修理のため、平成27年（2015）から本丸の中央に約70m曳家移設しているが、曳家前と同様、弘前城跡の中心的な観光スポットとして観光客が多く訪れている。



曳家後の天守

【櫓】(重要文化財(建造物))

現存する3つの櫓（二の丸丑寅櫓、二の丸辰巳櫓、二の丸未申櫓）、城郭に取りつく敵への攻撃や物見のために作られたものである。『津軽一統志』（慶長15年・16年条）には、五重の天守や櫓、門に用いる鉄の供給について記述があり、さらには、慶長16年（1611）に城の造営が完了したとあることから、慶長16年（1611）の建築であると考えられている。なお、正保2年（1645）に江戸幕府へ提出した「正保城絵



二の丸丑寅櫓

しょうほうしるゑ

図」(国立公文書館内閣文庫蔵)には、いずれの櫓も描かれており、その後も記録としては、修理に関するもののみ(修理記録については、『弘前藩庁日記(国日記)』(弘前市立弘前図書館蔵)や『御城郭廻御作業御修復覚書』(弘前市立弘前図書館蔵)をはじめとし、枚挙に遑がない)であることから、現存の櫓は、慶長16年(1611)の築城時に建築されていたとされる。

3つの櫓は三層建てで同じような姿であるが、窓の形など細部に造作の違いが見受けられる。櫓の名前は本丸から見た方角による呼称となっている。

【城門】(重要文化財(建造物))

現存する5棟の門(二の丸南門、二の丸東門、三の丸追手門、北の郭北門、三の丸東門)は、二の丸の櫓3棟同様に、『津軽一統志』等の記述や「正保城絵図」により、いずれも築城時の慶長16年(1611)に建築されたと考えられている。

このうち、北の郭北門は、弘前藩初代藩主津軽ためのぶ為信が津軽統一の過程で攻略した大光寺城の門を

移築したという伝承があり、他の門よりひと回り大きいなどの特徴を持つ。

弘前城の城門は、囲を土塁で築き、内外に枳形ますがたを設けた2層の櫓門やぐらもんであるが、1層目の屋根を特に高く配し、全体を簡素な素木造りとしていることなど、全国の城門の中でも古い形式を残した櫓門として注目されている。



二の丸南門

【下乗橋】

内濠を隔て、本丸と二の丸に架かる橋で、弘前城を描いた最古の絵図である「津軽弘前城之絵図」(正保2年(1645))に描かれており、郭くるわの構成から築城当時には架けられたと考えられる。平成16年(2004)に上部架け替えを行っている。

藩政時代、二の丸側には下馬札げばふだが置かれ、藩士は馬から降りるよう定められていたことから、下乗橋の名前はそのことに由来する。

築城当初は、橋の両端は土留板どどめいたであったが、文化8年(1811)に石積に直されている。



下乗橋



天守と下乗橋(昭和23年(1948)撮影)

ほり
【濠】

弘前城は濠に囲まれており、外濠、中濠、内濠、西濠、蓮池がある。

外濠は、弘前城の外周、三の丸と四の丸を囲む濠で、沿道や土塁の上に多くの桜の木が植えられており、追手門や東門、北門などの古式ゆかしい建物が絢爛たる桜の海に浮かぶ姿は圧巻である。

また、弘前公園の西縁に当たる西濠は、もともと築城時には岩木川であったが、天和2年（1682）の堀替工事により独立し西濠となった（『弘前藩庁日記（国日記）』天和2年8月12日条より）。

兩岸の沿道にはたくさんの桜が植樹されており、東岸には「桜のトンネル」と呼ばれる通路が伸びている。



外濠

2-2 弘前公園内の建造物

公園内には、日本近代建築の巨匠、^{まえかわくに お}前川國男の作品3棟（弘前市民会館、弘前市立博物館、弘前市緑の相談所）があるが、その中でも弘前市民会館は、前川の傑作とされる「神奈川県立図書館・音楽堂」にも引けをとらない音響を誇ると言われている。

【弘前市民会館】(景観重要建造物)

昭和39年（1964）建造、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階。

ホール棟と事務所や会議室、カフェからなる管理棟をポーチで結んだ構成となっている。建物全体がコンクリート打放しの荒々しい簡素な素材感で統一され、彫の深いスリット状の開口部が外壁のデザインをまとめあげている。



弘前市民会館

2-3 弘前城周辺の建造物

【藤田記念庭園】(洋館、和館、倉庫、冠木門^{かぶきもん}及び両袖番屋は登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物、市趣のある建物)

日本商工会議所の会頭をつとめた弘前市出身^{ふじたけんいち}の藤田謙一が大正8年(1919)に別邸を構える際、東京から庭師を招いて造らせた大規模な庭園である。園内は高さ13mの崖地をはさんで、高台部と低地部に分かれており、高台部は岩木山を眺望^{しゃっけいしき}する借景式庭園で、洋館、和館などが建っている。



藤田記念庭園 洋館

低地部は池泉廻遊式庭園^{ちせんかいゆうしき}で、歩きながらハナシヨウブ、ツツジの群落、滝などの景趣^{けいしゆ}の変化を楽しむことができる。

【石場家住宅】(重要文化財(建造物))

石場家は現在は酒屋であるが、藩政時代からワラ工品を扱ってきた商家で、当主は代々「清兵衛」^{せいべえ}を名乗っていた。建物の建築年代は明らかではないが、形式手法からみて、江戸時代中期と推定されており、資料上では「弘前案内図」(昭和10年(1935)6月25日発行)において確認することができる。この住宅は規模が大きく、^{ちような}「斬」で角材に仕上げた大きな梁や、指物^{さしもの}を使用するなど豪華な構えとなっており、また、座敷部分の造作も優秀で、津軽地方の数少ない商家の遺構として貴重なものとなっている。軒から庇^{のき}を長く張り出し、下を通路にする雪国独特の「こみせ」が今でも残っている。



石場家住宅

【川崎染工場】(歴史的風致形成建造物、市趣のある建物)

江戸時代の紺屋の建物を現在でも藍染工場^{あいぞめ}として使用しており、土間には藍場^{あいば}があり藩政時代に行われていた天然藍染も体験することができる。建設年の詳細は不明であるが、天明年間(1781~1789)、寛政年間(1789~1801)、またはそれ以前と推察さ



川崎染工場

れており、資料上では「弘前案内図」（昭和10年6月25日発行）において確認することができる。隣接する石場家住宅と弘前城跡外濠、亀甲門かめのこうもんとが一体となって、藩政時代の雰囲気を感じることができる街並みを形成している。

**【旧弘前市消防団西地区団第四分団消防屯所(以下「旧紺屋町消防屯所」と略。)
(歴史的風致形成建造物、市趣のある建物)**

昭和8年(1933)頃に当時の名士の寄付により建築されたもので、設計者、施工者は不明である。かつては、警察署も兼ねており、歌人・劇作家の寺山修司てらやましゅうじの父が警官として務めていた。平成17年(2005)、建物の老朽化に伴い屯所機能を移転するまで、消防団の会議などに使われていた。

高さ14.3mの市内に残る最古の望楼付き消防屯所である。寄棟状の屋根は望楼を乗せ、勾配が小さいのが特徴である。

建物内部には、消防車収納のための車庫があり、その奥に板間を越えて八畳間の和室が取られ、車庫左奥には望楼へ上がるための梯子階段はしごがある。



旧紺屋町消防屯所

【弘前中央高等学校講堂】(景観重要建造物)

日本近代建築の巨匠、前川國男の作品。昭和29年(1954)建造、鉄筋コンクリート造、2階建。前面がスチールサッシ、ガラス張りの正面からは、中のホワイエを見通すことができる。ホワイエは2階座席の階段状の構造がそのままホワイエ天井に露出、白い壁と階段の黒い手すりとのコントラストが、シャープな美しさを見せている。



弘前中央高等学校講堂

【石場旅館】(登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物、市趣のある建物)

創業者である石場久蔵きゅうぞうが30歳の頃に小間物屋と旅籠はたごを兼ねた旅館業を営んだのが始まりで、本建物は明治12年(1879)頃に新築されたとされている。明治19年(1886)に当時の駅伝取締所から駅伝宿舎としての木札を受けており、明治29年(1896)の軍が発行した「大日本旅館」には石



石場旅館

場旅館が掲載されている。また、明治22年(1889)の間取り図や、「陸軍召集軍用旅舎」看板などが残っている。

建物は、東西棟の入り母屋造^{いりもやづくり}鉄板葺^{てつばん}2棟^{がんこう}を雁行させており、黒塗りの付け柱・梁と白漆喰のコントラストが城下町の情緒を醸し出している。



「大日本旅館」(明治29年)

【日本基督教団弘前教会教会堂】(県の有形文化財(建造物))

明治37年(1904)に焼失した教会堂に代わり、明治39年(1906)に再建されたもので、設計は、クリスチャン棟梁として知られる桜庭駒五郎^{さくらばこまごろう}によるものである。

全体はフランスゴシック風の双塔形式^{そうとう}で、白のオイルペイントで仕上げ、ドリップストーン^{せんとう}のついた窓は尖塔アーチとして、上部をトレサリーで飾っている。弘前における明治洋風建築の秀例である。



日本基督教団弘前教会教会堂

【翠明荘(旧高谷家別邸)】(登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物、市趣のある建物)

洋館、日本館、奥座敷、土蔵、門、四阿の6つの棟があり、古いもので明治28年(1895)に建築されている。

津軽銀行頭取等を務めた実業家の高谷家が別邸として建設したものである。厳選した材料と職人の卓越した技術による豪華な作りが特徴で、中でも日本館の本座敷と次の間、玄関などは、銘木や技巧を凝らした彫刻欄間がふんだんに用いられている。



翠明荘(旧高谷家別邸)

2-4 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物群)

弘前城の北門（亀甲門）は築城当時、城の正面玄関である大手であった。この弘前城正面の守護のために町割まちわりされた侍町の一区画が「仲町」と呼ばれており、今でも当時の地割じわりと屋敷構えをよく残しており、面積約 10.6 ヘクタールの区域で、伝統的建造物群に選定されている。

現在、4 棟の武家屋敷が公開されており、その中の一つである旧弘前藩諸士住宅は、藩政時代の武家屋敷台帳「御家中屋舗建家図」（宝暦 6 年（1756））に記載されている、地区内で現存する最古の建物である。

構造は、木造平屋建、切妻造、外壁は土壁塗真壁造で、地区における武家住宅の特徴を理解するうえでも重要な建物となっている。

武家屋敷は、道路沿いに連続するサワラの生垣、点在する門や板塀とともに城下町の雰囲気を感じることができる。

当地区は、重要文化財である石場家住宅等と一体となって北門周辺の街並みを形成しており、さくらまつり時期は四の丸の出店の喧噪けんそうが住宅街の静寂を破って感じられるほど弘前城に近接している。



旧弘前藩諸士住宅



仲町伝統的建造物群保存地区

3 活動

3-1 弘前さくらまつりの歴史

弘前城は、藩祖為信^{ためのぶ}が慶長8年(1603)に新城の建設を計画し、2代藩主信枚^{のぶひら}により慶長16年(1611)に完成したが、寛永4年(1627)、五層と伝わっている天守が落雷により焼失し、文化7年(1810)に現在の天守が築かれた。

この天守を、直木賞作家 司馬 遼 太郎^{し ばりょう たろう}が雪の季節に訪れている。司馬は、『北のまほろば 街道をゆく41』(朝日新聞社 1995)で、『この優美な近世城郭^{のぶひら}が僻陬^{へきすう}の地の津軽に出現したこと自体、奇跡にちかい』と、弘前城を手放しで褒め、天守については、『こぼりな天守がけなげにもいくつかの角櫓^{やぐら}や楼門^{ろうもん}を従えている』と感じながら、『それがかえって全体との調和がよく、ふしぎなやさしさを帯びた名城になっている』と述べている。そして『本丸にのぼった者は、この台上の主役が天守閣でないことを悟らされる』と続ける。天守の最上階に上った司馬は、その視線の先に、『白い岩木山が、気高さのきわみのようにしずかに裾をひいていた』のを発見する。『もしここに大阪城の天守閣のような巨大な構築物を置くとすれば、岩木山を主役とするこの大景観に対して調和を失う』と、弘前城の天守の持つ風致を、岩木山との調和、ひいては周囲の景観との調和に見出している。

公園の桜は、『弘前藩庁日記(国日記)』(正徳5年(1715))によると、弘前藩士が城内西の郭に植えたのが始まりとされている。明治に入ると、弘前のりんご栽培功労者として大きな功績を残した旧藩士の菊池楯衛^{きくちたてえ}が荒れ果てた城内を憂い、私財を投じてソメイヨシノの苗木を1,000本購入し、二の丸を中心に植えたのを皮切りに植栽が続けられ、全国的な桜の名所となる基礎が築かれた。

大正期に入る頃には、桜が見事に開花し、外濠一帯や本丸下西濠へも桜の若木が植えられ、城内および外濠の桜は2,000本を超えるようになったが、当時は、桜の花見というと大勢の人々が秋田市の千秋公園^{せんしゅうこうえん}へと出かけていた。大正5年(1916)の「弘前新聞」では、当時のことを『わが弘前市は花に乏しからず、殊に^{こと}鷹揚園^{ようようえん}に至りては実に天下の誇りと云うも憚らず。然れども市民は之を利用し、之を照会する事に依って、土地発展の素因たる可き外客誘致の資料にせざるが故に、泥中の金剛石も^よ齒^べならざるの感あり。』と嘆いている。

大正2年(1913)9月、進歩派を自認する若者たちにより、「呑気倶楽部^{のんきくらぶ}」が結成された。弘前芸者後援会ともいうべきグループで、素人芝居や俳句会を催したり、芸子たちと踊りや長唄の稽古をしたりしていたが、大正5年(1916)、弘

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

前の桜を全国に紹介しようと東京から活動写真の技師らを呼ぶとともに、市内の三大商店（角^{かく}み・久^{きゅう}一^{いち}・角^{かく}は）に公園内での出店を依頼した。その映像フィルムが平成28年（2016）に発見されている。

さらに、人を呼び集めるためには仮装行列に限るということで、めいめい珍装を凝らし、笛、太鼓、三味線などの囃子をつけ、市中パレードに繰り出し、公園では花見の宴を張り、どんちゃん騒ぎをした。その結果、沿道は見物人の歓声で埋まり、市民の話題をさらったと言われている。

保守的な町において、一部では不評を買いながらも、呑気倶楽部の花見会はたちまち盛大なものとなり、後の観桜会^{かんおうかい}への先駆けとなったことは間違いなく、また、この年、本丸には千数百燭^{しよく}ものアーク灯が灯され、夜桜見物が初めて行なわれ賑わっていた。

呑気倶楽部が契機となり、弘前商工会の中でも観桜会開催への気運が高まり、大正7年（1918）、弘前商工会主催の第1回観桜会が、5月3日から1週間の会期で催されることになった。

観桜会は初めての試みであったが、将来、弘前を代表する行事になることを見越して、夜桜には電飾、各種余興には斬新さを追求したほか、宣伝にも大いに力を注ぎ、全市挙げての行事を目指すことになった。

大正7年（1918）5月3日午前7時、打ち上げ花火が轟き、第1回観桜会は幕を開けた。

元寺町^{もとでらまち}や百石町^{ひやくこくまち}などの大通りの店々では、日の丸を揚げたり、花の飾り付けをしたり、中には紅白の幕を張り巡らせた商店もあった。公園では相撲大会を始め、多様な催し物、余興が繰り広げられ、中でも人気を博し喝采を浴びたのは、やはり仮装大会であった。こうして人々は桜花に酔い、歓^{かん}を尽くし、第1回観桜会は成功裡^{せいこうり}に終わった。

その後、弘前観桜会は、弘前商工会の一大行事として毎年開催されていくことになり、翌8年

（1919）からは、園内にさまざまな出店が現れ、津軽民謡、女相撲、曲芸などの興業見世物も小屋掛けするようになった。

大正10年（1921）になると、天守にイルミネーションが施され、本丸では毎夜遅くまで花見踊りが繰り広げられ、花見の宴を張る団体客や観桜団で大賑わいと



天守付近の花見客(大正中期)



さくらまつり(大正末年)

なった。

昭和期になると、戦中の昭和13年（1938）に施行された国家総動員法により、人的・物的資源の統制の影響を受けて開催が危ぶまれると、「桜と時局の催し」「弘前桜の催し」などと名称を変え、昭和18年（1943）には売店や興行を一切設置しない「桜愛護の会」の名目で開催された。翌19年（1944）に観桜会の開催は中止となったが、戦争が終わると昭和22年（1947）に弘前市と商工会議所との共催により復活し、昭和36年（1961）からは、名称を「弘前さくらまつり」と改め現在に引き継がれて、現在も春の一大行事として開催されている。

平成30年（2018）には開催100周年を迎え、大正・昭和の雰囲気再現したパレードや花筏はないかだのプロジェクションマッピングなど、当時と現代と昔が融合したイベントが開催された。また、令和2年（2020）は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から弘前公園を封鎖し、さくらまつりを中止したが、令和3年（2021）は感染対策を徹底したうえで開催となった。



プロジェクションマッピング

弘前公園の桜は、ソメイヨシノを中心にシダレザクラ、八重桜など52種、約2,600本の桜が咲き誇る全国でも有数の桜の名所となっており、一つの花芽から咲く花の数が多いことから重量感に溢れ迫力のある桜を見ることができ、これは、弘前方式と呼ばれる、徹底した桜の管理方法が関係している。



剪定作業

桜の管理は、昭和27年（1952）に管理事務所が開設された後の昭和30年（1955）代半ばから始められたと言われており、この頃、明治期に植栽されたソメイヨシノが樹齢50年を越すようになり樹勢の衰えが目立ち始めたため、りんごの栽培技術を参考に桜の剪定せんていを実施したのが始まりである。「桜切る馬鹿梅切らぬ馬鹿」と言われる中で、あえて剪定を行なったところ、新しい枝が伸び樹勢が回復したことから、剪定を中心とした管理作業が本格的に

始まり、今では、この剪定作業が弘前の早春の風物詩となっており、剪定された桜の枝は加温すると花を咲かせるため、一足早い桜を家庭で楽しめるとあって、無料配布される桜の枝に市民らが集まり賑わいを見せている。先人たちが守り続けてきた弘前城跡の桜の管理は、現代の桜守にしっかりと受け継がれている。

また、まつりが始まる前には、花見客に快適に桜を楽しんでもらうために、地元高校生による清掃活動をはじめ、事業者団体による街路灯の点検や清掃、冬の間にも劣化したベンチの塗装などがボランティアによって行われており、行政の取り組みはもちろん、このような地域活動によっても、まつりが支えられている。

3-2 さくらまつりの様子

i) ^{ほんまる}本丸

本丸には、シダレザクラが多く、柳のように垂れた桜の花のなびきの下、余すところなくシートが敷かれ、めいめい円陣を組み、せめぎ合って宴を張っている向こうに天守がそびえているという景観は弘前城本丸ならではのものである。また、宴が開かれている光景は、二の丸、三の丸など園内の至るところで見られ、親戚縁者が集まり団欒している様子は、第1回観桜会が開催された大正期から変わらぬ賑わいを伝えている。



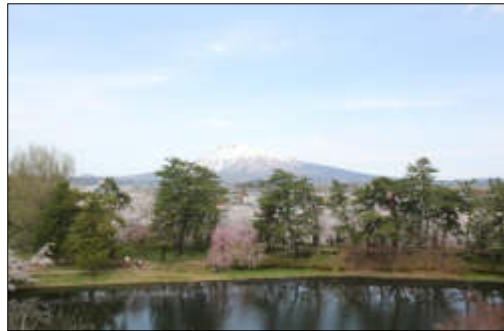
桜の下で団欒する花見客(大正末期)



桜の下で団欒する花見客

本丸の西側から岩木山を望み、眼下に松や西濠、蓮池を見下ろす景観は、本丸に御殿があった時代は藩主が満喫していた景観であり、桜の植栽後は、大正天皇が皇太子時代に訪れた際の展望所も、太宰治が「^{だざいおさむ}隠沼」を感じたのもこの場所である。

この場所に立ち、岩木山の眺望を味わえば、「^{コモリヌ}お岩木山ね守らエで」いる弘前を、鮮明に感じることができる。



本丸からの眺め

ii) ^{げじょうばし}下乗橋

本丸へは二の丸から下乗橋を渡って向かうが、ここで、石垣と角の天守を背景にして、朱塗りの欄干らんかんの前に立つと、特別な技法を用いることなく桜の枝が人々を上から覆うような構図になる。

桜まつり期間中、下乗橋は撮影の順番待ちで、写真を撮る人、撮られる人で、一日中混雑し、下乗橋からの写真には、そこに立つ人が、歴史の一角に入り込んでいるような満足感溢れる表情が写りこんでいる。



下乗橋

また、同じように三の丸から二の丸かに架かる杉の大橋からも、橋と桜の花の片隅に垣間見える二の丸南門（通称＝南内門）が写し出される。弘前城では、天守、石垣及び橋の欄干に桜花を加えることによって、趣のある歴史の佇まいたたずが一層引き立てられているのである。

iii) ^{にしほり}西濠

西濠沿いの散策路は桜のトンネルと呼ばれ、散策コースの中で最も雅な雰囲気醸し出している。特に夜桜が美しく、ライトアップされた桜が水面に映り並ぶ景色は、華やかな雰囲気に包まれ、舞い散る花びらに見とれていると桜の中に溶け込んだかのような錯覚を覚えるほどである。



桜のトンネル

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

また、^{しゅんやうばし}春陽橋を西側に渡り、西濠に沿って北側へ歩いていくと、程なく左手に趣のある旧紺屋^{こんや}町^{まち}消防屯所^{とんしよ}が見えてくる。望楼部分が特徴的な洋風の外観は、レトロな雰囲気^{ふんぎ}を醸し出しており、春陽橋から見る桜越しの姿、^{かたわ}傍らの^き亀紺橋^{こんばし}から見る姿は、戦前まで花形であった「火消し」を彷彿させ、弘前市の趣のある建物に指定されている。現在は、津軽塗技術保存会の後継者育成のための研修場として活用されている。



夜の西濠

iv) 演芸場

まつり期間中に限り小屋掛けされる。地元の芸達者による津軽三味線、津軽民謡、津軽手踊り、一人立三頭獅子舞などの民俗芸能は城跡に溶け込み、まつり気分を盛り上げている。出演者は、日頃修練した技を見せるのはこの機会とばかりに気合いが入り、熱を帯びた三味線や囃子の調べ、民謡の歌声に、多くの人が立ちどまり、熱心に観覧している。



演芸場の様子

v) 出店

まつり期間中には、四の丸を中心に約200軒の出店が立ち並び、毎年200万人を超える花見客で賑わっている。

四の丸では、お化け屋敷などの興行が軒を連ね、向かい側に食堂をメインとした出店が並び、まつりの雰囲気を盛り上げている。



四の丸に立ち並ぶ出店

vi) その他

公園内には各所に宴会が開催される場所があるが、そのうち、前川建築である弘前市民会館の向かいの広場も花見客で賑わう場所の一つとなっている。



公園周辺(外濠)

また、まつりの雰囲気は、公園内だけではなく周辺にも広がっており、公園へ

向かう人や公園から帰路につく人たちが交錯し、公園に近づくにつれ賑やかさを増す。公園周辺には、藤田記念庭園、石場家住宅、川崎染工場、旧紺屋町消防屯所、弘前中央高等学校講堂、石場旅館、日本基督教団弘前教会教会堂、翠明荘（旧高谷家別邸）といった歴史的建造物や仲町伝統的建造物群保存地区があり、それらを背景に人々が行き交う姿は、昔から変わらない風景となっている。

4 まとめ

弘前公園では、約2,600本²⁰の桜が、緑の松とモノトーンの天守、櫓^{やぐら}を覆うように咲き乱れ、演芸場からは津軽三味線の音色が風に運ばれ、車座になった人々の笑い声が聞こえ、長い冬に終わり^{おうか}を告げて春爛漫を謳歌するように活気に満ち溢れている。

また、岩木山を背景とした園内の天守や弘前公園に隣接し大正ロマンの薫り漂う藤田記念庭園の洋館など、歴史的建造物が、桜の花に歴史を映し出したような情景を創り出している。

弘前さくらまつりは、待ちわびた春を特別の場所（弘前公園）、贅沢な環境（お城・老松・桜）のもと、人々に新たな感動や生きる活力を与え続け、変わることなく繰り広げられている。

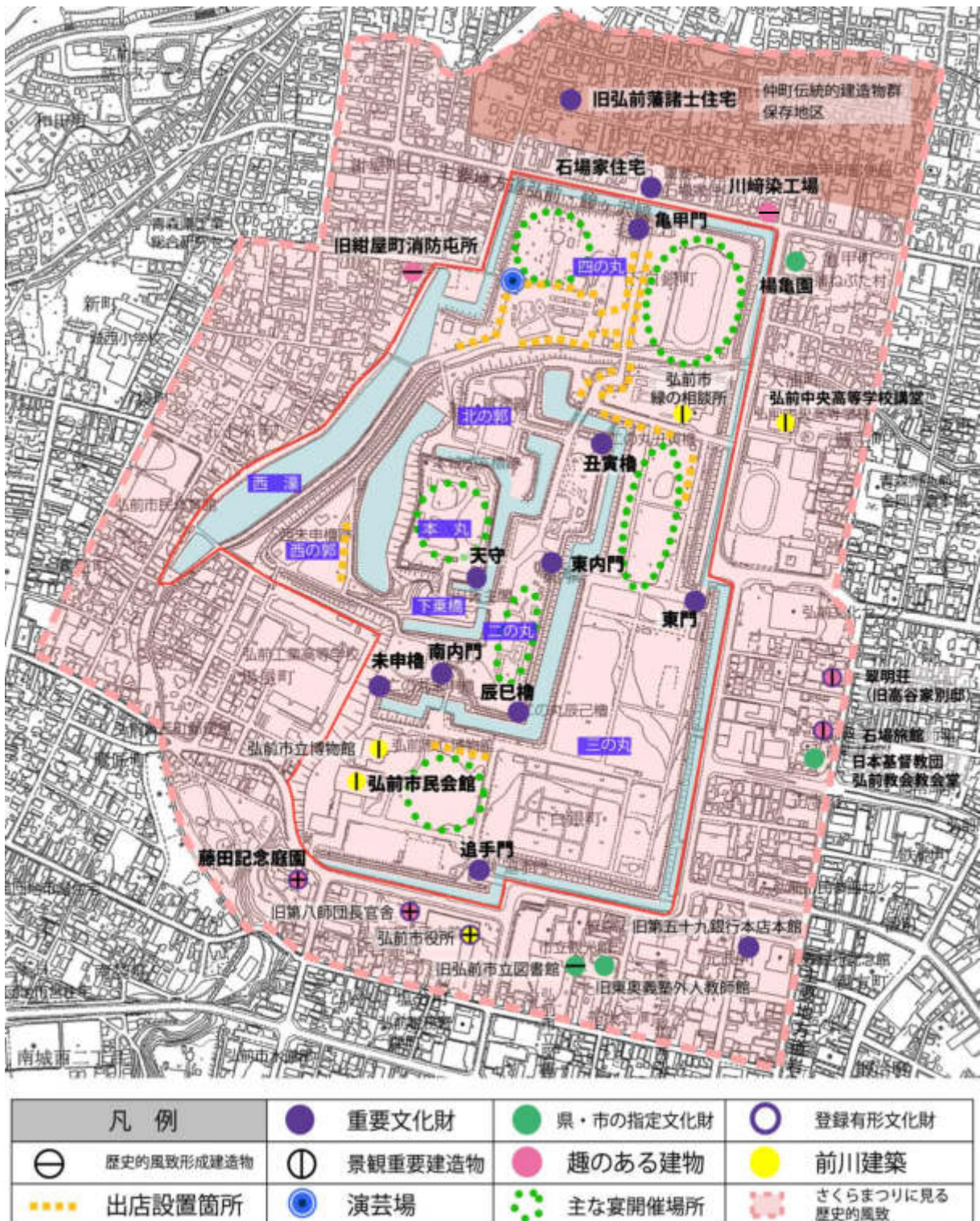
このように、弘前公園やその周辺の市街地は、人々の手によって継承された弘前さくらまつりに見る歴史的風致を形成している。



²⁰ 昭和の頃には一時期、弘前城の桜は5,000本と伝えられており、「恐れ入ったか5,000本」というキャッチフレーズまで出来あがった位である。当時は、植栽した本数を勘案して、これだけ見所のある桜の本数はこのくらいだろうという目測で考えられた数字と思われる。実際、満開の桜のもとで5,000本という本数に疑問を投げ掛ける無粋な輩はいなかったのである。ところが、地元的女子学生の学外研究の調査により3,000本までいかないことが判明して、これまで公称していた数字が変更される羽目に。なんと2,600本とそれまでの約半分に修正された。今ではそれが受け入れられているが、初めの頃は、市民は調査結果が信じられず女子学生に非難の声が届き、泣いたとのエピソードもある。

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

＜弘前さくらまつりに見る歴史的風致エリア図＞



(2) 弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致

1 はじめに

弘前ねぷたまつりは、毎年8月1日から7日までの一週間、ヤーヤドーの掛け声と共に囃子を演奏しながら、市内を練り歩く夏まつりである。

享保7年(1722)に5代藩主信寿が紺屋町の織座で観覧する(『弘前藩庁日記(国日記)』享保7年7月6日条)など、古くから続く民衆のまつりで、ねぷたは多くが町会ごとに作成・運行され、水滸伝すいこでんや三国志さんごくしなどをテーマにした鏡絵(表)と、幽玄な送り絵(裏)の対比が見事である。まちの中心市街地を勇壮な武者絵が描かれた扇ねぷたや組ねぷたが練り歩くまつりは津軽の短い夏を彩る伝統行事となっている。

2 建造物

【弘前市庁舎】(前川本館は登録有形文化財(建造物)、歴史的風致形成建造物、前川本館及び新館は景観重要建造物)

弘前公園の南側に位置する市庁舎本館は前川まえかわ國男くにおが設計し昭和33年(1958)に建造された。公園の玄関口である追手門おうてもんとの調和を考慮し、鉄筋コンクリート打放しの柱と煉瓦積み、2階と4階には大きな庇ひさしを出し、正面玄関の天井の群青色ぐんじょうが印象的である。平成4年(1992)には本館の東側に、平成27年(2015)には南側に庁舎を増築し、いずれも本館のレンガブロックと調和が図られ、庁舎として一体的に使われている。



弘前市庁舎本館

【旧第八師団長官舎】(登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市趣のある建物)

旧第八師団長官舎は、大正6年(1917)建築、昭和20年(1945)まで第八師団長官舎として使われ、敗戦とともにアメリカ軍駐留部隊司令官舎として使用された。その後、昭和25年(1950)の駐留軍引き上げの翌年に弘前市へ払い下げされ、昭和33年(1958)の弘前市役所新築に伴い、ほぼ3分の2を解体して敷地南西側へ曳家ひきやの上で、



旧第八師団長官舎

市長公舎として活用されていた。

構造は木造平屋建て、^{はんきりづまづくりかわらぶき}半切妻造瓦葺で、玄関に切妻破風^{はふ}を造り、外壁はモルタル塗りで、付け柱などの化粧材で縦横の線を強調している。また、建物内部は応接室、会議室、控室の洋室と、縁側付き2間続きの和室が取られている。

平成24年(2012)には弘前城跡の外濠に面した県道沿いに曳家して保存修理を実施した。現在は喫茶店として活用されている。

【旧東奥義塾外人教師館】(県の有形文化財(建造物))

東奥義塾は、藩校であった稽古館^{けいこかん}を母体に明治5年(1872)に創立された私学で、この建物は東奥義塾で招いた外人教師専用の住居として明治33年(1900)に建てられた。



旧東奥義塾外人教師館

構造は木造鉄板葺2階建てで、イギリス積のレンガ基礎、キングポストラス組の小屋組、下見板張ペンキ塗り、ベイウィンドー内部の暖炉など洋風感覚があふれており、当地における外国人の生活様式を知る上で貴重な建物となっている。

現在、館内には古い時代の家具や調度品なども置かれ、明治期の外国人の生活を再現している。また、1階には喫茶室が設置されており、ゆったりくつろげるスペースとなっている。

【旧弘前市立図書館】(県の有形文化財(建造物)、歴史的風致形成建造物)

旧弘前市立図書館は、明治39年(1906)3月、堀江佐吉・齋藤主^{つかさ}ら5名の手によって東奥義塾の敷地に建てられ、市に寄付された。



旧弘前市立図書館

昭和6年(1931)、東奥義塾校舎拡張にともない解体・移転することになり、市内富野町^{とみのちょう}に移築され、学生アパートや喫茶店として使用されていたが、昭和62年(1987)に市に寄贈され、平成元年(1989)、市制百周年記念施設の一つとして現在地に移築・復原された。

構造は木造亜鉛メッキ鉄板葺大壁造3階建て、外壁は純白の漆喰^{しっくい}に、緑の窓枠と煉瓦色の屋根のコントラストが目を引くもので、八角形の二本の塔とその上に乗るドームの屋根、建物正面にはドーマー窓など、ルネサンス様式を基調とする。また、屋根周り鉄柵や屋根飾りもルネサンス風であるが、2階の^{ひさし}廂の下には仏教

建築に見られる木鼻^{きはな}などの和風の造形も取り込まれ変化に富んだ意匠である。

【旧第五十九銀行本店本館】(重要文化財(建造物))

第五十九銀行の本店として、明治37年(1904)堀江佐吉により建築された。木造2階建、^{さんがわらぶき}棧瓦葺で、壁面は瓦を張ったうえに漆喰で塗りつぶす「張り瓦」という技法が用いられており、1階頭取室、2階小・大会議室の天井壁紙には「^{きんからかわかみ}金唐革紙」が使われている。昭和40年(1965)に元の位置から90度回転のうえ曳家し、現在は一般公開されている。



旧第五十九銀行本店本館

【三上ビル(旧弘前無尽社屋)】(登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物、市趣のある建物)

昭和2年(1927)建築。鉄筋コンクリート造三階一部四階建。弘前無尽株式会社(後に弘前相互銀行)が自社専用ビルとして建設した。弘前では二番目の鉄筋コンクリート造の建造物である。隅切りされた角からのアプローチが珍しく、外観は垂直性を強調したすっきりしたデザインでまとめられている。



三上ビル(旧弘前無尽社屋)

【旧青森銀行津軽支店(百石町展示館)】(市指定文化財(建造物))

明治16年(1883)に呉服店として建てられ、大正6年に最小限の改装をし、津軽銀行として営業。その後、青森銀行と合併、平成10年(1998)10月まで青森銀行津軽支店として使用され、平成13年(2001)に市へ寄贈された。明治・大正期の建築手法を残す貴重なものとして保存活用の整備を行い、平成16年(2004)4月に展示館としてオープンしている。



旧青森銀行津軽支店
(百石町展示館)

^{かいうんどう}
【開雲堂】(景観重要建造物、市趣のある建物)

昭和3年(1928)建築。弘前市内でも数少ない看板建築である。看板建築とは、火災の際の延焼を防ぐために外壁に銅版を貼ったもので、時間の経過とともに独特の風合いを醸し出している。

津軽藩の旗印で市章にもなっている卍をかたどった最中が有名である。



開雲堂

^{いちのへ}
【一戸時計店】(歴史的風致形成建造物、市趣のある建物)

明治32年(1899)建築。象徴ともいべき円錐屋根の時計塔は、既に100年以上維持されてきたもので、大正5年(1916)の「青森県弘前市俯瞰地図」にも時計台が描かれており、中心市街地である土手町のシンボルとなっている。



一戸時計店

【弘前れんが倉庫美術館】

明治40年(1907)建築。外壁は煉瓦で、最も堅実で合理的とされるイギリス積みが採用されている。酒造工場として建設され、近代産業遺産として弘前の風景を作ってきた旧福島酒造(吉野町煉瓦倉庫)を「記憶の継承」をコンセプトに改修し、令和2年(2020)に美術館としてオープンしている。



弘前れんが倉庫美術館
(旧福島酒造)

3 活動

3-1 ねぷたまつりの歴史

ねぷたの起源は諸説あるが、元禄期の「七夕祭りの松明流し・精霊流し・眠り流し」と「盆灯籠」などが融合して、「眠り流し」²¹→「ねむた流し」→「ねむた」→「ねぷた」になったと言われている。

このほかにも起源にはいろいろな説があり、征夷大將軍坂上田村麻呂の蝦夷征伐²²や弘前藩初代藩主津軽為信²³に結びつけた伝説もある。

ねぷたに関して、『弘前藩庁日記（国日記）』に記録されるようになるのは、5代藩主信寿のぶひさの時からである。享保7年（1722）7月6日条には、信寿が織座でねぷたを見たことが記録されているが、その時の運行経路は紺屋町から春日町へ抜け、運行順は、1番本町・親方町・鍛冶町 2番茂森町 3番土手町 4番東長町・元寺町 5番和徳町 6番紺屋町 7番亀甲町・田茂木町 8番新町であった。

ねぷたの形態などについては、天明8年（1788）に谷文晁たにぶんちやうに絵を学んだ江戸詰の藩士比良野貞彦ひらのさだひこが、当時の津軽を見聞して書きしるした『奥民図彙』（国立公文書館蔵）の「子ムタ祭之図」に確認することができる。

この図には、行灯を大きくしたような四角柱の灯籠に、七夕祭、織姫祭、石投無用などと文字が書かれ、灯籠の上には扇や草花などを取りつけ、大きなものは、神輿のように担がれている様子や、笛や太鼓など囃子方の姿が見られる。

文政11年（1828）には、豪商金木屋かなぎやが作った「糸取りの人形ねぷた」の出来がよいので、10代藩主信順のぶゆきがそれを見たという記録が『封内事実秘苑²⁴』にあり、人形ねぷたが登場していたことがわかる。

また、内藤官八郎ないとうかんぱちろうの『弘藩明治一統誌 月令雑報摘要抄』（青森県立図書館1975）には、文政年間頃（1818～1829）、「三宝の上に大エビをのせ、額とも高さ二間、幅二間で、若者70人ほどで担いだ…」と人形ねぷたの記録があり、人形ねぷたはこの頃に発生し、やがて幕末へと至る。文久年間の平尾魯仙ひらおるせんの描いた「津軽風俗画卷」（個人蔵）には、一人持ちの扇ねぷたなどとともに、人形型の大灯

²¹ 「眠り流し」は、農作業の激しさから夏期に襲ってくる猛烈な睡魔を追い払うためや、厄災・邪悪を水に流して村の外に送り出す行事として、日本各地で行われたと言われている。

²² 坂上田村麻呂が蝦夷征伐に際し、敵（蝦夷）をおびき寄せようとして大きな人形（燈籠）を作ったというもの。

²³ 京都に滞留中の文禄2年（1593）7月の孟蘭盆会うらぼんえに、二間四方の大灯籠を作らせ、都の人々の間で「津軽の大灯籠」と評判になったのが始まりというもの。

²⁴ 「封内事実秘苑」。文政2年（1819）条。

籠が描かれている。

城下町弘前では、ねふた同士が1本の道で鉢合わせすると、道が狭いために一方が下がって脇道に抜けない限り通り抜けられなかったため、そこからどちらが退くか争いになりやすく、初めは口論から掴み合いをしたり石ころを投げ合ったりしていたが、それが高じて戦いに出るようになふたが出陣するようになった。藩政時代には、度々ねふた運行中の喧嘩や口論を禁ずる命令が出されてきたが、18世紀後半には町同士の対立となり、藩士や使用人なども加わって、武器を携えての喧嘩口論になっていった。しかし、場所・匿名性・戦術など、一定の喧嘩作法は共通理解されており、それが明治以降の喧嘩ねふたにも引き継がれていった。

明治6年(1873)に「むかしの蝦夷の野蛮な風習の余韻で、大勢が集まって喧嘩ばかりしている。」ということから、ねふたまつりが禁止になったが、明治15年(1905)にねふた取締規則が定められ許可制のもと復活した。

まつり復活後のねふたは、華やかにそして大型化していった。その頃の運行経路は、洋風建築の日本基督教団弘前教会(教会堂)を臨む元寺町しんてらまちから新寺町しげもりまち、茂森町しんさか、新坂を下りて亀甲町かめのこうまちを通過して元寺町へ回るといふ喧嘩ねふたに配慮したもので、現在の合同運行の基礎となっている。

しかし、4箇所ある町道場間の対立意識が喧嘩を一層激しくさせ、特に、上町うえまち(城の東側の町々)の陽明館ようめいかん(北瓦ヶ町きたかわらげちょう)と下町したまち(城の西側の町々)の明治館たかじょうまち(鷹匠町)の対立は激しかったようであるが、北辰堂ほくしんどう(現・長坂町ながさかちょう)と陽明館との間でも対立が起こり、明治24年(1891)には陽明館が北辰堂を奇襲し、死者が出るほどの大乱闘になっている。これらの対立は、城下町特有の割拠意識や排他的感情に支えられた生活意識の違いが生んだものと考えられる。

喧嘩ねふたがエスカレートするに従って、機動性が高く、修理が容易な扇ねふたが主流となり、観客を交えての乱戦になるなど混乱の度を強めていった。そして、昭和に入り、喧嘩ねふたに対する批判の声が高まり、警察の防止策により、喧嘩の熱は下火になっていった。

昭和12年(1937)の日中戦争の勃発とともに、ねふたまつりは戦後の昭和21年(1946)まで休止するが、再開後も喧嘩ねふたは復活することはなかった。

今では、ねふたの肩に大きく書かれた「石打無用」などの文字いしうちむようのみが喧嘩ねふた



明治45年(1912)の扇ねふた

たの名残をうかがわせている。重要無形民俗文化財に指定されて作成された冊子『弘前ねふた』（弘前市 1983）に次のように記載されている。

『なぜ弘前がぬきん出て激しく長く、藩政期から昭和初期までやむことなく続いたのか。（中略）強いて言えば、城下町特有の気風とでもいうしかないのではなかろうか。藩政期からの尚武の風が、明治時代になっても消えずに残っていて、それが士族のみならず一般町民にもおよび、ねふた時ともなれば血が騒ぐという伝統が、継承されていったのであろう。』

弘前では、士族のみならず一般の民衆に至るまで、自分たちの暮らす地区（藩政期には身分、職業で居住する地区が異なった）への帰属意識が強く、それが、ねふたという場を借りて爆発し続けた結果、喧嘩ねふたへと進展したのだと思われる。こうした民衆の情熱的なまでのまつりへの関わり方は、現在でも町会単位での運行が主流の弘前ねふたの根底にあり、今日の弘前ねふたが圧倒的で勇壮なイメージを与えるひとつの要因となっている。

令和2年（2020）、令和3年（2021）は、新型コロナウイルスが流行し、感染拡大防止のためねふたまつりを中止した。

3-2 ねぶたの準備

現在でも、弘前ねぶたへの参加は町会単位が主流であり、各町会の扇ねぶた制作の標準的なスケジュールは次のとおりとなる。

ねぶたの制作は、まず、ねぶた小屋を造る「小屋掛け」から準備が始まり、6月上旬に行われるのが標準的となっている。

前年のねぶたまつりが終わった時点でねぶた絵をはがし、ねぶた本体の骨組みの細かい部分まで解体して、鉄骨部分だけになったものをシートで包み保存小屋で保管し冬を越す。そして6月になると、骨組みをねぶた小屋に運び、ねぶたの制作作業に取り掛かる。

ねぶた本体の組み立ては、骨組みに電気（電灯）の配線を通すことから始まる。以前は、行燈あんどんのようにろうそくを中に入れて内から照らしてねぶたの絵を見せていたが、現在は電球に代えて照らしている。

ねぶた絵は、ねぶた絵師が作成を受け持つ。絵師の多くは専用のアトリエを持ち、下絵から描いていく。ねぶた絵については、以下のパーツごとに作業が行われる。



小屋掛けの様子



ねぶた小屋



骨組となったねぶた

●扇ねぶたの製作と構造

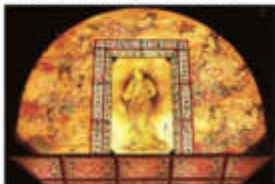
扇ねぶたは、扇形の灯籠で、ねぶた和紙に絵を描いて、骨組みに貼ったもの。「鏡絵」(前)、「見送り絵」(後)、「開き」(中段)、さらに「額」(下段)という部分から成り立っている。



■**額**
正面に「雲漢」と書く。両脇の絵は眼が通行方向を見ている。

■**袖絵**
見送り絵を引き立てるようなものを書く。ねぶた絵は、ロウを使うことによって効果が現れるが、袖絵の部分においては、逆にロウの線を殺すことによって、落ち着いた感じになることもある。

■**見送り絵**
鏡絵の題材にちなんだもの。または袖絵の雰囲気合うものを選ぶ。



■**鏡絵**
鏡絵には中国の三国志や水滸伝、あるいは日本の武将などの奮戦図が多く用いられている。



■**ため**
大型ねぶたになると、この部分を外側に折り返して、信号や標識などの障害物を避けたりする。



■**肩(上)**
町名や団体名などを書く。

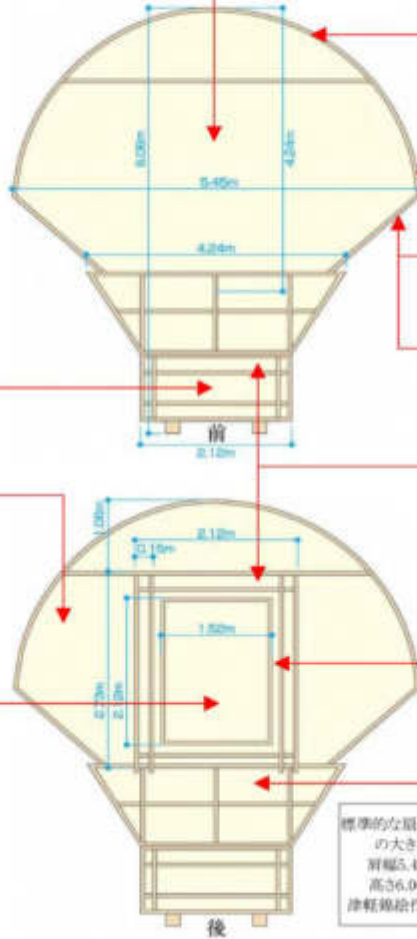
■**肩(下)**
大きな雲を描く。

■**雲**
ロウ筆1本、2本あるいは筆の先を割って描く方法があるが、全体のうねりを考えればやく描くのがコツ。



■**葛**
縦、横に葛がつながった状態をロウ筆で描く。

■**開き**
紙を台座に貼り付いてから描く方法と寸法を取った紙にそのまま描く方法がある。ボタンの花の下絵を1枚描き、紙の下にあてがい、同じ形の花がそろうようにする。



後

●組ねぶたの製作と構造

組ねぶたは、立体なので、製作には正面からだけでなく、多方面からのバランスを意識して作ることが大切。台の上に組まれた「人形」、人形部背部の「見送り」「袖」、そして台部の「高欄」「蛇腹」「板隠」「開き」「額」という部分から成り立つ。

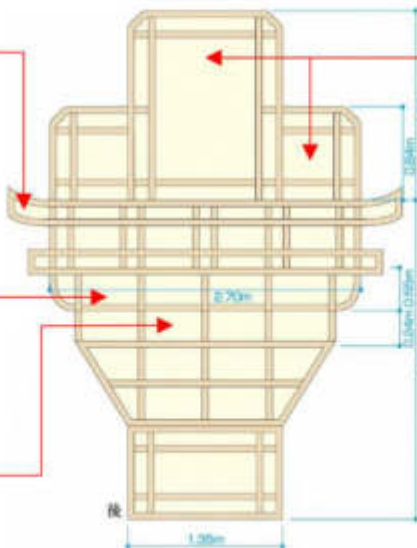


■高欄
欄干の形を表したもので、交差している両端には上部にそりのついた角がつけられる。絵は、題材に関係したものをパターン化したものや、団体、町内の印を描くこともある。

■蛇腹
板隠の上部に蛇腹があり、この部分は半円形の膨らみになる。ふちは赤で塗り、赤以外の各色は、外側へ向けてぼかして描く。



■板隠(いたがくし)
板の中に絵を描く。四面とも同じ絵でも、違った絵でも、好きな絵を描く。



■代表的な組ねぶた



■見送り・袖
見送り部分は、祭りの山車後部を飾るついでを表したもので、その両側に袖がつく。袖は、高さ、幅ともに見送り部分の半分の大きさになっている。

7月に入ると、町会の集会所やねぶた小屋などで、大型ねぶたの前で運行する前ねぶたなどの制作に取り掛かる。また、この頃までには、ねぶたの制作・運行に係る寄付集めが町内で行われる。

7月も半ばになると、地元の子供たちは、学校や集会所で行われる笛や太鼓の講習会に参加し、ねぶたの笛(横笛)独特の音色を習い、太鼓は、大太鼓も山車に固定して歩きながら叩くので、移動中でも、囃子の早さが変わらないバチさばきを教わる。ねぶた小屋で音合わせが行われ、ねぶた囃子の練習の音が聞こえてくると、まつりの機運が盛り上がってくる。



絵張りの作業

ねぶた本番の前日(7月31日)までには、ねぶた絵師が描き上げた鏡絵や送り絵などを町会の有志が総出で本体へ貼り付け、ねぶた本体が完成する。

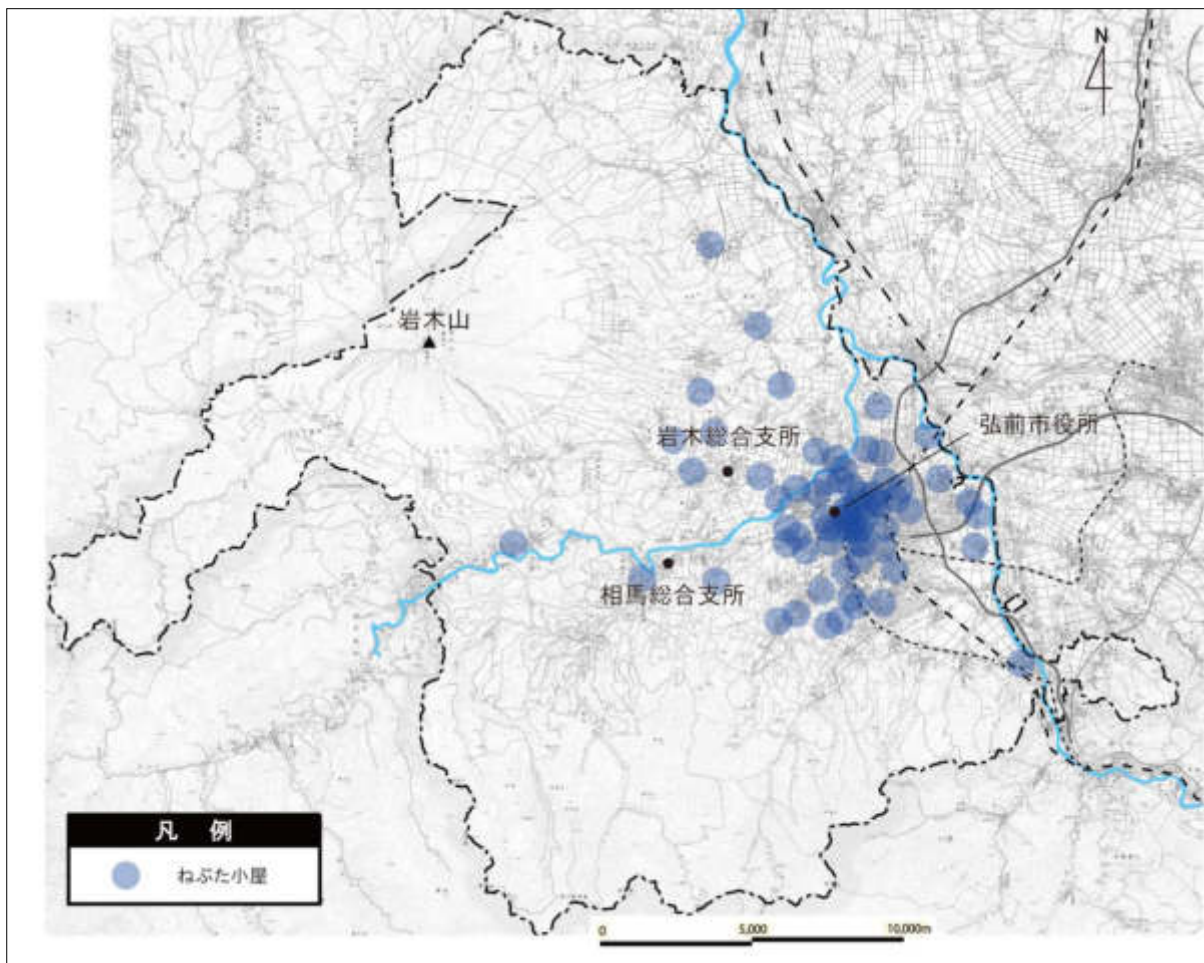
そして、前日の夕方になると、囃子とともに完成したねぶたが地元町内を練り歩き、町民にお披露目され、まつり気分は盛り上がっていく。

このようにして、ねぶたまつりは市民によるまつりとして、徐々に一体感を形成していき、特に、各町内における約2か月間の準備期間は、地域社会を形成する上で大きな役割を担っている。



前夜祭で練り歩くねぶた

<ねぶた小屋の分布>



3-3 ねぷたまつり本番

旧暦の7月1日から7日まで行われたねぷたまつりは、昭和31年（1956）から新暦の8月1日から7日にかけて行われるようになった。

市内の大多数の団体が参加する現在の合同運行では午後7時に運行が始まり、8月1日から4日まで土手町^{どてまち}を練り歩き、5日と6日は駅前を中心^{どてまち}に練り歩く。最終日の7日は午前10時に運行が開始され、土手町を練り歩くが、この最終日7日のことを「なぬか日」と呼んでいる。

出発地点は、旧第五十九銀行本店本館から望むことができる桜大通りとなっており、ねぷたまつりが始まる午後7時までには、多くのねぷたが桜大通りを先頭に、弘前市庁舎、旧第八師団長官舎、旧東奥義塾^{とうおうぎじゅく}外人教師館、旧弘前市立図書館が建ち並ぶ弘前公園周辺に列をなす。日の明るいうちから並ぶねぷたと参加者・弘前公園の外濠の景観が、これから始まるまつりの雰囲気を一気に盛り上げていく。

初日は、午後7時、陽が沈みあたりが薄暗くなった頃、直径3mは優にある津軽情っ張り²⁵大太鼓を上と下からバチで叩きながら先頭で出陣する。

参勤交代する際の大名行列に似ているねぷたの運行では、それぞれの団体の隊列は、先頭を町会名や団体名を記した前灯籠が進み、次に前ねぷたが続く。その後に、ねぷた本体につないだ綱を引く曳き手、そして大型ねぷた、太鼓・笛などの囃子方という順番で運行される。

この隊列で、三上ビル（旧弘前無尽社屋）、旧青森銀行津軽支店（百石町展示館）、開雲堂、一戸時計店、吉野町煉瓦倉庫といった歴史的建造物を背景に練り歩いていく。



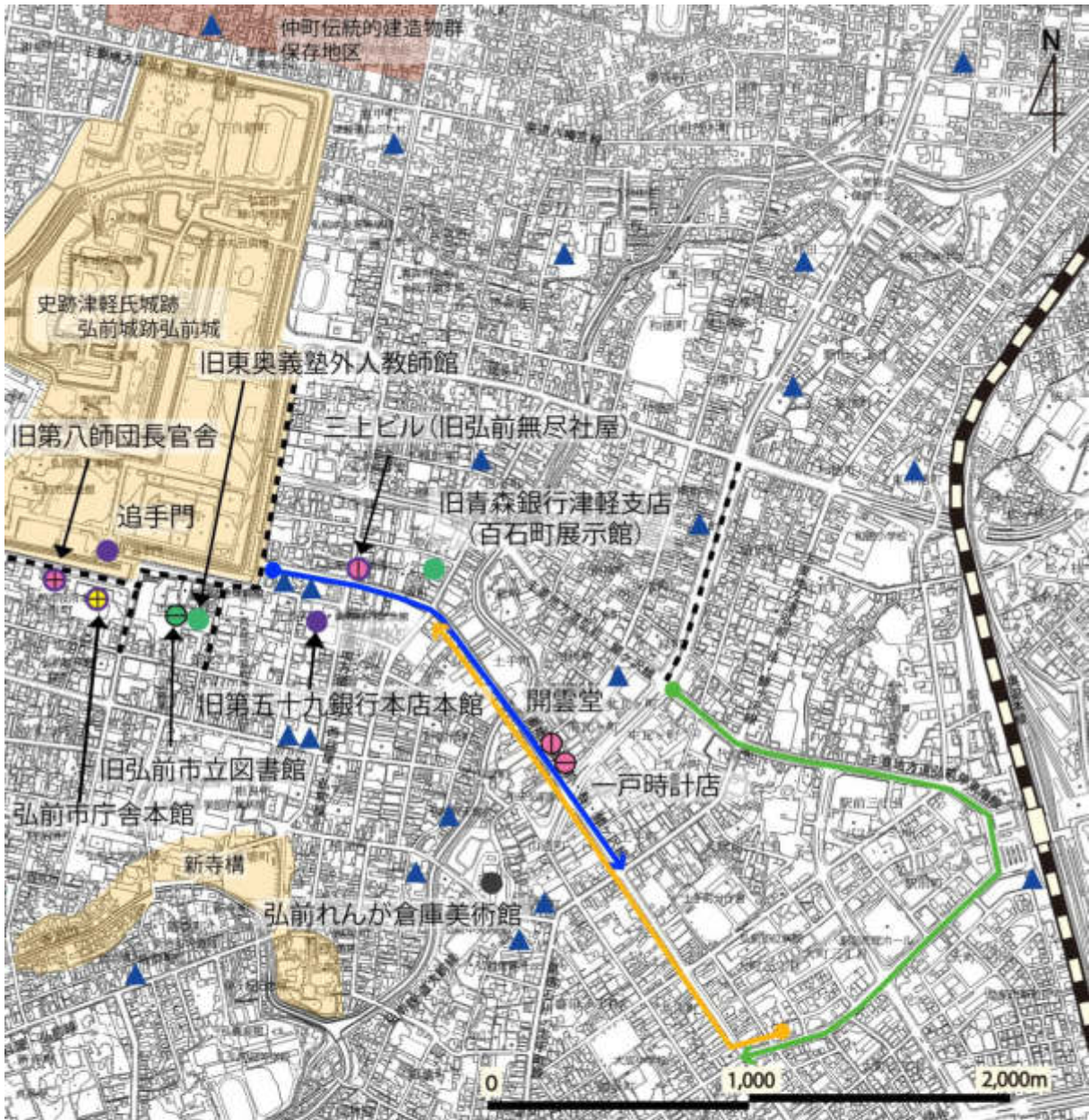
弘前公園周辺に集まるねぷた



津軽情っ張り太鼓

²⁵ 「じょっぱり」とは津軽弁で「頑固者」の意味。

<ねぶた合同運行ルートとルート上の歴史的建造物、ねぶた小屋>



凡例	● 重要文化財	● 県・市の指定文化財	○ 登録有形文化財
⊖ 歴史的風致形成建造物	⊕ 景観重要建造物	● 趣のある建物	● 前川建築
● 歴史的建造物	▲ ねぶた小屋	→ ねぶた運行経路 (1~4日目)	→ ねぶた運行経路 (5~6日目)
→ ねぶた運行経路 (7日目)	--- ねぶた待機場所		

【ねぶた運行隊形】



一番前に並ぶ運行責任者

■ 運行責任者

町名や団体名を印した提灯を高々と掲げて先触れをする。



ささら(左)



ささら

■ ささら

ろうそくを灯して運行しているねぶたの火が燃え移った時火を消す役割をする。

■ 高張提灯



巾着ねぶた



角灯笼

■ 一人持ち灯笼

扇・角灯笼や巾着ねぶた・金魚ねぶたを持つ。



■ 町名・前灯笼

町名や団体名をいれた灯笼が続く。



団体名をいれた高張提灯と町印

■ 前ねぶた

昔から「大きいねぶたは後から」というたとえがあり、大型ねぶたの前座として、小型ねぶたや角灯笼が続く。最近では趣向を凝らした前ねぶたが登場するようになった。



大型ねぶたの前に並ぶ前ねぶた



各団体ごとの大型ねぶたが街を練り歩く

■大型ねぶた

各団体自慢の大型ねぶた。上に乗っている人たちはねぶたの運行に支障がないように全体に注意を払い、電線や信号などを避ける指示を出す。



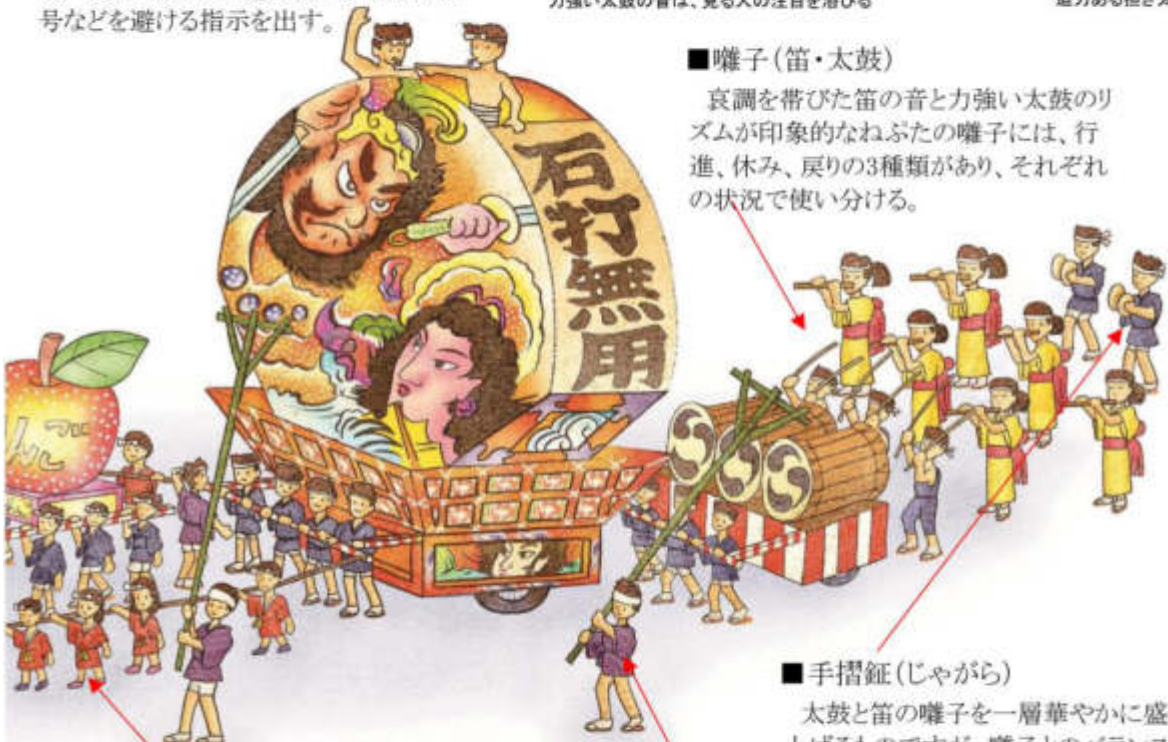
太鼓のあとに笛が並ぶ



力強い太鼓の音は、見る人の注目を浴びる



迫力ある担ぎ太鼓



■囃子(笛・太鼓)

哀調を帯びた笛の音と力強い太鼓のリズムが印象的なねぶたの囃子には、行進、休み、戻りの3種類があり、それぞれの状況で使い分ける。

■手摺鉦(じゃがら)

太鼓と笛の囃子を一層華やかに盛り上げるものですが、囃子とのバランスがとても重要。

■曳き手

ねぶた本体につないだ綱を曳くことで「ねぶたに参加している」という連帯感が生まれる。

■その他にも・・・

弘前ねぶたは、昔ながらの隊形に従っているのが一般的。「ほら貝」や「錫杖持ち」などを配する団体もあり、これらには、魔除けの意味も込められているといわれている。「ほら貝」は昔、戦の出陣の合図にも用いられ、「錫杖」は藩政時代、錫杖紋として馬印や武具類に用いられていた。

仏教では智杖、徳杖ともいわれ、煩惱を取り除く功德があるものとされている。

■さすまた

これで電線を持ち上げて、大きなねぶたを通らせる。



ほら貝



錫杖



手摺鉦

3-4 ねふた囃子

ねふた囃子には、行進・休み・戻り（地元の町まで帰る）の3種類がある²⁶。

現在の行進の囃子は、藩政期における旋律とリズムを引き継いでいると言われており、ねふた囃子より古い歴史を持ち伝承がしっかりしている津軽神楽や各地の津軽獅子舞（踊）の中に、ねふたの旋律やリズムと類似するものがあることから、



囃子方(笛の隊列)

から、ねふた囃子の誕生当時、庶民に最も身近であった獅子舞（踊）の音楽が転用され、伝承の過程で変化を重ねて、現在の囃子に至ったと考えられている。

行進の時の掛け声は「ヤーヤードー」。

休みの囃子は、今日のねふた運行ではほとんど聞かれなくなったが、かつてはロウソクや金品を貰うため、頻繁にねふたを止めて見せる必要があり、行進と休みは半々ぐらい吹かれていたようである。勇壮な行進が止まり、笛の高音が長く引かれると、間髪入れず軽快な太鼓に変わり、その組の一番の吹き手によって奏でられる休み囃子は、観衆の興^{きょう}を誘う。

戻りの囃子は、指定ルートから運行を外れ、地元の町まで帰るときに奏でるので、お山参詣^{げざんばやし}の下山囃子の転用で明治末か大正の初め頃からあったと言われている。当時の下山囃子は土地によって差異があり、そのため、ねふたの戻り囃子もそれぞれ違っていたが、現在の囃子になったのは昭和40年（1965）頃と言われている。

戻りの時の掛け声は「ねーふたーのもんどりこ、ヤーレヤーレヤー」。

最終日には灯籠にケガレ（睡魔）をのせて流すとして、灯籠を岩木川に流していたが、現在では環境に配慮し、川に流す代わりに、ねふた絵をやぶり捨てることでケガレを流したことに見立てている。

4 まとめ

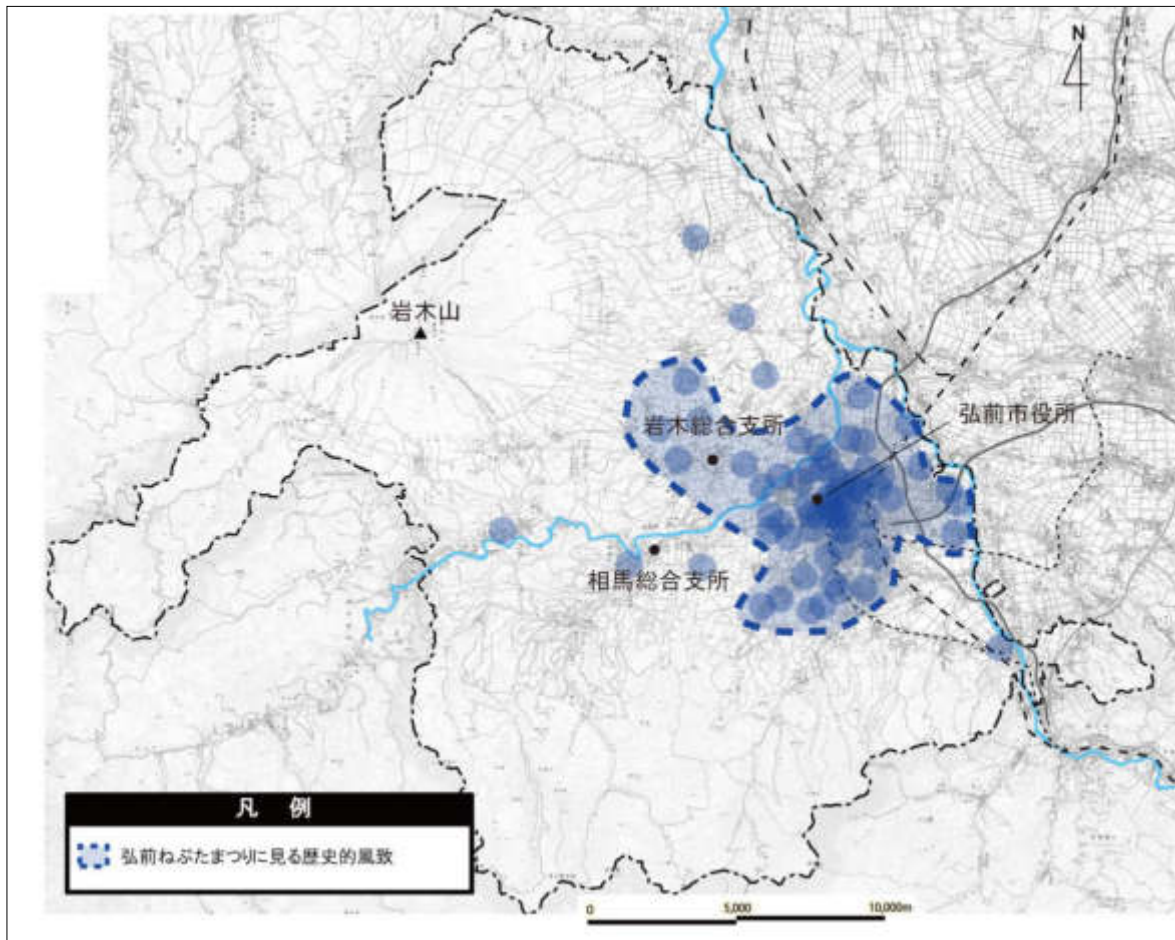
当市のたどってきた歴史を表わす建造物が立ち並ぶ市街地を、圧倒的な存在感のねふたが、曳き手による勇壮な掛け声、遠方まで響き渡る重厚な太鼓の音、妖艶な笛の音色、警戒なジャガネの響きと一体となって練り歩く「弘前ねふたまつり」は、いつの時代も見物する人々を魅了してやまない歴史的風致を形成している。

²⁶ ねふた囃子に関する記述は「ねふたの歴史」葛西徹（p33～65『弘前ねふた 津軽風のすべて』津軽錦絵作家協会 1997年）を参考にした。



歴史的建造物を背景に練り歩くねぶた

<弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致エリア図>



(3) 宵宮に見る歴史的風致

1 はじめに

弘前では氏神様の大祭前夜祭である宵宮を「ヨミヤ」と呼んでおり、5月下旬から10月上旬までの期間、弘前市近郊約80箇所で行われる行事で、参道に多くの露店が並び、所によっては芸能が奉納されるなど、古くから続く地域の娯楽行事となっている。

お参りのあと、参道に並んだ露店で、射的や金魚すくい等を楽しむのが子どもたちの楽しみで、また、大人にも昔を懐かしく思わせてくれる夏の風物詩となっている。

2 建造物

【最勝院五重塔】(重要文化財(建造物))

弘前藩初代藩主津軽為信^{ためのぶ}の津軽統一の際の戦死者供養塔として3代藩主信義^{のぶよし}の帰依^{きえ}を受け建立したと言われている。

初層の柱と柱の間を連結する横木から寛文4年(1664)8月の刻銘^{こくめい}が発見され、塔の組立はこのころから開始されたものと推定されている。高さは31.2m、屋根は宝形造^{ほうぎょうづくり}、軒は二軒繁垂木^{ふたのきしげだるき}、組物は各重とも和様三手先^{わようみてさき}で、一本杉^{しんぼしら}を使用した心柱^{しんぼしら}は屋根の上にそびえる相輪^{そうりん}から初層天井までの全長25.4mで、地震の揺れを吸収し、制御する構造になっている。



最勝院五重塔

【八坂神社】

創建は不明であるが、正保元年(1644)、大円寺^{だいえんじ}牛頭天王として現在地に移された。

歴代弘前藩主津軽家から悪疫封滅の祈願所として庇護^{ひご}された。明治時代初頭に発令された神仏分離令により八坂神社と改称された。

現在の社殿は、昭和21年(1946)に火災で焼失後、昭和24年(1949)に再建したもので、拝殿^{いりもや}は入母屋、鉄板葺^{つまいり}、妻入、正面1間向拝付、本殿^{いっけんしゃ}は一間社、神明造^{しんめいづくり}、鉄板葺。



八坂神社

【^{はちまんぐう}弘前八幡宮】(本殿、唐門は重要文化財(建造物))

社伝によると、慶長17年(1612)2代藩主信枚^{のぶひら}が弘前城の鬼門の押さえとして鼻和郡八幡村(旧^{はなわぐん や わたむら}いわきまち・現弘前市)から現在地^{せんぎ}に遷座し最勝院を別当とする弘前藩の総鎮守として建立されたと記されており、^{かえるまた てばさみ こうりょう きばな}墓股・手鉞・虹梁・木鼻等の様式手法に桃山時代の特徴がみられることから、この時期のものと推測されている。また、葺替を示す棟札が、古いものでは本殿が宝暦5年(1755)、唐門が文化7年(1810)のものが残っている。



弘前八幡宮

本殿は、^{も や しらきづくり}身舎は素木造で、向拝組物部分が極彩色に塗られ、屋根は銅板平葺^{ひらぶき}、内部は内陣と外陣にわかれ、内陣と外陣の境は正面・両脇間とも両開き^{さんからと}棧唐戸三間となっている。また、唐門は四脚門^{しきやくもん}で、入母屋造こけら葺、軒は二軒繁垂木で前後に軒唐破風^{のきから は ふ}をつけている。

随所に桃山文化の色を残した、青森県最古の神社建築である。

【^{せいがんじさんもん}誓願寺山門】(重要文化財(建造物))

京都誓願寺の山門を模して造ったと伝えられ、建築年代は明らかではないが、形式から江戸中期と推測されており、昭和26年(1951)に解体修理が行われた。

屋根の軒下を飾る懸魚^{げぎよ}を鶴と亀の形に作られていることから、「鶴亀門^{つるかめもん}」と呼ばれており、上層の四周板壁には十二支の動物が描かれている。



誓願寺山門

【^{しなかわまちむなかた}品川町胸肩神社】

大同2年(807)、坂上田村麻呂^{さかのうえのたむらまろ えみし}が蝦夷征伐の際に弁財天を祀ったのがはじまりとされ、寛文2年(1662)に現在地に移された。大正6年(1917)の富田の大火による焼失の後、仮拝殿で運営したが、その後、昭和22年(1947)に八甲神社神殿を譲り受けたことが『社殿復興経過概略扁額』(昭和23年(1948))で確認することができる。



品川町胸肩神社

弁天さまと呼び親しまれ、広く崇敬されている。

【禅林街】

禅林街は弘前城の南の弘前台地の縁に沿って東西に構える寺町で、築城と同時期に領内各所から曹洞宗の寺院のみ 33ヶ寺を集めて形成したものである。弘前城の未申の方角に位置し、城の裏鬼門（南西）の防衛拠点として築かれ、直進を妨げる柵形や土塁の跡が現在も残っており、最奥には、津軽家の菩提寺である長勝寺ちやうしょうじがあり、その三門は寛永6年（1629）に2代藩主信枚のぶひらによって建立され、高さは16mにもおおよぶ。柱を上から下までの通し柱とする特殊な構造で、江戸時代初期の重要な建築遺構の1つであり、禅林街の象徴的な建造物となっている。



禅林街

【普門院本堂】(市の有形文化財(建造物))

33ヶ寺のうちの一つである観音山普門院は、延宝6年（1678）4代藩主信政のぶまさにより、蘭庭院8代目住持在秀ざいしゅうを開基として再建されたと伝えられており現在の本堂は、観音堂として18世紀前半に建立され、19世紀前半までに礼堂と呼ばれる部分が増築されて現在の形となった。



観音山普門院

観音山普門院では、市内で最も早い宵宮が行われ、当市に初夏の訪れを告げる風物詩となっており、「ヤマカンのヨミヤ」と呼ばれ市民に親しまれている。

【新寺町寺院街】

かつて弘前城の東側に配置された寺町てらまち（現在の元寺町もとてらまち）が、慶安2年（1649）の火災で一部焼失したのを機に、3代藩主信義が寺院を現在地に移転して新たに形成したもので、新寺町しんてらまち境界は弘前城南方の防衛のため重要視されてきた。

ここには、明暦元年（1655）に江戸で死去した3代藩主信義の菩提を弔うため、翌2年（1656）に4代藩主信政が創建した報恩寺（現在の建物は宝永元年（1704）に再建されたもの）など23ヶ寺が立ち並んでいる。



新寺町稲荷神社



新寺町稲荷神社(鳥居)

新寺町寺院街の中で、唯一の神社である新寺町稲荷神社^{しんてらまちいなり}では、毎年7月に宵宮が行われ、近隣住民や学生たちで賑わいを見せる。

『津軽一統志』^{つがるいっとうし}(享保16年(1731))によれば、宝永5年(1708)の造営とし、享和3年(1803)『寺社領分限帳』によれば明和2年(1765)に修理したことが記載されている。赤い鳥居が連なっていることで知られている神社である。

【よしや質店】(市趣のある建物)

明治期建築。主屋は昭和3年(1928)の大火により焼失した建物の代わりに、菓子屋として使われていた町屋^{きりづま ひらいら}を移築した。屋根は切妻^{きりづま}で平入、現在はトタン葺^{ぶき}であるが、以前は桎葺^{まさぶき}で、建物の道路前面には幅4尺のこみせがついている。現在もこみせの本来の形を残しており、2階とこみせの格子が一体となって、明治期の雰囲気をよく残している建物である。



よしや質店

【有限会社^{たかぎせいいち}高木静一商店】(市趣のある建物)

昭和4年(1929)建築・創業の肥料・農薬販売店である。金文字看板が老舗の風格と趣を添えており、漆喰^{しっくい}の天井や観音開きの窓など、昭和のまま時が止まったようなたたずまいを見せている建物である。



有限会社^農高木静一商店

3 活動

3-1 宵宮の歴史

城下町弘前には、多くの古寺社が残り、祭事などを通じて地域の人々と密接に結びついている。

城下の町割^{まちわり}を行う際に、2代藩主信枚は、城下南西部に津軽家の菩提寺長勝寺^{ちやうしょうじ}を核として曹洞宗寺院を移転・集住させ、土塁と堀で囲まれた出城的な空間^{でじろ}を形成した。これは、弘前城を中心として、城下町全体を防衛ラインとして捉える「総構^{そう}」の中に位置づけられるもので、築城と同時期に造られた貴重な遺構であり、国の指定の遺跡、史跡津軽氏城跡弘前城跡長勝寺構になっている。

総構の建設に当たって、城下へ移された社寺は、長勝寺構の寺院街のほかにも、鬼門の方角にあたる北東側へ弘前八幡宮^{はちまんぐう}（本殿及び唐門（1612年建築）は重要文化財（建造物））を中心とする社寺、西側へ誓願寺^{せいがんじ}（山門（江戸時代中期建立）が重要文化財（建造物））を中心とした寺院、東側へは元寺町^{もとてらまち}周辺の寺院街などがあった。信枚は、城の周囲をこうした社寺で囲み、長勝寺構に見られるように、総構内の防衛拠点としてそれぞれ活用しようとした。

城の東側に配置された元寺町周辺の寺院街は、慶安2年（1649）の火災で焼失したが、城の南方防御のために1万人の人夫を動員して造成した南溜池の南方の高台に移転され、現在の新寺町^{しんてらまち}寺院街が形成された。

このように、弘前には、城の南西にある長勝寺を中心とした曹洞宗33ヶ寺の禅林街、新寺町の寺院街が現在も残り、お盆や宵宮などには参拝に向かう大勢の人々で賑わう。

また、一部において、津軽神楽^{つがるかぐら}や松森町津軽獅子舞^{まつもりまちつがるししまい}といった指定の無形民俗芸能が奉納される神社もあり、地域の重要な伝統行事になっている。

弘前の宵宮は、城下の整備による寺社の配置が行われた後に始まったと考えられ、『弘前藩庁日記（国日記）』の明和7年（1770）の記事には、宵宮における町民たちの喧嘩などの風紀の乱れに関する規制が記録されていることから、当時から大変賑やかな行事であったことがわかる。

3-2 宵宮の様子

現在、宵宮は、旧暦4月17日の^{かんのんざん ふ もんいん}観音山普門院（弘前市西茂森^{にししげもり}）を皮切りに、誓願寺や新寺町稻荷神社など弘前近郊約80箇所毎夜のように開かれるが、特に夏季に集中しており、弘前の夏の風物詩となっている。

宵宮の日の朝には、合図の花火が数発打ち上げられる。参道入口にはのぼりが立てられるとともに、社殿や本堂には大提灯が下げられ、境内では大太鼓が打ち鳴らされて、参拝者の訪れを待つ。

宵宮が始まる時間になると、また花火が打ち上げられ参拝者を促す。人々は「今日は〇〇サマの宵宮だ」と言って、急いで浴衣に着替え、家族そろって下駄を鳴らしながら向かい、お参りのあと、参道に並んだ露店の裸電球に照らされる淡いオレンジ色の灯りに誘われるように、綿あめや花火、金魚すくいに興じるなど、辺りは昔から変わらない風情が漂っている。



参拝する人々



露店の様子

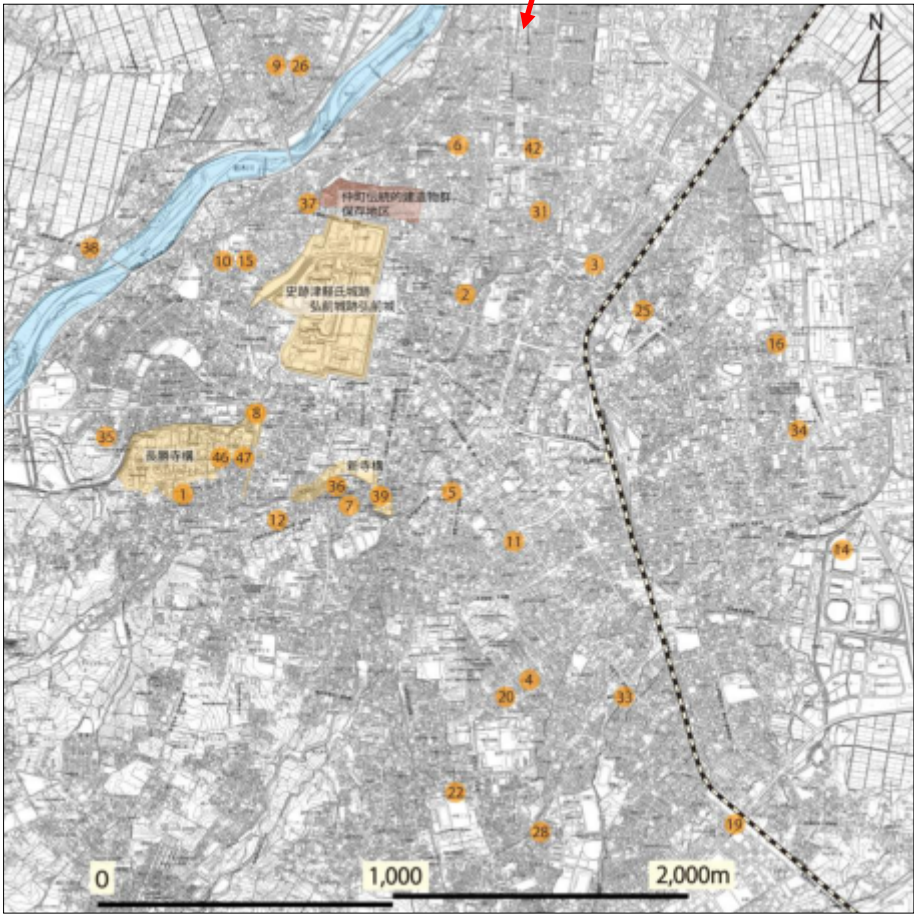
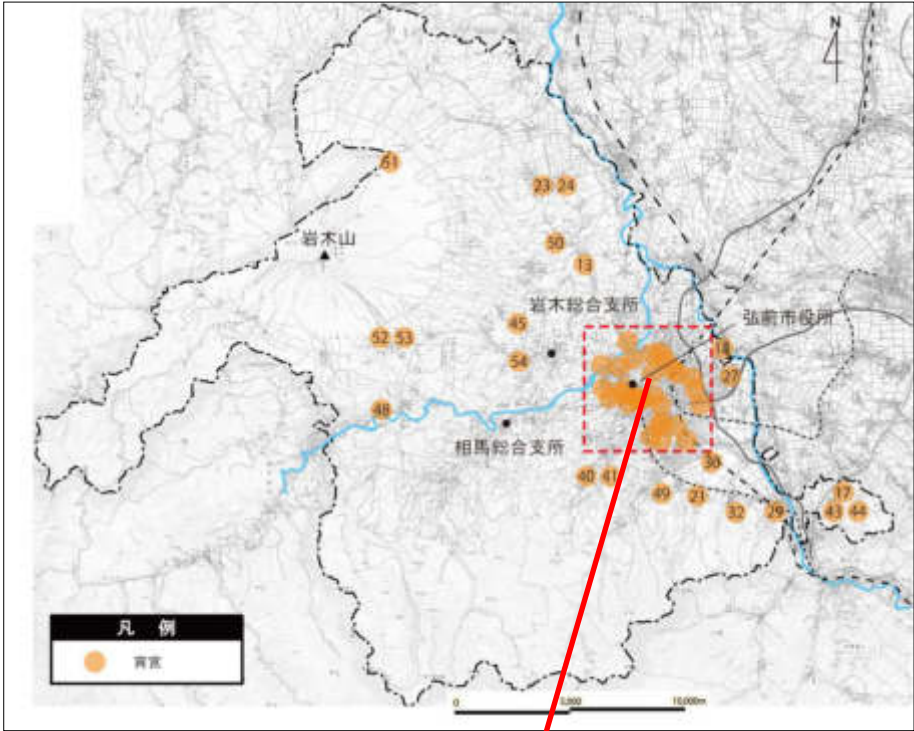
【弘前市内宵宮一覧】

No	神社名	場所
1	観音山普門院	西茂森
2	薬王院	笹森町
3	稲荷神社	和徳町
4	金山神社	富田
5	護穀神社	住吉町
6	神明宮	小人町
7	十一面観音	新寺町
8	天満宮	西茂森
9	天満宮	浜の町
10	誓願寺・専求院	新町
11	胸肩神社	品川町
12	エンマ様	新寺町
13	七面様	独狐
14	神明宮	豊田
15	竜泉寺	新町
16	淡島神社	高崎
17	熊野神社	薬師堂
18	富岳神社	境関
19	稲荷神社	大清水
20	富田稲荷神社	富田
21	松木平神社	松木平
22	大山神社	中野
23	鬼神社	鬼沢
24	鬼神社 大祭	鬼沢
25	和徳 熊野宮	松ヶ枝
26	熊野宮	浜の町
27	熊野宮	福村

No	神社名	場所
28	三岳神社	三岳町
29	八幡宮	石川
30	八幡宮	清水森
31	熊野奥照宮	田町
32	大沢神楽	大沢
33	貴船神社	取上
34	高野神社	城東
35	熊野宮	茜町
36	稲荷神社	新寺町
37	稲荷神社	紺屋町
38	愛宕神社	駒越
39	最勝院・八坂神社	銅屋町
40	広野神社 宵宮	小沢
41	広野神社 大祭	小沢
42	八幡宮	八幡町
43	乳井神社 宵宮	乳井
44	乳井神社 大祭	乳井
45	愛宕神社 宵宮	愛宕
46	茂森門前	茂森
47	茂森門前	茂森
48	清水観音	桜庭
49	小栗山神社	小栗山
50	高杉加茂神社	高杉
51	大石神社	大森
52	岩木山神社 宵宮	百沢
53	岩木山神社 大祭	百沢
54	稲荷神社	五代

※平成30年(2018) 開催実績

<宵宮の分布>



【^{さいしょういん やさか}最勝院・八坂神社の宵宮】

重要文化財（建造物）の最勝院五重塔（1665年建築）がある最勝院と隣接する八坂神社（1949年建築）では、例年150を超える露店が軒を並べ、津軽地方最大と言われる宵宮が催される。この宵宮は、多くの人に「ダイエンジのヨミヤ」と呼ばれているが、正しくは最勝院・八坂神社の宵宮である。これは、元々はここに「^{だいえんじ}大円寺」という寺院があったが、明治初年の神仏分離令によって^{おおわに}大鰐町蔵館に寺格が移され、その跡地に最勝院が移ってきたという歴史があり、その名残である。なお、『^{おうみんずい}奥民図彙』（天明8年（1788））において、毎年6月13日に「大円寺牛頭天王夜宮」が行われていたことが確認できる。



最勝院・八坂神社の宵宮

最勝院は真言宗^{ちさん}智山派の寺院であるが、藩政時代には神と仏を区別しなかったので（神仏習合）真言宗の^{そうろく}僧録所²⁷と弘前^{はちまんぐらべつとう}八幡宮別当²⁸を兼ね、領内大部分の神職を統括していた。



大護摩祈願法要(最勝院)

現在では、五重塔を始めとして、護摩堂、太子堂、薬師堂、^{こうしんどう}庚申堂、五智如来堂、仁王門などが境内にあり、歴史的な景観を形成している。

宵宮当日の早朝、始まりを告げる打ち上げ花火が上がる。この時期、ほぼ毎日打ち上げられる花火の中でも、弘前の人々は、ダイエンジのヨミヤということで特別な感情を持ってこの音を聞く。護摩堂では大護摩供祈願法要が行われ、僧侶が参詣に訪れる善男善女の所願成就を祈る。

最勝院の境内には数多くの堂宇があるため、僧侶はそれぞれの堂宇を巡り、参拝を行う。昼過ぎ頃からは露店が準備を始め、夕暮れ時、150軒を超える露店に裸電球の火が灯る頃には、人々が押し寄せる。



境内の露店

八坂神社や最勝院への参拝者の長い列、左右にずらりと並んだ露店、露店を眺める人、買い求める人、足の踏み場もないほどの賑わいになる。

²⁷ 所属する宗派の諸寺院とその人事を管理した僧職・役所

²⁸ 神社の経営管理を行った、神社に付随しておかれた寺院

最勝院・八坂神社などに代表される津軽地域の宵宮は、出店が出て前夜祭（宵宮）が盛況になるという雰囲気古くから作り出されている。



諸堂参拝する僧侶(最勝院)

3-3 宵宮に奉納される民俗芸能

i) 津軽神楽

津軽神楽は、4代藩主信政を祀った高照霊社（現・高照神社 重要文化財（建造物）に、本殿など8棟2基が指定）に奉納するため、正徳4年（1712）に創始されたもので、また、県の指定無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。



津軽神楽

神道と儒学に傾倒した4代藩主信政は、宝永7年（1710）に没し、岩木山麓の高照霊社に祀られ、その翌々年、堰神宮（現在南津軽郡藤崎町の堰神社）の神主・堰八豊後が、高照霊社に神道本式の神楽を奉納するとともに、正統な神楽を領内に伝えたいと藩に願い出た。堰八豊後は江戸と京都に行き、神楽の研究をすすめ、正徳4年（1714）に帰藩し、東照宮の山辺丹後と相談して、同年7月高照霊社の祭典に奉納したのが津軽神楽の始まりと言われている（津軽神楽保存会編 昭和53年度文化財保存事業公開保存作成事業報告書『津軽神楽』（1979）所収「堰八豊後安隆留記」より）。

津軽神楽は、古代神楽・江戸歌舞伎・能舞などの所作を組み合わせた絢爛豪華な舞で、弘前では、現在、神入り舞・宝剣・磯浪・千歳・櫛葉・弓立・天王・朝倉・湯均舞・御獅子・四家舞の11演目が残っており、舞には、大太鼓、小太鼓、笛、手拍子、振鈴などの楽器が伴う。

この11の舞のうち、神入り舞は、神楽を行うに当たり舞台を祓い清める二人で行う舞で、舞人である神職は、狩衣又は浄衣に差袴を着て舞う。烏帽子をかぶっ

て、東方、南方、西方、北方、中央、下界を奉持する八寸²⁹に和稻（散米）を入れ、榊の枝に紙垂をつけ、祓串の代わりとして八寸に添え、散米にて祓いをし、振鈴と扇にて舞道筋に従って舞い、清々しく祓い清めた舞台に神を迎える意味がある。



弘前八幡宮

津軽神楽は、神職のみが舞うことができ、各神社の祭典で奉奏されている。

氏神様の大祭前夜祭である宵宮においても、八坂神社、弘前八幡宮、和徳町稻荷神社、熊野奥照神社、天満宮等で津軽神楽が奉納されており、その格式高く行われる奉納舞は、神社と相まって一層荘厳な雰囲気を作り出し、歴史の重みを感じさせる情景となっている。

ii) 松森町津軽獅子舞

津軽地方の獅子舞は、五穀豊穰を祈り、悪魔や疫病を祓い、また、お盆の時期に死者の霊を祀るなど、暮らしの節目に登場し、古来より津軽の人々の生活に密接に関わってきた。

『自然にかこまれた境内で、猿・翁面の小づくりな可笑し子（おかしこ）に誘導されてきた獅子たちに出会い、締太鼓・笛・てびら鉦（古懸ではササラ擦りまで加わる）の囃子にのって流れるように所作を演じながら、「山³⁰」をめぐる跳躍し回転する彼らの動勢を目の前にしたとき、私たちはとつぜん精霊の世界に迷いこんだような驚きをおぼえ、呆然とする。（中略）獅子たちが踏み鳴らす足音、激しい息づかい、飛び散る鶏毛、幕のひらめきがまいあげる土埃の香。生気の奔流。すべてのざわめきと波動が鎮まり、ふかい静寂がもどったとき、私たちはそれが現代生活の日常のなかに出現した、まがいものでない正真正銘の夢空間だったことをさとする。』（坂口昌明「岩木山奇談集」「陸奥新報」2007. 7. 11）

津軽の獅子舞は、神官や僧侶などの宗教の専門家ではない庶民が、多くの恵みを授けてくれる自然に対し、感謝の意を伝える手段の一つとして大切に踊り続けてきたものであり、それだけにその舞には神秘性と生命力がみなぎり、見る人の心を奪う。

津軽の獅子はひとつの獅子頭の幕（胴となる布）に一人が入り、3頭の獅子を3

²⁹ 約 24 cm 四方の木のお盆

³⁰ 笹・柳・ヒバ・サワラなどを地面に立てて三角錐状にまとめ、しめ縄を張って聖域を示したものの。

名の踊り手が演じる「一人立三頭獅子」の形態で、それにオカシコ（またはオカシ）の4名から構成される。

猿、ひょっとこなどの面をかぶるオカシコは道化役となり、獅子を誘導したり、獅子もどきとなるなどして、獅子とともに踊る。囃子は、笛、太鼓、手平鉦からなる。踊る状況、場所によって謡われる歌詞があり、その旋律の上に助奏として笛の旋律が奏されるのが基本となっている。

弘前市内の獅子舞には、県の無形民俗文化財の指定を受けている種市、一野渡、大沢、悪戸、市の指定を受けている鬼沢、石川、松森町、五代、鳥井野など13組の保存会がある。

その中で、松森町津軽獅子舞は、弘前藩公認の獅子舞として当時最大のまつりであり、また、神事であった弘前八幡宮祭礼に参加することを許可された由緒ある獅子舞で、その姿は、「弘前八幡宮祭礼之図巻」（市立弘前図書館蔵 弘前藩お抱え絵師今村家によって描かれたとされる100mにおよぶ大絵巻）に記録されている。



「弘前八幡宮祭礼図」に描かれた獅子舞（文化3年(1806)）

文献史料では、『弘前藩庁日記（国日記）』の元禄7年（1694）8月4日条に、「猫右衛門町（元禄16年（1703）松森町と改称）の子どもたちが弘前八幡宮祭礼で獅子踊りを行いたいとの申し出があり、練物の中で出すことを許可した」という記録が残っており、また、『要記秘鑑』（文化年間（1804～1818）弘前藩士三橋定軌によって、家中の諸様式について年代ごとに編集された史料）町之部一の弘前八幡宮祭礼之部には、「松森町獅子躍（ママ）の唱歌」が収録されており、松森町の獅子舞が城下における唯一の獅子舞として、弘前八幡宮祭礼に参加していたことがわかる。松森町津軽獅子舞では、獅子3頭のほかに後方の警護役として番獅子（囃子の太鼓を担当）が2頭加わる5頭編成で、これに先導役のオカシコが加わる。これは弘前市内では、松森町津軽獅子舞のみの構成となっている。獅子頭は、群青色で口が赤く、幕も白地に赤い牡丹の花を染め上げているが、これらの外観は他の獅子舞と異なっており、藩公認の獅子舞であることを示しているとされている。いずれも腹に小太鼓をつけ、オカシコは鉦鼓³¹を持ち、ほかに、笛、謡、旗手から構成されているが、獅子とオカシコ以外は笠に袴^{かみしも}を着て帯刀しており、これも藩公認の獅子であったことによると言われている。

舞の形態は、重厚で、ゆっくりとした拍子、すり足動作が基本である。

演目は、獅子たちが安住の新天地を求めるために、オカシコに誘導されながら

³¹ 金属製の皿を日本の撥で打って鳴らす楽器。

山に入っていく様子を表す「街道わたり」、オカシコに誘導された獅子たちが、新天地を求め旅立ちと偵察をしながら、山の祖霊に対して畏怖と思慕を表現する「山越の舞」、安住の地を得て生活が始まったものの、オカシコによって雌獅子が隠されてしまったことから起こる2頭の獅子の葛藤を表現する松森町津軽獅子舞のクライマックス「雌獅子隠しの舞」などから構成されている。

江戸時代、松森町は、弘前城から碓ヶ関^{いかりがせき}へ至る街道筋にある商家街であり、東端に柵形のある城下の東の出入り口の役割を担っていた。松森町という町名も、4代藩主信政の時に、参勤交代の経路となったことを契機として植えられた松並木を管理する松守からきたと言われている。

藩政時代から現在でも獅子舞が練り歩く松森町には、弘前の古くからの商家によく見られる「こみせ」が残るよしや質店、金看板が特徴の有限会社^{たかぎせいいち}農高木静一商店など、城下町弘前に残る町屋を代表する建物が街道筋に多く残っており、それらの建物の趣と獅子舞の行列が融合しながら、神社に向かう様子は、明治から昭和初期の雰囲気^{あまぎ}を再現しているような独特の風致を醸し出している。

現在は、弘前八幡宮において獅子舞は行われていないが、松森町津軽獅子舞保存会による獅子舞の奉納は、最勝院・八坂神社の宵宮に次ぐ人出の品川町胸肩神社（明治初期建築）の宵宮や、和徳町和徳稻荷神社（昭和初期建築）の宵宮などで行われている。

宵宮では、「街道わたりの曲」によって、オカシコを先頭に、5頭の獅子と笠に袴をまとった笛のみの囃子方が後に続く形で、神社の境内へ向かう。

境内へ着くと、「山越の舞」「雌獅子隠しの舞」を奉納する。周囲には参拝者が多く集まり、厳かな雰囲気ながらも、人々の熱気に包まれて、獅子^{うたい}が謡の朗々とした声に乗りながら優美に舞い続ける。

拝殿の中で舞う津軽神楽の荘厳さとは対照的に、境内を広く踊る獅子舞は、動



歴史的建造物の前での舞納め



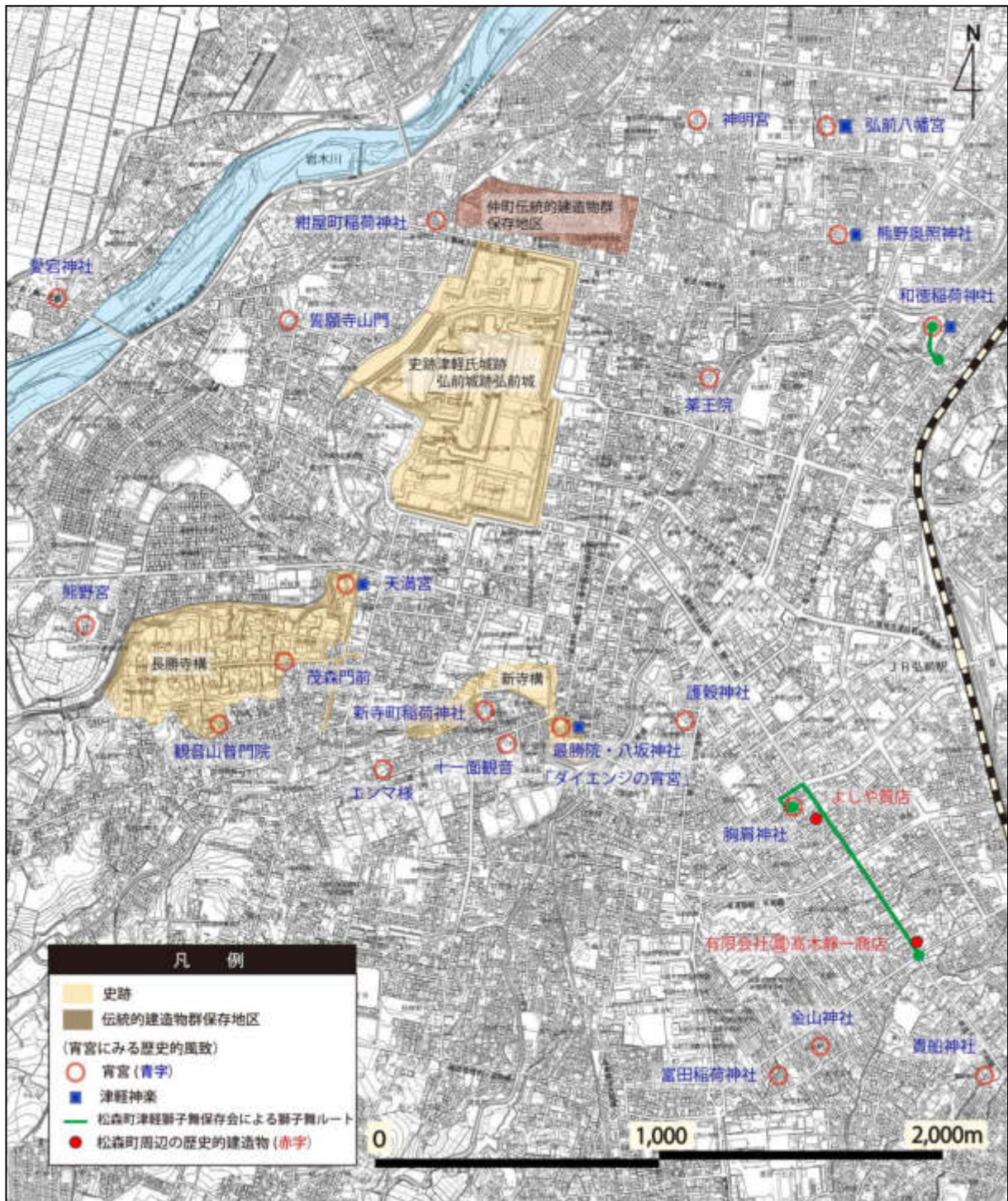
街を練り歩く獅子舞の行列



獅子舞の様子

の世界、津軽における生命の力強さ・躍動感が溢れ、時には滑稽な仕草を交えながら、参拝者の笑みを誘う。

<旧城下町周辺エリアの宵宮と津軽神楽・松森町津軽獅子舞保存会の活動>

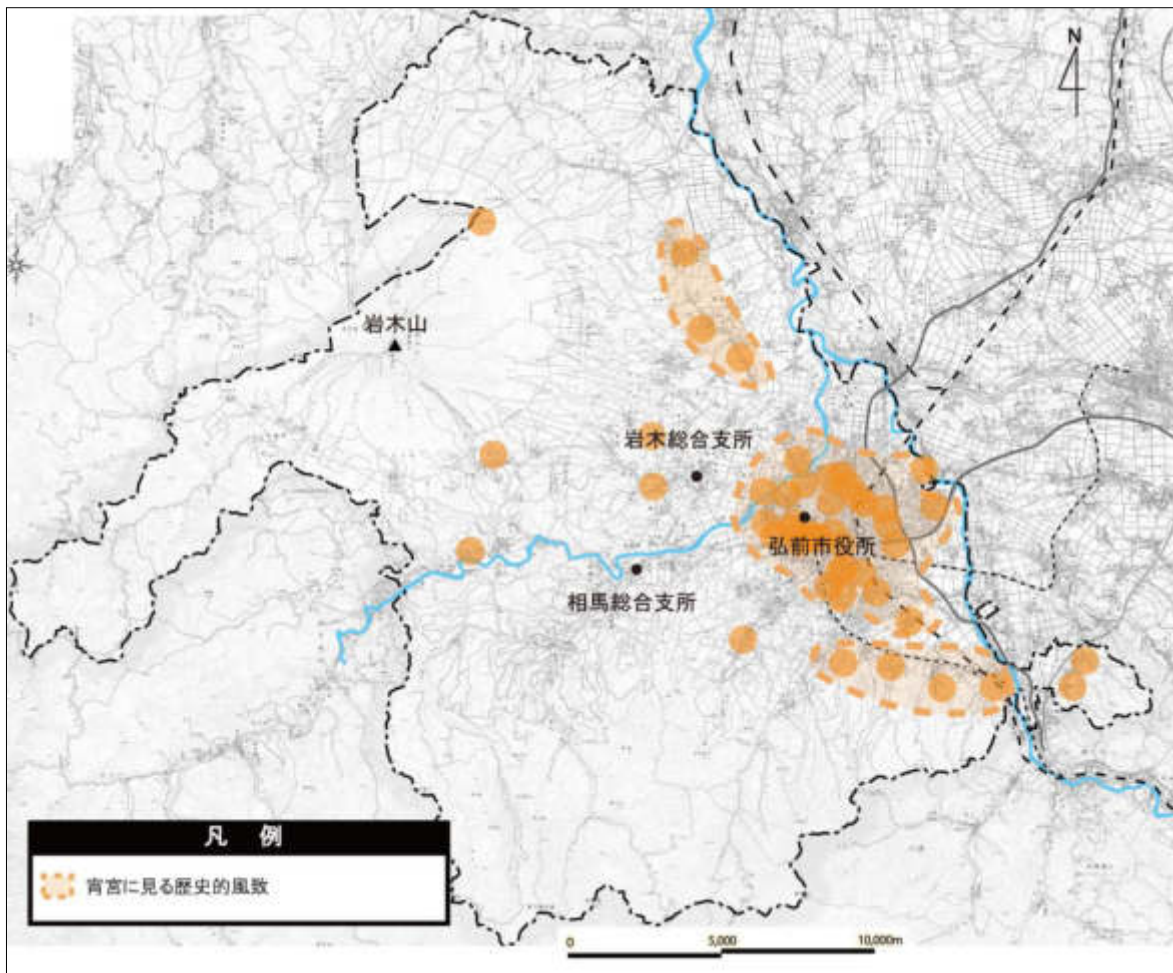


4 まとめ

まちの至るところに神社があり、夏には毎日のように宵宮が催される。

合図の花火を打ち上げ、参道入り口に大きな額灯籠を飾り、境内で大太鼓を打ち鳴らして参拝者を待つ。そして、浴衣を着た地域の人たちが神社に向かい、お参りの後、参道に並んだ露店で花火を買ったり金魚すくいに興じ、また、所によっては津軽神楽や松森町津軽獅子舞の民俗芸能が奉納されるといった様子は、現在にまでしっかりと受け継がれ、宵宮は地域に密着している大事な歴史的風致となっている。

<宵宮に見る歴史的風致エリア図>



(4) 津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致

1 はじめに

弘前には、伝統的工芸品産業の産地指定を受けている「津軽塗」を始め、りんご^{つがるぬり}剪定鋏^{せんていばさみ}で有名な「津軽打刃物」^{つがるうちばもの}や、鮮やかに染色された美しい色合いの「天然藍染」^{あいぞめ}の伝統工芸がある。

そのほとんどの伝統工芸は、国指定史跡津軽氏城跡を中心とした旧城下町の区域で、弘前の人々の生活と強く結びついて現在まで発展してきている。

2 津軽塗

2-1 建造物

【木村産業研究所】(重要文化財(建造物))

昭和7年(1932)建造、鉄筋コンクリート造2階建。

建築家前川國男^{まえかわくに お}の処女作であり、現存する日本最古のモダニズム建築である。白亜の外装でピロティ、吹き抜け、水平を強調した外観など随所に当時のモダニズム建築の特徴がよく現れている。



木村産業研究所

【旧藤田家別邸倉庫(考古館)】(登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物、市趣のある建物)

大正10年(1921)建築。煉瓦造りで、軒部分の煉瓦を4重にし、蛇の腹のようにみえる軒蛇腹^{のきじゃばら}を回している。地上2階、地下1階の建物で、津軽塗を始め、伝統的工芸品に触れられるギャラリーと休憩できる喫茶スペースを設けている。



旧藤田家別邸倉庫(考古館)

2-2 活動

i) 津軽塗の歴史

弘前を代表する伝統工芸となっているのが津軽塗で、昭和50年(1975)に通商産業省(現経済産業省)から伝統的工芸品産業の産地指定を受け、平成29年(2017)10月には重要無形文化財に指定され、あわせて津軽塗技術保存会が保持団体の認定を受けている。津軽塗は、4代藩主信政のぶまさが技術移入と漆産業育成のため、若狭小浜の漆工職人を招いたことが始まりとされている。



津軽塗作業風景

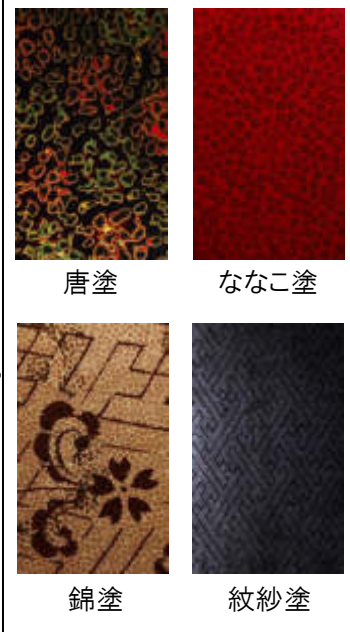
津軽家は、朝廷・将軍家・他の大名家・公家などへの献上品や進物に、津軽塗の製品を用いていたが、正徳元年(1711)5月、弘前藩の江戸藩邸を訪れた鹿児島藩主・島津吉貴しまづよしたかが津軽塗の漆器を見て大変気に入り、印籠いんろうと香箱こうぼこを注文したという記録が『弘前藩庁日記(国日記)』にある³²。

現在、津軽地方で生産されている漆器を津軽塗と呼んでいるが、その名称は、明治6年(1873)のウィーン万国博覧会に出品したときが始まりと言われている。廃藩置県後、藩の保護を失って衰退したが、旧藩士山田皓蔵こうぞうを中心に産業化が図られ、江戸時代に積み重ねられた津軽塗の伝統技術が城下町弘前に根付いた。

その後も、第八師団司令部が弘前に置かれたことから、軍都として経済は活況を帯び、津軽塗の需要も増加した。太平洋戦争により産業としての津軽塗は一時休止するが、社会の安定とともに再開し、より大衆化され庶民の手にも入るようになった。

昭和50年(1975)には、唐塗からぬり、ななこ塗にしきぬり、錦塗もんしやぬり、紋紗塗の4技法が国の伝統的工芸品産業に指定され、同年、10軒の工場が集まって団地化され、当市の地場産業として大きく飛躍した。

【津軽塗の塗模様】



唐塗

ななこ塗

錦塗

紋紗塗

³² 「弘前藩庁日記」(御国日記)。正徳元年(1711)8月7日条。

昭和42年(1967)、当市の工芸品の発展、向上のための活動を行うことを目的に、これまで個々で活動していた多くの職人が団体の設立を目指し集まった。昭和44年(1969)に設立された弘前工芸協会は昭和7年(1932)設立の木村産業研究所に拠点を置き、展示会等により、津軽塗の振興に積極的に取り組んでいる。最近では旧紺屋町消防屯所や、旧藤田家別邸倉庫(考古館)にギャラリーを設け、展示・販売を行うなど、津軽塗の伝統を体感できる空間を作り出している。



弘前工芸協会作品展
昭和46年(1971)



旧紺屋町消防屯所
津軽塗技術保存会「春の特別発表会」



旧藤田家別邸倉庫(考古館)
ギャラリー

ii) 製造過程

耐久性に優れ、重厚な美しさがある津軽塗は、完成までに60日以上も要する非常に手間のかかるものである。まず、木地に布を着せ、色漆を塗ったり、研いだりの作業を40数回繰り返す「研ぎ出し変わり塗り」と言われる技法が用いられている。このようにして丁寧に大変長い時間をかけて複雑な作業を繰り返すことから、津軽塗は「馬鹿塗り」とも呼ばれている。

津軽塗の特徴は、変わり塗の多様さであり、その代表は、各種の研ぎ出し変わり塗である。複数の技法を併用したり、文様を描き加えたりすることによって、鮮やかな色彩や質感を生かした無数の表現が可能となる。

近年、津軽塗は土産物としても観光客に親しまれているが、地元では、弁当箱、引出簞笥、卓子、重箱、箸、椀など日用品として、藩政時代から続く堅牢さを実感しながら使用されている。

一般的にはお盆や茶托ちやたくなど広く日常で使われているが、中でも箸は毎日使われるものとして、贈答品として定評がある。また、スマートフォンケースや名刺入れなど、若者にも親しまれる製品に広がりを見せ、300年以上続く匠の技が若者

にも身近に溶けこんでいる。毎年初冬に行われる津軽塗フェアは、買い物客で賑わい、研ぎ出し体験など人気を集めている

主な津軽塗製品



弁当箱



ミニ筆筒



卓子



重箱



箸



椀



お盆



茶托

また、弘前の玄関口である弘前駅自由通路には津軽塗を始めとした工芸板が飾られ、観光客を出迎えるなど、弘前が誇る工芸品となっている。



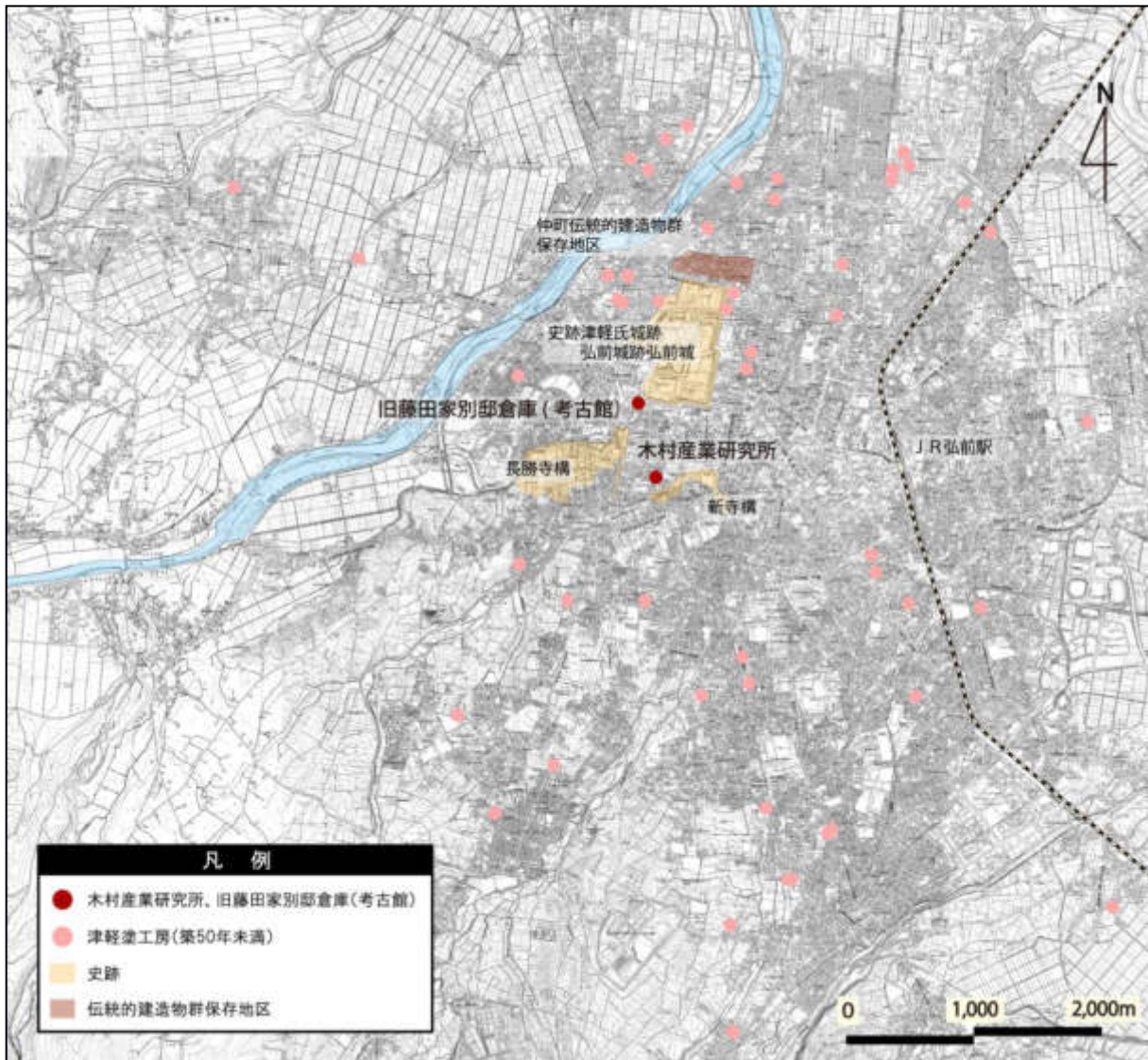
弘前駅自由通路工芸板
製作風景



弘前駅自由通路に飾る工芸板

津軽塗は個人の工房が多く、現在も約100人ほどの職人により製造され、市内各所の販売店で目にすることができる。また、地元の多くの人たちに愛用され、使い込むほどに漆の味わいが増すことから、身近な職人に修理をお願いしながら長く使い込む人も多く、地元の生活にしっかりと溶け込んだ工芸品となっている。

<津軽塗の位置図>



3 津軽打刃物^{つがるうち はもの}

3-1 建造物

【保村打刃物製作所】^{やすむら}(市趣のある建物)

昭和38年(1963)建築。旧羽州街道沿いにある煙突が特徴的な建物で、錆びない牛刀包丁などを製作する津軽打刃物職人の店舗である。



保村打刃物製作所

【田澤刃物製作所】^{たざわ}(市趣のある建物)

昭和5年(1930)建築。直線的で2本の煙突が特徴的な建物で、「清水一國」^{しみずいっこく}ブランドで有名な、りんごの剪定鋏^{せんていばさみ}などを製作する津軽打刃物職人の店舗である。



田澤刃物製作所

3-2 活動

i) 津軽打刃物の歴史

津軽における製鉄技術の起源は、古く平安時代まで遡る。岩木山北麓から東麓にかけての一带には大規模な製鉄遺跡が見つかっており(100を超える製鉄炉跡が発見された^{もくさわ}空沢遺跡等(^{あじがさわまち}鯨ヶ沢町湯船町))、津軽が製鉄の一大産地であったことを示している。

慶安2年(1649)の『^{ひろさきこおんえず}弘前古御絵図』には、^{かじまち}鍛冶町に100以上の鍛冶屋が軒を連ねていたことが描かれている。これは、武士が城内に住んでいたため、緊急事態に対応できるように、武器を製造する職人町を城に近い現在の本町に置いたものである。その後、治世が安定してくると武士の城外移転に合わせ、城の周辺にあった職人町は本町に接する東側に場所を移転し、現在でも町名が残っている^{かじまち}鍛冶町となった。

藩政時代中期以降は、武器のほかに農具が製造され、明治以降は、包丁やりんご生産の拡大に合わせ、りんご剪定鋏など人々の日常の生活に深く関わった用途のものが製造されるようになった。

また、第八師団が設置されていた時期には軍需製品も手掛けることになるが、この頃から、弘前の鍛冶屋は市内各所に広がっていった。

ii) 製造過程

打刃物の製造は、現在でも鋼を機械ハンマーで粗い形まで作り、その後は手仕事で仕上げしており、藩政時代より引き継がれてきた伝統的な焼入れ技術により、優れた切れ味と耐久性に富んだ品質が評価を得ている。

特に、りんご産地である津軽地方一円で使用されている摘果・枝切り用の剪定鋏は、りんごだけでは

なく果樹全般で使われており、津軽の剪定鋏として県外にも広く普及している。職人の側にも、「弘前のりんご生産量日本一を支えているのは津軽打刃物の技術があればこそ」という自負があり、使う側の細かい要望を丁寧な手作業により製品に反映させている。

今では弘前市内にある鍛冶屋は5軒足らずとなっている。しかし、今もなお受け継がれてきた津軽打刃物の技術で作製される品質の高い包丁や鋏などは、ブランド品として県内外から注目を浴びている。

^{だいかんちょう}代官町の保村打刃物製作所（1963年建築）と^{しげもり}茂森^{しんちょう}新町の田澤刃物製作所（1930年建築、屋号：清水一國）は、煙突が特徴的で、地域を象徴する建物として弘前市趣のある建物に指定されている。炉を熱するためには石炭を燃やして出る煙突から出る煙は、古くから繰り返されてきた丁寧な手作業を想像させる昔ながらの情景となっている。

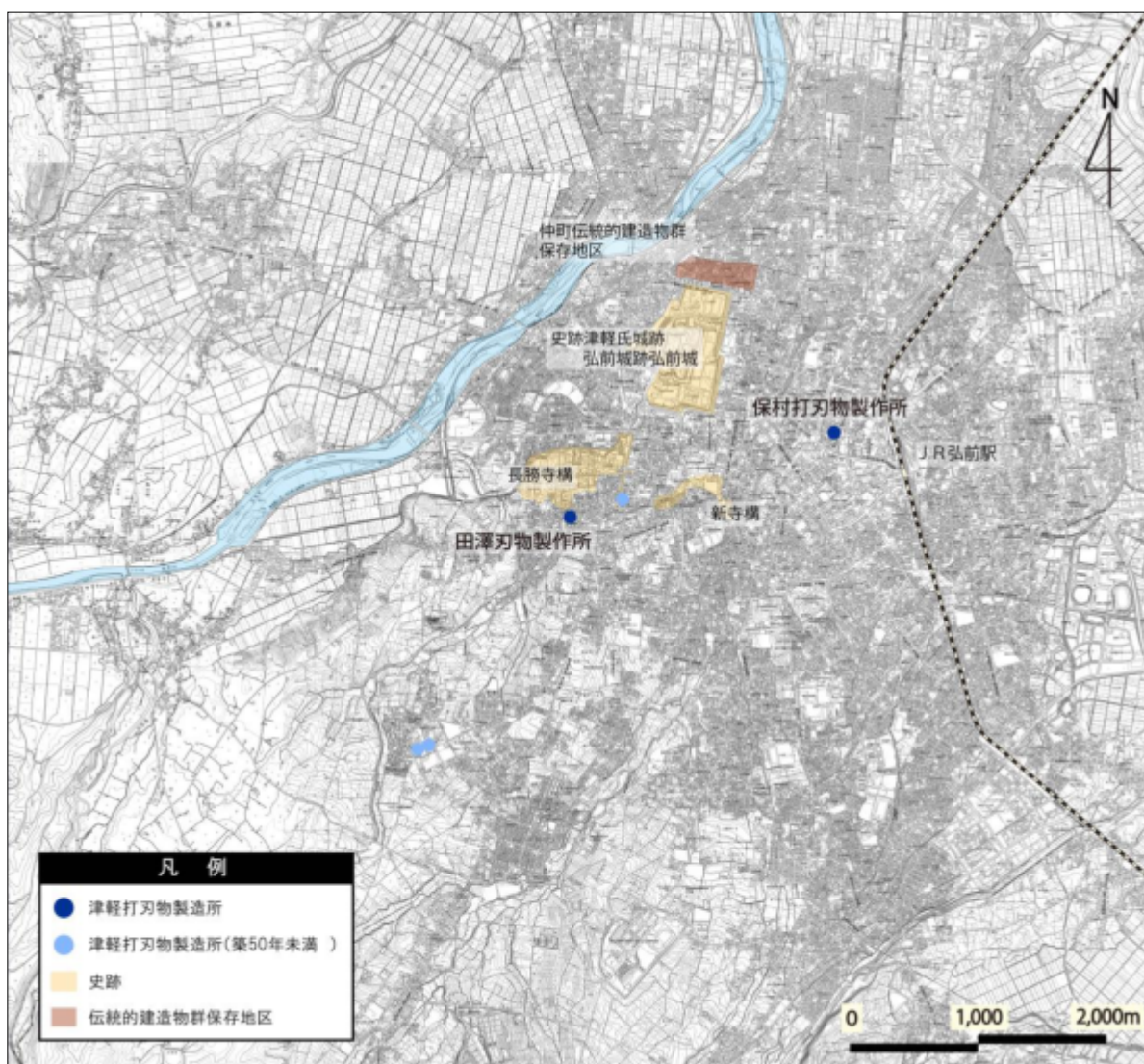


津軽打刃物作業風景



包丁

<津軽打刃物の位置図>



4 天然藍染^{あいぞめ}

4-1 建造物

【川崎染工場】(歴史的風致形成建造物、市趣のある建物)

この川崎染工場の建物は、住居部分のほかに家業が運営できる構造となっており、19世紀前半には家業を営んでいたとされていることから、その頃の建築と考えられている。その後、明治34年(1901)の火災により一部補修されているが、^{ちょうな}釘³³掛けの柱と梁、^{はり}鉋^{なた}を使った手割の屋根板、丸太の屋根垂木のほか、^{たるき}常居、^{じょうい}座敷、台所、土間など全体の間取りは建設当時のまま残されており、歴史的風致形成建造物、弘前市趣のある建物に指定されている。



川崎染工場

4-2 活動

i) 天然藍染^{あいぞめ}の歴史

慶安2年(1649)の『^{ひろさきこおんえず}弘前古御絵図』では、岩木川から流れる清流と湧き水を利用して染物を作る120軒余の紺屋が弘前城の西方に確認できる。

弘前藩4代藩主^{のぶまさ}信政の時代には、京都から技術者を招いて養蚕や機織と共に藍染めの振興に努めるが、明治以降の化学染料の普及により、天然藍染は衰退していった。

現在でも^{こんやまち}紺屋町という町名は残っているものの、紺屋町に紺屋の工場はなく、市内では、紺屋町からほど近い^{かめのこうまち}亀甲町で、岩木川の湧き水を利用して寛政時代に創業したと言われる天然藍染の川崎染工場だけが、当時の建物と^{あい}藍がめ、^{あいば}藍場を使用して天然藍染の技術を継承している。

ii) 製造過程

天然藍染の鮮やかな染色は、大変手間のかかる染液の管理から生み出されている。藍染の原料はタデ科の一年草タデアイという植物の葉で、乾燥させて「すくも」に加工する。この「すくも」を藍がめに入れ、木灰汁(あく)で溶かし、発酵させたのが染液となり、染液の中にある微生物により染色に変わっていくが、約半年経過すると染ま



天然藍染作業風景

³³斧の中で横斧に位置づけられ、柱・梁などを荒削りするための日本独特の伝統的木工道具。

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

らなくなるため、藍がめから染液をすべてかき出して、また新しい染液を作ることになる。

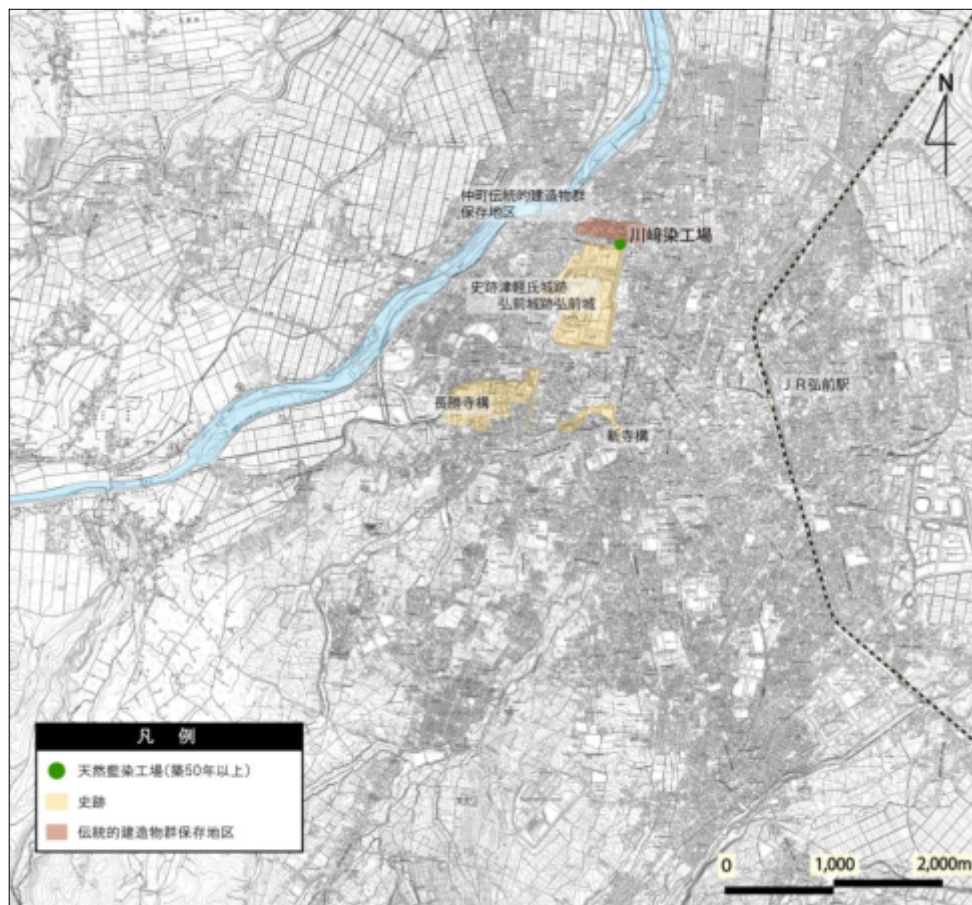
このように、天然藍染は手間と時間を要するが洗うほどに色が冴え、その芳香は薬効^{ほうこう}があり、歳月を経るほど色も落ち着き、自然から生まれた美しく澄んだ藍色に輝きが増していく。

歴史を感じさせるこみせ³⁴のある店舗を覗くと、藍場で生地を水洗いや乾燥させたりする作業風景は、伝統を感じさせ、店先を通る人々の生活の一部となり溶け込んでいる。また、独特の風合いを持つ藍色の暖簾がはためく光景は藩政時代を思わせ、昔ながらの伝統技術を継承しながら、現在も地域の中に息づいている。



天然藍染

<天然藍染の位置図>

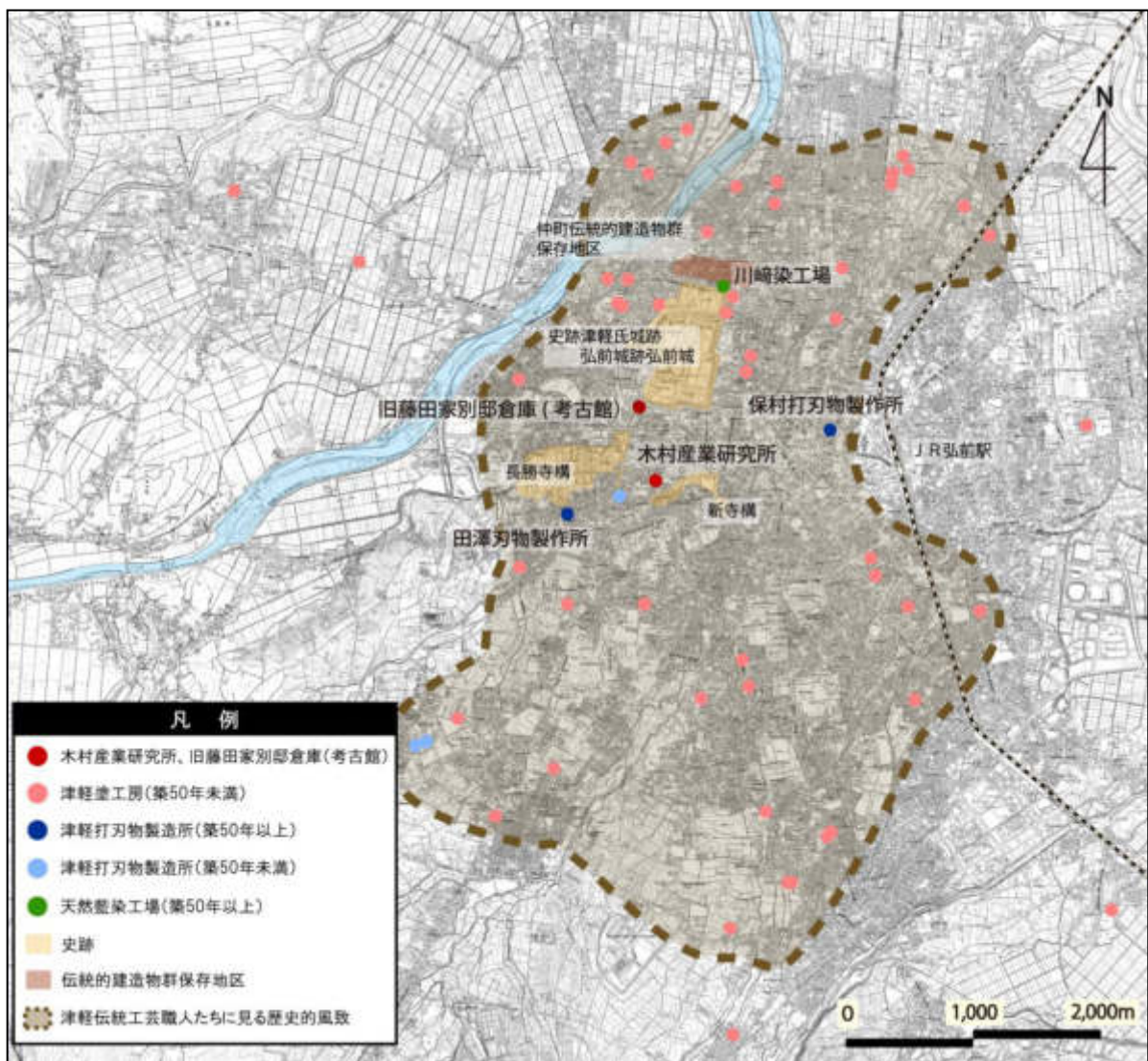


³⁴ 町家や商家の軒の外側に冬の吹雪や夏の日差しから歩行者を守るよう、軒のように作られた木造のアーケードのようなもの。敷地は私有地である。

5 まとめ

当市には、長い歴史の中で育まれてきた伝統的工芸品が数多く存在する。それは、当地の風土や津軽人の気質から生まれた所産であり、職人たちの手によって先人から承継してきた高度な技術に裏打ちされた工芸品が作られ、これが地域の人たちの暮らしに根付き、日常の生活の中で自然と使われている様子は、歴史的風致を形成している。

＜津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致エリア図＞



(5) ^{やまさんけい}お山参詣に見る歴史的風致

1 はじめに

弘前の西にそびえ、津軽一円から信仰を集める^{いわきさん}霊峰岩木山は、津軽地方の人々にとってかけがえのないシンボルであり、古くから「お山（おやま）」や「お岩木様（おいわきさま）」と呼ばれ、親しまれてきた。



弘前公園から見た岩木山三峰

岩木山は標高 1,625m の成層火山で、山頂は三峰に分かれ、南側が^{ちようかいさん}鳥海山、北側が^{がんきさん}巖鬼山、中央が^{いわきさん}岩木山と名付けられているが、一般的には中央峰の名称をとって岩木山と呼んでいる。岩木山の姿は秀麗で、裾野がなだらかに広がる様子は富士山に例えられ、「津軽富士」とも呼ばれている。富士山と同じように、山そのものが御神体として崇められ、山頂には^{いわきやま}岩木山神社の奥宮が置かれている。弘前藩では、「藩の鎮守の山」として代々藩主が寄進して岩木山神社の堂塔の建立を行ったので、荘厳華麗な社殿は「奥の日光」と言われるほどになった。

旧暦 8 月朔日に五穀豊穰と家内安全の感謝と祈願を込めて山頂の奥宮へ集団で登拝する「お山参詣」は津軽地域最大の秋まつりとなっている。

お山参詣は今でも昔と変わりなく続いているが、昭和 59 年（1984）1 月にお山参詣が「岩木山の登拝行事」として重要無形民俗文化財の指定を受けたことを契機に一般向けの体験型イベント「レッツウォークお山参詣」が企画された。平成 29 年（2017）からはこれに「ONSEN ガストロノミーウォーキング」も加わり、道中弘前ならではの^{とくもろこし}嶽きみ（とうもろこし）やリンゴが提供され、岩木山神社で参拝を終えたのちに温泉へ入浴するようになった。

このように、今では、一般の人々でも楽しみながら歴史あるお山参詣を体験することができるようになっている。

2 建造物

【岩木山神社 楼門・本殿 他】（重要文化財（建造物））

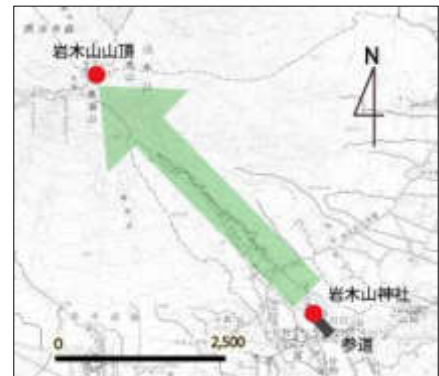
由緒書によると、岩木山神社は、お山参詣の起点であり終点でもある重要な場所で、宝亀 11 年（780）に社殿を山頂に創建したのが起こりとされている。現在、山頂には奥宮が建てられていて、お山参詣の期間は御神像が奉納されている。また、延暦 19 年（800）に北麓^{とこしな}十腰内に^{おりのみや}下居宮が建立され、現在の^{ひやくざわ}百沢地区に^{せんぐう}遷宮したのは寛治 5 年（1091）とされている。藩政時代には、初代藩主為信、2 代藩^{ためのお}

主信枚^{のぶひら}、3代藩主信義^{のぶよし}、4代藩主信政^{のぶまさ}により大造営が行われ、現在の荘厳な境内になっている。

岩木山そのものが御神体として崇められ、参道は鳥居から本殿、岩木山へ続くようにまっすぐ配置されている。

楼門^{ろうもん}は寛永5年(1628)に建立された。5間3戸の楼門で、入母屋造^{いりもやづくり}とち葺型銅板葺^{ぶき}で、総高17.85m、丹塗^{にぬ}り一色の壮大な門となっている。

総円柱の柱は階上までの通し柱で、長勝寺三門^{ちやうしょうじさんもん}と同時期に造られ構造手法も酷似している。参詣者が供物を捧げる拝殿は寛永17年(1640)に完成した壮大な五間堂で、外部を全部丹塗^{べんがらぬり}り、内部を弁柄塗^{ちどりはふ}で、千鳥破風内の彫刻や臺股^{かえるまた}は極彩色となっている。元禄7年(1694)4代藩主信政の時代に建立された本殿は全面黒漆塗^{のきから は ふ}で3間舎流造の屋根正面に千鳥破風と軒唐破風をつけ、正面庇柱には昇り龍、降り龍が取り付けらるなど、絢爛豪華な造りとなっている。また、奥門、瑞垣^{みずかき}、中門^{ちゆうもん}は柱や梁、桁のほかに、壁や扉などを黒漆塗^{のきから は ふ}りとし、随所に金箔を押し、多用されている彫刻は極彩色を施した絢爛豪華な意匠である。



参道、岩木山神社、岩木山山頂の配置図



岩木山神社楼門

【高照神社 本殿・中門 他】

(重要文化財(建造物))

宝永7年(1710)、4代藩主信政が死去すると遺命により5代藩主信寿^{のぶひさ}により吉川神道に基づいて高岡の地へ神葬され、正徳元年(1711)に廟所^{びやうじよ}、同2年(1712)に社殿群を建て、社殿景観を整えた。吉川神道に基づいた東西方向に社殿が一直線に並ぶ独特の構成で、国内で唯一現存する社殿構成である。



高照神社

信政は、生前に埋葬地を高照神社の場所に定めたが、この地を選んだことについては、「死後も自ら神霊と化してこの鎮守山の裾野に座し、ここから城下部内に^{にらみ}に睨をきかさんとする配慮が働いていたに違いない。あるいはそこには、岩木山の神霊と自己とを結びつける独特の一体感覚がすでに意識されていたのかもしれない

ない。」（池上良正「岩木山信仰の近世的淵源」長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 1984）という説がある。

信政は、自らを岩木山と一体化した存在とし、津軽家と弘前藩領を守るべく、岩木山の麓に葬られることを選んだのであろう。

それは、藩主家と岩木山の神とが密接な関係を持つということを内外に示すことであり、信仰を集める岩木山を藩体制の中に取り込んでいく過程であったとも考えられている。

津軽家及び弘前藩は、自らの支配の正当性を擁護し、領民への影響力を強めるために岩木山を利用していったと考えられ、こうした中で存在感を高めていった岩木山への信仰は、現在でも岩木山神社や高照神社を中心とする空間に色濃く息づいている。



岩木山神社前

【百沢街道・高岡街道】(県記念物(県天然記念物))

岩木山神社の手前、新法師地区から百沢地区にかけて、弘前藩が植えた松並木（百沢街道の松並木、県の指定記念物）がある。ここは、今も昔もお山参詣の行列が練り歩く主要な街道となっている。



百沢街道

また、新法師地区から高岡地区へかけて、4代藩主信政を祀る高照霊社（現・高照神社）への参道である高岡街道があり、百沢街道と同じように、松並木（高岡街道の松並木 県の指定記念物）が植えられている。

百沢街道に初めて松が植えられたのは定かではないが、享和3年（1803）や、文化7年（1810）にも補植した記録が『御用格（従寛政3年至文政7年）』（弘前市立弘前図書館蔵 『御用格（第一次追録本）下巻』（弘前市・弘前市教育員会 1993）所収）に記載されているなど、手厚く保護されてきた。

3 活動

3-1 お山参詣の歴史

お山参詣は、旧暦8月1日に五穀豊穰・家内安全を祈願して、津軽地方の各地域から人々が、岩木山を目指して集団登拝する「ヤマカゲ」とも呼ばれる民間信仰行事である。その形容や儀式の内容から、山岳宗教すなわち修験道の影響を強く受けているとされている。



村回りの様子(弘前市十腰内)

弘前藩の官撰史書『津軽一統志』(享保16年(1731))にも記載され、『弘前藩庁日記(国日記)』貞享元年(1684)7月19日条において、八月朔日は藩主代参を優先させ、一般の人々は二日に登拝する指示が出されたことが記されるなど、藩政時代を通じて、弘前藩領一円から人々が集団で登拝していたことがわかる。近代以降も、津軽地方一円からの登拝が行われていたが、岩木山のお膝元である弘前は登拝する人の数が多く、現在に至るまで集落単位で登拝を続けている集落も存在している。

3-2 参詣の準備

地域に災禍もなく、農作物の豊作が見込まれると、8月上旬にはお山参詣の話題が持ち上がり、集落ごとに打ち合わせが始まる。

昭和50年代頃までは、参加者、特に若者は、村を出る前の7日間身体のけがれを落とすために村の神社や特定の場所で共に寝泊りをして、集落の近くの川にトシナ(連縄)を張り、一日3回はそれをくぐり、笛太鼓に合わせて「サイギ、サイギ」と唱えながら、冷水が張られた樽に漬かり、身を清める行為である「水垢離」を行っていた。しかし、近年では、集落によりまちまちであるが、7日間の精進潔斎は簡素化され、食事では肉をとらないようにすることや、幟や御幣(通常ヒバ八尺の角材にカンナをかけ、厚さ2~3mmのカンナガラにそぎだして数十本を束にしたものを13段にして、5~6mの支え木に巻きつけたもの。)の準備に7日間をあてるなど、代替されるようになった。

幟は毎年製作するため、参詣の2週間前くらいから集落の人々が協力をして準備を始め、1週間くらい前には完成させ、外に立てておく。幟の高さは、4間半(約8m)でこれを支える棹を合わせると5間半(約10m)くらいになる。幟が外に立つことで、人々の気分がお山参詣に向けて盛り上がっていく。

出発の前には、参詣者たちは白装束を身に着け、御幣や大幟、五色の幡を立て、登山囃子に合わせて村回りをする。村回りとは集落を練り歩くことで、心身を浄めた参詣者が村を回り悪苦を追い払うことと、苦しい登山を実行して不参加の人々の願いの代参をする意味がある。

3-3 出発

旧8月1日の早朝に岩木山の頂上に立つために、各集落からの参詣者は、前日までに百沢の岩木山神社に集まる。昭和50年頃までは、各集落から徒歩で岩木山神社に向かう白装束の行列を目にすることができたが、現在では、各集落からの参詣者は、岩木山神社や高照神社周辺に集まり、一部区間を練り歩く団体が主となっている。代わりに、市民や観光客などが参加して行われているお山参詣³⁵では、麓の賀田地区から岩木山神社まで練り歩く行列を見ることができる。

参詣者たちは威勢よく「サイギ、サイギ」と唱え、それぞれに奉納物を持って出発する。隊列は、供物を捧げる先頭の一団、幟・御幣をかつぐ中間部、そして囃子が続く。登山囃子は少なくとも十数丁の笛・太鼓・手平鉦によって奏でられ、行列をなして行進する間囃し続けられる。

岩木山神社へ至る途中、昔ながらの参詣道である百沢街道・高岡街道の松並木の中を御幣を持った白装束の参詣者の隊列が「サイギ、サイギ」と唱えながら通り抜ける光景は、藩政時代からの、津軽の人々の岩木山への崇拝や感謝の念を感じさせてくれるものである。



百沢街道の松並木を通り抜けるお山参詣の行列



行列と岩木山



岩木山神社付近の行列

³⁵ 昭和59年(1984)1月にお山参詣が「岩木山の登拝行事」として重要無形民俗文化財の指定を受けたことを契機に始まった「レッツウォークお山参詣」。集落単位で行われていたお山参詣に市民や観光客の参加機会や行事の継承を目的に企画された。

3-4 岩木山神社到着～入山前

お山参詣の行列が岩木山神社に到着すると、拝殿へと向かう。その際、幟を持った参拝者は、石段に並ぶ鳥居にぶつからないように腰を落としながらすり足をして、精一杯、幟を傾けながら登る。持てる力を全て出し、幟を支える姿は勇壮で、鳥居を見事に潜り抜けると沿道の人々から喝采が湧き上がる。拝殿前に達すると、参詣者が整然と並び囃子を止め、拝殿に供物を献上した後、今年の豊作への感謝を告げるとともに、来年の豊作、家内安全を祈願する。楼門を出たところで御幣と幟を立て、いったん休息する。



拝殿に向かう参拝者

遠方からの参詣者は、ここでいったんヤドに向かう。ヤドとは、登拝までの間の休憩所に当たるところで、岩木山神社周辺の一般民家が開放される。これらの民家では、道路に面する部屋の戸を取り外し、参詣者は縁側などに腰をかけ、休憩する。



岩木山神社前櫛形の出店、参拝者、見物客

岩木山神社では、鳥居前から楼門までの参道両脇に出店が建ち並び、参詣者や見物客などで賑わう。境内では、囃子と踊りが笛や太鼓、手平鉦の助奏を伴って昼から繰り広げられ、日が沈むにつれて盛り上がり、人の輪も四重五重に膨れ上がっていく。



幟を傾け鳥居を潜り抜ける参拝者

3-5 登拝

境内や露店が賑わっている中で、登拝前に休養をとっていた参詣者は夜半、登拝のための身支度をする。

神社の楼門わきのみそぎしょ禊所で最後のみずごり水垢離をとって身を浄め、拝殿にまわって登拝の無事を祈り、登山口でお払いを受けた後、登拝していく。この時、

『 懺悔懺悔(サイギサイギ) 六根懺悔(ドウコウサイギ)
御山八山(オヤマニハツダイ) 金剛道者(コンゴウドウサ)
一々礼拝(イツニナノハイ) 南無帰命頂礼(ナムキンミョウチョウライ) 』³⁶

と唱えながら登っていく。これは、「神の前に身を清め、今年の収穫を捧げに来ました。御宮殿に登拝者一人一人が全霊を傾けて感謝します。」というような意味である。

現在では、一般の参詣者などの多くは、岩木山8合目又は9合目から徒歩により山頂を目指す。中には、岩木山神社から徒歩で山頂まで登拝する参詣者もいて、御幣を持つ参詣者の足元を松明や懐中電灯などで照らしながら登っていく。8合目付近にある約300坪の大きさの小池であるたねまきなえ種蒔苗しろ代に着くと、米と賽銭を白い紙に載せて、この池に浮かべ、次の年の農作物の豊凶を占う。こうして、約8kmの行程を約4時間かけて山頂に到着する。山頂では、奥宮（山頂の社殿）に持参した米や餅、野菜などを奉納し、豊作の報告と来年の豊作を祈願する。そして、背負ってきた御神酒を御神像にかけて、供え餅をこすり付けて拝む。程なく東の地平線からの御来光を拝し、朝食をとってひと休みする。



山頂を目指す人々



奥宮でご来光を待つ参拝者



奥宮からご来光を拝む参拝者

³⁶ 表記は、今と昔では若干の違いがあり、慶長年間には「六根懺悔」が「六根清浄」であったという説や「祭儀祭儀 同行祭儀 御山に初田餐 金剛堂者 一々名告拝 南無帰命頂礼」が唱詞だとする説がある。

3-6 下山

下山前にはもう一度お祈りをし、護符^{ごふ}やお守りを持って下っていく。岩木山神社へ無事登拝したことの報告をした後、楼門からは「よいヤマカゲだ、バダラ、バダラ、バダラよ」という掛け声に合わせて踊るバダラ踊りをして帰路につく。バダラ踊りは、登拝を無事に済ませたという喜びと、お山がそれぞれの願いごとを聞き入れ、参詣者に神通力が宿ったということの表現である。



バダラ踊りを踊りながら帰路に着く参拝者

集落への帰着後は、酒肴を持ち寄って鎮守に集まり、無事に参詣したことの感謝報告をし、祝いの酒盛りに移るとともに、集落の家々を廻り、護符を配付する。

また、一部の集落では、戻ってからもバダラ踊りをしながら村周りをすることもある。

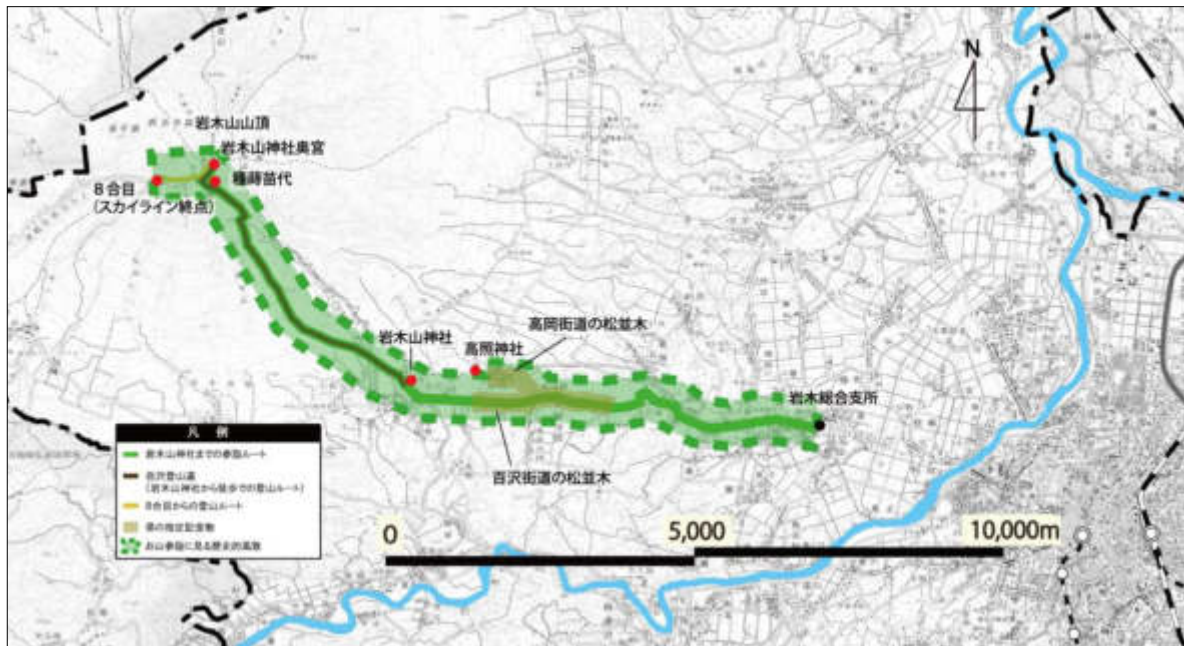
4 まとめ

岩木山^{いわきさん}は、津軽地域に住む人、特に毎日仰ぎ見る人にとって、精神の拠りどころとなっている。岩木山に、豊作の祈願、家内の無事、岩木山を始めとする「自然」への畏敬の念など様々な思いを込めて、「サーイギ、サイギ」と唱えながら、御幣^{ごへい}や幟^{のぼり}を持って昔からの参道を通り抜ける行列は、神秘的な空間を創り出している。

岩木山へのお山参詣は、次々と新暦に置き換えられる行事の中、現在でも旧暦のまま行っている神聖な行事で、当市の歴史的風致を形成している。

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

〈お山参詣参加ルート及びお山参詣に見る歴史的風致エリア図〉



第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期の弘前市歴史風致維持向上計画に基づき、弘前城石垣整備や旧第八師団長官舎等の補修、武家屋敷の復元、土塁の整備、無電柱化事業、多言語案内板の整備などのハード事業や、建造物の修景などの景観形成のための助成事業、伝統工芸の後継者育成のための支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、市民の景観に対する満足度の向上や、外国人宿泊者数の増加、民俗芸能の活動の維持など、一定の効果を得ることができた。

しかし、第1期計画期間内では修理が完了できなかった建造物や、保全に着手できなかった歴史的建造物が残されており、引き続き補修等に取り組む必要がある。また、これらの中には所有者の少子高齢化や補修費の負担増により、維持管理が困難となっているものがあり、景観への影響が危惧されている。伝統工芸の面では、後継者の減少が一定程度は落ち着いたが、緩やかに減少し続けており、引き続き課題に対する対応が必要となっている。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

重要文化財（建造物）である弘前城天守は石垣整備終了後に耐震補強を含めた保存修理を行う予定であるのをはじめ、文化財指定されている建造物については順次適切に保全を図っているものの、保全されていない建造物が残されている。

また、文化財指定されていないものの中には地域を代表する歴史的建造物も多数存在しており、これまで景観重要建造物への指定や、修理等に対する助成、市による買い取り等を行うことにより保全を図ってきた。

一方、建造物の維持管理費の捻出が困難なことにより、減失や外観が適切に保たれていない建造物や、所有者の高齢化や後継ぎ不在により空き家化している建造物がある。また、本市には歴史的建造物が多く存在しているにもかかわらず、その価値の認識不足により十分に活用されていない。



保全が必要な歴史的建造物

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する課題

市内には伝統的建造物群をはじめ、文化財等歴史的建造物が広く分布しており、歴史的な街並みが当市の魅力を形成している。

これまで一部地域で道路の美装化や電線の地中化を進めてきたが、依然として、歴史的街並にそぐわない電線や道路が残っている。

また、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化などにより放置され傷んだ家屋や生垣による景観阻害が見られる。



手入れがされていない生垣

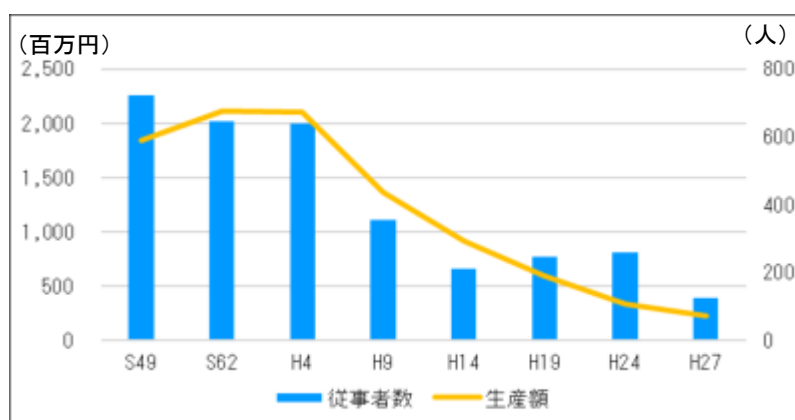
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

当市には、藩政期以降、生活の中で育まれてきた伝統行事や伝統産業などが数多く残されており、その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られている。

しかし、ねふたまつりや獅子舞といった地域住民によって支えられてきた伝統行事や民俗芸能の中には、少子高齢化などの進展に伴い次世代の担い手不足が深刻化しているものもある。

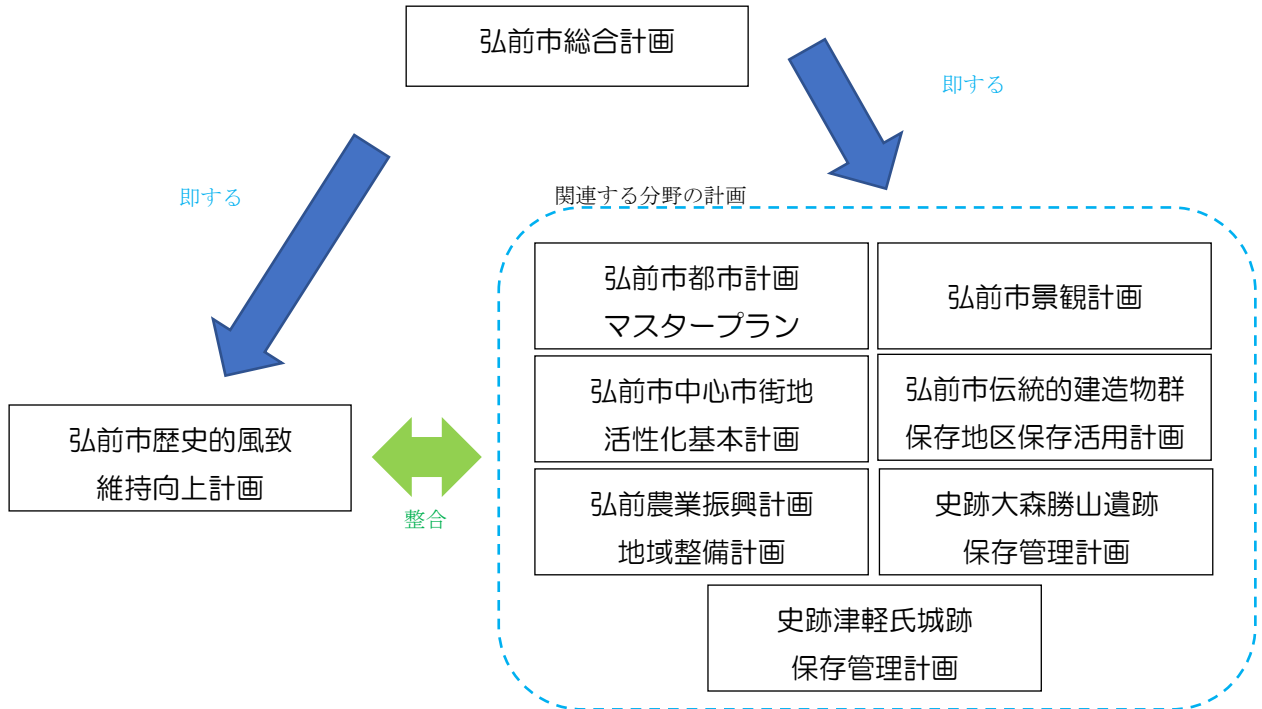
また、伝統工芸についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化・減少化が進んでおり、後継者確保と技術の継承が課題となっている。

【津軽塗従事者数及び生産額の推移】



2. 既存計画との関連性

本計画は都市計画等関連施策との連携が重要であることから、これらの関連分野の諸計画とも整合した計画とするものである。



(1) 弘前市総合計画(平成 31 年(2019)3 月策定)

弘前市総合計画は平成 31 年(2019)3 月に策定された、地域づくりの最上位計画としてのまちづくりの方向性を明らかにするもので、行政運営の最も基本となる計画である。

人口減少、少子高齢化が進展する 2040 年頃を見据えた「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」を将来都市像に掲げ、まちづくりの基本方針や計画期間内に取り組むべき具体的な施策を定めている。

なお、将来都市像を定め長期的な展望のもと総合的かつ普遍的な市の方向性や政策の方向等を示す「基本構想」、基本構想で定めた将来都市像を実現するための具体的な施策等を示す「基本計画」、基本計画に示した施策に基づき具体的に実施する事業を示す「実施計画」の 3 層で構成されている。

■弘前市の将来都市像

『みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち』

1 将来の弘前を担う多様な人材が育つまちづくり	4 快適な雪国生活と安心・安全で環境にやさしいまちづくり
2 地域共生社会の実現に向けたまちづくり	
3 地域資源を活かした魅力的な産業のあるまちづくり	5 景観保全と都市基盤の整備による持続可能なまちづくり

(2) 弘前市都市計画マスタープラン(平成27年(2015)3月策定)

弘前市都市計画マスタープランは平成27年(2015)3月に策定された、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す計画である。

全体構想の中で、目指す都市の姿として「暮らしを楽しめるまち」とし、4つのまちづくりの目標を定め、このうち「歴史・文化、個性が光るまち」では、現存する歴史的建造物の保全・活用や、歴史・文化などの多様な観光資源を相互に結ぶ回遊ルートの形成、歴史を感じさせる街並み形成、市内の観光を促す基盤づくりにより、市民が誇りや愛着が感じられるようなまち、また、弘前を訪れる人が本市の良さを堪能し、繰り返し訪れたいくなるようなまちを目指している。

■弘前市の目指す都市の姿

『暮らしを楽しめるまち』

- ・都市機能が集積したコンパクトなまち
- ・集落拠点と市街地が公共交通で連動したまち
- ・自然とともに生き、安心して快適な生活を送ることができるまち
- ・歴史・文化、個性が光るまち

■将来の都市構造とその考え方

『コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造』

- ①市域をエリア特性の異なる「まちなか」、「郊外」、「田園」に区分します。
- ②「まちなか」は本市全体の「拠点」とし、「まちなか」に集中する都市機能が周辺に拡散することを防ぎます。
- ③「郊外」と「田園」の各地域に「拠点」を位置づけ、必要なサービス・交流機能を誘導、コンパクトに集約します。
- ④「まちなか」では弘前駅周辺と土手町を核としてこれらをつなぎ、まちなか居住を誘導するなど、まちづくりを面的に展開します。
- ⑤「まちなか」と「郊外」からなる市街地の規模は現状から拡大せず、自転車でも移動が可能なコンパクトな市街地の良さを維持します。
- ⑥「田園」の自然環境を保全し、各地域(集落)から「まちなか」への公共交通のアクセスを確保します。
- ⑦「まちなか」と周辺都市を結ぶ公共交通も強化し、周辺都市の人たちがさらに弘前を利用しやすくなるようにします。
- ⑧「まちなか」、「郊外」の歴史資源、観光資源、高次都市機能を連携する道路交通ネットワークを再編します。

(3) 弘前市景観計画(平成24年(2012)3月策定)

当市は、平成2年(1990)に景観に関する総合的な方向性を示した「都市景観ガイドプラン」、平成3年(1991)に眺望景観や大規模建築物の色彩・デザイン等などについての指針を示した「街並み景観ガイドライン」を策定し、平成6年(1994)には弘前市都市景観条例を制定し「大規模行為の届出制度」を実施するなど積極的な景観施策に取り組んでおり、平成24年(2012)6月1日には景観法に基づく弘前市景観計画を施行した。

景観計画では、自然・歴史・文化に彩られた景観を守り、育むため、目標とする景観像を「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前」とし、本市の景観の象徴である岩木山が市内いたるところから眺めることができる、景観資源が市全域に分布している、山地・田園・市街地が調和して弘前ならではの奥行のある景観を形成しているという本市の景観特性と、これまで自主条例で市全域を対象に景観づくりを進めてきた経緯から、弘前市全域を景観計画区域としている。中でも景観形成重点地区として「お城周り地区」と「大森勝山遺跡周辺地区」また眺望景観保全地区として「弘前城本丸・城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区」と「蓬萊橋ほうらいばしからの最勝院五重塔の眺めを保全する地区」、「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」を設定し、良好な景観づくりを進めている。

また、景観計画の策定に際し、市民の意識醸成じょうせいや意見の反映を目的に実施した「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」募集や市民アンケートにより、魅力的との意見が多かった歴史的建造物の周辺など、71か所を弘前ならではの景観として「大切にしたい場所・眺め」に定め、景観形成基準を上乗せし、市民と一体となった景観保全を進めている。

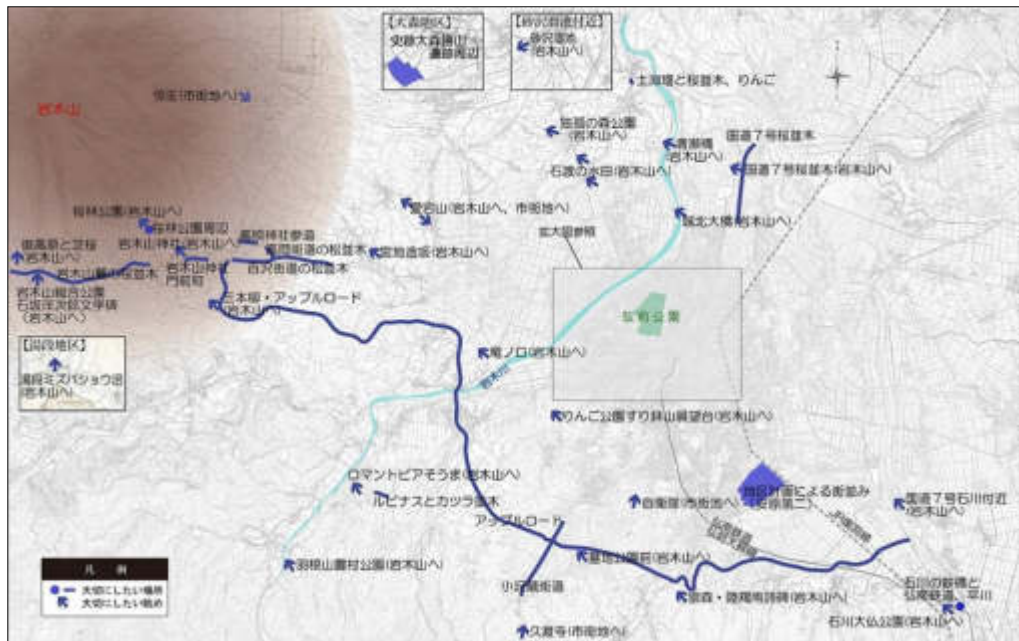
■ 目標とする景観像

自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前
 ~住まう人が愛着と誇りを感じ、訪れる人の心に刻まれる景観づくり~

■ 景観づくりの基本方針

- ・ 自然、田園、市街地がつらなる景観づくり
- ・ 歴史と伝統が息づく風格のある景観づくり
- ・ 進取の気質あふれる、活気と賑わいのある景観づくり
- ・ 市民・事業者・行政の協働による、守り、創りはぐくむ景観づくり

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針



<大切にしたい場所・眺めの分布図(市街地拡大図)>



(4) 弘前市中心市街地活性化基本計画（平成28年(2016)3月策定）

平成20年（2008）7月に国の認定を受けた弘前市中心市街地活性化基本計画では、「住人と商人と旅人がふれあうまちなか」を基本理念として、中心市街地活性化のための様々な取り組みを行ってきた。

引き続き中心市街地が「まちの顔」として役割を果たせるよう、官民が一体となってまちの賑わいを創出し活性化を図っていくため、平成28年（2016）3月、計画期間を5年とし、引き続き国の認定を受けたものである。「多くの人が集う、活気ある楽しいまち」を中心市街地の将来都市像に掲げ、中心市街地活性化のための3つの基本方針を定めている。

方針の一つ、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」では、四大祭りの一層の充実を図りながら、観光機能をさらに充実させるため、埋もれた観光資源の掘り起しや既存資源のさらなる有効活用、外国人観光客受け入れを目標とした環境整備などのインバウンド対策等、観光客をまちなかへ誘導するための取り組みを進めることとしており、歴史的風致を活用したまちづくりを推進するものとなっている。

■ 中心市街地の将来都市像

多くの人が集う、活気ある楽しいまち

■ 中心市街地活性化の基本方針

- ・ 出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち
- ・ 歴史・文化とふれあえる観光のまち
- ・ 暮らしたくなる便利で豊かなまち

(5) 弘前市^{なちよう}仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

(昭和53年(1978)2月策定・令和3年(2021)3月改訂)

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、面積約10.6haの旧武家町である。藩政時代の地割が良く残り、旧武家住宅や門、道路に沿って植えられたサワラの生垣や背後の松木等が古雅なたたずまいを見せている。本計画は、このような特性を生かしながら伝統的建造物群保存地区としての景観を守っていくため、地区住民の協力を得ながら管理等を行うことを目的としており、地区の歴史や特徴、地区内の整備計画、補助制度や防災施設等について記している。

保存計画では、建築されてから一定年数を経過し、伝統的様式の外観を持つもので、伝統的建造物群保存地区の特性を維持し、保存地区の景観とよく調和した母屋や門、板塀を「伝統的建造物」に定めるとともに、伝統的建造物群と一体となった環境を保存するために必要と認められる物件(生垣、樹木)を「環境物件」として定め、管理、修理、修景及び復旧に努めることとしている。

<弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画において特に保存が必要と認められる物件>



(6) 弘前農業振興地域整備計画(平成27年(2015)12月策定)

弘前農業振興地域整備計画は、弘前農業振興地域整備計画・岩木農業振興地域整備計画・相馬農業振興地域整備計画の統合により、平成27年(2015)6月15日に農業振興地域の指定を受け、農地の保全や農業の健全な発展に資することを目的に策定された。

「第1農用地利用計画」では、農用地は将来にわたって食糧の安定的供給を図るための基本的な土地資源であり、かつ、本市の基幹産業である農業の生産基礎であることから、今後とも優良地の保全・確保に努め、生産性を高めるための土地基盤の整備を推進することとしている。

「第3農用地等の保全計画」では、農業従事者の高齢化、農業後継者の減少に伴い優良農地が継承されない状況にあることから、周辺の耕作に支障を及ぼすおそれがある耕作放棄地の発生防止・解消へ向けて、認定農業者等への利用集積をさらに推進し、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金による地域共同による取り組みを進めていくこととしている。

(7) 史跡津軽氏城跡保存管理計画(昭和54年(1979)3月策定)

史跡津軽氏城跡は、種里城跡たねざとじょう(鱒ヶ沢町)・堀越城跡あじがさわまち(弘前市)・弘前城跡ほりこしじょう(弘前市)から構成される、弘前藩主家津軽氏の発展過程を示す城跡群である。さらに弘前城跡は、弘前城・長勝寺構ちようしょうじがまえ・新寺構の3つの構成要素からなる。保存管理計画は、津軽氏城跡(堀越城跡・弘前城跡)を適切に保存し、活用を図るための具体的対策を明らかにすることを目的としており、史跡の歴史や本質的価値についてまとめ、その上で、現状変更行為の方針や、整備の方針と計画等について定めている。史跡津軽氏城跡保存管理計画は、現在までに2回見直しが行われた。1回目は、堀越城跡の追加指定、新寺構の弘前大学施設整備などへの対応のために実施され、2回目は、弘前城本丸石垣修理等、弘前城跡の整備事業推進への対応のために実施したものである。

特別規制地区として第一保存地区を設定して保存を徹底するとともに、第二保存地区や第三保存地区において、史跡の本質的価値を守りながら、史跡を訪れる人々が正しく史跡の価値を理解できるように、調査成果などを踏まえた整備事業を進めていくこととしている。

(8) 史跡^{おおもりかつやま}大森勝山遺跡保存管理計画(平成27年(2015)3月策定)

史跡大森勝山遺跡は、岩木山北東麓の台地上に立地する、縄文時代晩期初頭から中葉にかけての環状列石と大型建物跡等を主体とする遺跡である。保存管理計画は、平成24年(2012)の史跡指定後、大森勝山遺跡を適切に保存し、次世代へと継承していくため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針、保存・管理の方法、現状変更等の取扱方針、整備や公開・活用及び運営体制に係る基本方針を定めることを目的に策定された。

史跡の本質的価値について、歴史的な環境や周辺環境を踏まえて明らかにし、その保存管理の手法や整備・公開・活用に関する基本的な方針を定めたものである。また、史跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されており、景観を保持するため、史跡周辺に緩衝地帯を定めている。

なお、平成26年(2014)4月より、「弘前市景観計画」における「大切にしたい場所」へ、令和2年(2020)4月より「景観形成重点地区」および「眺望景観保全地区」へ追加することで景観形成基準を上乗せし、さらなる景観保全を図っている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

地域を代表する歴史的建造物等の適切な保全及び活用に引き続き取り組む。また、民間が所有する景観重要建造物については、所有者や後継者の負担軽減による建造物の保全・活用を図るために、建物補修の費用負担の支援を行う。

また、地域の歴史資源の認識のさらなる向上のため、文化財に指定されていないものの、当市の風情を醸し出している古い建物として指定している「趣のある建物」をまとめたパンフレットの配布等、情報発信に取り組む。

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する方針

仲町伝統的建造物群保存地区の歴史的街並みを保全するため、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化等、社会環境の変化に対応した保存計画の見直しや、修景を行う。

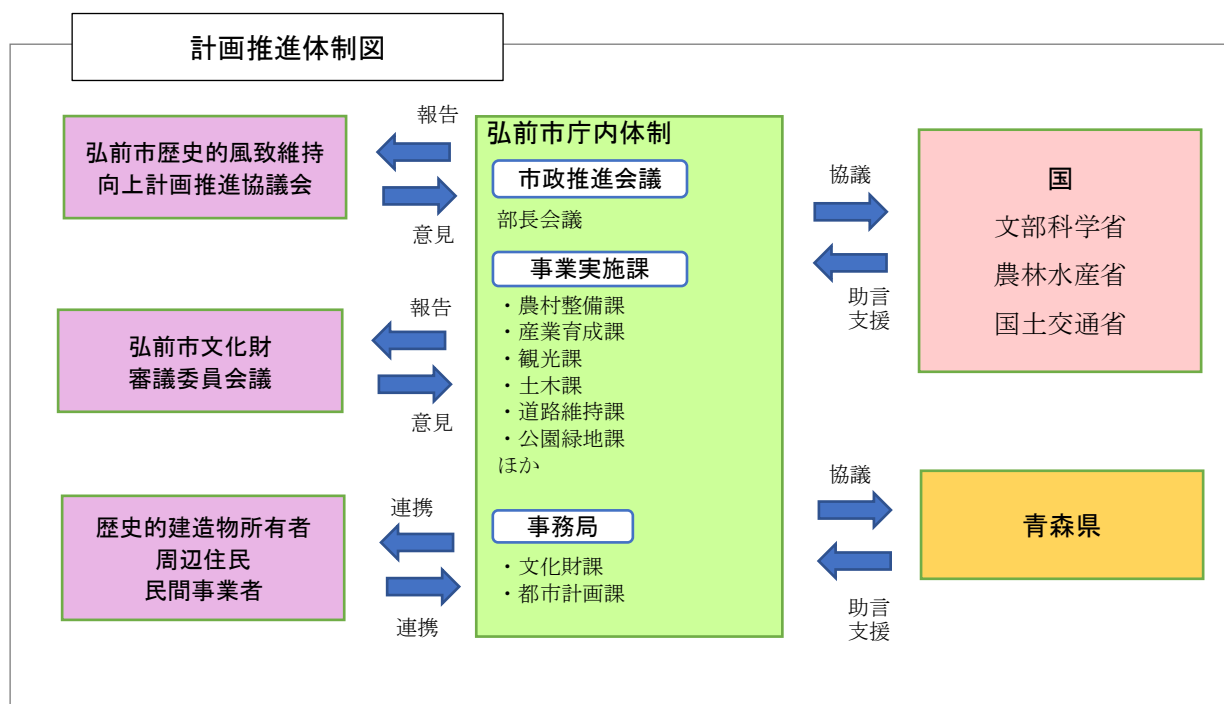
また、歴史的街並みと調和するよう、道路の美装化や無電柱化を進めるとともに、弘前公園周辺の良い景観形成及び来街者の回遊性の向上を図るために、合わせて弘前公園及び歴史的建造物に近接する広場を整備する。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

伝統工芸の後継者育成のため、研修等による人材確保等の支援を行う。また、伝統文化や祭礼行事の継承を図るため、活動団体に対し財政支援を行う。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、引き続き都市計画課と文化財課が事務局を務め、各事業の実施については庁内各課と連携調整を行うとともに、事業対象となる歴史的建造物所有者や周辺住民、関係団体や事業者等と協議・調整を行うものとする。また、必要に応じて国や青森県と協議を行い、助言や支援を得るとともに、弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会において、計画掲載事業の進捗状況等について、報告、意見の聴取等を実施することで計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行なうこととする。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致として「弘前さくらまつりに見る歴史的風致」「弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致」「宵宮よみやに見る歴史的風致」「津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致」「お山参詣やまさんけいに見る歴史的風致」の5つを挙げた。

一つ目の「弘前さくらまつりに見る歴史的風致」は毎年4月下旬から5月上旬に行われ、重要文化財（建造物）である弘前城天守、門、櫓やぐらなどを背景に開催される伝統行事である。大正期から約100年続くさくらまつりは、史跡弘前城跡を中心に地域の人々だけでなく多くの観光客にも親しまれ、歴史的風致を形成している。

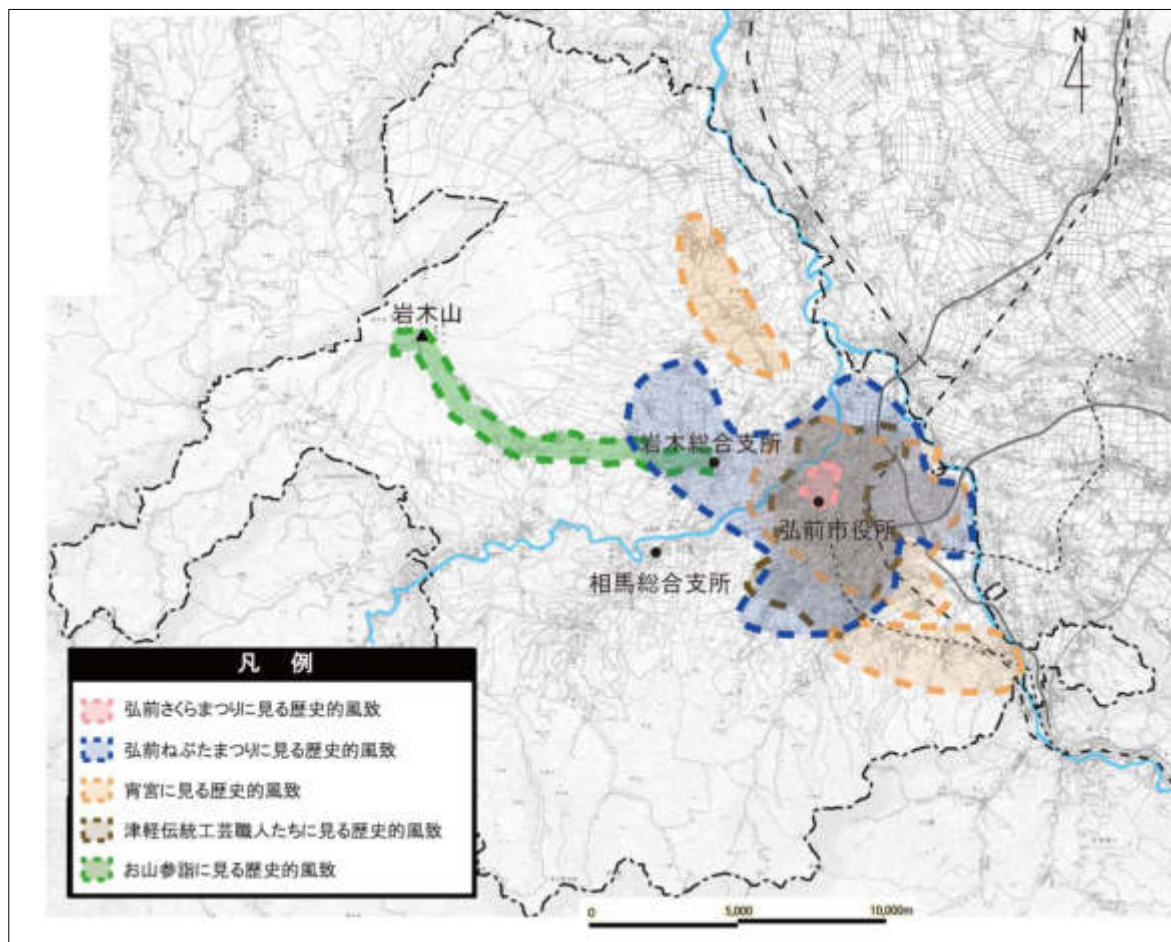
二つ目の「弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致」は、圧倒的な存在感のねぷたが曳き手の掛け声や、太鼓や笛の音色と一体となって市街地の歴史的建造物を背景に練り歩く夏祭りである。藩政期から続く祭りとして歴史的風致を形成している。

三つ目の「宵宮に見る歴史的風致」は寺社の祭りの前日に行われる宵宮で「ヨミヤ」と呼ばれており、夏に市内近郊約80の寺社で行われる伝統行事である。ほぼ毎日どこかの神社で宵宮が行われ、露店が立ち並ぶ様子は当市の夏の風物詩である。また、津軽神楽つがるかぐらや獅子舞ししまいといった民俗芸能が行われる神社もあり、地域の歴史的風致を形成している。

四つ目の「津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致」は津軽塗つがるぬりや津軽打刃物など、城下町を中心に職人たちにより伝統技術が受け継がれている。りんごの剪定せんてい鋏ばさみを始め今でも身近に使用されており、各製作所などを背景に歴史的風致を形成している。

五つ目の「お山参詣に見る歴史的風致」は、津軽の人々のかけがえのないシンボルである岩木山いわきさんに旧暦8月朔日に登拝し、五穀豊穰に感謝し、家内安全を祈願する津軽地域最大の秋祭りであり、歴史的風致を形成している。

<歴史的風致まとめ>



(2) 重点区域の位置

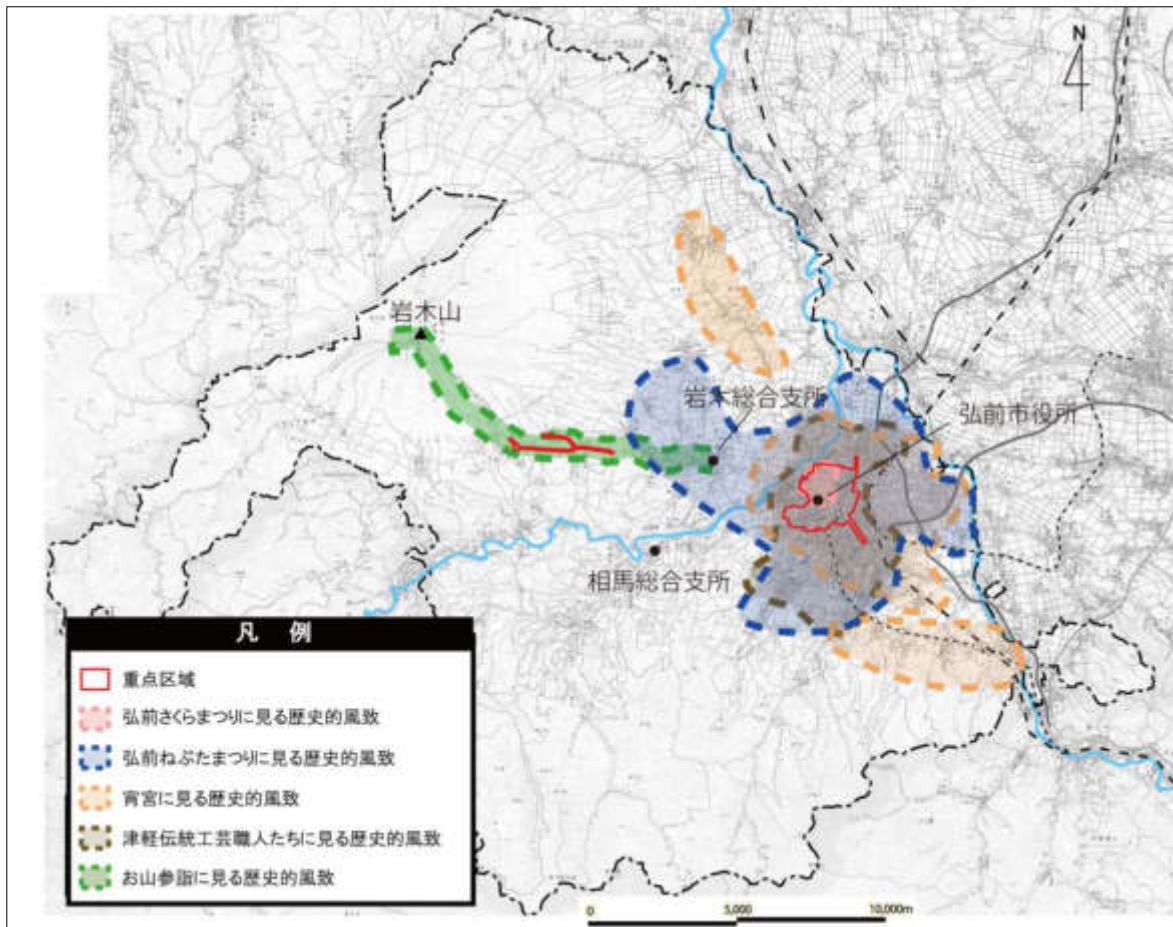
本計画における重点区域は、当市が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取り組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに、発展又は強化させる必要がある区域であり、国の指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、弘前の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地環境を形成しているエリアを基本とする。

弘前は、戦災や大きな災害に遭うことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割とほぼ重なっており、城下町としての雰囲気^{いしずえ}が良く残されている。このように、津軽弘前藩の城下町を礎^{いしずえ}に津軽地域の政治・経済・文化の中心として発展してきた当市の歴史的風致は、弘前城を中心とした城下町において重層的に築かれてきた武家住宅や洋風建築など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「弘前ねふたまつり」、「お山参詣」などの祭礼、及び「津軽塗」などの伝統工芸が創り出す光景に代表される。これら歴史的風致が調和した城下町としての雰囲気を残していくため、第1期計画では、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している「弘前城下町地区^{ひろさきじょうかまち}」と「岩木お山参詣地区^{やまさんけい}」を重点区域に設定した。

第1期計画では弘前市庁舎本館や旧第八師団長官舎等の補修、武家屋敷の復元等に取り組んできた。しかし、第1期計画期間内では着手できなかった保全が必要な歴史的建造物が未だに多く残されており、引き続き補修等に取り組む必要がある。また、これらの中には所有者の高齢化や補修費の負担増により、維持管理が困難となっているものがあり、景観への影響が危惧されている。この他にも、歴史的街並みと調和していない電柱の地中化や道路の美装化への対応や、歴史資源の継続した周知等への対応が求められている。また、伝統工芸の面では、後継者の減少が一定程度は落ち着いたが、未だにゆるやかに減少し続けており、徐々に弘前固有の歴史的風致が失われつつあるのが現状である。

これらのことから、「弘前城下町地区^{ひろさきじょうかまち}」と「岩木お山参詣地区^{やまさんけい}」を引き続き重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

<弘前市域と重点区域>



(3) 重点区域の区域、名称及び面積等

① 弘前城下町地区(面積:約414ha)

国指定の「弘前城跡」と国選定の「弘前市仲町^{なかちょう}伝統的建造物群保存地区」を中心、城下町の範囲を基本とした「弘前城下町地区」の区域を重点区域とする。この区域には、重要無形民俗文化財「弘前のねふた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催される「弘前さくらまつり」、夏を中心に市中の神社で開催される「宵宮^{よみや}」、神社や市街地を舞台として演じられる「松森町津軽獅子舞^{まつもりまちつがる}」、このほかにも伝統工芸の作業場など、人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在している。

具体的には、区域設定の考え方で示した弘前公園を中心として藩政時代までに形成された城下町の範囲を基本とし、藩政時代の城下町の範囲に対応している元禄11年(1698)の「弘前惣御絵図」における城下町の範囲を重点区域の範囲設定

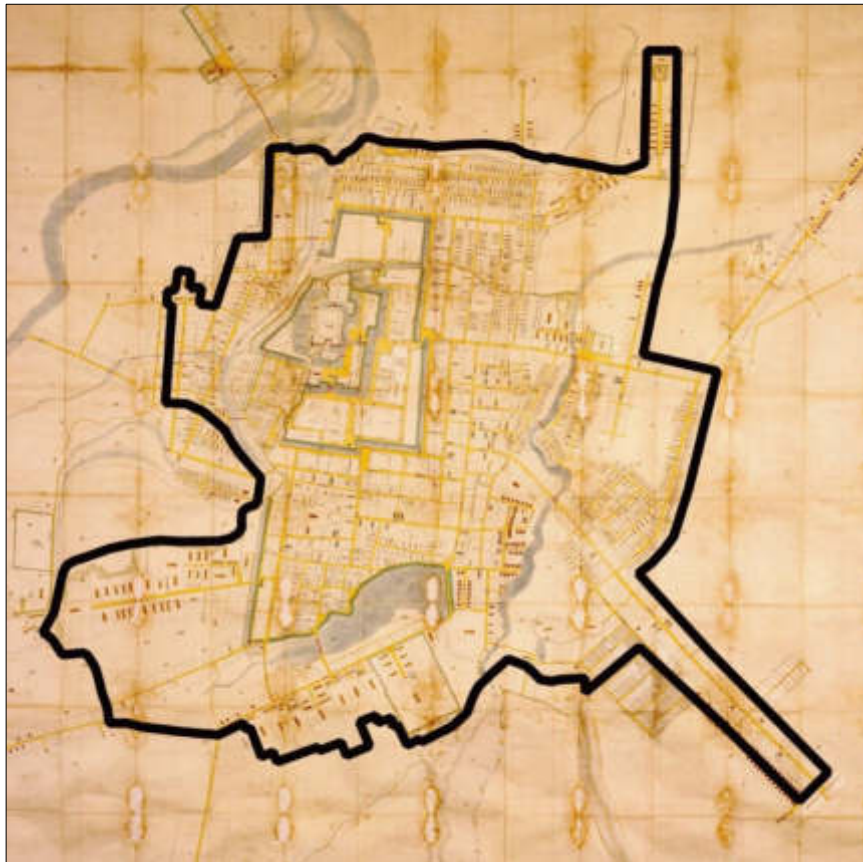
の基礎とした。元禄期は、慶安2年（1649年）の寺町（現在の^{もとてらまち}元寺町）の火災によって、新たに^{しんてらまち}新寺町が町割されたことにより寺院街が形成され、また、全国のほかの多くの城下町同様、弘前藩でも藩主権力の確立による家臣団の郭外移転が本格化した元禄9年（1696）の後であり、藩政時代の城下町の基礎が完成した時期である。この元禄期の城下町の範囲に、藩政時代以降の各時代の建造物が和風・洋風を問わず重層的に蓄積しており、この区域を舞台として、ねふたまつりなどの人々の諸活動が現在も展開されている。

【弘前城下町地区の重点区域の境界について】

重点区域の範囲の境界は、元禄11年（1698）の「弘前惣御絵図」における市街地の範囲とほぼ一致し、境界は、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、市民にわかりやすいように設定する。

具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、市道、県道に囲まれた範囲とする。

重点区域「弘前城下町地区」と弘前惣御絵図（元禄11年（1698））の町割

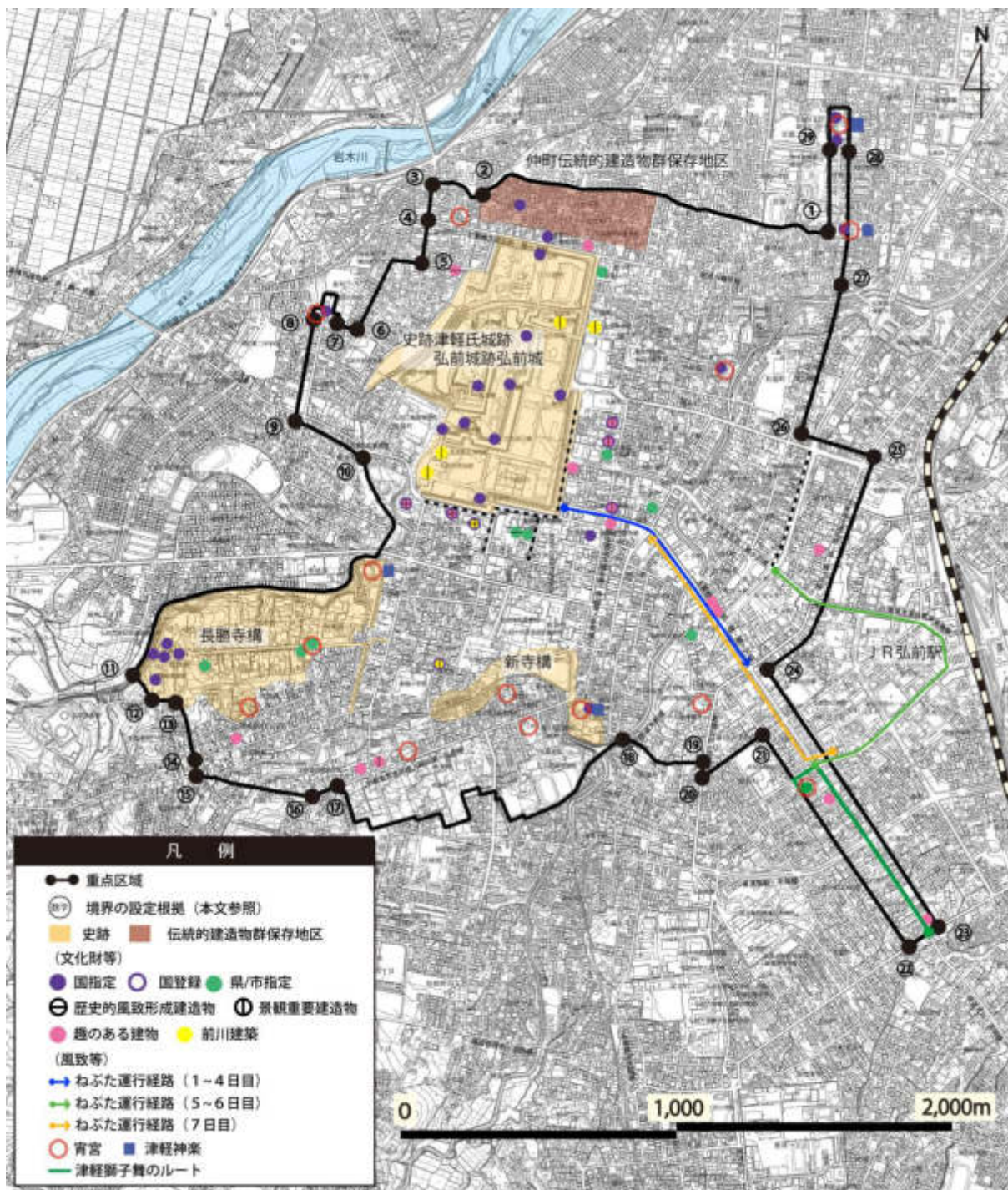


第4章 重点区域の位置及び区域

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
①-②	大久保堰	⑩-⑪	新寺町字界
②-③	大口堰	⑪-⑫	土淵川
③-④	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線	⑫-⑬	市道百石町富田線
④-⑤	市道亀甲紺屋町線	⑬-⑭	県道石川土手町線
⑤-⑥	市道袋町線	⑭-⑮	市道品川町2号線
⑥-⑦	市道平岡町線	⑮-⑯	市道森町品川線
⑦-⑧	誓願寺の敷地	⑯-⑰	市道富田線
⑧-⑨	市道新寺町線 道路端から25m※	⑰-⑱	県道石川百田線 道路端から25m
⑨-⑩	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線 道路端から25m	⑱-⑲	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線 道路端から25m
⑩-⑪	二階堰	⑲-⑳	市道和徳下白銀町線 道路端から25m
⑪-⑫	長勝寺構	⑳-㉑	市道八幡宮線 道路端から25m
⑫-⑬	市道 火葬場線	㉑-㉒	県道八幡宮線 道路端から25m
⑬-⑭	市道 火葬場1号線	㉒-㉓	弘前八幡宮の敷地
⑭-⑮	市道 茂森新町線	㉓-㉔	県道八幡宮線 道路端から25m
⑮-⑯	主要地方道岩崎西目屋弘前線		

※道路端から25m…道路上で行われるねぷたまつりや宵宮の賑わい等歴史的風致が感じられる範囲であり、「弘前惣御絵図」における城下町の範囲と一致し、歴史的建造物を含むおよそその民家1軒分の敷地の範囲。

<重点区域「弘前城下町地区」における文化財の分布状況と境界>



② 岩木お山参詣地区(面積：約34ha)

重要文化財(建造物)「岩木山神社」を中心とした区域を重点区域とする。岩木山神社は、重要無形民俗文化財「岩木山の登拝行事」(通称「お山参詣」)が行われる際の重要な起点となっているほか、各集落からの人々が、岩木山神社に向けて、県の指定記念物である百沢街道の松並木を笛、太鼓、手平鉦³⁵の囃子に合わせて、「サイギ、サイギ・・・」の唱え詞を歌いながら徒歩で通り抜けるなど、建造物と松並木、人々の営みが相まって独特の風致を醸し出している区域である。

区域のほぼ中央にある高照神社は、岩木山神社とは藩政時代からの参拝道(現在は市道高岡百沢線)により直接結ばれている。

区域の東部の北端には高岡街道の松並木、南端には百沢街道の松並木(いずれも県天然記念物)があり、百沢街道は岩木山神社への参詣道として、また、高岡街道は高照神社への参拝道として発展した街道である。

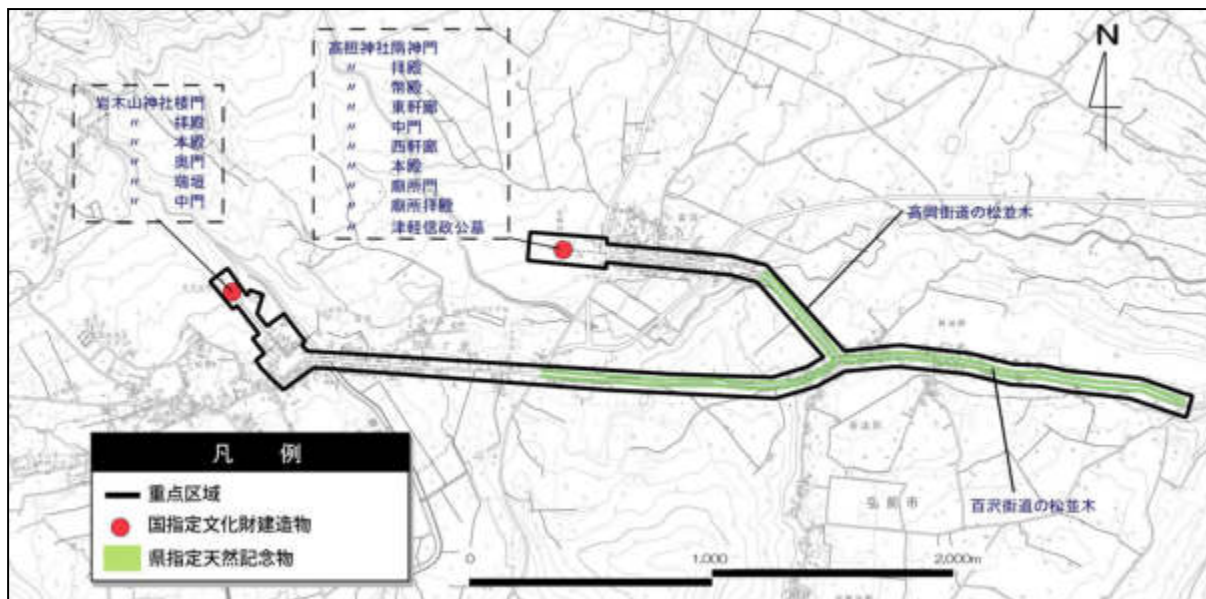
【岩木お山参詣地区の重点区域の境界について】

重点区域の境界は、地域の一体性や道路・神社敷地など、わかりやすいように設定する。具体的には、以下の景観の連続性が認められる市道、県道に囲まれた範囲とする。

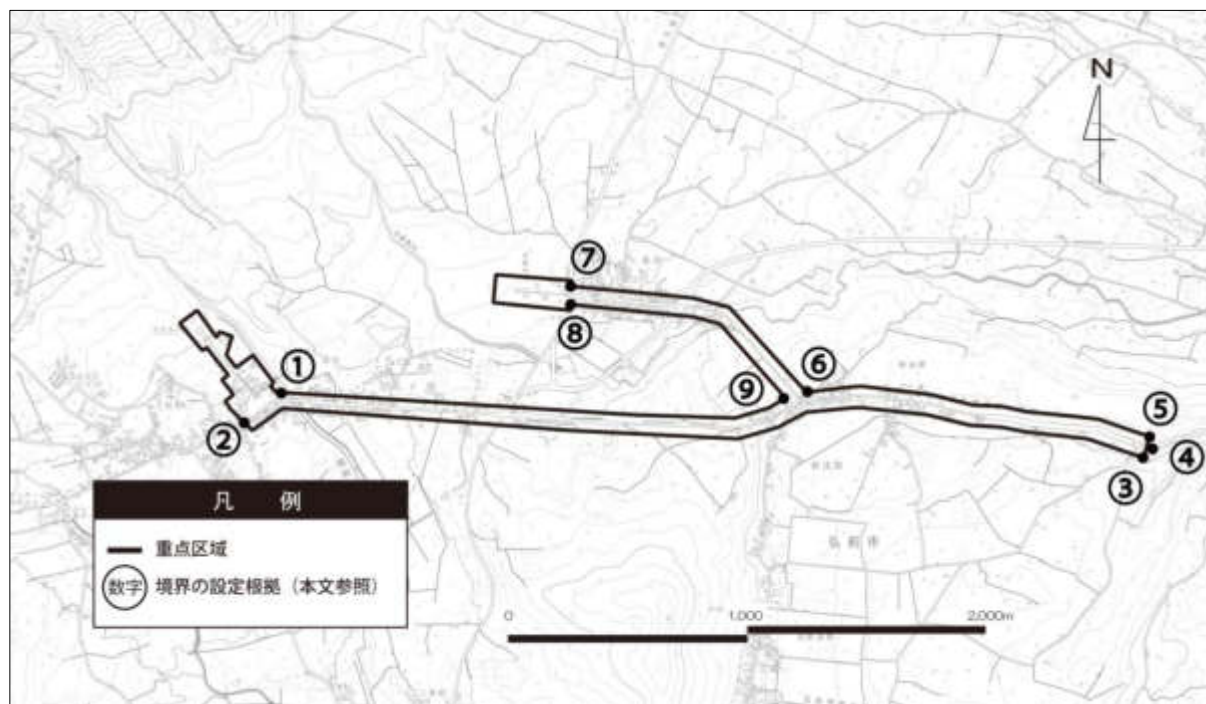
区間	区域(境界)の位置
①-②	岩木山神社の敷地
②-③	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線 道路端から25m
④	百沢街道の石碑
⑤-⑥	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線 道路端から25m
⑥-⑦	市道新法師高岡線 道路端から25m
⑦-⑧	高照神社の敷地
⑧-⑨	市道新法師高岡線 道路端から25m
⑨-①	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線 道路端から25m

³⁵ 東北地方の祭礼などでよく用いられる、両手で持ちすり合わせて音を出す楽器。

<重点区域「岩木お山参詣地区」における文化財等の分布>



<重点区域「岩木お山参詣地区」と境界>



2. 重点区域の指定の効果

藩政時代の町割が、ほぼそのまま残されている重点区域「弘前城下町地区」では、当時の町割を活用してその時代に要求された建物が建てられてきた。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物が重層的に存在しており、これら建造物と一体となった祭礼や伝統工芸が継承されている。この区域の中を歩いていると、藩政時代の城下町の趣、明治・大正期のレトロな風景、昭和初期のモダンな雰囲気などが醸し出されており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ、融合している景観を楽しむことができる。

また、「弘前城下町地区」は、築城以来、津軽地方の経済文化活動の中心であり、現在も、当市の都市計画マスタープラン、景観計画、中心市街地活性化基本計画などまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、時代を超えても弘前の風情、経済、文化、観光の発信地となっている。

また、重点区域「岩木お山参詣地区」は、^{いわけきさん}霊峰岩木山と結びついた津軽地方一円に渡る民間信仰行事であるお山参詣と、^{やまさんけい}岩木山神社を始めとする周辺の建造物及び参詣ルートとなる松並木が一体となって織り成す歴史的風致が残されている区域である。

お山参詣は、弘前を始め津軽各地の人々により、時代を超えて広く受け継がれてきた伝統行事であり、岩木山は信仰の対象であり続けている。また、平成18年(2006)度実施したアンケート(平成18年度弘前市世論調査「新しい総合計画の策定にあたって」)では、3割を超える市民が弘前のイメージとして岩木山を挙げているように、景観の構成上、欠かすことができない要素でもある。

このことから、今後も歴史的な建造物の保全・活用や、建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進め、これら区域の歴史的風致が向上することにより、重点地区の範囲のみならず、津軽周辺地域での伝統文化の振興や、観光面でも魅力的な資源を提供することになり、当市を訪れる観光客の増加など市全域への波及効果が期待できる。

3. 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

i) 区域区分及び用途地域(昭和46年(1971)3月当初決定)

当市は、市域約52,420haのうち、約34%に当たる17,897haが都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、弘前城を中心とした旧弘前市の市街化区域が2,713ha、岩木地区の市街化区域が117ha、合わせて2,830haを市街化区域に指定している。

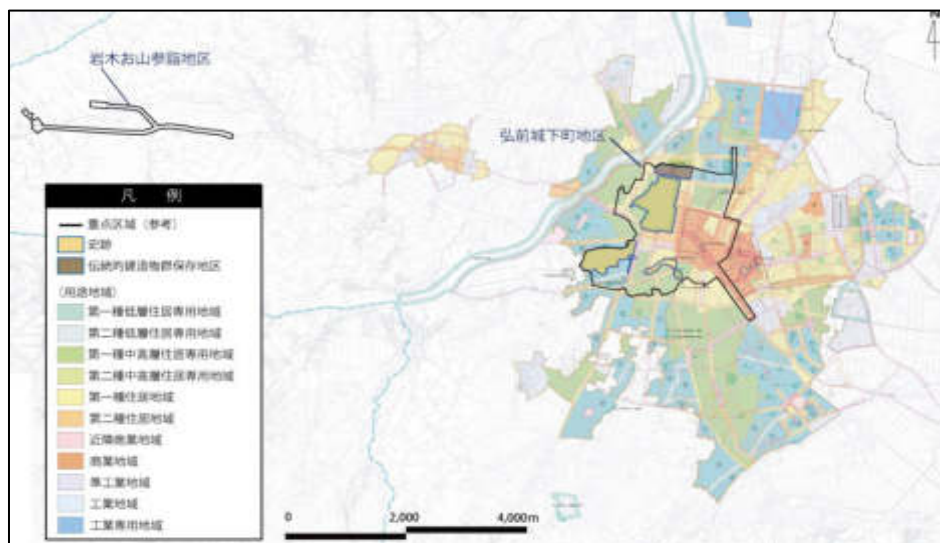
「弘前城下町地区」は、全域が市街化区域に位置している。主な用途地域としては、古くからの商業集積地である土手町地区を中心とした商業地域、史跡津軽氏城跡弘前城を始めとした史跡津軽氏城跡の区域のほぼ全域を第1種中高層住居専用地域、仲町伝統的建造物群保存地区及びその東側の住宅地を第1種低層住居専用地域に指定している。また、第1種低層住居専用地域は10mの絶対高さ制限を指定しており、低層の建物による良好なまち並みの形成を図っている。今後、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合には、高度地区の指定も検討する。



<都市計画図>

「岩木お山参詣地区」は全域が市街化調整区域に位置しており、周辺の営農環境を保全するとともに、歴史的風致を損なう要因となる開発行為を抑制している。

<都市計画図>



ii) 地区計画（弘前駅前上土手町地区 平成3年(1991)12月決定

下土手町地区 平成5年(1993)7月決定)

弘前の中心市街地である弘前駅前上土手町地区及び下土手町地区では、良好な都市景観の創出や魅力的な商業業務地の形成を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物等の壁面の位置の制限や意匠等を統一した。

建築物の1階部分を前面道路からセットバックし、各個店のエントランス部を統一した意匠とすることで、弘前の伝統的な町家の建築形式である「こみせ」を意識した街並みが形成されるとともに、快適な歩行者空間として、また、「弘前ねぷたまつり」等の祭りやイベント開催時には観覧場所としても活用されており、民有地でありながら公的な空間となっている。



<重点区域「弘前城下町地区」と地区計画>



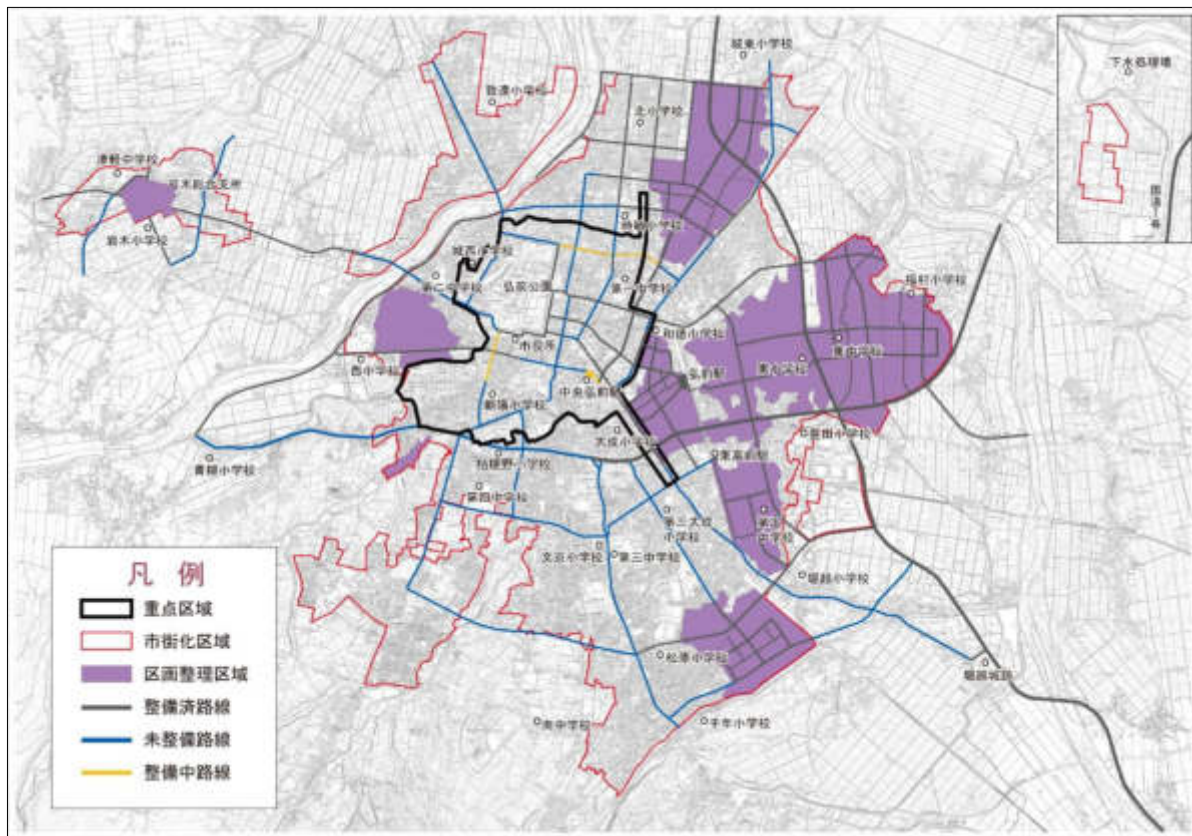
iii) 都市計画道路の見直し

当市では、平成29年(2017)度末現在、62路線、約128kmの都市計画道路が計画決定されており、延長で約83.4kmが整備され、整備率は約65%となっている。

近年、人口の減少や少子高齢化の進行など社会情勢が変化していること、また、計画決定された時点に比べ、道路の必要性が変化しているものも存在することなどから、現在、都市計画道路の見直し作業を進めている。

市内には、城下町時代の町割や道路形態などが市内の随所に残されているが、見直しに当たっては、歴史的・文化的資源の保存に加え、これら当市固有の特性を失わないよう十分配慮することとする。

<都市計画道路の整備状況(平成29年度末現在)>



(2) 景観計画(平成 24 年(2012)3 月策定)

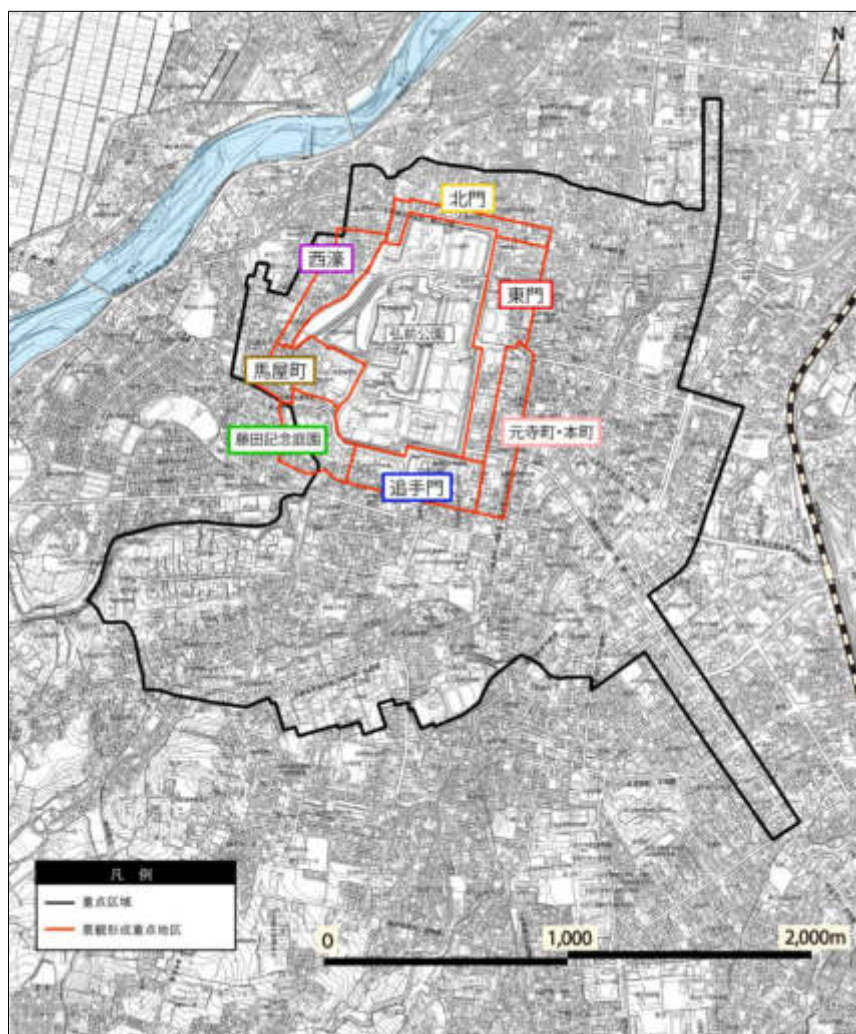
景観計画では市内全域を景観計画区域に指定し、建築物等の形態意匠などに関する景観形成基準と届出勧告制度により、良好な景観形成を図っている。

その中でも特に良好な景観形成を図る必要がある弘前公園周辺を「景観形成重点地区」に指定、さらに景観上の特徴に応じて7つのエリアに分け、きめ細かな規制誘導を行っている。

また、優れた眺望点である「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」及び「^{ほうらいばし}蓬莱橋から五重塔の眺め」を「眺望景観保全地区」に指定し、眺望景観の保全に努めている。

その他、景観重要建造物の指定による現状変更の規制や適正な管理義務と修理費に対する助成制度により、歴史的な街並みを形成している建造物の保全を図ることとする。

<重点区域「弘前城下町地区」と景観形成重点地区の概念図>



【景観形成重点地区の7つのエリアの特徴】

エリア	写真	区域の特徴
追手門		観光拠点である弘前公園の玄関口の追手門とともに、市役所、裁判所、観光館、図書館など各種公共施設が集積した地区。
元寺町本町		弘前公園と土手町などの商業地に挟まれ、歴史的街並みと現代的街並みの双方の特徴を有する地区。
東門		城下町の街並みの中にとけ込むように多くの公共施設が立地し、また、弘前公園外濠の緑（桜）が歴史を感じさせる地区。
北門		伝統的建造物群保存地区に隣接し、石場家住宅（重要文化財）や川崎染工場（市「趣のある建物」）など歴史的な風情を色濃く残す地区。
西濠		西濠の優れた歴史的景観を背景とする閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
馬屋町		西濠と藤田記念庭園を結ぶ位置にある閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
藤田記念庭園		藤田記念庭園を中心とした豊かな緑との調和が求められる地区。坂道が、地区の特徴のひとつとなっている。

【景観形成重点地区の7つのエリアごとに定めた景観形成基準の一例】

3-2-①-ア) 配置

追手門 東門 西濠 馬屋町

あ) 外濠に面する場合は、外濠と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。
 あ) 弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。

【具体的な配慮の内容】



道路境界線

歩行者に圧迫感を与え、緑の連続性が分断されている。

➡



道路境界線

壁面後退により、緑化空間が確保され、緑の連続性が確保されている。

(3) 屋外広告物条例（平成 24 年(2012)3 月策定）

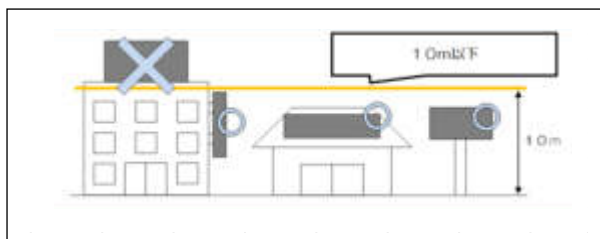
当市では、平成 14 年（2002）度から、青森県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っていたが、平成 24 年（2012）度の景観計画の施行と合わせ、弘前市屋外広告物条例を施行し、弘前城を始めとした歴史的な街並みや岩木山などの自然景観等、当市の景観特性に応じた許可基準を新たに定め、良好な景観形成を図っている。

具体的には、景観形成重点地区において、広告物の設置等を地上からの高さ 10m 以下に制限するほか、眺望景観保全地区においても景観形成基準と同様の高さ制限を定めている。

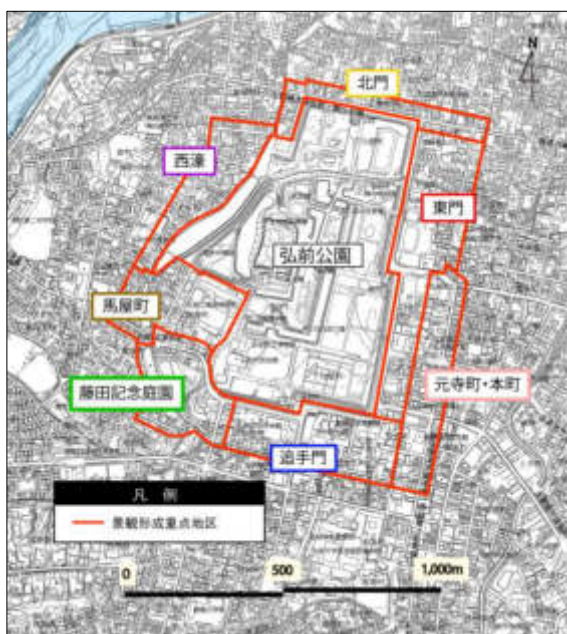
さらに色彩基準を景観形成重点地区と眺望景観保全地区に上乘せし、歴史的な街並みや自然景観の保全に努めている。

また、国・県・市の指定文化財建造物の周辺 50m 以内の区域及び史跡、名勝は、屋外広告物の表示等を禁止する禁止地域に定め、良好な景観形成と風致の維持を進めている。

【景観形成重点地区の高さ基準】



<景観形成重点地区>



【眺望景観保全地区の高さ基準】

眺望景観保全地区(本丸と城西大橋からの岩木山)の場合



弘前城本丸から眺めたとき、愛宕山橋雲寺(標高80m)より上部に突出しないこと

眺望景観保全地区(蓬萊橋からの五重塔)の場合



蓬萊橋から眺めたとき、五重塔の三重(標高57m)より上部に突出しないこと

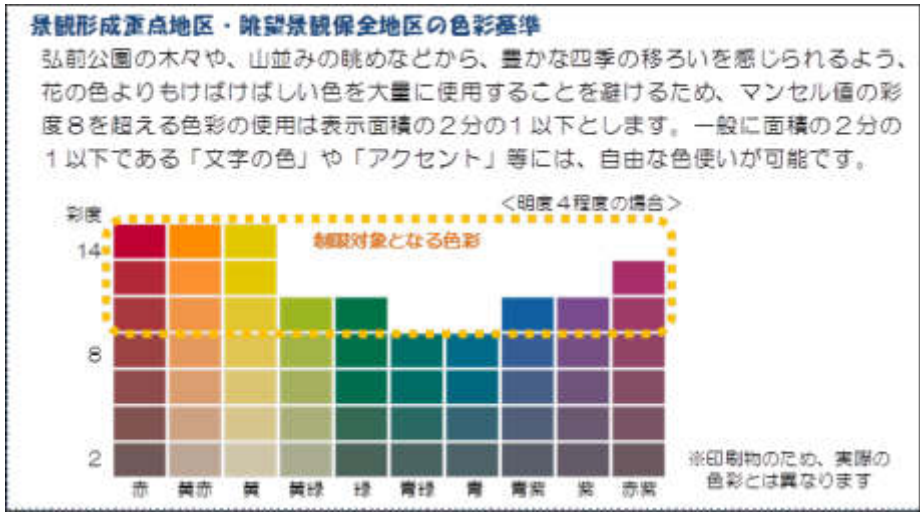
<眺望景観保全地区(本丸と城西大橋からの岩木山)>



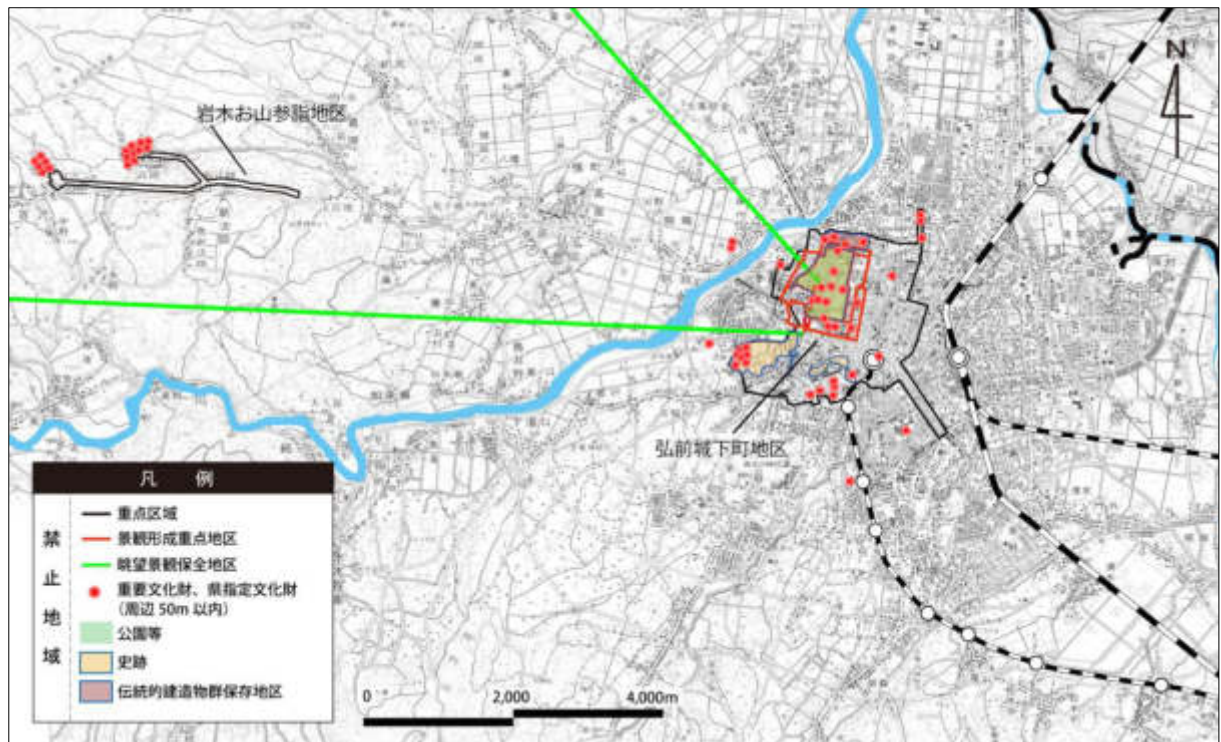
<眺望景観保全地区(蓬萊橋からの五重塔)>



【景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準】



<屋外広告物禁止地域等概要>



(4) 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区

(昭和53年(1978)5月 重要伝統的建造物群保存地区選定)

弘前公園の北側に位置する若党町、小人町、馬喰町の一部にあたる「仲町地区」は、藩政時代を通じて武家町として配置され、城下町弘前の特徴である屋敷構、家屋、生垣、薬医門等を伝承していることから、昭和53年(1978)2月に仲町伝統的建造物群保存地区を定め、同年5月に伝統的建造物群の選定を受けている。

本地区では、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例により、地区の歴史的風致を構成する主要な要素である伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を決定し、その保存の方向性及び保存整備計画等を定めた「弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を定めるとともに、保存地区内において、建築物の新築、増改築、除却等や土地の造成、区画形質の変更などの現状変更行為に対し規制を行なっている。

なお、本計画の重点区域「弘前城下町地区」は、仲町伝統的建造物群保存地区の全域を含んでいる。

【仲町伝統的建造物群保存地区(約10.6ha)】



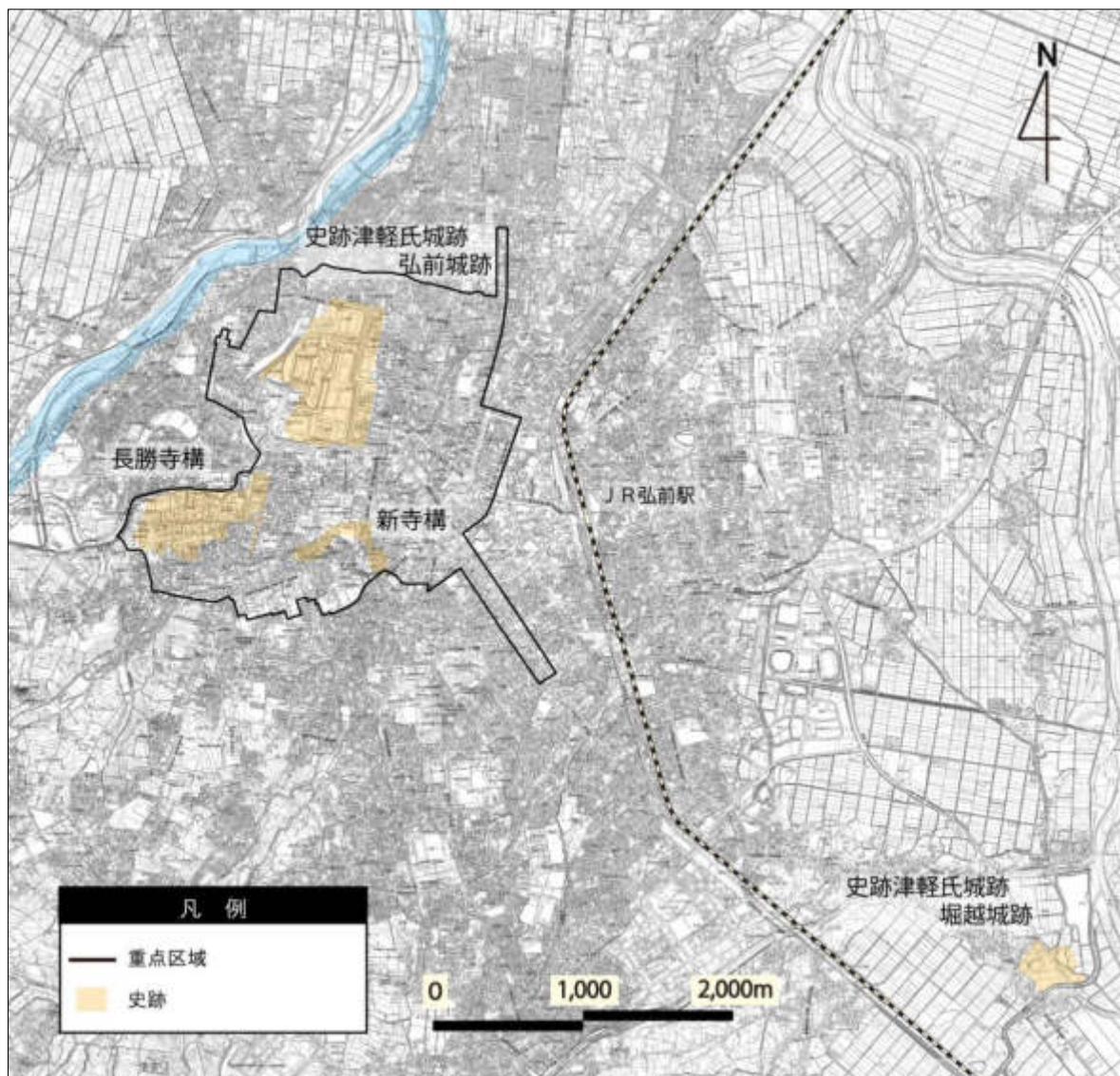
<重点地域「弘前城下町地区」と仲町伝統的建造物群保存地区>



(5) 史跡津軽氏城跡保存管理計画(昭和27年(1952)3月 国の史跡指定)

重点区域「弘前城下町地区」の中心である史跡津軽氏城跡弘前城跡弘前城・^{ちょう}長勝寺構・^{しょうじがまえ しんてらがまえ}新寺構は、文化財保護法と、同法に基づいた史跡津軽氏城跡保存管理計画により、史跡内における現状変更行為に対して規制を設けている。弘前城は特に重要な本丸を第一保存地区として、石垣修理等の本質的価値を守るための事業を進めている。長勝寺構は、社寺景観を保持するため、建物の建築に対して、形状や色彩に対して規制を設けている。新寺構では、溜池の土居の形状を守るとともに、岩木山の眺望を守ることを方針としている。

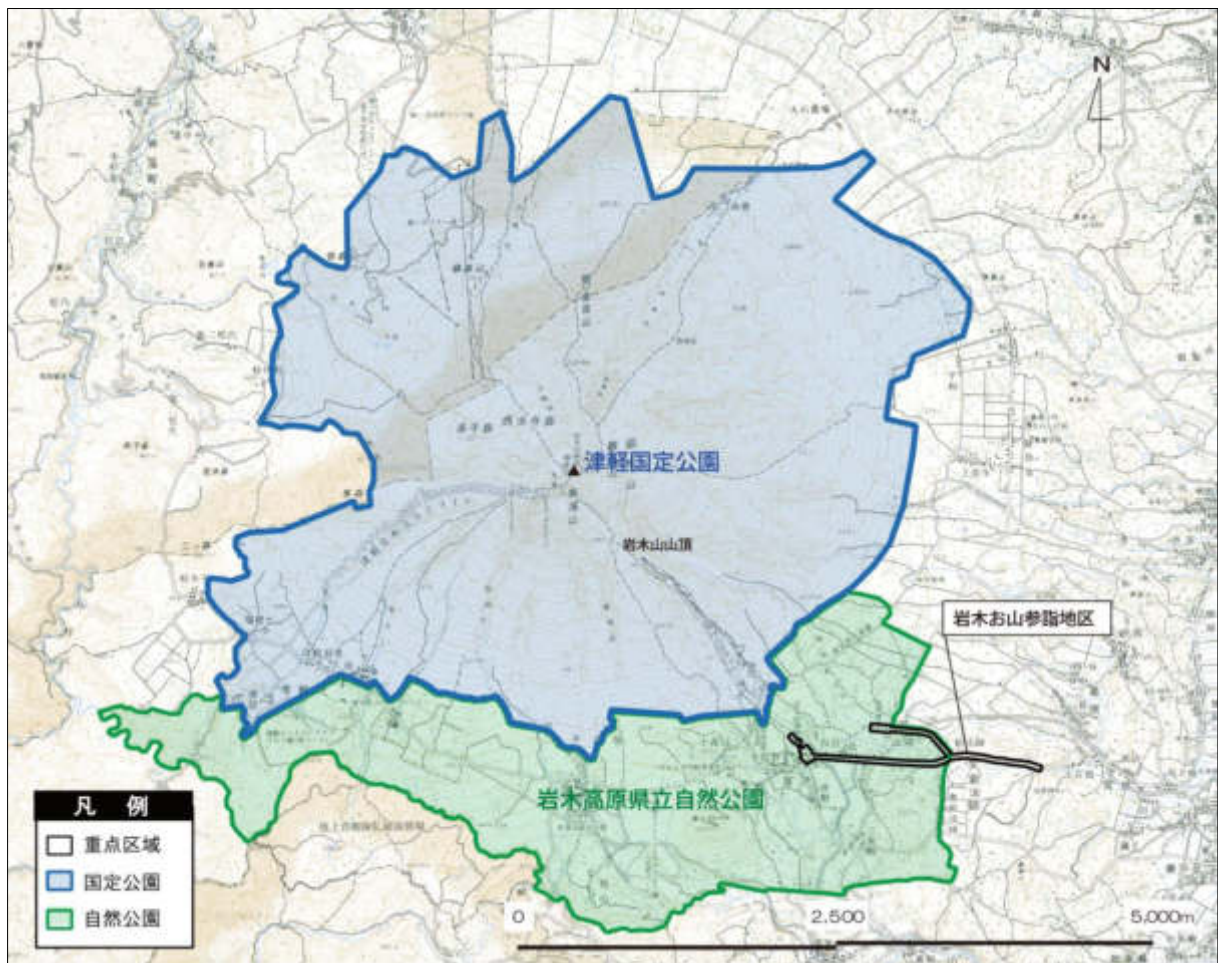
<史跡位置図>



(6) 青森県立自然公園条例(昭和 33 年(1958)10 月指定)

岩木山の南麓に広がる高原を含んだ 2,587 ヘクタールが、青森県立自然公園条例に基づく青森県立自然公園に指定されており、この区域内に岩木お山参詣地区の一部が含まれている。このうち、岩木山神社及び高照神社の敷地内は、特別地域に指定されており、工作物の新築・改築や、広告物の設置等は許可が必要となっている。その他の区域は、事前の届出が必要とされている。

<青森県立自然公園及び津軽国定公園と重点区域「岩木お山参詣地区」>



第4章 重点区域の位置及び区域



最勝院五重塔

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 弘前市全体に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

城下町である弘前には、国指定の史跡津軽氏城跡弘前城跡を中心に、藩政時代からの町名や、小路・枳形などの街路形態、そして寺院街のたたずまいが残っている。

また、藩政時代以来の建造物が弘前城跡の周辺に多く残り、かつての城下町の範囲を中心として市内に広く点在している。

近代以降も、明治・大正期の教会、宣教師館などの洋風建築、昭和初期の鉄筋コンクリート造の歴史的建造物などが、城下町の東から東南に延びて点在している。これら現存する建造物により、藩政期以降、明治から昭和にかけて、町が拡張していった過程が分かる。

文化財建造物を取り囲むように、周りに建つ民家や店舗がその光景に合わせるように時代の流れを表す構成要素となり、藩政時代の建築と近現代の建築が混在する弘前独特の景観を造り上げてきた。

市は、文化財指定や景観重要建造物等への指定を進め、所有者による保存と活用に対する支援や、買い取り等を行ってきた。

しかし、指定等を受けていない歴史的建造物は、所有者の高齢化や空き家化などにより、年毎に減少してきており、歴史的に形成された街並みや街路などの歴史的な環境の減少も進んでいる。

こうした歴史的な環境を、地域の歴史と文化の象徴として大切に保護し、他の文化財ともども後世へ継承していくために、文化財調査の実施や、弘前の歴史と文化の周知、文化財周辺的环境整備など、所有者等との連携を深めて、具体的な方策を検討する。

文化財への関心や、それを生んだ地域の歴史と文化への誇りを喚起させるためにも、文化財の持つ真の価値を損なうことなく新たな機能や用途を付加して活用を進めるとともに、案内板や説明板を計画的に設置していくなどの情報発信や、公開を含めた活用について検討する。また、藩政期以来の町名を紹介する「古町名標柱」の整備を引き続き進めていくことで、身近な地域の歴史と文化に親しむ機会を生む。

街並み以外にも、藩政時代に生み出された伝統工芸や民俗芸能、祭礼行事などが、歴史的な変遷の中で主に城下町を中心とする生活の場で育かれ、現在まで市内に広く残ってきた。

しかし、社会の急激な変化に伴って、後継者不足や行事の形態の省略化などとい

った問題が生じている。

このことから、後継者のすそ野を広めるためにも、さらに多くの人々の目に触れるような環境の整備を図る必要がある。用具の修理や伝承活動への支援を継続しながら、保存・伝承の観点からの発表の場を設けるなど、郷土への関心や愛情を育成していき、後継者の確保へとつなげていくことを目指す。

指定文化財については、第1章4に示したとおり、個別の所有者や管理者により、それぞれ保存・活用が図られている。

文化財の保存活用計画は史跡津軽氏城跡と史跡大森勝山遺跡、重要文化財旧弘前おおもりかつやま偕行社、重要文化財旧第五十九銀行本店本館、重要文化財東照宮本殿、仲町伝統的建造物群保存地区について策定されており、仲町伝統的建造物群保存地区については、令和3年3月に計画を改訂した。今後、適切な保存と活用を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは文化財保護法・青森県文化財保護条例・弘前市文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言をする。また、個別の文化財についても継続して調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で市民へ情報発信し、文化財への関心を高めてもらうようにする。

未指定の文化財は、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、市の文化財として指定する。

こうした個々の取り組みについては、今後、「文化財保存活用地域計画」の策定を検討しながら整理し、行政の各機関の連携強化のみならず、地域社会全体で、弘前の多様な文化財を次世代へ継承するための具体的な方策へとつなげていくことを目指す。

(2) 文化財の修理(整備を含む)に関する方針

国及び県が指定する文化財は、文化財保護指導員による文化財パトロールを行い、状況を確認している。市が指定する文化財は、文化財保護行政担当者がパトロールをしたうえで、必要に応じて所有者と保存の状況について協議する。

国及び県が指定する文化財において修理が必要となった場合は、国の指定文化財は、文化庁と青森県教育委員会の指導の下、県の指定文化財は青森県教育委員会の指導の下、所有者と協議の上で修理計画を作成し、適正な維持のための修理を実施する。建造物については、



文化財パトロールの様子

所有者と連携して適宜耐震診断を進め、耐震補強を含めた修理計画を策定する。

指定文化財の修理及び整備にあたっては、法令等に基づいて適宜関係機関と連携を図りながら実施するが、所有者の経済的負担を軽減するため、補助を含めた支援を実施する。

また、保存活用計画によって、中長期的な修理計画や整備計画を定め、計画的な文化財の保護について所有者と行政側が共通認識を形成することが可能となることから、保存活用計画の作成を進めていく。

大規模修理や復元・整備の実施にあたっては、学識経験者、行政、所有者などからなる委員会を組織して適正に事業を進めるとともに、必要に応じて外部の有識者等で組織する専門委員会等を設置して、文化財の本質的価値を損なうことのない修理や整備を行う。

なお、文化財修理の現場公開は、これまでも実施してきたところである。今後も、文化財所有者と連携しながら、伝統技法や修理用資材に対する市民の理解を深めるため、積極的に情報発信していく。



旧弘前偕行社修理現場公開

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

弘前市には、登録博物館である市立博物館と博物館類似施設である高岡の森弘前藩歴史館のほか、展示公開施設が1施設ある。現在、市立博物館には学芸員が2名、高岡の森弘前藩歴史館には1名の配置があり、所蔵する資料について適正な保存と専門性のある展示解説が行われている。

市立博物館は、史跡である津軽氏城跡弘前城跡弘前城の三の丸南西部に位置し、主として弘前市の通史的な展示を行い、原始から現在に至るまでの、弘前市の歴史・文化・民俗等について学ぶことができる。また、文化財の保存管理やガイダンスの役割も担っており、特に文化財の保存管理については、施設・設備の規模等から、市内の文化財の受け皿として機能している。平成25年(2013)に、老朽化にともなう設備の更新や、展示機能の強化のための整備工事を実施し、文化財をより良い環境で保存・活用することが可能となった。

高岡の森弘前藩歴史館は、平成30年(2018)4月に開館した施設で、それまで、老朽化した施設で保存・公開していた重要文化財2件をはじめとする約5,100点に及ぶ歴史資料を適正な環境で保存し、よりよい方法と体制で公開するために整備し

た施設である。

弘前藩の歴史に特化した展示を行い、弘前市の藩政時代の武家の文化や政治史を学ぶことができる。保存・活用する収蔵資料も高照神社に納められた刀剣類や古文書が主であり、これまであまり進んでいなかったそれら資料の調査・研究の進展を目指す。

また、弘前城跡の特徴や価値などを説明する施設がこれまでなかったことから、平成21年(2009)度に策定した『史跡弘前城跡整備計画』に基づき、弘前城二の丸に弘前城情報館を整備し、平成30年(2018)4月に開館した。これは二の丸南域の価値の顕在化を図るため、二の丸南域に所在していた馬場跡や御宝蔵などの施設の顕在化のための整備とともに行われるものであり、弘前城跡の歴史や城内の重要文化財指定を受けている建造物、そして城下の発展などを学ぶことができる施設である。

史跡津軽氏城跡堀越^{ほりこしじょう}城跡については、平成23年(2011)度策定の基本計画に基づいて平成24年(2012)度から整備を進めており、令和2年度から全面公開を開始した。併せて、移築復原した市の指定文化財の旧石戸谷家住宅を農家住宅として展示するとともに堀越城の変遷と特徴を学ぶことができるガイダンス施設として活用している。

新たに施設を整備したことで、弘前の通史を学ぶ場、堀越城跡を学ぶ場、藩政時代の様子を学ぶ場、そして弘前城跡を学ぶ場が整備された。これらの施設をめぐることで、総合的に弘前市の歴史的風致について学ぶことが可能となった。

しかし、弘前市の歴史を構成する重要な時代である縄文時代等の先史時代について学ぶ場は整備されていない。今後、史跡である大森勝山遺跡のガイダンス施設の整備などの進展に伴い、先史時代について深く学ぶ施設等の整備を目指す。

今後は、これらの施設の相互の連携と古文書等を所蔵する市立弘前図書館等との連携による積極的な文化財の公開活用を進めていく。

(4) 文化財の周辺環境に関する方針

弘前城跡周辺は、文化財を含む歴史的建造物が集中して存在しており、弘前の歴史的風致の中核を形成している。現在、弘前市は「弘前市景観計画」を平成24年(2012)に策定し、弘前城跡周辺を重点区域として文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財の適切な保存・活用のために、火災や震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要がある。特に建造物は、植物性資材等によって建築されていることから、火災への備えが必要であり、所有者と協議して法令等に基づいた適正な防災設備の設置や防災訓練を行う。現在、国の指定文化財等は、文化財防火デーにあわせて防火訓練を実施し、地域の防災意識を高めてきている。所有者のみならず、広く防災意識を形成するためにも、所有者が組織している自営消防隊等と周囲の住民などが災害時に連携できる仕組みを検討する。

また、震災から文化財を守り、適正な環境下で公開活用を図るためにも、所有者と連携の上で耐震診断調査を実施していく。調査の結果、耐震性能が不足している文化財建造物については、保存修理の計画にあわせて耐震補強を実施する計画を作成し、耐震化を目指す。

さらに近年、全国的に文化財の盗難や意図的に破損するなどの事件が相次いでいることから、所有者や管理者等に対して防犯体制の構築を指導する。防犯設備の設置については、補助事業等の支援体制を強化することはもちろん、日ごろの見回りや点検などの必要性を所有者や管理者等に周知喚起する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

弘前市では、重要文化財をはじめとする多くの指定文化財に対し、理解促進のため、説明板を設置している。また、平成26年(2014)度には、重要文化財である建造物の説明板を多言語化することで、より広く文化財の魅力を伝えるとともに、外国人旅行者の市内周遊のための基盤整備を実施している。また、『弘前の文化財』などの啓発的な冊子を頒布して、市民への周知を継続して実施している。

史跡津軽氏城跡弘前城跡では、平成26年(2014)度より開始している弘前城跡本丸石垣修理事業が今後も継続して行われていくことから、有識者で構成される弘前城跡整備指導委員会や弘前城跡本丸石垣修理委員会等の指導を受けながら、史跡の本質的価値を損なうことのないよう保存修理を実施する。また、石垣の解体に伴い、重要文化財である弘前城天守の曳家^{ひきや}工事などを実施し、移設場所で仮の補強工事を行い公開しているが、石垣修理が完了した段階で曳き戻し、保存修理と耐震補強工事を実施する計画である。

また、本丸石垣修理にあわせて埋め立てた内濠を市民や観光客に開放することや、天守曳家にあわせて大規模なイベントを実施するなど、文化財の魅力を広く発信している。今後も、市のシンボルである弘前城跡の大規模な整備について情報発信を継続し、多くの人々に文化財に親しむ機会を提供していく。



弘前城天守曳家イベント

その他、史跡公園としての公開を目指して整備工事を実施している、史跡津軽氏城跡堀越城跡や史跡大森勝山遺跡では、整備現場を市民に公開して整備状況を広く周知するとともに、史跡に親しんでもらえるように史跡を舞台としたイベント等を開催している。



じょうもん祭り遺跡探検隊
(大森勝山遺跡)

なお、一般公開されていない指定文化財は、所有者と連携して期間限定で公開するなどの方法を検討し、活用を進めていく。

文化財の修理については、文化財の保護意識の高揚を図るためにも、修理現場の公開を今後も継続する。

名勝地を含む弘前に所在する庭園の大部分は、近代に津軽地方を風靡した大石武学流^{おおいしぶ}という庭園流派の作庭したものとなっている。近年、大石武学流庭園^{がくりゅう}に関して、イベントやバスツアーを市が実施し、徐々にではあるが、弘前を中心に津軽地方に根付いた庭園文化に対する市民の関心が高まってきている。今後も、イベントやバスツアー等を実施し、弘前の庭園文化に対する理解を深めていくことで、庭園の保護を所有者や文化財関係団体との連携によって進めていく。

ふるさと文化財の森に設定された弘前市有漆林は、文化財の修理に欠くことのできない資材保護への理解を深めるため、漆林の見学や掻き子の作業の見学などにより普及啓発を実施する。また、下草刈や薬剤散布などの維持管理から採取、そして植樹までの一連の流れについて計画を定め、安定的な供給を目指す。

(7) 埋蔵文化財(史跡含む)の取り扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、現在458箇所登録されている。時代は旧石器時代から縄文時代、弥生時代、奈良時代・平安時代・中世・近世にわたり、また、種別も集落跡、城館跡、窯跡、庭園跡など多種多様となっている。城下町である弘前では、今後も近世期の遺跡が発見されることが考えられ、文献資料などの調査を含め試掘・確認調査等の現地調査を行い、遺跡の性格や内容を把握して周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討する。遺跡の

中で史跡指定を受けているものは、国指定の史跡である津軽氏城跡及び大森勝山遺跡と市指定の史跡である革^{かくしゅう}秀^じ寺境内、吉田松陰来遊の地及び堂ヶ平経塚の5件である。津軽氏城跡は、市内では堀越城跡と弘前城跡が所在し、弘前城跡は弘前城と長勝寺^{ちやうしょうじがまえ}構、新寺^{しんてらがまえ}構の3ヶ所で構成されている。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保存を基本にやむを得ず遺跡内で開発が計画された場合は、文化財保護法等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。

また出土遺物については、青森県教育委員会が定める「出土品の取扱基準」により適正に保管・管理及び活用する。

史跡の取り扱いは、国指定の場合は文化財保護法、県指定（現在指定なし）の場合は青森県文化財保護条例、市指定の場合は弘前市文化財保護条例などに基づき、適正な保護を図る。

中でも史跡津軽氏城跡は、『史跡津軽氏城跡整備計画』に基づき、文化庁並びに青森県教育委員会と連携して史跡の保存・整備・活用を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

弘前市における文化財の保存・活用に関する体制は、教育委員会内の文化財課が主に担当している。また、文化財の保存と展示については、市立博物館、高岡の森弘前藩歴史館等が担当している。なお、文化財課は、12人で構成し、内、埋蔵文化財の専門職が2人所属している。市立博物館は、6人で構成し、内、学芸員が2人所属している。高岡の森弘前藩歴史館は、6人で構成し、内、学芸員が1人所属している。他に、都市整備部公園緑地課弘前城整備活用推進室に、埋蔵文化財専門職が2人所属している。各事業に伴う専門的な事項への担保については、表のとおり、弘前市文化財審議委員など各種審議会や委員会を設置し、助言・指導を受け進めている。

また、庁内の体制としても弘前城跡については、市長部局の公園緑地課が所管し、文化財課と連携して進めており、全庁的に関係部局が相互に補完しながら、文化財の保存・活用を行っていく。

【審議会・委員会の設置状況】

名称	委員数	専門分野別人数	根拠法令等
弘前市文化財審議委員	9	歴史(2) 考古(1) 美術(2) 自然(1) 建築(2) 民俗(1)	弘前市文化財保護条例
弘前市伝統的建造物群 保存地区保存審議会	14	歴史(1) 建築(4) 地域住民(5) 関係行政(4)	弘前市伝統的建造物 群保存地区保存条例
史跡大森勝山遺跡整備 指導委員会	5	史跡整備(2) 考古(1) 自然(1) 地 域住民(1)	弘前市附属機関設置 条例
弘前城跡本丸石垣修理 委員会	10	石垣(1) 歴史(2) 城郭(3) 考古(2) 耐震(1) 土木工学(1) 建築(1)	弘前市附属機関設置 条例
弘前城跡本丸石垣発掘 調査委員会	5	石垣(1) 考古学(2) 地質学(1) 歴史学(1)	弘前市附属機関設置 条例
弘前城跡整備指導委員 会	7	考古(1) 城郭(1) 歴史(2) 石垣(1) 建築(1) 観光(1)	弘前市附属機関設置 条例
大石武学流庭園群保存 活用計画策定委員会	8	庭園史(1) 大石武学流(1) 建築(1) 植栽(1) 所有者(3)	弘前市附属機関設置 条例

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

弘前市には、文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体として、文化財の所有者（保持者）などによって組織された団体がある。

重要文化財（建造物）の適正な維持管理を目的として、重要文化財の所有者又は管理者によって重要文化財所有者連絡協議会が組織され、教育委員会の文化財課が事務局として文化財所有者の情報交換や各研修のコーディネートを行っている。今後も文化財の適正な維持管理のため、情報の共有や研修の企画などを協議会と共同で計画していく。

また、仲町伝統的建造物群保存地区では、地区住民が弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会を組織し、住民の立場から街並みの維持管理と保存に努めている。近年、保存会の会員の減少及び高齢化、さらには地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどから、街並みの保全に関わる人材が減少してきている。このことから、今後、街並み保存に関わる人材の育成を保存会と共同で計画していく。

また、後世に歴史的文化遺産と伝統技術等を継承することを目的として、各文化財の専門家により一般社団法人弘前文化財保存技術協会が組織され、文化財の調査研究及び技術の研究などを行っている。今後も一般の方々への公開講座や技術の研究などを協会と共同で計画していく。

さらに、有志らで組織されている弘前縄文の会や、地域・民間・行政で組織されている史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議が、体験イベントの実施を通じて縄文文化の普及啓発に取り組んでいる。

各地域の民俗芸能や伝統行事を保存・伝承している団体は、地域社会の高齢化等により後継者不足の問題に直面しているが、用具確保のための補助制度や、活動への支援等を通じて後継者の確保を図っていく。

2. 重点区域に関する具体的な計画

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

弘前市では、指定文化財のうち、国指定70%、県指定70%、市指定60%、全体で64%が重点区域内に存在している。建造物については、国指定で91%、県指定で93%、市指定が64%、全体では87%が重点区域内に存在している。これら集中的に存在する文化財の保存・活用が当市の歴史的風致の根幹となるため、計画的に修理及び整備を行う。

文化財全般の保存活用方針等は作成されていないものの、指定物件ごとの整備計画を保存修理に併せて策定することで保存修理の段階から有意義な活用を見据えた整備を進めている。今後も、所有者との協議を重ねながら活用を考えた整備を図っていく。

また、文化財の保存・活用を行う際に、修理や整備といった現状変更等を伴うものは、文化庁等関係機関と連携の上、文化財の調査・研究による歴史的な真正性を確保した適正な修理・整備を実施していく。

未指定の文化財は、弘前市文化財審議委員などの助言を仰ぎながらその価値等を調査し、適切な保護を図るとともに、文化財としての価値があるものは指定する。

i) 記念物

重点区域内に国指定の史跡が1件、市指定の史跡が2件存在している。また、国登録の記念物（名勝地関係）として、庭園が2件（揚亀園、旧菊池氏庭園（弘前^{あけ}明の星幼稚園庭園））存在している。

史跡津軽氏城跡弘前城跡については、整備計画に基づき、適切な保存・活用に努める。整備計画では、弘前城跡全体の整備にかかる基本理念・基本方針・問題点を整理し、二の丸について、北部を「歴史的環境の向上を図る」区域、南部を「弘前城に関する総合的な展示解説とインフォメーションの場としての整備を行う」区域と位置付けている。

特に、二の丸南部地区は、来訪者の主要動線の集中する地区となっていることから、ガイダンス機能を備えた利活用施設及び休憩施設の整備を行うとともに、馬場跡などの整備を行い、史跡における二の丸地区の価値の顕在化を図る。平成30年（2018）4月には、上記の計画に基づき整備した「弘前城情報館」が開館し、今後も引き続き、馬場跡等の整備を実施していく。

ii) 伝統的建造物群

弘前市仲町^{なかちょう}伝統的建造物群保存地区は、昭和53年(1978)の伝統的建造物群としての選定から40年が経過し、自家用車の普及などによって住民の生活様式が大きく変化している。このような状況の中、景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成を図るため、保存活用計画の見直しを行う必要性が生じたところである。

「景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成」を目標に、令和3年3月付けで見直しを行い、これまで価値づけがなされていなかった、庭や樹木の保存や修理・修景基準の見直し等を行った。

iii) 有形文化財(建造物)

指定文化財を含む歴史的建造物は、弘前城の9棟、武家住宅4棟(旧弘前藩諸士^{ひろさきはんしよ}住宅・旧岩田家住宅・旧伊東家住宅・旧梅田家住宅)のほか旧第五十九銀行本店本館や旧弘前市立図書館などの洋風建築も広く一般公開している。また、日常とは異なる歴史を感じられる空間として、旧第八師団長官舎などの登録有形文化財を喫茶店として活用している。今後は、各建造物の特性や立地条件等を考慮し、さらなる地域活性化に寄与する活用方法を検討する。特に、旧第五十九銀行本店本館は、平成30年(2018)4月に弘前市の所有となったことから、隣接する毎年200万人の入込数のある弘前城跡から中心市街地に観光客等を誘導するなどの、まち歩きの拠点としての活用が期待されている。保存活用計画の策定を通じて、適正な保存を行いつつ、観光拠点としての活用方法を検討していく。

文化財の所有者は、市のほか、宗教法人、学校法人及び個人となっている。所有者の意向や財政的負担などといった現状を踏まえながら協議を重ね、有効な活用方法を今後も検討していく。

iv) 美術工芸品

美術工芸品は博物館等で展示・公開されることが多く、市民や観光客の目に触れる機会も多い。

絵画や彫刻は現在老朽化や破損が見受けられるが、刀以外は修理履歴がないため、専門家等に調査や修理を依頼するなど、今後、適正な保存に努める。

市では、修理が終わった美術工芸品などについては所有者と協議の上、積極的に公開をするよう働きかけていく。

v) 民俗文化財・無形文化財

重点区域内には、重要無形民俗文化財の弘前のねふたや、岩木山^{いわきさん}の登拝行事、県の指定有形民俗文化財である高照神社奉納額絵馬^{たかてるじんじゃほうのうがく え ま}、そして市の指定無形民俗文化財の松森町津軽獅子舞^{まつもりまち つがる し しまい}がある。また、重要無形文化財指定を受けた津軽塗^{つがるぬり}の保持団体・津軽塗技術保存会の伝承者養成事業の活動拠点が重点区域内に所在する。

弘前のねふたや岩木山の登拝行事については、前述のとおり、参加している町会や各団体が地域を代表する祭事や行事だという意識を強く持って後継者を育成している。

松森町津軽獅子舞は、保存会会員の高齢化で踊りの時間が長いものや激しい踊りを行うことが少なくなったことで演目が減少、踊り方自体も変化してきている。このような状況を受け、用具修理など伝承活動への補助のほか、獅子舞の演舞や活動の様子を伝承資料として保存・活用するための映像記録保存を行っている。引き続き、これらの取り組みにより後世への伝承を図っていく。

津軽塗は、技術者の高齢化による後継者不足など、担い手不足が課題となっており、後継者の育成が急がれていることから、保持団体である津軽塗技術保存会が後継者育成を進めている。また産業技術としては業界が主体となって研修を行い、広く技術の伝承^{とてい}を図っているが、多くの伝統工芸は徒弟的な伝承形態を保持しており、底辺の拡大にはつながっていない。伝統工芸は記録保存も絡めて、技術を多くの人々に触れてもらい、後継者育成へとつながる公開活動や研修会などの開催を庁内や関係機関などと連携して推進する。

【実施事業】

事業名	事業期間
旧第五十九銀行本店本館整備事業	平成 30～令和 2 年度
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業	平成 30～令和 2 年度

(2) 文化財の修理(整備を含む。)に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、法令等に基づいた手続きを行うとともに、適宜関係機関と連携を図りながら実施する。

【津軽氏城跡弘前城跡】(国の指定史跡)

史跡津軽氏城跡弘前城跡は、弘前市の中心部に位置する都市公園でもあり、弘前さくらまつりの期間中は毎年200万人を超える花見客で賑わう。このうち、本丸と北の郭が有料区域となっており、休憩施設として武徳殿(明治44年(1911)建築)を活用している。また、二の丸には弘前城情報館を整備し、来園者は弘前城築城から現在までの城の変遷などについて理解を深めることができる。三の丸の北側には緑の相談所が配置されており、そこから南に向かってピクニック広場、弘前城植物園が続き、市民がピクニックや散策、植物観賞などができる憩いの空間となっている。三の丸南西側は市民広場として整備されているほか、周辺にはテニスコート、市民会館、市立博物館がある。

史跡の指定区域が旧城域と重なっていることから、史跡の現状保存のための保存管理に重点を置いて、濠・土塁・園路の整備や橋の架け替え等の修理、天守・櫓・門といった重要文化財の保存修理などを行ってきた。近年は前述の弘前城情報館の整備のほか、石垣修理に係る見学会や現場説明会、体験イベントの開催などソフト事業を通して積極的な情報発信を行っている。また、多言語説明板の設置やトイレの洋式化など外国人観光客の受け入れについて環境整備も行っている。

引き続き、保存修理は遺構に影響のない計画により実施するものとし、施設整備等については計画施設ごとに基本計画を策定し、現状変更許可を受けた後に具体的な施工について手続きをとることとする。今後も、弘前城跡整備指導委員会、弘前城跡本丸石垣修理委員会等の指導を仰ぎながら、史跡の本質的価値を保存していくことを前提に、整備を実施していく。

今後、必要な整備として計画され、一部実施されているのは、下記のとおりである。

- ・ 郭ごとの歴史的真正性に則った特徴ある整備を図る。
- ・ 二の丸南部地区をはじめ、発掘調査等に基づく遺構整備を進める。
- ・ 水質等、濠の環境を維持・保全するための整備を検討する。
- ・ 重要文化財(建造物)は、耐震対策を含む修理計画を策定し、修理を実施する。
- ・ 石垣修理工事を進める。

【弘前城跡新寺構、弘前城跡長勝寺構】(国の指定史跡)

長勝寺構は崖地を保護しながら核となる長勝寺境内の整備を図り、寺院街は継続して景観整備に努める。新寺構は土居の保護と景観保全及び適正な維持管理に努める。

長勝寺構の整備については、資料と発掘による調査成果により復元時期を検討しながら、整備計画について検討する。

【弘前市仲町伝統的建造物群保存地区】(伝統的建造物群)

藩政時代の武家住宅としての街並み及び景観の維持保存を図る。一般の民家には、地区の景観に合わせた修景等の費用を補助するなどして保存に努めているが、今後も継続して保存整備を図る。令和3年3月に行った保存活用計画見直しにより、修理修景補助及び現状変更許可の基準が明確となり、地割の改変・大規模施設の建設等による地区の景観阻害を防ぐとともに、雪対策など、住環境の向上が見込まれる。



弘前市仲町伝統的建造物群保存地区



保存計画見直しに係る住民説明会

【旧第五十九銀行本店本館】(重要文化財(建造物))

明治37年(1904)に旧第五十九銀行の本店として建てられ、設計・施工は堀江佐吉によるものである。正面に展望台を兼ねた屋根窓、屋根周囲にバラストレードを設けるなど、外観はルネサンス風の意匠を基本としているが、土蔵と同じように壁を漆喰で塗籠めた防火構造で、和洋折衷手法の優れた明治建築である。



旧第五十九銀行本店本館

前回修理から30年以上が経過し、外壁漆喰や屋根瓦等にき損箇所が見られることから、平成30年(2018)度から令和2年度にかけて、美装化工事や通年公開、幅広い公開活用に向けた照明・空調の各設備の整備を実施した。

【旧弘前市立図書館】(県の有形文化財(建造物))

旧弘前市立図書館は、弘前を代表する明治の洋風建築の一つであり、弘前城南東部の追手門広場に立地する。近年、屋根飾りが落下するなど、屋根周りを中心に老朽化が進み、雨漏れが頻繁に起きるなど、文化財建造物としての価値の喪失につながるような状況にあったことから令和2年度に屋根の葺き替え等を実施した。今後も文化財建造物の健全性を確保し、適正に管理を進めていくことを目指す。



旧弘前市立図書館

【実施事業】

事業名	事業期間
弘前城本丸石垣整備事業	平成19～令和7年度
旧藤田別邸保存修理事業	平成26～令和元年度
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業	平成18～令和10年度

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

弘前城情報館整備に係る史跡津軽氏城跡弘前城跡二の丸発掘調査において、馬場・御高覧所・御宝蔵の遺構が確認された。引き続き、弘前城跡整備指導委員会等の指導を仰ぎながら、これらの遺構表示等の復元的整備を実施することで、二の丸南部地区の価値の顕在化を図る。

指定文化財に設置している説明板について、設置後年数が経過し老朽化が進んでいるものは随時修理を行っているが、積雪等により多くの説明板に傷みが見られる。これまでも状況を調査したうえで計画的に修理を進めてきたが、今後も継続していく。

【実施事業】

事業名	事業期間
鷹揚公園整備事業	平成20～令和8年度

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

弘前市は、平成24年(2012)度に「弘前市景観計画」を策定し、弘前城跡周辺を景観形成重点地区に指定して建築物の高さ制限を設けるなど、文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。また、蓬萊橋ほうらいばしからの最勝院さいしょういん五重塔の眺めや、弘前城本丸からの岩木山の眺望などを、建物や工作物の高さに対する制限などを定めた、眺望景観保全地区に指定することによって保護している。

令和元年度まで行った弘前市仲町なかちょう伝統的建造物群保存地区の保存計画見直し調査により、ツボ庭や通りに面した樹木についても景観を構成する重要な要素であることが確認されている。それらの景観も重要な構成要素と位置付けて、建物と地割・樹木等を含む保存の方針を示す保存活用計画の見直しを行い、令和3年3月に改訂した。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画等を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

【実施事業】

事業名	事業期間
伝統的建造物群保存地区地方道改修事業	平成19～令和2年度
大久保堰安全柵改修事業	平成30～令和元年度
市民中央広場整備事業	平成23～令和元年度
主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線整備事業	平成23～令和5年度
追手門広場改修事業	平成25～令和10年度
松並木保存管理事業	平成19～令和10年度

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

i) 有形文化財(建造物)

【消防計画の作成】

指定文化財管理者に防火管理を実施するための「消防計画」の策定とともに、防火管理上必要な業務の実施を指導する。また、火災予防のために、重要文化財を始めとした指定文化財について火気厳禁等の標示の設置を指導していく。

火気・可燃物の安全管理や消火体制の整備、訓練等については、地域の協力や消防機関の指導を受けながら実施する。

文化庁・消防庁が位置付けている1月26日の文化財防火デーにあわせ、毎年市内の指定文化財建造物において防災訓練を行っており、今後も継続する。



文化財防火デーの様子

【防災設備】

防災設備を充実させるとともに、保守管理の体制を整える。重要文化財(建造物)は、国庫補助事業により昭和40年(1965)代に自動火災警報設備を、昭和50年(1975)代に消火栓設備と避雷針設備を設置している。設置して30年前後経過したことを受け、平成26年(2014)度までに弘前城を除き配管やポンプの改修(更新)を実施した。

今後は、石垣修理事業に伴い移設した天守の保存修理後に弘前城跡の消防設備の改修を図る。また、旧第五十九銀行本店本館が市所有となったことに伴い、これまで共有していた株式会社青森銀行親方町支店の防災設備とは別に、旧第五十九銀行本店本館の敷地内に新たに貯水槽・消火栓ユニットポンプ・自動火災報知設備受信盤等を設置した。さらに、株式会社青森銀行親方町支店との連携により初期消火対応の充実を図るなど、適正な防火体制を構築する。

県・市の指定建造物は自動火災報知設備を設置し、保守点検を定期的に行っていることから、今後も継続して実施していく。

【保守管理計画】

消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても同法に準じた点検を実施する。

毎年11月1日～7日の1週間は文化財火災予防週間と位置づけられていることから、市内の文化財指定物件の消防設備と消防体制について関係機関の協力の

もと点検しているが、今後も継続していく。

重要文化財の防災設備保守点検は、国の補助制度である指定文化管理事業を活用し、今後も継続して実施していく。

積雪による屋根の損傷や霜による基礎の傷みを防ぐため、雪下ろしや通路の確保、また、冬期間の放水銃凍結対策など、今後も継続して実施していく。

県・市の指定文化財は、付近への火気厳禁等の標示の設置を検討するとともに、重点区域には公開の建造物が多いことから、消防機関とも連携を図り、早期消火を図るための自動火災報知設備の設置や防災訓練などの実施を指導していく。

防災体制としては、自動火災報知設備が消防署へ通報できる場所が多く、そのほかにも、個々の所有者は消防機関の指導を受けながら「消防計画」を作成し、役割分担しながら初期通報や消火活動の訓練をしていく。

市は、地区ごとの防火体制の整備など個々の所有者の防災体制の支援を図る。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、補強を施しているが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討する。

【防犯設備】

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討して、必要に応じて防犯計画を策定する。

設備の設置としては、防犯カメラ・防犯センサーの取り付けについて所有者等と協議しながら充実させていく。

ii) 有形文化財(美術工芸品)

建造物と同様に防災対策を講じるよう所有者と協議していく。また、火災報知設備の充実を図り、防災に努める。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討する。必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定する。盗難等を防ぐため、警報装置等の取り付けを検討するほか、見回りの回数を増やす等、所有者と協議していく。

iii) 記念物

史跡指定地は、都市計画法の用途地域に合わせた防災計画等により防災施設の整備を図る。史跡津軽氏城跡弘前城跡は、管理担当である部署が独自の消防計画を作成し、文化財指定建造物と併せて防災に取り組んでいる。弘前城跡の消防設備は、石垣修理事業のために移設している天守の保存修理完了とともに消防設備の改修を図り、文化財建造物を適正に保存し、かつ、市民や観光客の安全性の向上を図る。

iv) 伝統的建造物群

伝統的建造物が集中している区域や地区中央部に位置する仲町緑地は、防火水槽等を設置して火災に対応し、伝統的建造物には、火災報知設備も設置している。

現在の防災計画は、昭和55年(1980)に防火設備の整備方針を定めたものであることから、令和3年度から火災に限らず、震災、水害、雪害などへの対応の方針を定める防災計画の見直し調査を実施して、令和5年度での防災計画の改定を目指す。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、建物の歴史的真正性に配慮して補強を施しているが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討する。

【実施事業】

事業名	事業期間
旧第五十九銀行本店本館整備事業(再掲)	平成30～令和2年度
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業(再掲)	平成30～令和2年度

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財に関するパンフレット刊行や広報活動等により、市民への文化財保護意識の高揚に努める。また、指定文化財は、前述の『弘前の文化財』や市のホームページ等で紹介するとともに、市街図や市域図などを利用した文化財マップの作成により、文化的な施設も併せて紹介する。

i) 有形文化財(建造物)

神社本殿など通常一般の目に触れることがない建物や、住居・業務など特定の人が日常的に利用する建物など、屋内の公開が困難な場合は市のホームページなどで建物の紹介を行う。

現在、市が所有する文化財建造物は、城門・櫓を除いて一般公開しており、喫茶店や展示施設としても活用されている。

民間所有についても、寺院本堂と教会堂も利用目的は限られているが、市民の目に触れやすく、内部を見学できるものが多く存在している。

近年、近代化遺産など大正、昭和初期の建築物で特徴あるものについて保存が注目され、公開件数も増加し

ており、文化財保護意識の普及啓発に大きく役立っている。今後も、近代建築等の公開活用の幅が広がるように検討するとともに、神社仏閣の公開の可能性を探り、少しでも公開を増やしていくように指導していく。

また、これまでは建物単体で保存することを目的に保存、整備を図ってきたが、今後は周辺と関連した整備も考慮し、点在する文化財を繋げて見学できるコースも想定した整備を図る。

保存修理事業を実施する建造物等は、施工中の一般公開や屋根葺き、土壁塗り、木材の削り方など職人による伝統技法の実演などの公開を推進する。



旧第八師団長官舎
(登録有形文化財)

ii) 有形文化財(美術工芸品)

美術工芸品は保存状態を確認しながら、所有者による公開・博物館等施設での展示を促進する。

iii) 民俗文化財・無形文化財

民俗芸能の周知のため、公開活動を支援する。また、民間信仰、民俗芸能及び伝統工芸の技術・技法等を後世の人たちに伝えるため、後継者等と協力してDVD等への記録保存に努める。

祭礼行事である「弘前のねぷた」は、後継者や参加者の減少などの問題は、現在顕在化していないが、登山囃子とざんばやしの要素を取り入れたり、よさこいソーランなど、伝統的ではない舞踏の影響を受けた衣装や、パフォーマンスが現れたことなど、近年、ねぷたの形態や運行、囃子の乱れが問題になった。保持団体である弘前ねぷた保存会は、学識経験者やねぷた絵師などからなる「弘前ねぷた保存基準策定委員会」を組織して検討し、「弘前ねぷた保存基準」を平成20年(2008)に策定した。今後も伝統的な運行の形態などを保持して、より民俗文化財としての魅力を維持していくことを推進する。

津軽塗つがるぬり(重要無形文化財)は、津軽塗技術保存会が取り組んできた、江戸時代末期から明治初期にかけての、津軽漆塗手板に用いられている古い津軽塗技法の再現した作品の展示や、伝承者養成事業に参加している研修生の作品などを、成果発表会として毎年展示している。今後も、成果発表会を継続して開催することで、津軽塗の価値を周知し、後継者のすそ野を広げることを目指す。

iv) 記念物

史跡弘前城跡二の丸南部地区の価値の顕在化を図るため、馬場跡や御宝蔵などの施設の復元的整備を行った。

【実施事業】

事業名	事業期間
津軽塗後継者育成研修事業	平成19～令和10年度
津軽塗技術保存伝承事業	平成18～令和10年度
弘前市民俗文化財用具修理事業	平成18～令和10年度

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は458箇所となっている。詳細分布調査未実施区域となっていた岩木地区及び相馬地区については、平成21年(2009)度に10か年の調査を実施し、市内全域の詳細分布調査を終了した。引き続き、各種開発計画への早期な対応と埋蔵文化財の保護を図る。

遺跡の取扱いは、青森県埋蔵文化財包蔵地台帳(遺跡台帳)及び市が作成する弘前市遺跡地図(遺跡地図)からなる基礎資料を基に、次のとおり対応する。

- ・ 開発計画区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を確認する。
大規模開発計画(2ha以上)の場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず分布調査等を実施し、再度確認する。周知の埋蔵文化財包蔵地が有る場合は計画の見直し等の協議を実施する。
- ・ 遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認する。
試掘調査は原則的に文化財保護側の負担とする。
- ・ 開発事業者による文化財保護法の規定による届出・通知書の提出を依頼する。
市から県教育委員会へ進達の際は、試掘調査の結果を添付し、意見を添えする。
- ・ 県からの指示により本発掘調査を実施する場合は、開発事業者と本発掘調査費用及び時期などについて協議の上、本発掘調査を実施する。
国からの通知並びに県教委の指示・勧告に基づき、必要に応じて本発掘調査費用は開発事業者負担とするが、開発事業者が個人や零細事業者などである場合は、国庫補助事業による公的費用負担となる場合もある。
- ・ 近世の遺跡は、文献資料及び試掘・確認調査等の現地調査を実施した上で、その取り扱いについて検討する。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

各種団体の具体的な活動は下記のとおりである。これらの活動に対して、助成、情報提供、研修等を通じて支援を続けていく。

- ・重要文化財所有者連絡協議会の研修視察
- ・重要文化財所有者連絡協議会の重要文化財普及啓発事業
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会の研修視察
- ・民俗芸能保存団体による用具修理
- ・民俗芸能団体の組織化への助言・指導
- ・弘前文化財保存技術協会による史跡及び文化財庭園等の公開活用活動

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項



旧東奥義塾外人教師館

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針

第1期計画では弘前城石垣整備事業や旧第八師団長官舎、旧紺屋町消防屯所^{こんやまち とんしよ}等、歴史的建造物の保存修理によりその後の活用につなげたほか、無電柱化や道路等の修景など、景観の向上に関する事業、祭礼行事や伝統工芸の継承にかかる支援、弘前城築城400年祭など歴史景観資源の啓発に関する事業等を実施してきた。その結果、歴史資源や景観に関する市民の意識の向上、外国人観光客の増加が見られるようになった。

第2期計画では、本市を代表する歴史的建造物の保全・活用や、少子高齢化やライフスタイルの変化により維持管理が困難となる歴史的建造物等の保全、伝統産業、伝統文化等の継承に資する事業に重点的に取り組むとともに、無電柱化や歩道の美装化等、歴史的街並みを形成する周辺環境の整備を引き続き行い良好な景観の形成を図り、地域の活性化を図ることとする。

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、本市固有の歴史的風致の維持向上を目的に歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行う。

また、歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。

なお、事業の実施に際しては、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行いながら、国や県の補助を有効に活用するよう検討していく。また、整備を行った施設は積極的な公開・活用を行い、歴史的風致の維持向上を図ることとする。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や行政の関係部局との十分な協議・調整のもと、今後も適切な維持管理に努め、地域住民や関係団体等との協力により適切な維持管理を行い、必要に応じて、所有者等に対して指導助言を行う。

上記歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

第6章 歴史的風致維持向上施設整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

1. 弘前城本丸石垣整備事業
2. 鷹揚公園整備事業
3. 旧五十九銀行本店本館整備事業
4. 吉野町緑地周辺整備事業
5. 旧藤田家別邸保存修理事業
6. 景観重要建造物保存・改修費助成事業
7. 趣のある建物情報発信事業

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業

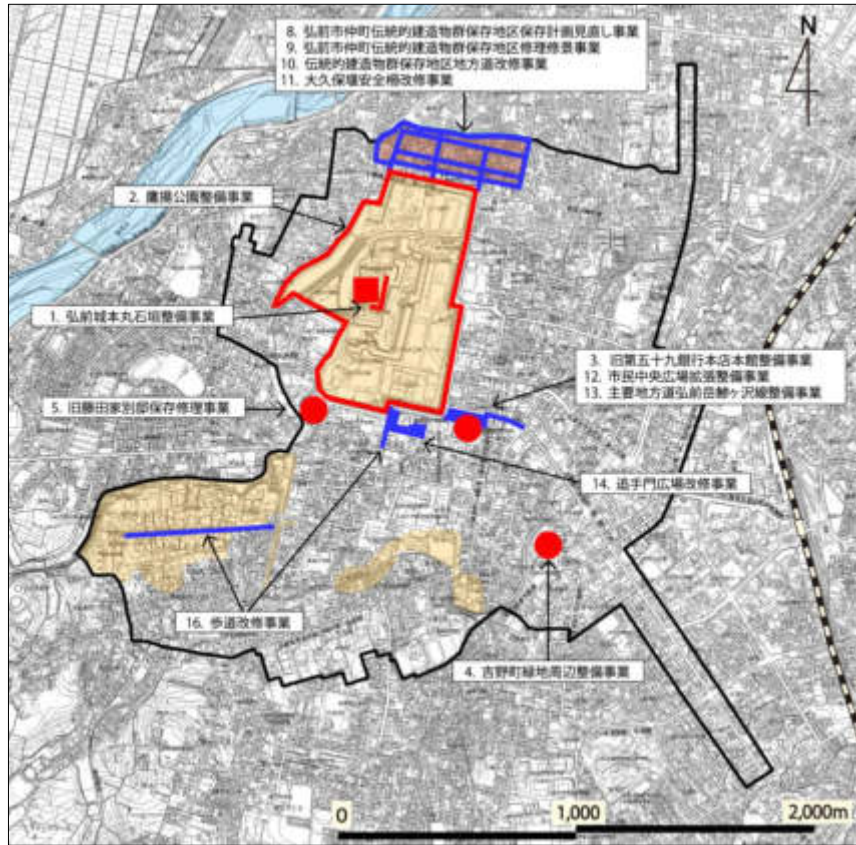
8. 弘前市^{なかちょう}仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業
9. 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業
10. 伝統的建造物群保存地区地方道改修事業
11. ^{おおくほぜき}大久保堰安全柵改修事業
12. 市民中央広場拡張整備事業
13. 主要地方道弘前^{だけあじがさわ}岳鱒ヶ沢線整備事業
14. ^{おうてもん}追手門広場改修事業
15. 松並木保存管理事業
16. 歩道改修事業

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

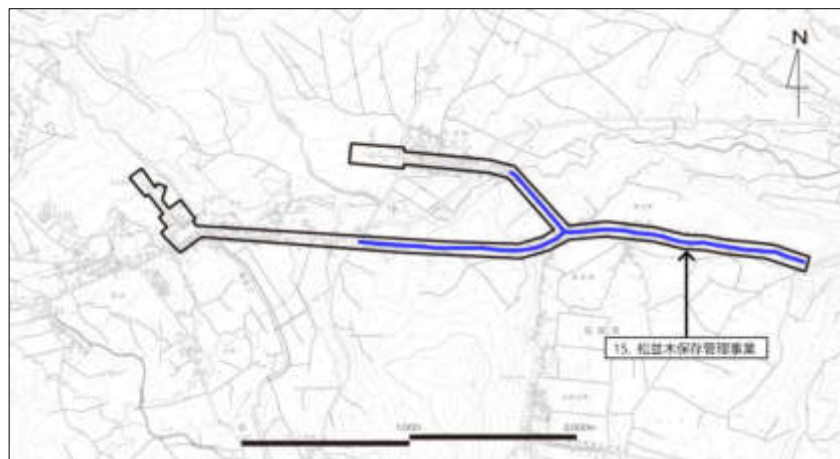
17. ^{つがるぬり}津軽塗後継者育成研修事業
18. 津軽塗技術保存伝承事業
19. 弘前市民俗文化財用具修理事業
20. レッツウォークお山^{やまさんけい}参詣開催

重点区域における事業位置図

＜弘前城下町地区における事業位置図＞



＜岩木お山参詣地区における事業位置図＞



図中のほか、市内全域で行う事業

- 6. 景観重要建造物保存・改修費助成事業
- 7. 趣のある建物情報発信事業
- 17. 津軽塗後継者育成研修事業
- 18. 津軽塗技術保存伝承事業
- 19. 弘前市民俗文化財用具修理事業
- 20. レッツウォークお山参詣開催

凡例	
●	歴史的建造物の保存・活用に関する事業
●	歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業
■	史跡
■	伝統的建造物群保存地区

2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業




事業名称	1 弘前城本丸石垣整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業〔平成19年度～令和2年度〕 市単独事業〔令和2年度～令和7年度〕
事業期間	平成19年度～令和7年度
事業位置	弘前市大字下白銀町地内 
事業概要	<p>重要文化財である弘前城天守東面と南面の石垣の崩落の危険性が高いため、平成19年度から調査・測量を開始し、本丸石垣修理委員会等の指導を受けながら、計画的に石垣の保存修理を行う。</p> <p>また、石垣の修理に伴い、天守の一時的な曳家が必要となるため、この機に保存修理を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="520 1442 842 1503"> <p>【修理前の弘前城天守石垣】 (北の郭から)</p>  </div> <div data-bbox="1011 1449 1310 1480"> <p>【明治初期の弘前城天守】</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	弘前城天守石垣の積み直しと、天守の修理を行うことにより、良好な歴史的景観が保全されるとともに、弘前城の歴史・文化的魅力の向上につながることから、「弘前さくらまつり」に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

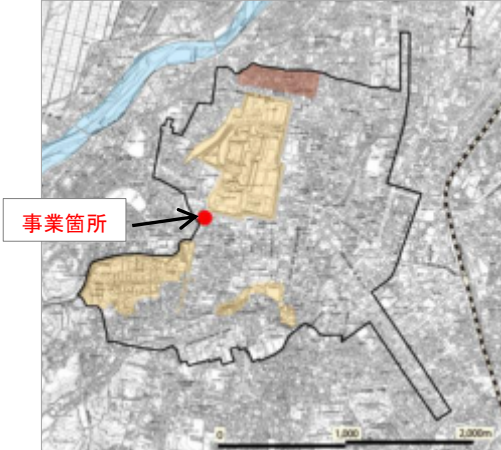

事業名称	2 鷹揚公園整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市公園事業) [平成 20 年度～平成 29 年度] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) [平成 30 年度～令和元年度] 社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業) [平成 30 年度～令和 2 年度] 市単独事業 [令和 3 年度～令和 8 年度]
事業期間	平成 20 年度～令和 8 年度
事業位置	弘前市大字下白銀町地内 
事業概要	<p>当市の中心に位置し、約 49ha の面積を持つ鷹揚公園(弘前公園)は、国指定の史跡であり、約 2,600 本の桜が植栽され、「弘前さくらまつり」の期間中だけで、国内外から 200 万人を超える観光客が訪れる都市公園である。</p> <p>しかし、園内施設の老朽化が進んでいるため、老朽化している施設の修繕を行い、安全性を確保する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

園内を整備することにより、良好な歴史的景観が保全されるとともに、鷹揚公園の歴史・文化歴魅力の向上につながることから、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	3 旧第五十九銀行本店本館整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	<p>弘前市大字元長町</p> 
事業概要	<p>老朽化が著しい重要文化財である旧第五十九銀行本店本館の適切な保存修復整備を行い、活用を図る。</p> <p>【旧第五十九銀行本店本館】</p>  <p>【外観の現状】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重要文化財である旧第五十九銀行本店本館の整備及び活用を図ることにより、建物の歴史・文化的魅力の向上につながることから、弘前さくらまつり及び弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	4 吉野町緑地周辺整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）
事業期間	平成27年度～令和元年度
事業位置	<p>弘前市大字吉野町地内</p> 
事業概要	<p>歴史的な産業遺産である吉野町煉瓦倉庫を活用し、美術館を核とする文化交流拠点の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="435 1223 671 1256">【吉野町煉瓦倉庫】</div> <div data-bbox="906 1223 1142 1256">【全体イメージ図】</div> </div>  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>未活用となっていた歴史的な産業遺産である吉野町煉瓦倉庫の整備・活用を図ることにより、歴史的建造物や街並みが保全され、弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	5 旧藤田家別邸保存修理事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成26年度～令和元年度
事業位置	<p>弘前市大字上白銀町</p> 
事業概要	<p>旧藤田家別邸は内部を公開するなど積極的に活用しているが、築後90年以上と老朽化が著しいため、保存修理を行う。</p> <p>【旧藤田家別邸 洋館】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物である旧藤田家別邸の保存修理を行うことにより、建造物の保存・活用が促進され、弘前公園周辺の景観が向上することから、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	6 景観重要建造物保存・改修費助成事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業 〔平成24年度～平成25年度、令和元年度～令和10年度〕 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 〔平成26年度～令和6年度〕
事業期間	平成24年度～令和10年度
事業位置	弘前市全域
事業概要	<p>歴史的建造物の多くは良好な景観を形成しているものの老朽化や消失が著しいため、景観法に基づく景観重要建造物に指定し、その保存及び改修費に係る経費の一部を助成する。</p> <p>補修が必要となっている建造物</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【三上ビル】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【石場旅館】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【開雲堂】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【翠明荘】</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>景観重要建造物の指定、修景を行うことにより歴史的建造物や街並みが保全され弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


事業名称	7 趣のある建物情報発信事業
事業主体	弘前市
事業手法	<p>市単独事業 [平成20年度～平成23年度、平成31年度～令和10年度] 社会資本整備総合交付金（都市公園事業） [平成24年度～平成25年度] 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） [平成26年度～令和6年度]</p>
事業期間	平成20年度～令和10年度
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	<p>文化財の指定を受けていない古い建物を「趣のある建物」として指定し、市民や観光客に情報発信する。</p> <p>【パンフレット】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市独自指定の趣のある建物のパンフレットを作成し市民や観光客に情報発信することにより、城下町の奥深さを体感してもらうとともによりよい街並み景観の形成を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

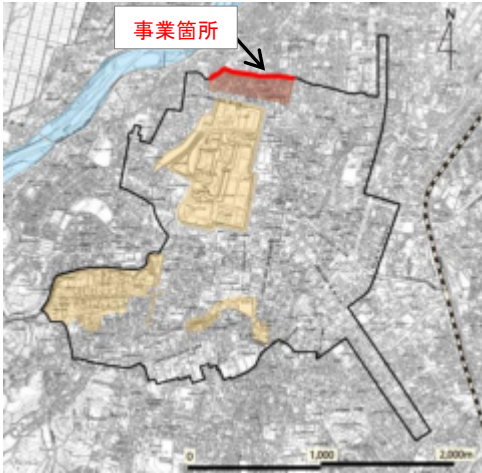

(2)歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業

事業名称	8 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業
事業主体	弘前市
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業（調査） 〔平成30年度～令和元年度〕 市単独事業〔令和2年度〕
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	弘前市大字若党町他 地内 
事業概要	<p>昭和53年（1978）に伝統的建造物群の選定を受け、歴史的価値の保全と良好な景観形成のための保存計画を定め、以来、保存地区内における建築物の増改築や土地の造成などの現状変更行為に対し規制を行っている。</p> <p>しかし地区住民の高齢化や空き家・空地の増加など様々な社会情勢の変化に伴い、保存地区としての文化的価値が損なわれることが懸念されることから、保存計画の見直しを行う。</p> <p>【現在の仲町伝統的建造物群保存地区】 【空き家で放置された生垣】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>伝統的建造物群保存地区保存計画を、現在の社会情勢に対応した内容に見直しすることにより、建造物や街並み景観の保全が促進され、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名称	9 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業
事業主体	弘前市
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業（保存修理） 〔平成18年度～平成30年度〕 市単独事業〔平成31年度～令和10年度〕
事業期間	平成18年度～令和10年度
事業位置	弘前市大字若党町他 
事業概要	<p>仲町伝統的建造物群保存地区は弘前公園の北側に位置し、地区住民の協力を得ながら仲町地区武家屋敷の特徴である屋敷構、家屋、生垣等を継承している。</p> <p>地区住民に対し、主屋や門、板塀、サワラ生垣の修理修景に必要な経費の一部の補助を行う。</p> <p>【板塀】 </p> <p>【サワラ生垣】 </p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地区住民が取り組む景観形成に対して助成を行うことにより、建造物や街並みが保全され、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名称	10 伝統的建造物群保存地区地方道改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業〔平成19年度～平成21年度、平成24年度〕 防災安全交付金 〔平成22年度～平成23年度、平成25年度～令和2年度〕
事業期間	平成19年度～令和2年度
事業位置	弘前市大字若党町外 地内 
事業概要	<p>仲町伝統的建造物群保存地区内の市道は、幅員が狭隘で電柱が輻していることから、車両及び歩行者の通行に支障を来たしており、冬期間においては除排雪にも苦慮している状況である。</p> <p>このため、地区内の市道約1,610mの無電柱化と開渠部の側溝整備、並びに消流雪溝の整備を行い景観に配慮した仕上げを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【市道現況】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【完成イメージ】</p>  </div> </div>

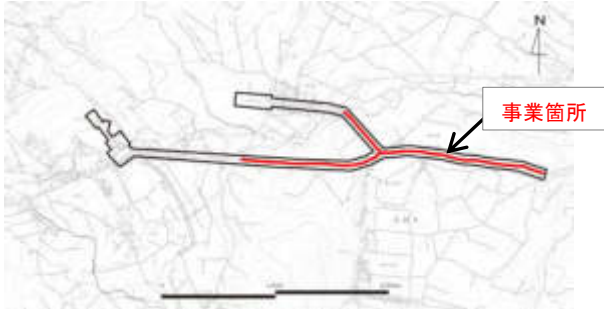


<p>事業概要</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p>	<p>仲町伝統的建造物群保存地区内の市道の無電柱化と道路環境の向上、並びに消流雪溝の整備を行うことにより、良好な景観形成が図られ、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名称	11 大久保堰安全柵改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～令和元年度
事業箇所	<p>弘前市大字春日町、西城北一丁目地内</p> 
事業概要	<p>仲町伝統的建造物群保存地区に接する大久保堰の安全柵が老朽化し、景観を阻害しており歴史的風致が損なわれているため、安全柵を景観に配慮した色への改修を助成する。</p> <p>【事業箇所現況】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>仲町伝統的建造物群保存地区に接する老朽化した安全柵を景観に配慮した色で改修することにより、良好な景観形成が図られ、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名称	12 市民中央広場拡張整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金（中心市街地活性化広場公園整備事業） 〔平成23年度～平成26年度、平成28年度〕 市単独事業〔平成27年度〕 景観まちづくり刷新支援事業〔平成29年度～令和元年度〕
事業期間	平成23年度～令和3年度
事業位置	弘前市大字元寺町地内 
事業概要	市民中央広場は、弘前公園に近接する多目的広場で、「弘前ねふたまつり」の時期には、ねふた小屋が設置され、広場横からねふたが出発する場所である。また、広場向かいには重要文化財（建造物）である旧第五十九銀行本店本館があり、それらと一体となった景観形成のため、広場の整備を行う。 【広場現状】 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	弘前公園や重要文化財（建造物）である旧第五十九銀行本店本館に近接する市民中央広場を拡張整備することにより、公園周辺の良好な景観形成が図られるとともに、ねふた小屋の設置場所になるなど、弘前ねふたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



事業名称	13 主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線整備事業
事業主体	青森県
事業手法	地域活力基盤創造交付金〔平成23年度～平成24年度〕 防災安全交付金〔平成25年度～令和5年度〕
事業期間	平成23年度～令和5年度
事業位置	<p>弘前市大字一番町他地内</p> 
事業概要	<p>主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線の未無電柱化区間は、沿道には重要文化財（建造物）である旧第五十九銀行本店本館、景観重要建造物である三上ビルがあり、さらにねふた運行ルートでもあることから、良好な景観形成を図るため電線類を地中化する。</p> <p>【事業箇所現況】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>電線類を地中化することにより、人々の回遊性及び良好な景観の向上が図られ、弘前ねふたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	14 追手門広場改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成25年度～令和10年度
事業位置	<p>弘前市大字下白銀町地内</p> 
事業概要	<p>弘前公園に隣接し、県の有形文化財（建造物）旧東奥義塾外人教師館等が配置され当市の観光・文化拠点となっている追手門広場の舗装の補修、障害者誘導ブロックの改修、ミニチュア建造物上屋及び案内板の整備等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【舗装タイル】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ミニチュア仮設上屋】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【広場案内板】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ミニチュア案内板】</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当市の観光・文化拠点、ねぷたまつりの待機場所となっている追手門広場の舗装の改修等を行うことにより、来訪者の回遊性の向上及び歴史的建造物と一体となった良好な景観が図られ、弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	15 松並木保存管理事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成19年度～令和10年度
事業位置	<p>弘前市大字新法師及び百沢地内</p> 
事業概要	<p>県の記念物に指定されている百沢街道および高岡街道の松並木は岩木山神社及び高照神社の神社建築や民間信仰行事のお山参詣と一体となって、岩木お山参詣地区の歴史的風致を形成している。</p> <p>この松並木の樹勢を維持させるため、松周囲及び周辺緑地の草刈と清掃、サワラ生垣の刈込、肥料の打ち込み等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【百沢街道の松並木】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【高岡街道の松並木】</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>県の記念物に指定されている松並木の適切な保存管理を行うことにより、良好な景観形成が図られ、お山参詣に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	16 歩道改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	景観まちづくり刷新支援事業〔平成29年度～令和元年度〕
事業期間	平成29年度～令和元年度
事業位置	<p>弘前市大字上白銀町他地内 弘前市大字西茂森他地内</p> 
事業概要	<p>J R弘前駅から弘前公園、禅林街を結ぶルート上においてレトロモダンな観光周遊ルートを形成するため、弘前公園の追手門に面する上銀町・新寺町線及び禅林街の歩道の美装化を行い、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成する。</p> <p>イメージ</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>観光周遊ルートを形成するために、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成するため、歩道の美装化により来訪者の回遊性につなげ、弘前さくらまつり及び宵宮に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

事業名称	17 津軽塗後継者育成研修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成19年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	<p>津軽塗業界の高齢化に伴う後継者不足を解消するため、津軽塗を生業として目指す若者を対象に津軽塗の基礎技術を体得するための研修を行う団体に対して経費の一部を助成する。研修期間3年半。</p> <p style="text-align: center;">【研修の様子】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>職人として独り立ちできる技術の体得支援を行うことにより、伝統工芸の後継者の確保が図られ、津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>

事業名称	18 津軽塗技術保存伝承事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和10年度
事業箇所	市全域
事業概要	<p>津軽塗の重要無形文化財への指定、津軽塗技術保存会の保持団体への認定によって全国的に価値が認められる一方、その技術を継承する後継者の不足が課題となっているため、津軽塗技術保存会に対し、会員の技術の研鑽及び後継者育成を行う活動経費の一部を助成する。</p> <p style="text-align: center;">【旧紺屋町消防屯所】</p>  <p style="text-align: center;">【漆研修の様子】</p>  <p style="text-align: center;">【木地研修の様子】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>高度な津軽塗の技術の研鑽及び後継者育成に必要な経費の一部を補助することにより伝統工芸の継承を図り、津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	19 弘前市民俗文化財用具修理事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和 58 年度～令和 10 年度
事業箇所	市全域
事業概要	<p>弘前市の指定無形民俗文化財を伝承する各団体は、その母体が地区の集落単位であり、有志による運営が多いことから財政基盤が弱く、伝承活動に必要な用具の確保が困難な状況になっているため、伝承活動に必要な用具の修理や更新に係る経費の一部の補助を行う。</p> <p style="text-align: center;">【松森町津軽獅子舞保存会】</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>民俗芸能にかかる用具の修理や更新に係る経費の一部を補助することにより、地域に根差した無形民俗文化財の保存継承が図られ、宵宮に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	20 レッツウォークお山参詣開催
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和 59 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市岩木地区
事業概要	<p>重要無形民俗文化財であるお山参詣を市民や観光客が体験できるように、一般の人が参加できる「レッツウォークお山参詣」を開催する団体へ助成を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重要無形民俗文化財であるお山参詣を市民や観光客が体験できるようになることにより、お山参詣に見る歴史的風致の理解及び地域の魅力の再発見につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設整備又は管理に関する事項



旧第五十九銀行本店本館

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び 管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定方針

弘前の歴史的風致を形成する歴史的建造物の中で、重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要なものと認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。

史跡弘前城跡には、弘前城天守（重要文化財（建造物））が藩政期以降変わらぬ弘前のシンボルとして毅然としてそびえ、周囲には、重要文化財となっている3棟の櫓、5棟の門がそれを守るように配されている。

一方、今でも堀に囲われた弘前城の周りには、整然とした町割と外へ向って放射状に広がる道路が残っており、城下町弘前の都市形態は良く残されている。

また、津軽圏域の人々の信仰の対象であり、重要な景観要素でもある岩木山、その麓に構える岩木山神社を始めとした重要文化財と参道にも使われている旧街道筋を含む区域は、今もなお厳かな雰囲気をおよぼしている。

これら重点区域として設定した「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」において、重要文化財と一体となって歴史的風致を形成している建造物に対し、弘前ならではの歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、以下のとおり、歴史的風致形成建造物の指定方針を定める。

① 文化財保護法に基づく登録有形文化財、青森県文化財保護条例に基づく青森県指定文化財、弘前市文化財保護条例に基づく弘前市指定文化財

市内に存する歴史的建造物の保存・整備は、文化財的調査の結果に基づき、その価値を明らかとするとともに、その価値に応じて、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百四号）、青森県文化財保護条例（昭和二十九年四月青森県条例第十八号）及び弘前市文化財保護条例（平成十八年二月二十七日弘前市条例第百八十三号）に基づく登録・指定により、保護の措置を講じている。

これらの法令等に基づいて登録等を行った歴史的建造物のうち、本計画に記載する重点区域内に位置しており、その歴史的風致を形成し、かつその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することとする。

② 弘前市趣のある建物に指定された建造物

当市では、文化財には指定されていないものの、歴史と文化が息づく情緒豊かな建物を、学識経験者等で構成する検討委員会の選考により「弘前市趣のある建物」に指定し、保全と活用を図る制度を設けている。

この制度により指定された弘前の風情を醸し出している建造物のうち、本計画に記載する重点区域内に位置しており、その歴史的風致を形成し、かつその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することとする。

③ 過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物

重点区域内において、過去に歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復元し、公開することが、区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められる場合は、これを復元した上で歴史的風致形成建造物として指定し、公開することとする。

ただし、復元、公開に当たっては、その建造物に関する学術的な調査・研究に基づき、区域の歴史的風致が正しく引き継がれるよう特に留意する。

④ その他、弘前の歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

重点区域内において、文化財の指定等は受けていないものの、歴史的、文化的価値が高く、当市の歴史的風致を形成していると認められる建造物は、本計画においてその保存・整備の方向性を定め、歴史的風致形成建造物に指定するものとする。

また、文化財的調査の結果に基づきその価値が明らかとなった歴史的建造物は、市の文化財指定、景観重要建造物の指定を併せて行なうこととする。

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定される建造物は、以下のとおりであり、順次、指定を図るものとする。

【歴史的風致形成建造物一覧(候補)】

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
1	弘前市民会館 (昭和 39 年(1964))		下白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			景観重要建造物 前川國男建築	
2	旧藤田家別邸 洋館 (大正 10 年(1921)) 平成 31 年 4 月 1 日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
3	旧藤田家別邸 和館 (昭和 12 年(1937)) 平成 31 年 4 月 1 日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
4	旧藤田家別邸倉庫 (考古館) (大正 10 年(1921)) 平成 31 年 4 月 1 日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
5	旧藤田家別邸 冠木門及び 両袖番屋 (大正 11 年(1922)) 平成 31 年 4 月 1 日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
6	川崎染工場 (天明年間(1781~1789)、 寛政年間(1789~1801)、 またはそれ以前) 令和 3 年 5 月 20 日指定		亀甲町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致 ・ 津軽伝統工芸職人 たちに見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	

第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
7	旧弘前市消防団西 地区団第四分団消 防屯所 (昭和8年(1933)) 平成31年4月1日指定		紺屋町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			市趣のある建物	
8	石場旅館 (明治12年(1879)頃)		元寺町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			個人	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	
9	日本基督教団 弘前教会 教会堂 (明治39年(1906))		元寺町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			宗教法人	
			県の有形文化財	
10	翠明荘 (旧高谷家別邸) (明治28年(1895))		元寺町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			株式会社	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	
11	弘前市役所 本館 (昭和33年(1958)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前ねぶたまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物 前川國男建築	
12	旧第八師団長官舎 (大正6年(1917)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前ねぶたまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	

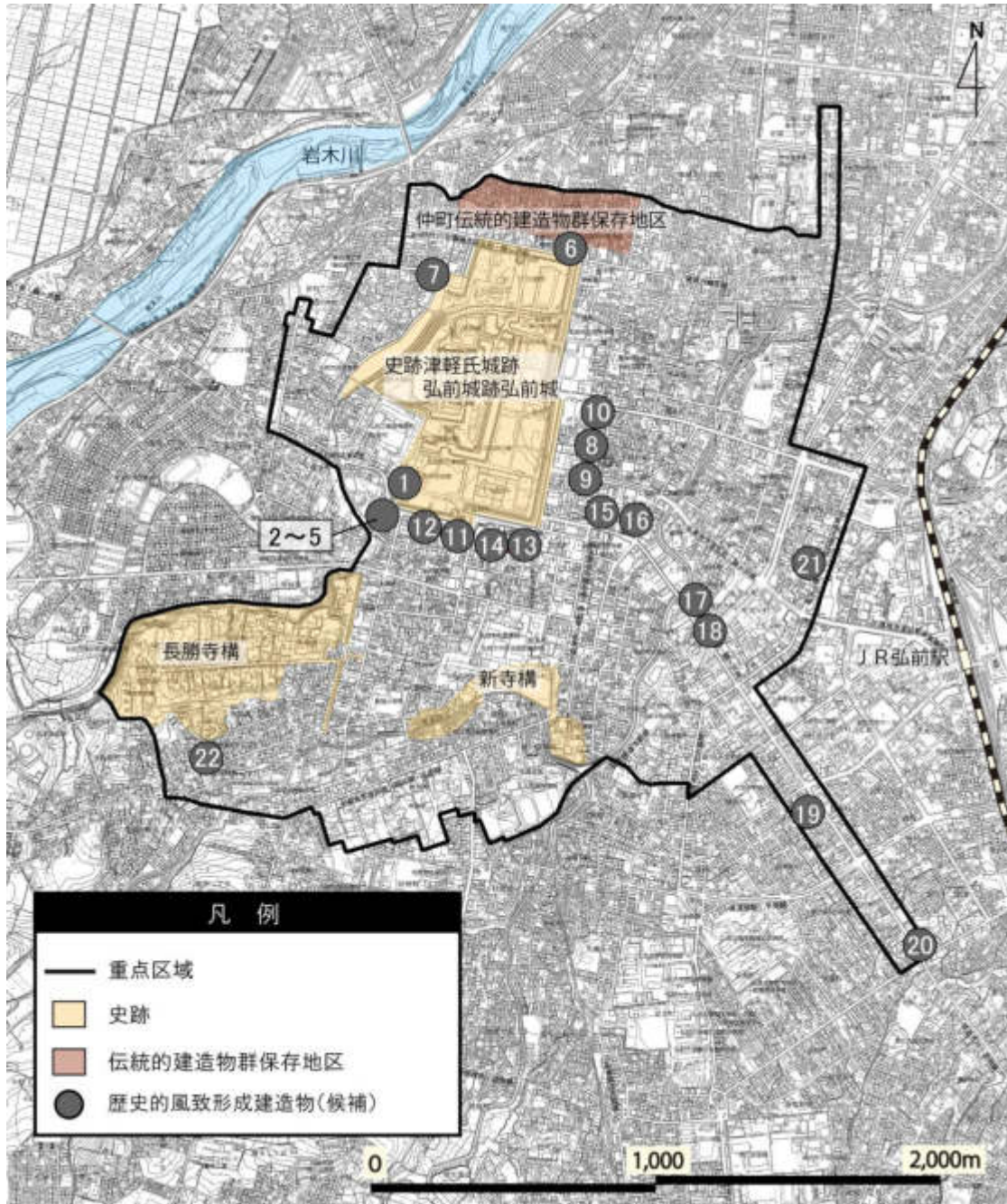
第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
13	旧東奥義塾 外人教師館 (明治33年(1900))		下白銀町	弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致
			弘前市	
			県の有形文化財	
14	旧弘前市立図書館 (明治39年(1906)) 平成31年4月1日指定		下白銀町	弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致
			弘前市	
			県の有形文化財	
15	三上ビル (旧弘前無尽社屋) (昭和2年(1927))		元寺町	弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致
			個人	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	
16	旧青森銀行 津軽支店 (百石町展示館) (明治16年(1883))		百石町	弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致
			弘前市	
			市の有形文化財	
17	開雲堂 (昭和3年(1928))		土手町	弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致
			個人	
			景観重要建造物 市趣のある建物	
18	一戸時計店 (明治32年(1899)) 令和3年5月20日指定		土手町	弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致
			個人	
			市趣のある建物	

第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
19	よしや質店 (明治期)		松森町	宵宮に見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	
20	有限会社 農高木静一商店 (昭和4年(1929))		松森町	宵宮に見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	
21	やすむら 保村打刃物製作所 (昭和38年(1963))		代官町	津軽伝統工芸職人 たちに見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	
22	たざわ 田澤刃物製作所 (清水一國) (昭和5年(1930))		茂森新町	津軽伝統工芸職人 たちに見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	

<歴史的風致形成建造物候補位置図>



2. 歴史的風致形成建造物の管理方針

歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的風致形成建造物について、その維持及び保全を図る観点から、所有者、管理者等が行うべき維持管理の指針を以下のとおり定める。

① 基本事項

歴史的風致形成建造物は、それぞれの建造物の価値に基づいて適正な維持と管理に努めるものとし、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図っていく。特に、公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。

② 個別事項

i) 県及び市の指定文化財

県及び市の文化財の指定を受けているものは、それぞれ対応する条例等（青森県文化財保護条例、または弘前市文化財保護条例）に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

具体的には、国の指定文化財と同様に、建造物の内・外部を対象として、現状を維持することとし、現状を変更する場合は痕跡調査に基づく復原を原則とする。

公開、活用などのために必要な措置は、歴史的価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に、民間が所有するものの修理等に当たっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとする。

ii) 登録有形文化財、景観重要建造物

文化財保護法に基づく登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物は、それぞれ対応する法令等（文化財保護法、景観法、弘前市景観条例）に基づき届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存にかかる協力を求めるものとする。

iii) その他未指定・未登録の建造物

復元建造物や歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なもの

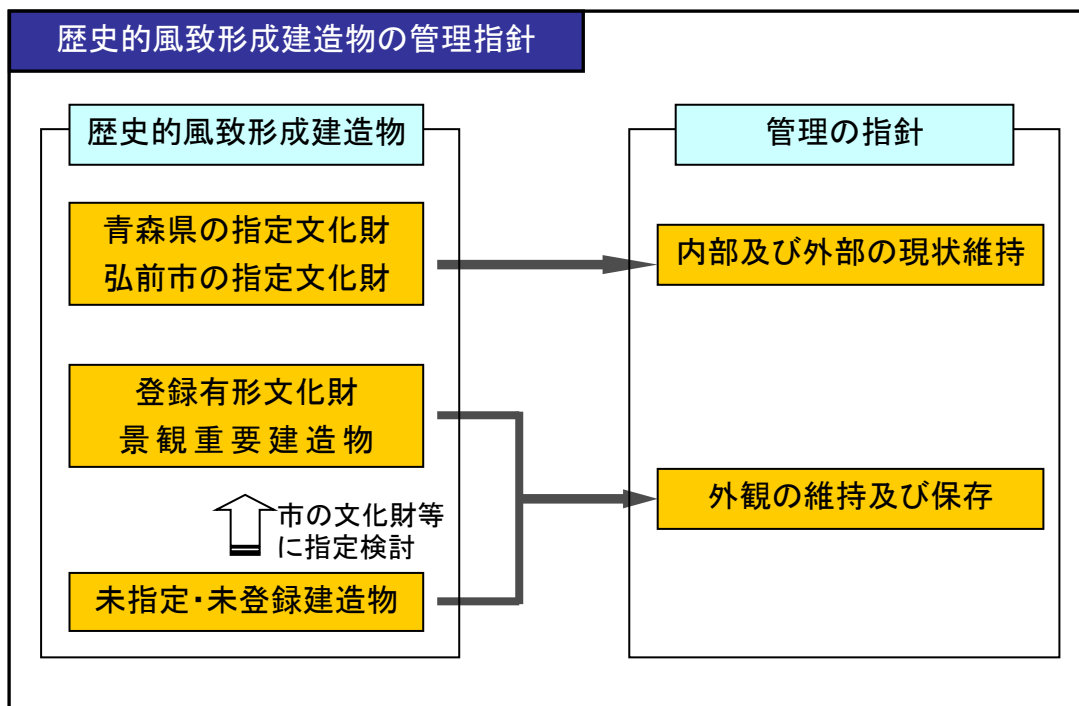
として認められる未指定・未登録の建造物は、適切な調査により、その価値を明らかにするとともに、必要に応じて市の文化財等に指定を行うことで、対応する法令・条例等に基づく保存、活用を図るものとする。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても、歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存にかかる協力を求めるものとする。

③ 届出不要の行為

法第15条第1項第号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、以下の場合とする。

1. 登録有形文化財について、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
2. 登録記念物について、文化財保護法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
3. 県の有形文化財について、青森県文化財保護条例第18条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合及び同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
4. 青森県の指定史跡名勝天然記念物について、青森県文化財保護条例第42条第1項の規定に基づく現状現行の許可の申請を行った場合及び同条例第43条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
5. 弘前市の指定文化財について、弘前市文化財保護条例第21条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合及び同条例第25条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
6. 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合



[参 考 資 料]

国指定文化財

令和5年(2023)3月1日現在

文化財の 種別/ 指定区分	名称等	年代	員数	※1 指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	最勝院五重塔 附 旧伏鉢一個分 旧露盤一個	寛文 7(1667)	1 基	明41・ 4・23	銅 屋 町	最 勝 院
	岩木山神社 楼門 拝殿 本殿、奥門、端垣、中門	寛永 5(1628)	1 棟	明41・ 4・23	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
		寛永17(1640)	1 棟	明41・ 4・23	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
		元禄 7(1694)	4 棟	昭46・ 6・22	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	長勝寺三門 附 棟札一枚	寛永 6(1629)	1 棟	昭11・ 9・18	西 茂 森 一 丁 目	長 勝 寺
	弘前八幡宮 本殿 附 棟札三枚 唐門 附 棟札二枚	慶長17(1612) 〃	2 棟	昭11・ 9・18	八 幡 町 一 丁 目	弘 前 八 幡 宮
	弘前城天守 附 棟札二枚 二の丸辰巳櫓 附 棟札一枚 二の丸未申櫓 附 棟札一枚 二の丸丑寅櫓 二の丸南門 二の丸東門 三の丸追手門 北の郭北門(亀甲門)	文化 7(1810) 慶長16(1611)	8 棟	昭12・ 7・29	下 白 銀 町	弘 前 市
	誓願寺山門	(伝)慶長元 (1596)	1 棟	昭13・ 8・26	新 町	誓 願 寺
	東照宮本殿 附 棟札三枚	寛永 5(1628)	1 棟	昭28・11・14	笹 森 町	弘 前 市
	津軽為信霊屋	江戸時代初期	1 棟	昭28・11・14	藤 代 一 丁 目	革 秀 寺
	弘前城三の丸東門	慶長16(1611)	1 棟	昭28・11・14	下 白 銀 町	弘 前 市
	熊野奥照神社本殿 附 棟札五枚	慶長18(1613)	1 棟	昭29・ 9・17	田 町 四 丁 目	熊 野 奥 照 神 社
	旧第五十九銀行本店本館 附 棟札一枚	明治37(1904)	1 棟	昭47・ 5・15	元 長 町	弘 前 市
	石場家住宅 附 板塀一棟	江戸時代中期	1 棟	昭48・ 2・23	亀 甲 町	個 人
	弘前学院外人宣教師館	明治39(1906)	1 棟	昭53・ 1・21	稔 町	(学)弘前学院
	長勝寺御影堂 附 厨子及び須弥壇一具 銘札一枚	寛永 6(1629)	1 棟	昭61・ 1・22	西 茂 森 一 丁 目	長 勝 寺
	津軽家霊屋 環月臺、表門・玉垣 附 扁額一面 旧野地板一枚 銘札三枚 碧巖臺、表門・玉垣 明鏡臺、表門・玉垣 白雲臺、表門・玉垣 附 銘札四枚 凌雲臺、表門・玉垣 附 棟札三枚・ 銘札一枚	寛文12(1672) 寛永 8(1631) 寛永15(1638) 明暦 2(1656) 宝暦 3(1753)	5 棟	昭61・ 1・22 平 5・ 8・17 表門・玉垣 追加	西 茂 森 一 丁 目	長 勝 寺
	長勝寺本堂 庫裏	(伝)慶長16 (1611)	2 棟	平 5・ 8・17	西 茂 森 一 丁 目	長 勝 寺
	革秀寺本堂	(伝)慶長15 (1610)	1 棟	平 5・ 8・17	藤 代 一 丁 目	革 秀 寺
	旧弘前偕行社 附 門柱及び煉瓦塀 棟札一枚	明治40(1907)	1 棟	平13・ 6・15	御 幸 町	(学)弘前厚生学院
	高照神社 本殿、中門、西軒廊、東軒廊、 拝殿及び幣殿、随神門、廟所拝殿、廟所 門、津軽信政公墓	正徳元年～ 文化12年	8 棟 2 基	平18・ 7・ 5	高 岡 字 神 馬 野 高 岡 字 獅 子 沢	高 照 神 社 ほか

国指定文化財

文化財の 種別/ 指定区分	名称等	年代	員数	※1 指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	旧弘前藩諸士住宅	江戸時代中期	1 棟	平28・2・9	若 党 町	弘 前 市
	木村産業研究所	昭和7(1932)	1 棟	令 3・8・2	在府町	木村産業研究所
工芸品						
	太刀 銘 友成作	平安末期～ 鎌倉初期	1 口	大14・4・24	高岡字神馬野	高 照 神 社
	太刀 銘 真守	鎌倉中期～末期	1 口	大15・4・19	高岡字神馬野	高 照 神 社
	銅鐘 嘉元四年八月一五日大檀那崇演ノ 銘アリ	嘉元 4(1306)	1 口	昭16・11・6	西茂森一丁目	長 勝 寺
	刀 無銘 伝 来国光	鎌倉末期～ 南北朝前期	1 口	昭34・12・18	土 手 町	個 人
考古資料						
	砂沢遺跡出土品	弥 生 前 期	1 点	平12・12・4	上 白 銀 町	弘 前 市
	猪型土製品	縄 文 後 期	1 件	平23・6・27	上 白 銀 町	弘 前 市
無形文化財						
工芸技術						
	津軽塗		1 件	平29・10・2	賀 田	津軽塗技術保存会
民俗文化財						
無形の民俗文化財						
	弘前のねぶた		1 件	昭55・1・28	弘 前 市	弘前ねぶた保存会
	岩木山の登拝行事		1 件	昭59・1・21	弘 前 市 ほか	お山参詣保存会
記念物						
遺跡						
	津軽氏城跡 堀越城跡 弘前城跡 弘前城 長勝寺構 新寺構	慶長16～ 慶安 3 (1611～50)		昭27・3・29 昭60・11・15 堀越城跡追加	下白銀町ほか	弘 前 市 ほか
	大森勝山遺跡	縄 文 晩 期		平24・9・19	大 森 字 勝 山	弘 前 市 ほか
名勝地						
	瑞楽園	明治23(1890)	4871. 91 m ²	昭54・5・31	宮館字宮館沢	弘 前 市
	成田氏庭園	昭和7(1932)	341 m ²	令2・3・10	樹木一丁目	個 人
	對馬氏庭園	明治20年代後半	5979. 96 m ²	令2・3・10	折笠字宮川	個 人
	須藤氏庭園(青松園)	明治時代末	9120. 35 m ²	令2・3・10	前坂字船山	個 人
動物、植物、地質鉱物						
	カモシカ			昭30・2・15	地域を指定せず	
	コウトリ			昭31・7・19	地域を指定せず	
伝統的建造物群						
※2						
	弘前市仲町伝統的建造物群保存地区		約 10.6ha	昭53・5・31	若 党 町 ほか	弘 前 市 ほか

※1 昭和25年以前は、国宝保存法による指定であり、昭和4年以前は古社寺保存法による指定である。

※2 重要伝統的建造物群保存地区選定

重要美術品認定文化財

区分	名称等	年代	員数	認定年月日	所在地	所有者
考古学資料						
	板石塔婆 正応元年七月二三日 源光氏ノ銘アリ	正応元(1288)	1 基	昭17・12・16	中別所字葛野	弘 前 市

国の記録選択(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)

区分	名称等	年代	員数	認定年月日	所在地	所有者
(民俗芸能県指定)						
	津軽神楽			昭51・12・25	常盤坂二丁目	津軽神楽保存会
(風俗習慣)						
	久渡寺のオシラ講の習俗			平11・12・3	坂元字山元	久 渡 寺
(風俗習慣市指定)						
	津軽の七日堂祭			平21・3・11	百 沢 鬼 沢	岩 木 山 神 社 百 沢 町 会 氏 子 鬼 神 社 氏 子

県指定文化財

文化財の 種別/ 指定区分	名称等	年代	員数	指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	久祥院殿位牌堂	元禄 6(1693)	1 棟	昭30・ 1・ 7	西茂森二丁目	隣 松 寺
	三尊仏及びその厨子堂	慶長15(1610) 寛永15(1638)	1 棟	昭32・ 1・11	西茂森一丁目	長 勝 寺
	旧岩田家住宅 附 門 一棟 土地 一筆	寛政年間末～ 文化年間 (1800前後)	1 棟	昭60・ 4・27	若 党 町	弘 前 市
	旧東奥義塾外人教師館	明治33(1900)	1 棟	平 5・ 1・22	下 白 銀 町	弘 前 市
	旧弘前市立図書館	明治39(1906)	1 棟	平 5・ 1・22	下 白 銀 町	弘 前 市
	熊野宮本殿 附 棟札三枚	慶長20(1615)	1 棟	平 5・ 1・22	茜町一丁目	熊 野 宮
	日本聖公会弘前昇天教会 教会堂 附 聖鐘一口	大正 9(1920)	1 棟	平 5・ 4・16 平17・ 7・20	山 道 町	日 本 聖 公 会 弘 前 昇 天 教 会
	巖鬼山神社本殿 附 厨子一基 棟札一枚	元禄 4(1691)	1 棟	平 5・ 4・16	十腰内字猿沢	巖 鬼 山 神 社
	旧青森県尋常中学校本館 附 棟札一枚	明治27(1894)	1 棟	平 5・ 7・19	新 寺 町	青 森 県
	日本基督教団弘前教会教会堂	明治39(1906)	1 棟	平 5・ 7・19	元 寺 町	日 本 基 督 教 団 弘 前 教 会
	袋宮寺本堂	宝永 元(1704)	1 棟	平 6・ 4・25	新 寺 町	袋 宮 寺
	円明寺本堂	明和 元(1764)	1 棟	平 6・ 4・25	新 寺 町	円 明 寺
	報恩寺本堂 附 棟札一枚	宝永 元(1704)	1 棟	平 6・ 4・25	新 寺 町	報 恩 寺
	本行寺護国堂	享保 元(1716)	1 棟	平 7・ 4・19	新 寺 町	本 行 寺
	旧伊東家住宅	19世紀初頭	1 棟	平17・ 3・14	若 党 町	弘 前 市
	岩木山神社社務所	弘化 4(1847)	1 棟	平23・ 8・19	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	乳井神社の五輪塔	鎌倉時代	1 基	令 4・ 4・13	乳 井	乳 井 神 社
絵画						
	絹本着色当麻曼荼羅図	鎌倉時代 (14世紀前半)	1 幅	平 3・ 3・13	新 寺 町	貞 昌 寺
	新井晴峰筆 紙本着色観桜観楓図屏風	江戸時代後期	1 双	平16・ 1・21	下 白 銀 町	弘 前 市
	紙本着色弘前八幡宮祭礼図巻	19世紀前半	5 巻	令 2・ 9・ 4	下 白 銀 町	弘 前 市
彫刻						
	舞楽面	鎌倉～南北朝	3 面	昭31・ 5・14	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	木彫阿弥陀如来立像	室町時代末期頃 (1500前後)	1 軀	昭31・ 5・14	新 寺 町	西 光 寺
	薬師如来三門本尊	江戸時代初期	1 軀	昭32・ 1・11	西 茂 森 一 丁 目	長 勝 寺
	津軽為信木像	慶長12(1607)	1 軀	昭32・ 1・11	西 茂 森 一 丁 目	長 勝 寺
	十一面観世音立像	延宝 5(1677)	1 軀	昭33・ 6・25	新 寺 町	袋 宮 寺
	十一面観音像	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭37・ 6・29	新 寺 町	西 福 寺
	地藏像	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭37・ 6・29	新 寺 町	西 福 寺
	阿弥陀如来像	江戸時代以前	1 軀	昭37・ 6・29	下 白 銀 町	吉 祥 寺
工芸品						
	短刀 銘 波岡森宗／奥州津軽	大永年間以降 (1521～)	1 口	昭31・ 5・14	在 府 町	個 人
	釣燈籠	室町中期	1 個	昭31・ 5・14	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	日本刀 銘 相州住綱廣	江戸時代初期	1 口	昭31・ 5・14	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	津軽信政着用具足	江戸時代中期	1 領	昭31・ 5・14	高 岡 字 神 馬 野	高 照 神 社

県指定文化財

文化財の 種別/ 指定区分	名称等	年代	員数	指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
工芸品						
	日本刀 銘 津軽主為信相州綱広呼下作之 慶長十一丙午年八月吉日 三百腰之内	慶長11(1606)	1 口	昭37・11・16	坂本町	個人
	鰐口 慶長九年ノ奉納名アリ	慶長9(1604)	1 個	昭38・4・10	十腰内字猿沢	巖鬼山神社
	短刀 銘 奥州津軽住国広 朱銘 首割土段弘	天和3～元禄年間 (1683～1704)	1 口	昭41・5・25	下白銀町	弘前市
	金梨子地牡丹紋散蒔絵糸巻太刀拵	江戸時代後期	1 口	昭44・12・15	桔梗野五丁目	個人
	津軽塗	江戸時代中期	8 点	平7・4・19	下白銀町	弘前市
	高照神社刀剣類		11口	平12・4・19	高岡字神馬野	高照神社
	津軽漆塗手板	江戸後期～ 明治前期	514 枚	平15・4・14	下白銀町	弘前市
	津軽塗(変わり塗)五段重箱及び弁当箱	江戸後期～ 明治前期	2 点	平16・7・16	寒沢町	個人
書跡						
	久祥院殿写経		8 冊	昭30・1・7	下白銀町	隣松寺
考古資料						
	蕨手刀	奈良時代(8世紀)	1 口	昭31・5・14	田町四丁目	熊野奥照神社
	大森勝山遺跡出土の旧石器	後期旧石器時代	10点	平15・4・14	下白銀町	弘前市
無形文化財						
音楽						
	根笹派大音笛流錦風流尺八	文政元(1823)		昭56・6・23	大町三丁目	個人
民俗文化財						
有形の民俗文化財						
	高照神社奉納額絵馬		54枚	平2・8・3	高岡字神馬野	高照神社
無形の民俗文化財						
	津軽神楽		1 組	昭31・5・14	常盤坂二丁目	津軽神楽保存会
	種市獅子(鹿)踊		1 組	昭36・1・14	種市	種市獅子同好会
	一野渡獅子(熊)踊		1 組	昭36・1・14	一野渡	一野渡獅子会
	大沢獅子(熊)踊		1 組	昭37・1・12	大沢	大沢獅子舞 保存会
	悪戸獅子(熊)踊		1 組	昭37・1・12	悪戸	悪戸獅子会
	津軽の七日堂祭			令4・4・13	百鬼沢	百沢町会氏子 鬼神社氏子総代
記念物						
名勝地						
	貞昌寺庭園	18世紀初め頃	約3240㎡	平14・7・24	新寺町	貞昌寺
動物、植物、地質鉱物						
	大杉	樹齢約千年	2 本	昭31・5・14	十腰内字猿沢	巖鬼山神社
	燈明杉	樹齢七百年	1 本	平5・4・16	大沢字堂ヶ平	大沢町会
	向外瀬のモクゲンジ	樹齢二百五十年 以上	1 本	平9・5・14	向外瀬四丁目	個人
	天満宮のシダレザクラ	樹齢五百年以上	1 本	平10・4・22	西茂森一丁目	天満宮
	鬼神のカシワ	樹齢七百年	1 本	平10・4・22	鬼沢	鬼神社
	百沢街道および高岡街道の松並木	江戸時代中期	1 件	平11・4・21	百沢、高岡	青森県・弘前市
	革秀寺のサルスベリ	樹齢350年	1 本	平28・4・6	藤代一丁目	革秀寺
	弘前公園のアイグロマツ	樹齢330年	1 本	平28・4・6	下白銀町	弘前市
	弘前公園のネズコ	樹齢500年	1 本	平28・4・6	下白銀町	弘前市
	弘前公園最長寿のソメイヨシノ	樹齢133年	1 本	平28・4・6	下白銀町	弘前市

市指定文化財

文化財の種類	名称等	年代	員数	※指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	黒門	江戸時代中期	1 棟	昭53・3・30	西茂森一丁目	長勝寺
	栄螺堂	天保10(1839)頃	1 棟	昭54・2・1	西茂森二丁目	蘭庭院
	旧石戸谷家住宅	江戸時代末期	1 棟	昭60・8・22	川合	弘前市
	揚亀園揚亀庵	明治16(1883)	1 棟	平2・10・20	亀甲町	個人
	乳井神社社殿(旧毘沙門堂)	明暦元(1655)	1 棟	平10・11・27	乳井	乳井神社
	旧小山内家住宅	文久3(1863)	1 棟	平13・11・9	清水富田	弘前市
	旧青森銀行津軽支店	明治16(1883)	1 棟	平14・1・30	百石町	弘前市
	旧藤田家住宅(太宰治学生時代の下宿) 附棟札一枚	大正10(1921)	1 棟	平18・3・24	御幸町	弘前市
	藤原信政公霊所(瑞垣・木柵)		2 棟	昭61・1・8	高岡字神馬野	個人
	高照神社 文庫	享保5(1720)	1 棟	平7・11・9	高岡字神馬野	高照神社
	高照神社 神饌殿	18世紀半ば	1 棟	平13・10・15	高岡字神馬野	高照神社
	平川家住宅	江戸時代中期	1 棟	平29・4・14	若党町	個人
	普門院本堂	安永4(1775)	1 棟	令3・5・25	西茂森二丁目	普門院
絵画						
	津軽為信公画像 寛永四年清巖宗渭ノ讚アリ	寛永4(1627)	1 幅	昭38・3・20	藤代一丁目	革秀寺
	紙本墨画淡彩松に虎の図	16世紀以前	1 幅	昭56・7・13	亀甲町	個人
	刺繍両界曼荼羅	江戸時代後期	2 幅	平11・10・27	笹森町	葉王院
	屏風	江戸時代中期	1 双	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社
	信政公葬送図絵巻	天保4(1833)	1 巻	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社
	甲州廿四将之図	19世紀	1 幅	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社
	お山参詣図襖絵	19世紀	4面1式	平15・3・28	下白銀町	弘前市
	絹本着色阿弥陀如来像	室町時代	1 幅	平26・7・4	新寺町	法源寺
	紙本着色元三大師縁起絵巻・慈源大師縁起 絵巻 附箱	享保10(1725)	9 巻	平26・7・4	新寺町	報恩寺
	絹本墨画淡彩返魂香之図 附箱・游魂図説	天明元(1781)	1 幅	令3・5・25	坂元字山元	久渡寺
彫刻						
	木造豊太閤坐像		1 軀	昭38・3・20	藤代一丁目	革秀寺
	木造十一面観音坐像	天正5(1577)	1 軀	昭38・3・20	石川字大仏	大仏院
	木造不朱塗獅子頭	江戸時代初期	1 頭	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	木造素木龍頭	江戸時代初期	1 頭	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	木造釈迦涅槃像 附 胎内納入文書二三葉	延宝8(1680)	1 軀	昭53・9・30	新寺町	貞昌寺
	石造狛犬 銘 斎藤平左エ門吉林刻 寛文四年卯月吉日	寛文4(1664)	阿吽 1 対	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	石造狛犬 銘 奉納 源朝臣金吉安 寛文四年卯月吉日	寛文4(1664)	阿吽 1 対	昭49・10・26	田町四丁目	熊野奥照神社
	石造狛犬 銘 奈良岡権右衛門口温刻 寛文四年卯月吉日	寛文4(1664)	阿吽 1 対	昭50・4・17	桜庭字外山	多賀神社
	十一面観音像(円空仏)	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭59・2・2	西茂森二丁目	普門院
	石造両界大日如来坐像	宝暦8(1758)	2 軀	昭62・1・21	津賀野字岡本	便心寺
	木造津軽信明坐像 附 體孝院殿御肖像殿 棟札一枚 御厨子 棟札一枚	天保6(1835)	1 軀	平8・12・3	新寺町	報恩寺
	木造津軽寧親坐像 附 御厨子 御神鏡	文政8(1825)	1 軀	平8・12・3	新寺町	報恩寺

市指定文化財

文化財の種類	名称等	年代	員数	※指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
彫刻						
	木造津軽監物親守坐像 附 銘札一枚	天保 6(1835)	1 軀	平 8・12・ 3	新 寺 町	報 恩 寺
	木造伝覚範法印坐像 附 銘札一枚	天保 6(1835)	1 軀	平 8・12・ 3	新 寺 町	報 恩 寺
	木造笠原八郎兵衛坐像 附 銘札一枚	文政13(1830)	1 軀	平24・ 4・13	下 白 銀 町	個 人
工芸品						
	弘前城館神厨子堂	江戸時代初期	1 基	昭38・ 3・20	樋の口二丁目	個 人
	大太刀 大小揃の内大 慶長一六年ノ銘アリ	慶長16(1611)	1 口	昭39・ 6・ 5	八幡町一丁目	弘 前 八 幡 宮
	大太刀 大小揃の内小 文化元年ノ銘アリ	文化 元(1804)	1 口	昭39・ 6・ 5	八幡町一丁目	弘 前 八 幡 宮
	大薙刀(拵付)慶長一六年ノ銘アリ	慶長16(1611)	1 口	昭39・ 6・ 5	八幡町一丁目	弘 前 八 幡 宮
	日本刀 銘 奥州津軽波岡之住森宗 永正十三年八月廿一日	永正13(1516)	1 口	昭44・ 8・ 2	坂 本 町	個 人
	日本刀 銘 相模守藤原来国吉 寛文九年八月吉日	寛文 9(1669)	1 口	昭44・ 8・ 2	坂 本 町	個 人
	鉄 鐺 銘 奥州津軽住正阿弥清明作	江戸時代中期初頭	1 枚	昭46・ 7・22	坂 本 町	個 人
	大脇差 銘 相模守来国吉 心貫石州様	江戸時代初期	1 口	昭49・10・26	和 徳 町	個 人
	刀 銘 陸奥大掾橋盛宗	江戸時代初期	1 口	昭49・10・26	下 白 銀 町	弘 前 市
	紺糸緘具足(兜付)附櫃	安政 4(1857)頃	1 領	昭51・11・27	稲田二丁目	個 人
	色々威黒漆塗具足 兜付	江戸時代初期	1 領	昭55・ 9・29	下 白 銀 町	個 人
	紺糸威五枚胴具足 兜付	江戸時代末期	1 領	昭55・ 9・29	下 白 銀 町	弘 前 市
	色々威胴丸 大袖兜付	安政4(1857)頃	1 領	昭55・ 9・29	下 白 銀 町	個 人
	紺糸威五枚胴具足 兜大袖付	江戸時代末期	1 領	昭56・ 7・13	下 白 銀 町	個 人
	刀 銘 陸奥大掾橋盛宗	江戸時代初期	1 口	昭57・ 1・27	富田一丁目	個 人
	銅製獅子耳花入	江戸時代中期	1 口	平 8・12・ 3	下 白 銀 町	弘 前 市
	刀 無銘	南北朝時代	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	太刀 銘 勝光	室町時代	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	刀 銘 獅吼	江戸時代初期	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	刀 銘 千手院	明応期	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	刀 銘 弘前住紀倫賀	江戸時代末期	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	刀 銘 弘前住紀倫賀	明治 3(1870)	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	刀 銘 奥州弘前住助宗	文久頃	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	脇差 銘 山城国住源綱広 相州住綱広	江戸時代初期	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	脇差 銘 相模守来国吉	江戸時代初期	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	脇差 銘 相州住広次作	永正 4(1507)	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	短刀 銘 吉光		1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	短刀 銘 大和守秀国	明治期	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	脇差 銘 肥州河内守藤原正広		1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	刀 銘 奉納津軽住人国俊造之 昭和廿四年己亥年八月十一日高照神宮御宝前他不与之	昭和34(1959)	1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	脇差 銘 豊後住藤原行光		1 口	昭60・ 2・27	高岡字神馬野	高 照 神 社
	剣 銘 摂津住源正久造		1 口	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社
	薙刀 銘 陸奥守包保		1 口	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社
	薙刀 銘 陸奥大掾橋盛宗	江戸時代初期	1 口	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社

市指定文化財

文化財の種類	名称等	年代	員数	※指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
工芸品						
	薙刀 銘 兼英	室町時代	1 口	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	平三角槍		1 口	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	鞍	1735年以前	1 具	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	梨地金蒔絵文台		1 基	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	梨地金蒔絵硯箱		1 合	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	唐櫃		1 合	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	能面		1 面	平 4・ 1・31	下白銀町	弘前市
書跡						
	神社微細社司由緒調書上帳	万延 元(1860)	8 冊	昭38・ 3・20	銅屋町	最勝院
	弘前城の絵図	正保 2(1645)	1 舗	昭38・ 3・20	下白銀町	弘前市
	津軽為信墨付 慶長九年	慶長 9(1604)	1 通	昭39・ 6・ 5	下白銀町	弘前市
	近衛龍山筆津軽富姫弔歌	慶長 8(1603)	1 卷	平10・11・27	西茂森一丁目	藤先寺
	中臣祓	元禄11(1698)	1 帖	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	源氏物語之詞	19世紀	2 卷	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	衝立	江戸時代中期	1 基	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
古文書						
	お告書付		1 式	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	高照神社収蔵古文書類		1 式	平15・ 3・28	高岡字神馬野	高照神社
考古資料						
	文永の板碑	文永 4(1267)	1 基	昭40・ 9・14	鬼沢字二千刈	個人
	国吉板碑群	正和5～嘉暦 4 (1316～29)	12基	昭51・11・27	国吉字村元	国吉史跡保存会
	板 碑 正安元年ト正安三年ノ銘アリ	正安 元(1299) 正安 3(1301)	2 基	昭53・10・30	城東中央四丁目	個人
	三世寺板碑群	鎌倉時代末期～ 南北朝時代中期 (14世紀中期)	7 基	昭61・11・18	三世寺字色吉	弘前市三世寺小山両地区神明宮史蹟保存会
	板 碑 一重円輪内に釈迦如来種子を刻	南北朝時代初期 (1340前後)	1 基	昭62・ 1・21	町田字山吹	大石大明神(石神様)史蹟保存会
	熊野奥照神社板碑 建武三年ノ銘アリ	建武 3(1336)	1 基	昭63・10・14	田町四丁目	熊野奥照神社
	乳井神社の板碑群	鎌倉時代末期～ 南北朝時代 (14世紀前期)	13基	平 8・12・ 3	乳 井	乳井神社
	外崎の板碑	建武 3(1336) 14世紀前期	2 基	平 8・12・ 3	城東北二丁目	弘前市
	薬師堂愛宕神社の板碑群	南北朝時代初期 (1340前後)	5 基	平10・11・27	薬 師 堂	薬師堂愛宕神社
	乳井古堂の板碑群	南北朝時代初期 (1340前後)	10基	平10・11・27	乳 井	個人
	弘前八幡宮の板碑	南北朝時代初期 (1340前後)	1 基	平10・11・27	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	小野家墓所の板碑	南北朝時代初期 (1340前後)	1 基	平10・11・27	田町三丁目	弘前八幡宮
	天満宮 永仁四年八月十日の板碑	永仁 4(1296)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮
	天満宮 永仁四年八月の板碑	永仁 4(1296)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮
	天満宮 康永三年の板碑	康永 3(1344)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮

市指定文化財

文化財の種類	名称等	年代	員数	※指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
考古資料						
	天満宮 種子パークの板碑		1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮
	天満宮 観応四年の板碑	観応 4(1353)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮
	天満宮 種子イ一の板碑		1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮
	天満宮 種子不明の板碑		1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮
	伝 一町田彦岐守信建公の板碑		1 基	平 3・11・30	一町田字村元	個人
	新岡田中家宅地内 種子パンの板碑		1 基	平 3・11・30	新岡字山本	個人
	建武二年の板碑	建武 2(1335)	1 基	平 3・11・30	新岡字薬師	個人
	伝 安東義季一族の板碑		1 基	平 3・11・30	新法師字稔	個人
	伝 安東義季一族の板碑		1 基	平 3・11・30	新法師字稔	個人
	新岡八幡宮の板碑		1 基	平 3・11・30	新岡字山本	新岡八幡宮
	熊嶋 熊野宮の板碑		1 基	平 3・11・30	熊嶋字里見	熊嶋熊野宮
	永和二年の板碑	永和 2(1376)	1 基	平 3・11・30	如来瀬字山田	如来瀬神明宮
	如来瀬 神明宮の板碑		1 基	平 3・11・30	如来瀬字山田	如来瀬神明宮
	珠洲焼経容器及び蓋石	12世紀末	2 点	平28・11・ 4	下白銀町	弘前市
	土偶(砂沢遺跡出土)		1 点	令 4・10・13	下白銀町	弘前市
	ヒスイ大珠(湯口長根遺跡出土)		2 点	令 4・10・13	樹木三丁目	弘前市
歴史資料						
	図像板碑 応安四年ノ銘アリ	応安 4(1371)	1 基	昭57・ 1・27	新 町	誓願寺
	刀 朱銘 延寿國時	文政 4(1821)	1 口	昭60・ 1・24	百石町	個人
	餓死供養名号塔	嘉永 6(1853)	1 基	平 2・10・20	東和徳町	専修寺
	餓死供養題目塔	享保 2(1717)	1 基	平 2・10・20	東和徳町	専修寺
	旗指物		1 旒	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	貴田稻城氏奉納資料		1 式	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高照神社
	青面金剛像庚申塔	元禄15(1702)	1 基	平 5・ 4・26	悪戸字村元	悪戸町会
	光明真言庚申塔	安永 2(1773)	1 基	平 5・ 4・26	坂元字山下	坂元町会
無形文化財						
古武道						
	卜傳流剣術		1 件	平21・ 4・15	春日町	卜傳流保存会
	當田流剣術		1 件	令元・11・1	千年四丁目	當田流剣術保存会
民俗文化財						
有形の民俗文化財						
	紙本淡彩四季農耕の図	19世紀	6 曲 1 双	昭41・ 1・ 4	下白銀町	弘前市
	聖観音石像	寛文11(1671)	1 軀	昭57・ 1・27	新 町	誓願寺
無形の民俗文化財						
	石川獅子舞		1 組	昭40・ 9・14	石 川	石川獅子舞保存会
	鬼沢獅子踊		1 組	昭40・ 9・14	鬼 沢	鬼沢獅子踊保存会
	松森町津軽獅子舞		1 組	昭57・ 7・15	松 森 町	松森町津軽獅子舞保存会
	国吉獅子踊		1 組	昭60・ 8・24	国 吉	国吉獅子踊保存会
	五代獅子舞		1 組	昭58・ 9・28	五 代	五代獅子舞保存会

参考資料

市指定文化財

文化財の種類	名称等	年代	員数	※指定年月日	所在地	所有者
民俗文化財						
無形の民俗文化財						
	鳥井野獅子踊		1 組	昭61・1・8	鳥 井 野	鳥井野獅子踊保存会
	鬼沢のハダカ参り		1 組	平14・3・29	鬼 沢	鬼沢公民館
	紙漉沢獅子舞		1 組	平27・12・24	紙漉沢字山越	紙漉沢獅子舞保存会
記念物						
遺跡						
	吉田松陰来遊の地 附 松陰室	嘉永 5(1852)	262.72 m ²	昭53・2・1	元 長 町	(財)養生会
	曹洞宗津軽山革秀寺	慶長 3(1598)	18,807.41 m ²	昭60・1・24	藤代一丁目	革 秀 寺
	堂ヶ平経塚	12世紀代	53,041 m ²	平28・11・4	大沢字堂ヶ平	大 沢 町 会
動物、植物、地質鉱物						
	五本杉	樹齢約500年	1 本	平10・11・5	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	シダレザクラ	樹齢約300年	1 本	平10・11・5	高岡字神馬野	高 照 神 社
	ウラジロモミ	樹齢約200年	1 本	平10・11・5	高岡字神馬野	高 照 神 社
	サワラ	樹齢約300年	1 本	平10・11・5	高岡字神馬野	高 照 神 社
	石割ナラ及びハリギリ	約250年・ 約100年	2 本	平10・11・5	八 幡 字 長 沢	八 幡 町 会
	コブシ	樹齢約100年	1 本	平10・11・5	新法師字稔	個 人
	カエデ	樹齢約500年	1 本	平10・11・5	百 沢 字 山 田	個 人

※告示の日をもって指定日とした

国登録文化財

区分	名称等	年代	員数	登録年月日	所在地	所有者
建造物						
	旧第八師団長官舎	大正 6(1917)	1 棟	平15・ 7・ 1	上 白 銀 町	弘 前 市
	旧藤田家別邸 洋館	大正10(1921)	1 棟	平15・ 7・ 1	上 白 銀 町	弘 前 市
	和館	昭和12(1937)	1 棟			
	倉庫(旧考古館)	大正10(1921)	1 棟			
	冠木門及び両袖番屋	大正11(1922)	1 棟			
	旧弘前無尽社屋(三上ビル)	昭和 2(1927)	1 棟	平15・ 7・ 1	元 寺 町	個 人
	旧制弘前高等学校外国人教師館	大正14(1925)	1 棟	平17・ 8・ 2	文 京 町	国立大学法人 弘 前 大 学
	石場旅館	明治12(1879)推 定	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	個 人
	翠明荘(旧高谷家別邸) 洋館	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	(株)ムジコ・クリ エイト
	翠明荘(旧高谷家別邸) 日本館	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	(株)ムジコ・クリ エイト
	翠明荘(旧高谷家別邸) 奥座敷	昭和28(1953)	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	(株)ムジコ・クリ エイト
	翠明荘(旧高谷家別邸) 土蔵	昭和28(1953)	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	(株)ムジコ・クリ エイト
	翠明荘(旧高谷家別邸) 門	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	(株)ムジコ・クリ エイト
	翠明荘(旧高谷家別邸) 四阿	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・ 23	元 寺 町	(株)ムジコ・クリ エイト
	弘前市庁舎本館	昭和33(1958)	1 棟	平27・ 8・ 4	上 白 銀 町	弘 前 市
名勝地関係						
	揚亀園	明治後期～大正	1 園	平19・ 7・ 26	亀 甲 町	個 人
	旧菊池氏庭園(弘前明の星幼稚園庭園)	大正末期～ 昭和初期	1 園	平19・ 7・ 26	紺 屋 町	(学)明の星学園
	丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	明治15(1882)	1 園	平31・ 2・ 26	葛原字大柳	個 人

※告示の日をもって登録日とした

<写真出典>

- P23 東奥義塾生集合写真（明治9年）/
山上笙介編『ふるさとのあゆみ 弘前Ⅰ』津軽書房 昭和55年
- P26 明治40年代のりんご園/
山上笙介編『ふるさとのあゆみ 弘前Ⅰ』津軽書房 昭和55年
- P28 中土手町（昭和30年代）/
山上笙介編『ふるさとのあゆみ 弘前Ⅰ』津軽書房 昭和55年
- P29 椽の木峰月館（明治40年）/
山上笙介編『ふるさとのあゆみ 弘前Ⅱ』津軽書房 昭和56年
- P41 津軽為信/革秀寺蔵
津軽信枚/長勝寺蔵
津軽信政/高照神社蔵
- P42 ジョン・イング/『津軽ひろさき歴史文化観光検定公式テキスト ひろさき読解本』
堀江佐吉/株式会社堀江組提供
- P43 桜庭駒五郎/学校法人弘前学院提供
藤田謙一/『津軽ひろさき歴史文化観光検定公式テキスト ひろさき読解本』
前川國男/写真撮影廣田治雄 前川建築設計事務所提供
- P44 福島藤助・菊池楯衛/
『津軽ひろさき歴史文化観光検定公式テキスト ひろさき読解本』
- P45 外崎嘉七/『津軽ひろさき歴史文化観光検定公式テキスト ひろさき読解本』
- P90 ねふた小屋・骨組となったねふた/槌子ねふた愛好会提供
- P91、P92 扇ねふたの製作と構造/
『津軽ひろさき歴史文化観光検定公式テキスト ひろさき読解本』
- P92 絵張りの作業/槌子ねふた愛好会提供
- P93 前夜祭で練り歩くねふた/槌子ねふた愛好会提供
- P96、97 ねふた運行隊形/
『津軽ひろさき歴史文化観光検定公式テキスト ひろさき読解本』
- P108 大護摩供祈願法要（最勝院）/「真言宗智山派 金剛山最勝院」ホームページ
- P109 諸堂参拝する僧侶（最勝院）/「真言宗智山派 金剛山最勝院」ホームページ
- P112 歴史的建造物の前での舞納め/「津軽御祭道中」ホームページ、下田雄次氏提供
- P116 津軽塗の塗模様/青森県漆器協同組合連合会提供
- P117 弘前工芸協会作品（1971）/弘前工芸協会提供
- P118 主な津軽塗製品/青森県漆器協同組合連合会提供、小林漆器提供
弘前駅自由通路工芸板製作風景・弘前駅自由通路に飾る工芸板/弘前工芸協会提供
- P121 包丁/ 有限会社二唐刃物鍛造所提供
- P129 村回りの様子（弘前市十腰内）/十腰内お山の会提供

P130 岩木山神社付近の行列/十腰内お山の会提供

P131 拝殿に向かう参拝者・岩木山神社前柵形の出店、参拝者、見物客/岩木山観光協会提供

P132 山頂を目指す人々/十腰内お山の会提供

奥宮でご来光を待つ参拝者・奥宮からご来光を拝む参拝者/岩木山観光協会提供

